

第四節 電車

第六十九條 電車内ノ電路ト大地トノ間ニ於ケル絶縁抵抗ハ漏洩電流ヲシテ低壓ノ場合ハ規定電流ノ五千分の一、高壓ノ場合ハ規定電流ノ一萬分の一ヲ超過セシメサル様保持スルコトヲ要ス

第七十條 車輛内ニ於テ電流ノ通スル部分ハ操業者ノ外人ノ容易ニ觸ル、虞ナキ様施設スルコトヲ要ス

第二章 細則

第一節 機械及器具

第十條 本則第十七條第一項ノ非包裝可熔片ハ左ノ試驗 使用場所ニ取ニ適合スルモノトス

- 一 低壓ニ使用スル定格電流二百アムペア以下ノ非包裝可熔片ハ之ヲ水平ニ取付ケテ板狀可熔片ハ板面試驗シ五分間以上定格電流ノ一四・五倍ノ電流ニ耐ヘ一分間以内ニテ二倍ノ電流ニ依リ熔斷スルコト
二 高壓ニ使用スル非包裝可熔片ハ二分間以内ニ定格電流ノ二倍ノ電流ニ依リ熔斷スルコト

第二節 電線、電路及附屬設備

第十二條 第一種絶縁電線ハ電線ヲ良質且強靱ナル撚綿絲其ノ他之ト同等以上ノ物質ヲ以テ一回緊密ニ編組シ且絶縁性耐水質混和物ヲ充分ニ滲透シ其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノニシテ其ノ被覆物ノ厚サ〇・七五耗以上ノモノトス

第十三條 第二種絶縁電線ハ電線ヲ良質且強靱ナル撚綿絲其ノ他之ト同等以上ノ物質ヲ以テ一回緊密ニ編組シ且絶縁性耐水質混和物ヲ充分ニ滲透シ

〔山梨警〕

其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノニシテ其ノ被覆物ノ厚サ一・五耗以上ノモノトス

第十四條 第一種及第二種絶縁電線ハ左ノ各號ノ試驗ニ適合スルモノトス

- 一 供試線ヲ白色艶紙上ニ載セ攝氏六十度ノ空氣中ニ三十分間放置スルモ紙面上ニ油狀ノ斑點ヲ印セサルコト
二 供試線ヲ攝氏零下十五度ノ生寒劑中ニ三十分間浸漬スルモ混和物ハ其ノ上ノ表面ニ皸裂ヲ生セサルコト
三 五耗以下ノ單線ニ在リテハ攝氏十度乃至三十度ノ溫度ニ於テ之ヲ其ノ仕上リ外徑ノ三倍ノ直徑ヲ有スル圓錐上ニ緊密ニ十回以上纏捲スルモ其ノ編組被覆物ニ異狀ナク混和物ハ粉末狀ヲ呈セス且離脱セサルコト

第十五條 第三種絶縁電線ハ電線ヲ純「ゴム」二十「パーセント」以上ヲ含有スル品質均一ナル「ゴム」混合物ヲ以テ左表ノ厚サ以上ニ被覆シ更ニ〇・五耗以上ノ厚サニ撚綿絲又ハ之ト同等以上ノ物質ヲ以テ緊密ニ編組シタル後完全ニ硫化ヲ施シ且絶縁性耐水質混和物ヲ充分ニ滲透シ其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノトス但シ導體力撚線又ハ三・二耗以上ノ單線ナル場合ニ於テハ「ゴム」混合物ノ上ヲ左表ノ厚サ以上ノ「ゴム」引綿「テープ」ヲ以テ重複纏捲シタル後完全ニ硫化ヲ施シ其ノ上ニ編組ヲ施スモノトス

第三種絶縁電線ハ一卷ノ儘十二時間浸水シ直流百ヴォルト以上ノ電壓ヲ以テ一分間充電ノ後試験シ攝氏十五度ノ溫度ニ於テ左表ニ示ス値以上ノ絶縁抵抗力ヲ試驗シ一分間以上ニ耐フルモノトス
第三種絶縁電線ハ一卷ノ儘十二時間浸水シタル後左表ニ示ス交流電壓ヲ以テ絶縁耐力ヲ試驗シ一分間以上ニ耐フルモノトス

〔山梨警〕

第十七條 第一種可撚紐線ハ錫鍍シタル〇・一八耗ノ軟鋼線三十五本以上又ハ〇・二三耗ノ軟鋼線八十四本以上ヨリ成ル導體ヲ細キ綿絲又ハ紙帶ニテ纏捲シ更ニ純「ゴム」三十「パーセント」以上ヲ含有シ且一・五以上ノ比重ヲ有スル品質均一ナル「ゴム」混合物ヲ以テ導體ノ太サニ從ヒ左表ノ厚サ以上ニ被覆シ更ニ紙帶ヲ重複纏捲シ完全ニ硫化ヲ施シ其ノ上ヲ綿絲、

- 「カタン」絲、絹絲又ハ之ト同等以上ノ物質ヲ以テ緊密ニ編組シタルモノトス
第一種可撚紐線ハ左ノ各號ノ試驗ニ適合スルモノトス
一 一卷ノ儘浸水セザル状態ニ於テ兩導體間ノ絶縁耐力ヲ交流三千ヴォルトノ電壓ヲ以テ試験シ一分間以上ニ耐フルコト
二 長サ一米ノ供試線ヲ二十四時間浸水シタル後交流千ヴォルトノ電壓ヲ以テ試験シ一分間以上ニ耐フルコト

第十八條 第二種可撚紐線ハ前條ニ規定シタル構造ヲ有スル線心ニ更ニ「ゴム」引綿「テープ」ヲ纏捲シ（此ノ場合ハ「ゴム」被覆上ノ紙帶ヲ省略スルコトヲ得）又ハ綿絲ヲ以テ下打編組ヲ施シタルモノニ條ヲ綿絲其ノ他ノ軟性纖維質物ト共ニ撚合セ圓錐形ニ仕上ケ之ニ綿絲、「カタン」絲、絹絲又ハ之ト同等以上ノ物質ヲ以テ緊密ニ上打編組ヲ施シタルモノニシテ前條第二項ノ絶縁耐力試験ニ適合スルモノトス

第十九條 第三種甲可撚紐線ハ第一種可撚紐線ノ編組ヲノ編組被覆ニ絶縁性耐水質混和物ヲ充分ニ滲透シ其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノトス
第二十條 第三種乙可撚紐線ハ第二種可撚紐線ノ編組被覆ニ絶縁性耐水質混和物ヲ充分ニ滲透シ其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノトス

第二十一條 第四種可撚紐線ハ錫鍍シタル〇・一六耗ノ軟鋼線二十本ヨリ成ル導體ヲ細キ綿絲ニテ纏捲シ更ニ純「ゴム」三十「パーセント」以上ヲ含有

第一項ノ「ゴム」混合物ノ左ノ各號ニ依ル化學的及物理的性質ヲ有スルモノトス

- 一 「アセトン」ニテ浸出シタルトキ其ノ浸出量十「パーセント」以下ニシテ遊離硫黃一「パーセント」以下ナルコト
二 供試線ヨリ「ゴム」混合物ヲ約百耗抽出シ其ノ中央ニ五十耗ノ長サヲ印シ之ヲ二倍ノ長サニ伸長シ其ノ儘一分間支持シタル後放置シ十分間經過後ニ於テ永久伸長率二十五「パーセント」以下ナルコト

第十六條 第四種絶縁電線ハ六百ヴォルト以下ハ電線ヲ純「ゴム」三十「パーセント」以上ヲ含有スル品質均一ナル白黒二層ノ「ゴム」混合物ヲ以テ左表ノ厚サ以上ニ被覆シ更ニ左表ノ厚サ以上ノ「ゴム」引綿「テープ」ヲ重複纏捲シタル後完全ニ硫化ヲ施シ更ニ〇・五耗以上ノ厚サニ撚綿絲又ハ之ト同等以上ノ物質ヲ以テ緊密ニ編組シ且絶縁性耐水質混和物ヲ充分ニ滲透シ其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノトス

第四種絶縁電線ハ一卷ノ儘十二時間浸水シ直流百ヴォルト以上ノ電壓ヲ以テ一分間充電ノ後試験シ攝氏十五度ノ溫度ニ於テ左表ニ示ス値以上ノ絶縁抵抗力ヲ試驗シ一分間以上ニ耐フルモノトス

- 一 「アセトン」ニテ浸出シタルトキ其ノ浸出量六「パーセント」以下ニシテ遊離硫黃一「パーセント」以下ナルコト
二 供試線ヨリ「ゴム」混合物ヲ約百耗抽出シ其ノ中央ニ五十耗ノ長サヲ印シ之ヲ二倍ノ長サニ伸長シ其ノ儘一分間支持シタル後放置シ十分間經過後ニ於テ永久伸長率二十「パーセント」以下ナルコト



有シ且一・五以上ノ比重ヲ有スル品質均一ナル「ゴム」混合物ヲ以テ○・五耗以上ノ厚サニ被覆シ完全ニ硫化ヲ施シタル線心二條ヲ總合セタル後純「ゴム」二十五「パーセント」以上ヲ含有シ且一・五以上ノ比重ヲ有スル「ゴム」混合物ヲ以テ線心二條ノ間隙ヲ充分ニ填充シ且○・五耗以上ノ厚サニ被覆シテ圓筒形ニ仕上ケ完全ニ硫化ヲ施シタル後之ニ綿絲、「カダシ」絲、絹絲又ハ之ト同等以上ノモノヲ以テ緊密ニ上打編組ヲ施シタルモノトス

第四種可撓紐線ハ外部ノ「ゴム」被覆ト線心及線心相互間ヲ容易ニ離別シ得ルモノトス  
第四種可撓紐線ハ細則第十七條第二項ノ絶縁耐力試験ニ適合スルモノトス

第二十二條 細則第十七條、第十八條及前條ノ「ゴム」混合物ハ供試線ヨリ「ゴム」混合物ヲ約百耗抽出シ其ノ中央ニ五十耗ノ長サヲ印シ之ヲ二倍ノ長サニ伸長シ其ノ儘一分間支持シタル後放置シ十分間經過後ニ於テ永久伸長率二十「パーセント」以下ナルモノトス

第二十四條 電線ニ接續點ヲ設ケルトキハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス  
三 接續管又ハ特殊ノ方法ニテ接續スル場合ヲ除クノ外接續部分ヲ鍍着スルコト

第二十九條 本則第三十六條第二項ノ適當ナル表示トハ左ノ如キモノヲ謂フ  
一 高壓架空電線路ニ在リテハ碍子ノ表面ノ見易キ部分幅約二種又ハ腕木ノ表面ヲ赤色ト爲スモノ  
二 特別高壓架空電線路ニ在リテハ建造物、道路、交通頻繁ナラサ又ハ架空弱電流電線路ヨリ約三百米以内ニ在ル支持物ノ外部ヲ地表上ニ・

〔山梨省〕

第四十八條 前條第一號ノ保護網ハ第三種地線工事ニ依リ接地シタル鐵線又ハ硬銅線製ノ網狀裝置トシ且左ノ各號ニ準シ施設スルコトヲ要ス

一 縱線ノ太サ四耗以上 縱線相互ノ間隔一・五米以下  
二 橫線ノ太サ二・六耗以上 橫線相互ノ間隔一・五米以下  
三 保護網力架空電線ノ外部ニ張出スル幅員ハ保護網ト電線トノ垂直距離ノ二分ノ一以上但シ三十種以上トス

前項ノ保護網ハ之ヲ運轉頻繁ナル蒸汽鐵道線路上ニ架設スル場合ニ於テハ硬銅線其ノ他容易ニ腐蝕シ難キ金屬線ヲ以テ構成スルコトヲ要ス  
第四十九條 細則第四十七條第二號ノ保護線ハ第三種地線工事ニ依リ接地シタル二條以上ノ鐵線又ハ硬銅線トシ且左ノ各號ニ準シ施設スルコトヲ要ス

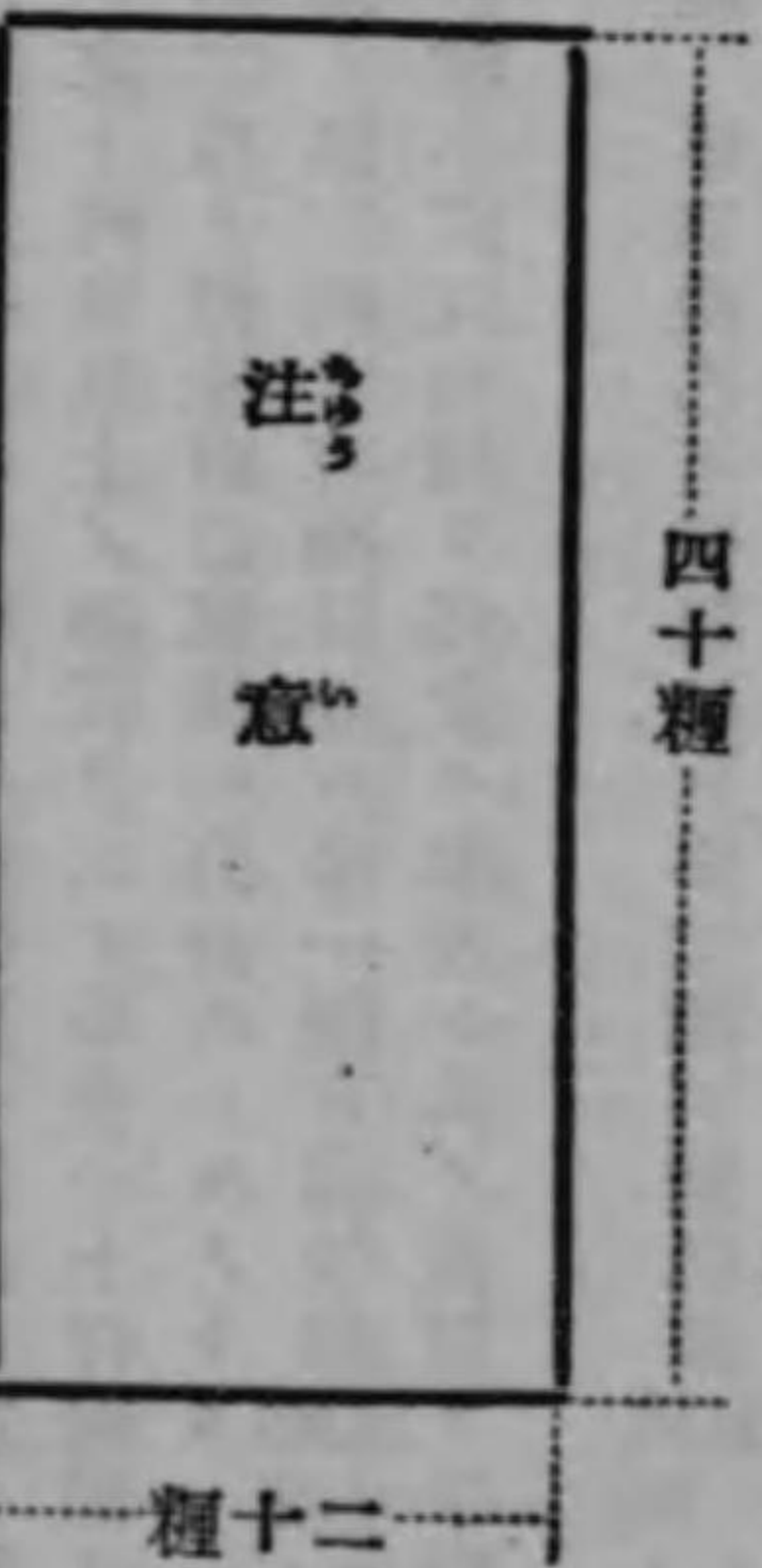
一 保護線ノ太サ四耗以上  
二 保護線相互ノ間隔七十五種以下  
三 保護線力架空電線ノ外部ニ張出スル幅員ハ保護線ト電線トノ垂直距離ノ二分ノ一以上但シ三十種以上トス

前項ノ保護線ヲ運轉頻繁ナル蒸汽鐵道線路上ニ架設スル場合ニ於テハ之ニ硬銅線其ノ他容易ニ腐蝕シ難キ金屬線ヲ使用スルコトヲ要ス  
第三章 電氣使用場所ニ於ケル工事  
第一節 屋外工事

第六十七條 本則第二百二條第一項ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ  
一 碍子引工事ニ依ルトキハ工事上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外造管材ノ側面又ハ下面ニ取付ケ電線支持點間ノ距離ヲ一米以下トシ且電線ノ種類及取付場所ニ從ヒ左ノ區別ニ依リ電線相互間及電線ト造管材トヲ離隔スルコト

第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

五米ノ高サニ於テ縱幅三十種以上赤色ト爲シ且五十米以内ニ在ル支持物ニ左ノ注意札又ハ之ニ類スル標札ヲ掲ケルモノ但シ鐵塔ニ在リテハ赤色表示ハ之ヲ省略スルコトヲ得



第四十七條 本則第五十條但書及第五十五條ノ適當ノ施設トハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ

一 架空電線力架空弱電流電線ノ下部ニ於テ四十五度以下ノ角度ヲ以テ交叉シ又ハ相互間ノ水平距離二・五米以下ナルトキハ架空電線ノ上部ニ保護網ヲ施設スルコト但シ水平距離一・二米以上ニシテ垂直距離其ノ一・五倍以下ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

二 架空電線力架空弱電流電線ノ下部ニ於テ四十五度ヲ超ユル角度ヲ以テ交叉スルトキハ架空電線ノ上部ニ保護線ヲ施設スルコト  
保護網又ハ保護線ト架空電線又ハ架空弱電流電線トノ垂直距離ハ六十種以上ト爲スコト但シ保護網又ハ保護線ト架空電線トノ距離ハ工事上已ムヲ得サル場合ニ於テハ三十種迄ニ、保護網又ハ保護線ト架空弱電流電線トノ垂直距離ハ弱電流電線路管理者ノ承諾ヲ得テ三十種迄ニ短縮スルコトヲ得

前項ノ裝置ハ弱電流電線ニ第四種絶縁電線若ハ五耗ノ硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用スル場合ハ之ヲ省略スルコトヲ得

〔イ〕

雨露ニ曝露セサル場所ニ施設スル場合  
電線ノ種類 電線相互間ノ距離 電線ト造管材トノ距離  
第一種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第二種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第三種絶縁電線 三耗以上 六耗以上  
第四種絶縁電線 六種以上 三耗以上

〔ロ〕 雨露ニ曝露スル場所ニ施設スル場合  
電線ノ種類 電線相互間ノ距離 電線ト造管材トノ距離  
第一種絶縁電線 十五種以上 十種以上  
第二種絶縁電線 十種以上 六種以上  
第三種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第四種絶縁電線 六種以上 三耗以上

使用電壓二百五十ヴオルト以下ノ電線ニ二耗ノ硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用シ電線ト造管材トカ接觸ノ虞ナキ様充分離隔スル場合ニ限リ第一種絶縁電線ヲ使用シ且支持點間ノ距離ヲ一米以上ト爲スコトヲ得

電線ノ種類 電線相互間ノ距離 電線ト造管材トノ距離  
第一種絶縁電線 十五種以上 十種以上  
第二種絶縁電線 十種以上 六種以上  
第三種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第四種絶縁電線 六種以上 三耗以上

電線ノ種類 電線相互間ノ距離 電線ト造管材トノ距離  
第一種絶縁電線 十五種以上 十種以上  
第二種絶縁電線 十種以上 六種以上  
第三種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第四種絶縁電線 六種以上 三耗以上

電線ノ種類 電線相互間ノ距離 電線ト造管材トノ距離  
第一種絶縁電線 十五種以上 十種以上  
第二種絶縁電線 十種以上 六種以上  
第三種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第四種絶縁電線 六種以上 三耗以上

電線ノ種類 電線相互間ノ距離 電線ト造管材トノ距離  
第一種絶縁電線 十五種以上 十種以上  
第二種絶縁電線 十種以上 六種以上  
第三種絶縁電線 六種以上 三耗以上  
第四種絶縁電線 六種以上 三耗以上



第六十八條 本則第三百三條ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ

- 一 展開シタル場所ニ電線ヲ施設スルトキハ工地上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外造管材ノ側面又ハ下面ニ取付ケ電線支持點間ノ距離ヲ一米以下、電線ト造管材トノ距離ヲ三種以上ト爲スコト
- 二 金屬管工事ニ依ルトキハ本則第二百二十條及細則第七十九條ニ準シ施設シ且雨露ニ曝露スル場所ニ施設スル場合ニハ水分ノ浸入セサル構造ト爲スコト
- 三 管極間ノ短小ナル接続線ニ第二項ニ適合セサル電線ヲ使用スルトキハ造管材ト接觸セサル様充分離隔シ且堅固ニ取付ケルコト
- 四 電線又ハ管極力造管材又ハ函壁ヲ貫通スル部分ハ金屬管工事ニ依ル場合ヲ除クノ外之ヲ碍管内ニ藏ムルコト
- 五 管燈ハ人ノ容易ニ觸レサル様且造管材ト直接接觸セサル様施設スルコト
- 六 電線及管燈ハ他ノ電線、弱電流電線、水管又ハ瓦斯管ト十五種以上離隔スル場合ヲ除クノ外其ノ相互間ニ堅固ニ取付ケタル絶縁性ノ隔壁ヲ設ケルコト
- 七 管燈用變壓器ノ一次側回路ニハ各種ニ専用ノ開閉器又ハ挿込型接続器ヲ裝置スルコト
- 八 管燈用變壓器ノ外面、變壓器ヲ藏ムル金屬函、「キヤビネット」ノ金屬部分及金屬管ハ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト
- 九 「キヤビネット」ハ堅牢ナル不可燃質物ヲ以テ製作シ又ハ不可燃質物ヲ内面全部ニ張りタルモノトシ且防水構造ノモノト爲スコト

〔山梨警〕

- 一 配電線路ヨリ分岐スル點ニ近ク専用ノ開閉器ヲ裝置スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ單極ニ之ヲ裝置スルコトヲ得
  - 二 開閉器其ノ他之ニ類スル器具ニハ適當ナル防濕裝置ヲ施スコト
  - 三 電線及電燈ヲ吊架スル金屬線ニハ四耗以上ノ鐵線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用スルコト
  - 四 電線ヲ吊架スル金屬線ニハ電線ヨリ六十種以内ノ箇所ニ碍子ヲ挿入スルコト但シ電線ノ支持ニ碍子ヲ用フル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二節 屋内工事
- 第七十條 本則第六條第一項ノ特殊ノ工事方法トハ左ノ各號ニ準スルモノヲ謂フ
- 一 直流五百ヴォルト交流二百五十ヴォルトヲ超過スル低壓屋内配線ヲ土間又ハ濕氣アル床上ヨリ人ノ觸ル、虞アル場所ニ施設スル場合ハ電線工事又ハ金屬管工事(細則第七十九條)ニ依リ之ヲ施設スルコト
  - 二 高壓屋内配線ハ左記ニ依リ施設スルコト
    - (イ) 電纜工事
    - (ロ) 六百ヴォルト以下ノ交流屋内配線ハ金屬管工事(細則第七十九條)
  - 三 前項第二號(ハ)ノ碍子引工事ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス
    - 一 電線ニハ二・六耗以上ノ第四種絶縁軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用スルコト
    - 二 電線支持點間ノ距離ヲ五米以下ト爲スコト但シ造管材ノ面ニ沿ヒテ施設スルコトキハ此ノ距離ヲ一米以下ニ保持スルコト
    - 三 電線相互間ノ距離及電線ト造管材トノ距離ハ左記ニ依ルコト但シ六百ヴォルトヲ超過スル電線ニ在リテハ其ノ上部ニアル造管材トハ常

〔山梨警〕

第六十九條 本則第四百條第一項ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ

- 一 電線ノ被覆ヲ損傷セサル圓滑ノモノナルコトヲ要ス
- 二 管ハ引拔、鍛接又ハ熔接シテ製作シタルモノナルコト但シ厚サ一耗未滿ノモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 管ノ厚サハ左ノ制限ニ依ルコト
  - (イ) 「コンクリート」ニ埋込ムモノハ二耗以上
  - (ロ) (イ)以外ノモノハ一耗以上但シ接手ナキ短小ナルモノ及乾燥シタル展開場所ニ施設スルモノニ限り〇・五耗以上ノモノナルコトヲ得
- 四 管ノ内面、屈曲箇所及其ノ端口ハ平滑ニシテ敷線又ハ電線ノ引換ニ當リ其ノ被覆ヲ損傷セサルモノナルコト
- 五 鐵製ノ管ハ酸化作用ヲ防止スル爲亞鉛鍍ヲ施シ又ハ「エナメル」等ニテ被覆スルコト
- 六 管ノ接続ハ堅牢ナラシメ且厚サ一耗以上ノモノニ在リテハ「ネジ」接続其ノ他之ト同等以上ノ效力ヲ有スル方法ニ依ルコト
- 七 濕氣アル場所若ハ壁内ニ施設シ又ハ「コンクリート」ニ埋込ム金屬管工事ニハ其ノ接手其ノ他ノ附屬品ニ適當ナル防濕裝置ヲ施スコト



第八十條 金屬線工事ニ用フル線繩ハ前條第一號、第四號及第五號ニ適合シ且其ノ厚サハ〇・五耗以上ノモノナルコトヲ要ス

紙、製粉、碎礦等ノ工場又ハ纖維、綿絲、棉「ネル」、帆布、「モスリン」、「セメント」、炭等ノ製造場ノ如キヲ謂フ

第八十一條 本則第二百二十四條ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ

一 電球線ト屋内配線トノ接続點ニ於テハ電球及附屬器具ノ重量ヲ屋内配線ニ支持セシメサルコト

一 自動遮斷器ヲ藏ムル面ハ其ノ内部ニ塵埃ノ侵入セサル様裝置シ且其ノ蓋ハ堅牢ナル絶緣性不可燃質物ヲ以テ製作シ又ハ不可燃質物ヲ面ノ内部全部ニ張りタルモノヲ使用スルコト

二 可撓紐線ト屋内配線トノ接続ハ鑲着其ノ他ノ方法ニ依リ完全ニ之ヲ爲ス場合ヲ除クノ外紐線吊、挿込型接続器其ノ他之ニ類スルモノヲ以テ之ヲ爲スコト

二 紐線吊ハ堅牢ナル絶緣性不可燃質物ヲ以テ製作シタルモノニシテ震動ニ因リ其ノ蓋ノ弛緩セサル構造ノモノナルコト

三 可撓紐線相互ノ接続ハ適當ナル構造ヲ有スル紐線接続器ニ依リテ之ヲ爲スコト

三 紐線吊内ニ可熔片ヲ裝置セサルコト

四 可撓紐線ト家庭用電氣器具トノ接続ハ人ノ容易ニ觸レサル様施設シタル端子金物ニ可撓紐線ヲ完全ニ捻止スル場合ヲ除クノ外挿込型接続器其ノ他之ニ類スルモノニ依リテ之ヲ爲スコト

第八十六條 本則第二百二十七條第一項ノ腐蝕性瓦斯若ハ溶液ノ發散スル場所トハ酸類、「アルカリ」、鹽素酸「カリ」、晒粉、染料若ハ人造肥料ノ製造工場、銅、亞鉛等ノ精鍊所、電氣分銅所、電鍍工場、蓄電池室ノ如キヲ謂フ

第八十二條 飾窓又ハ飾面内ニ可撓紐線ヲ取付ケル場合ハ左記ニ準シ施設スルコトヲ要ス

第八十七條 本則第二百二十八條ノ爆發又ハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造又ハ貯藏スル場所トハ火藥類、「セルロイド」、燐寸、石油、「アルコール」、「エーテル」、燒酎類等ヲ製造若ハ貯藏スル場所、引火點攝氏四十度以下ノ物質ヲ發生、製造若ハ貯藏スル場所又ハ爆發性ノ瓦斯若ハ穀粉ノ發生シ又ハ充滿スル虞アル場所ノ如キヲ謂フ

一 第二種可撓紐線ヲ使用スルコト

一 金屬線繩又ハ金屬管ハ厚サ一耗以上ノモノナルコト

二 可撓紐線ニハ分岐點ヲ設ケサルコト但シ適當ナル接続器具ヲ用フルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 電線及機械器具相互ノ接続ハ電氣的完全ナラシメ且震動ニ因リ弛緩セサル様堅固ニ取付ケルコト

三 可撓紐線ハ留革ノ類ヲ以テ適當ニ取付ケルコト

三 電燈ハ造管材ニ直接取付ケル場合ヲ除クノ外電燈吊管、電燈腕管ノ

第八十三條 本則第二百二十三條及第二百二十五條ノ濕氣アル場所トハ風呂場、床下、酒醬油等ノ醸造場若ハ貯藏場、料理店ノ庖厨、魚屋、八百屋等ノ水ヲ取扱フ土間若ハ洗場又ハ蕎麥屋、饅頭屋等ノ釜場ノ如ク水蒸氣ヲ發散スル場所ノ如キヲ謂フ

第八十八條 本則第二百二十八條ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ

四 電球ニハ氣密ナル外球ヲ裝置シ且堅固ナル外装ヲ施スコト

第九十條 本則第三百一十一條ノ適當ノ構造及施設トハ左記ノ如キヲ謂フ

五 電動機ハ火花ヲ發スル部分ヲ有セサルモノ又ハ火花ヲ發スル部分ニ特ニ適當ナル保安裝置ヲ施シタルモノヲ使用スルコト

一 電熱器ハ左記ニ依ルコト

六 發熱要素ノ露出シタル電熱器ヲ使用セサルコト

(イ) 交流一キロワット、直流五百ワットヲ超過スル電熱器又ハ之ニ接近シテ各極ニ適當ナル閉閉器ヲ裝置スルコト但シ電熱器ニ接続スル電線又ハ可撓紐線ニ挿込型接続器ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八十九條 本則第三百十條ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準シ施設スルヲ謂フ

(ロ) 電熱器ト電線又ハ可撓紐線トノ接続部分ハ熱ノ爲電線又ハ可撓紐線ヲ損傷セサル構造ト爲スコト但シ接続部分ニ於テ温度過昇ノ虞アル場合ハ電熱器ニ接続スル電線又ハ可撓紐線ニハ耐熱構造ノモノヲ使用スルコト

一 舞臺、奈落、音樂室、映寫室及道具類又ハ人ノ觸ルル虞アル場所ニ施設スル電線ニシテ碍子引工事ニ依ルモノニハ第四種絶緣電線ヲ使用シ且外物ノ接觸ニ因ル損傷ヲ防止スル様適當ノ裝置ヲ爲スコト

(ハ) 固定セル電熱器ハ周圍ノ可燃質物ト適當ニ隔離シ又ハ適當ナル耐熱裝置ヲ施スコト

二 「ボーダーライト」ト屋外配線トノ接続線ニハ第二種可撓紐線ヲ使用シ且之ヲ皮革又ハ「ズック」ノ類ヲ以テ外装スルコト但シ「ボーダーライト」ヲ移動セサル様裝置シタル場合ニ在リテハ電線ニ一・六耗以上ノ第四種絶緣軟銅線ヲ束ネタルモノヲ使用スルコトヲ得

(ニ) 百五十ワット以上ノ電熱器ノ金屬製外面ハ之ヲ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト但シ使用電壓二百五十ワット以下ニシテ中性點ヲ接地シタル電路ニ接続シテ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 第一號ノ場所ニ使用スル電球線ニハ奈落ニ在リテハ第三種乙可撓紐線其ノ他ノ場所ニ在リテハ第二種可撓紐線ヲ使用スルコト

(ホ) 本號(ニ)ノ接地線ヲ可撓紐線内ニ編込ム場合ニ於テハ其ノ部分ノ接地線ニハ一耗以上ノ軟銅線ヲ使用スルコトヲ得

四 第一號ノ場所ニ於テ移動シテ使用スル電線ニハ第三種乙可撓紐線ヲ使用スルコト但シ床上ヲ引摺リ又ハ外傷ヲ受ケル虞アル場合ハ之ヲ可撓金屬管、「ゴム」管ニ藏メ若ハ皮革、「ズック」ノ類ヲ以テ外装シ又ハ麻絲其ノ他強韌ナル物質ヲ以テ更ニ編組シタルモノヲ使用スルコト

(ヘ) 保温電熱器座、蒲團、炬、足温器等ニハ危險ナル程度ノ温度上昇ヲ爲ササル様自動的ニ温度ヲ制限シ又ハ電流ヲ遮斷スル裝置ヲ施スコト

五 舞臺、奈落、音樂堂及映寫室ノ電路ニハ他ノ屋内配線ト獨立ニ之ヲ遮斷シ得ル様閉閉器及自動遮斷器ヲ適當ナル箇所ニ裝置スルコト

(ト) 電熱器ニハ其ノ使用電壓、ワット數(又ハ電流)及製造者名ヲ表示スルコト

六 電球、抵抗器其ノ他温度過昇ノ虞アル器具類ハ可燃質物ト容易ニ接觸

二 電鈴、豆電球等ニ使用スル豆變壓器ハ左記ニ依ルコト

第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

(イ) 單捲變壓器ヲ使用セサルコト

第五六七

第五六七



- (ロ) 變壓器ハ一次電壓百五十ヴォルト以下、二次電壓十ヴォルト以下、二次短絡電流三アマピア以下ノモノナルコト
- (ハ) 變壓器ハ其ノ一次側端子ノ充電部分ニ人ノ容易ニ觸レサル様施設スルコト
- (ニ) 變壓器ニハ其ノ一次側及二次側端子ヲ容易ニ識別シ得ル様適當ノ記號ヲ附スルコト
- (ホ) 變壓器ノ一次側ニハ適當ノ場所ニ自動遮斷器ヲ裝置スルコト
- (ヘ) 變壓器ニハ一次電壓、二次電壓、二次短絡電流及製造者名ヲ表示スルコト

第四章 電氣鐵道

第二節 電車線路及第三軌條

- 第九十二條 高壓電車線力道路ヲ横斷スル箇所ニ於テハ公衆ヲシテ注意ヲ爲サシムル様適當ナル施設ヲ爲スコトヲ要ス
- 第九十八條 本則第六十七條ノ適當ナル施設トハ左ノ各號ノ一ニ準シ施設スルヲ謂フ
  - 一 車馬ノ通行スル踏切ニ敷設シタル軌條ハ他ノ部分ニ敷設シタル軌條ヨリ電氣的ニ絶緣シ軌條ト大地トノ間ニ電位差ヲ生セシメサル様施設スルコト
  - 二 車馬ノ通行スル踏切ハ軌條間並ニ軌條ノ外側ニ五米ニ互リ堅固ナル基礎ヲ施シ且其ノ表面ニ相當ノ厚サヲ有スル「アスファルト」コンクリートノ如キ絶緣性質物ヲ施設スコト

附則

本令ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔山梨管〕

他ノ事業ノ興業及營業ニ關スル費用ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス  
(表、様式ハ省略)

●電氣事業法第十五條(改正法第十三條)ニ依ル障害防止ノ施設ニ關スル件

大正八年十一月二十日 逓信省令第九十一號

- 第一條 電氣事業者及瓦斯供給事業者カ同一建造物内ニ設置スル電線ト瓦斯傳送用金屬管(以下瓦斯管ト稱ス)トハ五寸以上離隔スルコトヲ要ス
- 工事上前項ノ距離ヲ離隔スルコト能ハサル場合ニ於テハ電線ト瓦斯管トノ間ニ絶緣性ノ隔壁ヲ堅固ニ設ケルカ又ハ一尺以上適當ノ長サヲ有スル碍管内ニ電線ヲ藏ムルコトヲ要ス
- 第一項ノ距離ヲ離隔シ又ハ前項ノ施設ヲ爲スハ後ニ工事ヲ爲ス者ノ義務トス其ノ同時ニ工事ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者間ノ協議ニ依リ之ヲ爲スヘシ
- 第二條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)又ハ逓信局長ハ電氣事業者又ハ瓦斯供給事業者ニ對シ前條ノ規定ニ抵觸スル工作物ノ改修ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 第一條第二項ノ施設及前條ノ改修工事ハ關係工作物設置者ニ通知シ其ノ立會ノ上之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第一條第一項ニ依リ五寸以上三尺以内ノ距離ニ電線又ハ瓦斯管ヲ設置セムトスル工事ハ後ニ工事ヲ爲ス者ニ於テ工事著手ノ前日迄ニ工事ノ場所、日時及關係部分工事方法ノ概要ヲ關係工作物設置者ニ通知シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

●電氣事業會計規程(抄録)

昭和七年十一月二十一日 逓信省令第五十五號

- 第一條 電氣事業法第一條第一號及第三號ノ事業(以下電氣供給事業ト稱ス)ノ會計ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ整理スヘシ但シ特別ノ事由アル場合ハ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ本令ノ定ムル所ニ依ラサルコトヲ得
- 第二條 電氣供給事業ノ事業年度ハ一年又ハ六月トス
- 第三條 電氣供給事業ノ計算ハ別表ニ定ムル勘定科目ニ準シテ之ヲ區分整理スヘシ
- 第四條 電氣供給事業者ハ別表ニ定ムル様式ニ準シ貸借對照表、損益計算書及利益處分書ヲ作成シテ逓信大臣ニ提出スヘシ
- 第六條 商法第九十六條ノ規定ニ依リ配當シタル利息及事業擴張ノ場合ニ於ケル電氣工作物施設ノ費用ニ充テタル社債又ハ借入金ノ當該工作物ノ使用開始前ニ屬スル利息ハ建設利息トシテノミ之ヲ貸借對照表ト資産ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該資金ヲ以テ施設シタル工作物ノ耐用年限内ニ之ヲ銷却スルコトヲ要ス
- 第十條 電氣ノ需要者ヨリ工事ニ關スル寄附ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ利益トシテ之ヲ處分スルコトヲ得
- 第十二條 電氣供給事業者カ他ノ事業ヲ營ム場合ニ於テ電氣供給事業及他ノ事業ニ關聯スル興業費又ハ營業費(總保費ヲ除ク)ハ當該事業年度ニ於ケル興業費又ハ營業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スヘシ
- 電氣供給事業及他ノ事業ノ興業及營業ニ關聯スル費用ハ當該事業年度ニ於ケル興業費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スヘシ但シ全部ヲ營業費ニ算入スルコトヲ妨ケス

〔山梨管〕

- 前二項ノ施設又ハ工事ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨地方長官及逓信局長ニ届出ツルコトヲ要ス
- 第四條 第一條第二項ノ施設及第二條ノ改修ニ要スル費用ハ後ニ工事ヲ爲シタル者ノ負擔トス其ノ同時ニ工事ヲ爲ス場合又ハ工事ノ前後不明ナル場合ニ於テハ當事者間ノ協議ニ依リ費用ヲ分擔スヘシ協議調ハサルトキハ之ヲ等分スヘシ
- 第五條 本令ノ規定ニ依ル通知若ハ届出ヲ怠リ又ハ地方長官若ハ逓信局長ノ發スル改修命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第六條 本令ノ規定ハ建造物内ニ於テ電氣事業者以外ノ者カ強電流電線ヲ設置スル場合及瓦斯供給事業者以外ノ者カ瓦斯管ヲ設置スル場合ニ之ヲ準用ス

●家庭用電熱器標準仕様書ニ關スル件

大正十三年三月三日 逓信省告示第二百八十一號

- 家庭用電熱ノ需要顯著ナラムトスル趨勢ニ鑑ミ一般電熱需要者及電氣事業者ノ電熱器選擇ノ資ニ供セムカ爲逓信省家庭電氣調査會ノ議決報告ニ基キ我國民生活ノ現狀ニ適合シ且安全ナル家庭用電熱器タルニ必須ナル標準仕様トシテ家庭用電熱器標準仕様書左ノ通定ム
- 第一章 總則
- 第一條 電熱器ノ大サハ電力消費量ノ「ワット」數ヲ以テ表スモノトス
- 第二條 電熱器ノ標準電壓ハ百「ヴォルト」及二百「ヴォルト」トス
- 第二章 構造
- 第三條 電熱器具ハ構造堅牢取扱簡便ニシテ熱ノ爲容易ニ變質セサルコト



ヲ要ス

第四條 電熱器及附屬器具ノ溫度上昇ハ連續使用狀態ニ於テ脚又ハ臺等ノ如キ可燃質物ニ接觸スル部分ニ在リテハ攝氏五十度以下、把手ノ如キ人體ニ觸ルル部分ニ在リテハ攝氏三十度以下トス但シ電氣熨斗ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 電氣熨斗其ノ他之ニ類スル電熱器ハ適當ナル架臺ヲ備フルカ又ハ之ト同等以上ノ效力アル構造ヲ有スルモノトス

第六條 發熱要素ノ露出シタル電熱器ニ於テハ發熱要素ト器具ノ金屬部分ノ距離ハ三「ミリメートル」以上トス

電熱器ニハ適當ナル箇所ニ接地線接続端子ヲ設クルモノトス但シ使用電壓百五十「ヴォルト」以下ニシテ移動シテ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 發熱部ノ構造ハ特殊ノモノヲ除キ容易ニ之ヲ取替ヘ得ルモノトス

第八條 發熱要素ノ導體ハ環狀缺點ナク其ノ切斷面積均一ニシテ容易ニ離脱セサル様絶緣體ニ固定スルモノトス

第九條 發熱部ニハ堅牢ニシテ耐熱性ヲ有スル陶磁器其ノ他ノ絶緣物ヲ用フルモノトス但シ電氣漏洩ノ如キモノニ在リテハ「アスベスト」布ヲ用フルコトヲ得

第十條 發熱要素ノ導體ノ接続端子ハ充分ナル電流量ヲ有シ構造堅牢ニシテ膨脹收縮ニヨリ弛緩セサルモノトス

第十一條 電熱器ト可撓紐線トノ接続部ノ構造ハ熱ノ爲可撓紐線ヲ損傷セサルモノトス

第十二條 移動シテ使用スル電熱器又ハ電熱器附屬ノ挿込型接続器ト可撓紐線トノ接続部ハ長サ三「センチメートル」以上ノ紐線保護螺旋ヲ附スル等適當ナル裝置ヲ施スモノトス

第十三條 電熱器ニハ左記各號ノ一ニ該當スルモノノ外開閉器ヲ裝置スル

〔山梨管〕

〔山梨管〕

第二十條 二百五十「ヴォルト」未滿ノ電熱器ハ第十八條ノ試驗ノ直後一分間以上左記電壓ニ依ル絶緣耐力試驗ニ耐ユルモノトス

一千「ワット」以下ノモノハ五百「ヴォルト」

一千「ワット」ヲ超ユルモノハ定格電壓ノ二倍ニ一千「ヴォルト」ヲ加ヘタルモノ

發熱要素力直接水ニ接スル構造ヲ有スルモノニ在リテハ前項ノ試驗ヲ行ハス

第二十一條 電熱器(附屬品ヲ含ム)ノ絶緣抵抗ハ第十八條ノ試驗ノ直後ニ於ケル漏洩電流力定格電流ノ二萬分の一ヲ超過セサルモノトス但シ絶緣抵抗ノ最小限度ハ乾燥時ニ於テ「メガオーム」以上ナルモノトス

發熱要素力直接水ニ接スル構造ヲ有スルモノニ在リテハ前項ノ試驗ヲ行ハス

第二十二條 發熱部ノ導體ハ二時間連續使用ノ後定格電壓ニ於テ其ノ消費電力當初ノ値ノ九十「パーセント」以上ナルモノトス

第四章 附屬器具

第二十三條 電熱器ニ取付クル開閉器ハ左ノ各號ニ該當スルモノトス

一、速斷式ナルコト

一、導體ハ外部ヨリ接觸シ得サルモノナルコト

一、文字又ハ記號ヲ以テ開閉ヲ表示スルモノナルコト但シ明瞭ニ開閉ヲ認知シ得ル構造ノモノハ此ノ限リニ在ラス

電力加減開閉器ニ在リテハ其ノ開閉狀態ヲ文字又ハ數字ヲ以テ表示スルモノトス(數字ヲ以テ表示スル場合ハ電力ノ遞増ニ從ヒ數字ヲ遞増セシメ零ヲ以テ開路狀態ヲ表示スルコト)

第二十四條 電熱器ニ附屬スル挿込型接続器ハ兩極同時ニ開閉シ得ル構造ヲ有シ電氣ヲ通シタル儘五百回以上連續抜挿スルモ接觸良好ナルモノトス

第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

モノトス

(イ) 直流五百「ワット」交流一千「ワット」以下ニシテ電熱器ト可撓紐線トノ接続ニ挿込型接続器ヲ使用スル場合

(ロ) 直流二百五十「ワット」交流七百「ワット」以下ニシテ可撓紐線ニ紐線用開閉器ヲ使用スル場合

(ハ) 湯沸用投入型電熱器等特殊ノ構造ヲ有スルモノニシテ之ニ近接シテ屋内配線ニ該電熱器専用ノ開閉器ヲ裝置スル場合

第十四條 二千「ワット」以上ノ電熱器ハ可成簡單ナル加工ニ依リ百「ヴォルト」及二百「ヴォルト」何レニモ使用シ得ル構造ヲ有スルモノトス

第十五條 一千「ワット」以上ノ料理用電熱器及一千五百「ワット」以上ノ燻房用電熱器ハ電力加減裝置(二段又ハ三段ニ區分スル開閉器ノ類)ヲ有スルモノトス但シ特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 電氣炬燵、電氣蒲團等保温電熱器ニハ人體ニ觸ルル部分ノ溫度攝氏七十度ヲ超エサル様溫度制限又ハ電流遮斷ノ裝置ヲ施スモノトス但シ危險ナル程度ノ溫度上昇ヲ爲ササル様遮斷裝置ヲ施シタルモノハ此ノ限リニ在ラス

第十七條 電熱器ニハ品名、電壓、「ワット」數(又ハ電流)及製造者名ヲ明瞭ニ銘記スルモノトス

第十八條 電熱器ハ定格電壓ヲ以テ其ノ使用狀態ニ於テ三十分間通電シ支障ヲ生セサルモノトス但シ煙草點火器ノ如キ特殊ノモノニ在リテハ通電時間ヲ短縮スルコトヲ得

第十九條 電力消費量ノ公差ハ左記ニ據ルモノトス

六百「ワット」以下ノモノハ上下二十「パーセント」

六百「ワット」ヲ超ユルモノハ上下十「パーセント」

第二十五條 電熱器ニ接続スル可撓紐線ハ接続部分ノ溫度上昇攝氏五十度ヲ超ユル場合ニ於テハ接続部分ヨリ三十「センチメートル」以上ニ互リ編組被覆ノ下ニ厚サ〇・七五「ミリメートル」以上ノ石棉其ノ他ノ耐熱質物ノ編組ヲ各線心ニ施スモノトス但シ二百五十「ワット」以下ノモノハ此ノ限リニ在ラス

第二十六條 電熱器(附屬可撓紐線ヲ含ム)ト屋内配線トノ接続ニ用フル器具ハ左記ニ依ルモノトス

(イ) 直流二百五十「ワット」交流四百「ワット」以下ノモノニ在リテハ普通白熱電球用有鍵承口ヲ使用スルコトヲ得

(ロ) 七百「ワット」以下ノモノニ在リテハ普通白熱電球用無鍵承口ヲ使用スルコトヲ得

(ハ) 七百「ワット」ヲ超過スルモノニ在リテハ壁用挿込型接続器類ヲ使用スルカ、可撓紐線或ハ電熱器口出線ヲ屋内配線ニ熔著スルカ又ハ安全器開閉器若ハ接続器類ニ捻止メヲ以テ接続スルコト

### ●豆變壓器標準仕様書及二次側配線工事方法ノ標準

大正十五年九月三日  
逓信省告示第六百八十五號

家庭電化並放送無線電話聴取ノ普及ニ伴ヒ豆變壓器ニ依リ交流電氣ヲ使用スルモノ増加セムトスル趨勢ニ鑑ミ一般使用者ノ選擇ニ資セムカ爲安全ナル器具並工事方法ノ標準トシテ豆變壓器標準仕様書及豆變壓器二次側配線工事方法ノ標準ヲ左ノ通定ム



豆變壓器標準仕様書

- 第一條 本標準ハ電壓百五十「ヴォルト」以下ノ屋内電路ニ接続スル豆變壓器ニシテ二次電壓十「ヴォルト」以下二次短絡電流三「アムペア」以下ノモノニ適用ス
  - 第二條 變壓器ハ單捲變壓器ナルコトヲ得ス且一次線輪ト二次線輪トハ混觸ヲ生セサル構造ノモノトス
  - 第三條 變壓器ハ其ノ一次側端子カ直接人ノ觸レサル構造ノモノナルコト但シ適當ナル耐火物質ヨリ成ル内ニ藏ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
  - 第四條 變壓器ノ絶縁耐カ試験ハ電氣工作物規程本則第五條(改正規程本則第九條)ニ依ルモノトス
  - 第五條 變壓器ハ其ノ二次回路ヲ長時間ニ互リ短絡スルモ最大温度上昇攝氏六十五度ヲ超過セサルモノトス
  - 第六條 變壓器ニハ一次電壓二次電壓、二次短絡電流及製造者名ヲ明記スルモノトス
  - 第七條 變壓器ニハ其ノ一次側及二次側端子ヲ明白ニ區別シ得ル様適當ノ記號ヲ附スルモノトス
  - 第八條 變壓器ノ一次側ニハ適當ノ場所ニ自働遮斷器ヲ裝置スルモノトス
  - 第九條 變壓器ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外引込開閉器又ハ分配盤ニ近ク且露出場所ニ之ヲ取付クルモノトス
- 豆變壓器二次側配線工事方法ノ標準
- 第一條 本工事方法ハ二次電壓十「ヴォルト」以下二次短絡電流三「アムペア」以下ノ豆變壓器ニ依リ電鈴、豆電球、無線電信電話用眞空球等ニ電氣ヲ供給スル爲施設スル配線工事ニ適用スルモノトス
  - 第二條 電線ハ電氣工作物規程ニ適合スルモノノ外其ノ使用場所ニ從ヒ左ニ掲ケルモノヲ使用スルコトヲ得

〔山梨警〕

- (イ) 裸線 ○・八耗以上ノ軟銅線
  - (ロ) 「パラフィン」線 ○・八耗以上ノ軟銅線ヲ綿絲ヲ以テ右捲及左捲ノ二層ニ〇・四耗以上ノ厚サニ纏捲スルカ又ハ綿絲ヲ以テ〇・四耗以上ノ厚サニ編組シ「パラフィン」ヲ滲透シテ其ノ表面ヲ平滑ナラシメタルモノ
  - (ハ) 裸「ゴム」線 ○・八耗以上ノ軟銅線ヲ純「ゴム」二十「パーセント」以上ヲ含有スル品質均一ナル「ゴム」混合物ヲ以テ〇・八耗以上ノ厚サニ被覆シタルモノ
  - (ニ) 編組「ゴム」線 ○・八耗以上ノ軟銅線ヲ純「ゴム」二十「パーセント」以上ヲ含有スル品質均一ナル「ゴム」混合物ヲ以テ〇・五耗以上ノ厚サニ被覆シ更ニ綿糸又ハ之ニ準スルモノヲ以テ〇・三耗以上ノ厚サニ緊密ニ編組シタル被覆ノ上ニ絶縁性耐水塗料ヲ塗布セルモノ
  - (ホ) 押釘用可撓紐線 錫鍍シタル〇・一四耗以上ノ軟銅線十五本以上ヨリナル導體ヲ純「ゴム」三十「パーセント」以上ヲ含有シ品質均一ナル「ゴム」混合物ヲ以テ〇・五耗以上ノ厚サニ被覆シ其ノ上ヲ綿糸、カタン糸、絹糸又ハ之等ト同等以上ノ物質ヲ以テ緊密ニ編組シ且兩線ヲ捻合セタルモノ
- 第三條 乾燥セル場所ニ施設スル工事ハ使用電線ニ依リ次ノ區別ニ從フモノトス
- 一、「パラフィン」線ヲ使用スル場合ニハ電線ト造管材トノ間隔ヲ六耗以上ニ保ツコト
  - 二、裸「ゴム」線又ハ編組「ゴム」線ヲ使用スル場合ニハ電線ヲ止革又ハ止金具ヲ以テ支持スルコト

〔山梨警〕

- 第四條 床下、軒下、家屋ノ外面、其ノ他濕氣多キ場所ニ施設スル工事ハ使用電線ニ依リ次ノ區別ニ從フモノトス
- 一、裸線ヲ使用スル場合ニハ電線相互ヲ三十耗以上電線ト造管材トノ間隔ヲ十五耗以上ニ保ツコト
- 二、「パラフィン」線ヲ使用スル場合ニハ電線相互ノ間隔ヲ十五耗以上、電線ト造管材トノ間隔ヲ十五耗以上ニ保ツコト
- 三、裸「ゴム」線又ハ編組「ゴム」線ヲ使用スル場合ニハ電線ト造管材トノ間隔ヲ六耗以上ニ保ツコト
- 第五條 電線ヲ疊、其ノ他敷物下ニ施設スル場合ニハ編組「ゴム」線ヲ使用スルモノトス
- 第六條 線工事又ハ金屬管工事ニ依リ施設スル場合ニハ第三種絶縁電線、編組「ゴム」線又ハ裸「ゴム」線ヲ用フルモノトス
- 第七條 電線相互間及電線ヲ造管材ヨリ離隔スル爲ニ使用スル材料ハ絶縁性不易燃物質ニシテ且濕氣ヲ吸收シ難キモノトス
- 第八條 電線力造管材ヲ貫通スル箇所ニハ碍管ヲ挿入スルモノトス但シ乾燥セル場所ニハ「ゴム」管又ハ「ゴム」テープヲ捲キ碍管ノ代用ト爲スコトヲ得
- 第九條 電線ノ接続ハ弛緩スル虞ナキ様堅牢ニ之ヲ行ヒ絶縁電線ノ場合ニハ其ノ上ヲ「テープ」等ニテ捲クヲ可トス
- 第十條 電線ハ他ノ電線、瓦斯管、水道管又ハ其ノ他ノ金屬體ト十五種以上離隔スルモノトス但シ電線ヲ碍管等ニ入レタル場合又ハ堅固ナル隔壁アル場合ニハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 爆發若ハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生製造又ハ貯藏セル場所(電氣工作物規程細則第八十七條參照)ニ於ケル工事ハ電氣工作物規程細則第六十三條(改正規程本則第二百二十八條)ニ準シ施設スルモノトス

- 第十一條 移動シテ使用スル電線ニハ押釘用可撓紐線ヲ用フルモノトス
- 第十二條 押釘用可撓紐線、電鈴、表示器及其ノ他ノ器具ハ乾燥セル場所ニ限リ施設シ得ルモノトス
- 第十三條 押釘ハ人ノ直接電氣導體ニ觸レ得サル構造ノモノトス

●瓦斯力發電所位置ニ關スル件

大正二年四月 電監甲一第七五二號電氣局長回答

新潟縣知事及新潟縣信託管理局長宛

近時電氣事業用トシテ瓦斯力發電所ヲ設置スル者漸次増加シ來リ候處該發電所ハ他ノ火力發電所ニ比シ其ノ振動及音響強大ニシテ附近住民ニ障害ヲ及ホス場合尠カラサルニ依リ從來瓦斯力發電所ノ位置ハ一般ニ最近人家ヨリ一町以上離隔セシムルヲ適當ト認メ處理致居候尤モ一町以内ト雖基礎工事特ニ堅固ニシテ支障ナキ場合又ハ土地ノ狀況等ニヨリ已ムヲ得サル場合ニ於テハ相當斟酌ヲナスノ要可有之候ニ付テハ瓦斯力發電所設置ノ申請有之候場合ハ右ニ依リ其ノ都度相當調査ノ上御意見具申相成様致度候

●電氣事故ニ對スル應急處置ニ關スル件

大正七年十月 電監第五九八八號電氣局長依命通牒

各地方長官宛

電氣事故ニ對スル應急處置ハ最迅速ヲ要スル義ニ有之候ニ付テハ警察官吏ニ於テ電線路又ハ需用家屋内電氣工作物等ニ電氣事故アルコトヲ認知シタ



ルトキハ直チニ當該電氣事業者ノ最寄技術員詰所ニ通知シ事業者ヲシテ急  
速適宜ノ處置ヲ爲サシムル様致度右ニ付貴管下各警察署ト各電氣事業者ト  
ノ間ニ相當打合セテ爲ス様配意相成度

### ●農事電化ニ關スル件

大正十五年三月  
業第三四八號電氣局長通牒

各地方長官宛

農村ニ於ケル電氣利用ノ現状ヲ見ルニ電燈ニ在リテハ各電氣事業者漸次其  
ノ供給區域擴張ノ方法ヲ講スルノ外産業組合ニ依ル電氣施設ノ企劃等亦次  
第二増加シ相當普及シ來レルモ農事各方面ニ於ケル電氣利用ハ未ダ寥々タ  
ルモノニシテ之ヲ他ノ電氣利用ノ方面ニ比シ遙ニ追蹙シ難キ憾アリ從テ需  
給兩者ヲ通シ主トシテ今後ノ發達ヲ期セサルヘカカラサルノ狀況ニ有之候殊  
ニ近時農村ノ經濟狀態漸ク不況ニシテ之レカ振興ハ國家經濟並ニ國民生活  
上現下ノ急務トスル所ナルヲ以テ此際廣ク電氣利用ノ途ヲ啓キ努力ノ節約  
效率ノ増進ヲ圖リ以テ農産ノ發達ト共ニ農村生活ヲ豐潤ニ導クハ極メテ須  
要ノ事ト被存候電氣事業者亦其ノ事業ノ公共的性質ニ鑑ミ此ノ趣旨ニ依リ  
汎ク農村ニ電氣利用ノ普及ヲ圖ルノ要アリト認メラルルニ拘ラス較モスレ  
ハ設備工費ノ多額ナルコト又ハ需用ノ寡少、不等ナルコト等ヲ理由トシテ  
不當ノ工事費ヲ要請シ若ハ不廉ノ料金ヲ課シ爲ニ其ノ利用ヲ阻止シ乃至農  
民ノ反感ヲ買ヒ漸ク事端ヲ滋クセントスルノ傾無キニ非ス就テハ此際電氣  
事業者ヲ警メ一面農村ニ對シ電氣利用ニ關スル智識ヲ鼓吹スルト共ニ事業  
者ノ經濟上忍ビ得ル限リ速ニ之ニ應スルノ設備ヲ爲シ特ニ其ノ電氣料金其  
ノ他ノ供給條件ハ出來得ル限リ之ヲ緩和低下シテ利用ニ便スル等相當方法  
ヲ講シ以テ公共ノ福利増進ニ資シ旁々將來ニ涉ル事業伸張ノ礎地ヲ作ラシ

〔山梨警〕

### ●公共團體ノ電氣事業買收ニ關スル件

昭和七年十二月十日  
保收第一六〇八八號ノ一

電氣事業法改正法律第二十九條ニ於テ國又ハ公共團體ノ電氣事業買收ニ關  
スル規定新設セラレ候處本條制定ノ理由ハ電氣事業ノ公共的性質ニ鑑ミ時  
勢ノ進運ト事業ノ發達ニ對シ經營形態ヲ順應セシメントスル用意ニ出ヅル  
モノニシテ過去ニ於テ極メテ自然ノ進展ニ適ヒ來リタル本邦電氣事業ノ經  
營形態ニ對シ今邊ニ變革ヲ加ヘントスルガ如キ趣旨ニハ無之從ツテ公共團  
體ニ於テ事業ヲ買收セントスル場合ノ如キモ特ニ公益上ノ必要ニ立脚スル  
ノミナラズ就中電氣事業ノ統制ヲ紊ルコト無キ場合ニアラズンバ到底其ノ  
企圖ヲ許容スベカラザル義ニ有之旨逡信省電氣局長ヨリ依命通牒有之候條  
此段及示達候也

### ●公共團體ノ電氣事業經營ニ關スル件

昭和九年三月  
保收第五一九三號ノ一

今般逡信省ニ於テ青森縣ノ電氣事業經營ニ關シ電氣委員會ニ附議セラレ候  
處、同委員會ニ於テハ曩ニ電氣事業統制ノ基礎トナルヘキ發電及送電豫定  
計畫樹立ニ關シ之ヲ議決シタル次第モ有之、電氣事業ノ國家的統制實施ニ  
關スル考慮ニ基キ慎重審議ノ結果府縣管電氣事業ハ事業統制上適當ナラザ  
ル場合多キカ故ニ濫ニ之ヲ容認スヘカラザル旨ノ決議有之タル趣ニ付テハ

〔山梨警〕

市町村管計畫ニ關シテモ右ト同様爾今事業統制上何等ノ支障ナキモノニ非  
サレハ詮議相成難キ旨逡信省電氣局長ヨリ依命通牒有之候條此段及示達候  
也

追而電氣事業法第二十九條ニ依ル強制買收ニ關スル限ニ於テハ昭和七年  
十二月十日附保收第一六〇八八號ノ一ヲ以テ示達シタル事項參照相成度

### ●自家用電氣工作物施設規則(抄録)

昭和七年十一月二十一日  
逡信省令第五十六號

自家用電氣工作物施設規則左ノ通改正ス

- 第一章 總 則
- 第二章 電氣工作物ノ施設及變更
- 第三章 電氣工作物使用
- 第四章 主任技術者
- 第五章 業務及保安上ノ業務
- 第六章 検査及監督命令
- 第七章 雜 則
- 第八章 罰 則
- 第九章 國ニ於テ施設スル電氣工作物

#### 自家用電氣工作物施設規則

- 第一章 總 則
- 第一條 本令ハ電氣事業法第一條ニ掲ケル事業ヲ除クノ外強電流電氣工作物
- 第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

物ヲ施設スルモノニ之ヲ適用ス但シ左ニ掲ケルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 電壓十ヴォルト以下ノ電氣ヲ使用スルモノ
- 二 電車線路其ノ他架空、地中又ハ水底電線路ヲ施設セスシテ車輛、船  
舶等ニ電氣ヲ使用スルモノ
- 第二條 本令ノ適用ヲ受ケル強電流電氣工作物 以下單ニ電氣  
工作物ト稱ス
- 二種トス
- 第一種 一邸宅又ハ一構内ニ施設スル低壓ノ電氣工作物ニシテ左ニ掲ケル場所  
以外ニ施設スルモノ

- (イ) 爆發又ハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生製造若ハ貯藏スル場所
- (ロ) 常設興業場、公會堂其ノ他公衆ノ來集ヲ目的トスル場屋
- 第二種 第一種以外ノ電氣工作物
- 第二章 電氣工作物ノ施設及變更
- 第三條 第一種電氣工作物ヲ施設セントスル者ハ工事著手前施設地ヲ管轄  
スル逡信局長ニ届出ツヘシ
- 第二種電氣工作物ヲ施設セントスル者ハ逡信大臣ニ認可ヲ申請スヘシ但  
シ最大電壓三萬五千ヴォルト以下ニシテ全出力一千キロワット以下  
(發電所又ハ特別高壓電線路ヲ有セサルモノハ三千キロワット以下)ノモ  
ノニ在リテハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外所轄逡信局長ニ認可ヲ申請ス  
ヘシ

- 第四條 産業組合カ組合員各自ノ邸宅、作業場等ニ於ケル電氣利用ノ目的  
ヲ以テ第二種電氣工作物ヲ施設セントスルトキハ逡信大臣ニ認可ヲ申請  
スヘシ
- 前項ニ掲ケルモノト同一ノ目的ヲ以テ二十人以上共同シテ第二種電氣工



第三章 電氣工作物使用

作物ヲ施設セントスルトキ亦前項ニ同シ

第九條 電氣事業法施行令第七條ノ規定ニ依リ電氣事業法ヲ準用スル事業以下單ニ準用ノ認定ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ具シテ申請スヘシ

第十一條 準用事業ノ認定ヲ受ケントスル者又ハ其ノ認定ヲ受ケタル者ノ電氣工作物ノ施設ニ關シテハ第三條第二項但書ニ該當スルモノト雖モ選信大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ但シ認定前既ニ選信局長ノ認可ヲ受ケタルモノハ選信大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十四條 電氣工作物施設ノ認可ヲ受ケタル後邸宅又ハ工場ノ構外ニ施設スル特別高壓電線路(架空、地中、水)又ハ軌道(複線、延長、短縮)又ハ位置變更(左右各二十メートル超)ヲ爲サントスルトキハ所轄選信局長ニ認可ヲ申請スヘシ

第十六條 認可ヲ受ケテ施設シタル電氣工作物ノ滅失又ハ損壞ニ因ル復舊工事ハ直ニ之ニ著手スルトコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ發電設備又ハ變電設備ノ復舊工事ニ關シテハ第十二條第一項ノ事項ヲ變更スルトキト雖モ緊急ノ必要アル場合ニ限り直ニ工事ニ著手スルトコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ事由及關係ノ書類圖面ヲ具シ運送ナク當該官廳ニ届出ツヘシ

第十八條 本令ニ依リ施設スル電氣工作物ノ工事ニ關シテハ電氣工作物規程ヲ準用ス

〔山梨警〕

第三章 電氣工作物使用

第十九條 第三條第二項、第四條、第十一條ノ規定ニ依リ施設シタル電氣工作物ヲ使用セントスルトキハ當該官廳ニ認可ヲ申請スヘシ

第十二條 第一項ノ認可ヲ受ケタル者、第十四條第一項、第十五條、第十六條第二項、第三項又ハ第十七條ノ規定ニ依リ施設シタル變更シタル電氣工作物ヲ使用セントスルトキハ認可ヲ受ケタル官廳ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ但シ當該官廳ニ於テ別段ノ指示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ使用開始前其ノ旨ヲ當該官廳ニ届出ツヘシ

第三十條 第四條ニ依リ施設シタル電氣工作物施設者ハ料金其ノ他電氣利用ノ條件ニ關スル規定又ハ契約ヲ選信大臣ニ届出ツヘシ之カ變更ヲ爲シタルトキ亦同シ

第三十一條 第四條第一項ノ規定ニ依リ電氣工作物ヲ施設セル産業組合ニ關シテハ電氣事業法施行規則第五十八條乃至第六十一條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 發電所、受電地點及變電所ニハ相當ノ技術者ヲ置キ送電中ニテ監視セシムヘシ但シ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準シ選信大臣又ハ所轄選信局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 電氣工作物ノ故障及其ノ運轉使用ニ關スル事故ヲ生シタル場合ニ於テ左ニ掲グルモノニ付テハ直ニ電信、電話其ノ他ノ方法ニ依リ選信大臣、所轄選信局長及所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 電氣工作物ノ損壞又ハ漏電其ノ他ノ電氣事故ニ因ル人畜ノ死傷又ハ火災其ノ他ノ災害

二 前號ノ外重大ナル事故

前項各號ニ掲グルモノ其ノ他電氣工作物ノ故障及其ノ運轉使用ニ關スル事故ニ關シテハ電氣事業法施行規則第六號様式ニ準シ一月分ヲ取纏メ翌月十日限リ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準シ選信大臣又ハ所轄選信局長ニ届出ツヘシ

第三十四條 電氣工作物ノ保安ニ關シテハ前二條ノ規定ニ依ルノ外電氣事業法施行規則第六十六條、第六十八條、第七十條及第七十一條ノ規定ヲ準用ス

第三十五條 選信大臣又ハ選信局長ハ吏員ヲ派遣シ電氣工作物又ハ其ノ工事ノ狀況ヲ検査セシメ必要ト認ムルトキハ其ノ改修ヲ命スルトコトアルヘシ

第三十六條 選信大臣ハ左ノ場合ニ於テ電氣事業ノ施設ノ爲ニ電氣工作物ノ施設者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ

一 工地上電線路ノ共用ヲ已ムヲ得スト認メタルトキ

二 天災其ノ他臨時事故ニ因ル電氣事業用電氣工作物ノ障害ヨリ生スヘキ電氣ノ供給又ハ使用ノ停止ヲ豫防セシムル爲公益上電氣ノ流用ヲ已ムヲ得スト認メタルトキ

第三十七條 前條ノ命令ニ因リ必要ヲ生シタル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ選信大臣之ヲ裁定ス

前項ノ規定ニ依ル裁定ニ關シテハ電氣事業法施行規則第四十條及第四十一條ノ規定ヲ準用ス

〔山梨警〕

事故ニ關シテハ電氣事業法施行規則第六號様式ニ準シ一月分ヲ取纏メ翌月十日限リ第三條、第四條又ハ第十一條ノ規定ニ準シ選信大臣又ハ所轄選信局長ニ届出ツヘシ

第三十四條 電氣工作物ノ保安ニ關シテハ前二條ノ規定ニ依ルノ外電氣事業法施行規則第六十六條、第六十八條、第七十條及第七十一條ノ規定ヲ準用ス

第三十五條 選信大臣又ハ選信局長ハ吏員ヲ派遣シ電氣工作物又ハ其ノ工事ノ狀況ヲ検査セシメ必要ト認ムルトキハ其ノ改修ヲ命スルトコトアルヘシ

第三十六條 選信大臣ハ左ノ場合ニ於テ電氣事業ノ施設ノ爲ニ電氣工作物ノ施設者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ

一 工地上電線路ノ共用ヲ已ムヲ得スト認メタルトキ

二 天災其ノ他臨時事故ニ因ル電氣事業用電氣工作物ノ障害ヨリ生スヘキ電氣ノ供給又ハ使用ノ停止ヲ豫防セシムル爲公益上電氣ノ流用ヲ已ムヲ得スト認メタルトキ

第三十七條 前條ノ命令ニ因リ必要ヲ生シタル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ選信大臣之ヲ裁定ス

前項ノ規定ニ依ル裁定ニ關シテハ電氣事業法施行規則第四十條及第四十一條ノ規定ヲ準用ス



第五十條 電氣工作物施設者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ施設ニ關シ本令若ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ  
本令ニ依リ電氣工作物施設者ニ適用スベキ罰則ハ電氣工作物施設者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九章 國ニ於テ施設スル電氣工作物

第五十一條 國ニ於テ第一條ニ規定セル電氣工作物ヲ施設セントストキハ當該官廳ハ工事施行前第五條第一項及第二項ニ掲グル書類圖面ヲ具シ其ノ旨ヲ逡信大臣ニ報告スルコトヲ要ス但シ其ノ電氣工作物ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルトキハ逡信大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス  
一 特別高壓電氣ヲ使用スルモノ  
二 構外ニ互リ施設スルモノ

第五十二條 前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シ又ハ承認ヲ受ケタル後ニ於ケル電氣工作物施設ノ變更ニ關シテハ左ノ區別ニ從ヒ逡信大臣ニ報告ヲ爲シ又ハ承認ヲ受ケルコトヲ要ス  
一 承認ヲ受ケタル電氣工作物ニ關シ第六條ニ掲グル事項名稱、全出力出力ノ二割未滿ヲ變更セントストキハ承認ヲ受ケルコトヲ要ス  
二 承認ヲ受ケタル電氣工作物ニ關シ第十二條ニ掲グル事項中前號以外ノ事項若ハ第十四條第一項ニ規定セル事項ヲ變更シ又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ該當スル場合ハ報告スルコトヲ要ス

第五十七條 國ニ於テ施設スル電氣工作物ニシテ準用事業ノ認定ヲ受ケタルキハ報告スルコト  
〔山梨警〕

ニシテ家用電氣工作物トシテ別段認可ヲ要セサル義ト被存候ヘトモ一面公衆ノ來集ヲ目的トスル箇所ニカカル電氣工作物ヲ施設スルハ保安上相當考慮ヲ要スルモノト認メラレ候條何分ノ御指示相成度  
〔山梨警〕

●産業組合ノ電氣工作物施設ニ關スル件

昭和六年一月 監第三四二號電氣局長依命通牒

各地方長官及逡信局長宛

近時産業組合ノ發達ニ伴ヒ電氣事業者ノ供給料金高率「サービス」不良等ヲ理由トシテ組合施設ニ依リ電氣事業者ト對立シテ電氣利用ノ方途ヲ企圖スルモノ多キヲ加フルニ被存候處産業組合ニ依リ電氣施設ニ關シテハ大正十一年五月電監第二四九九號ヲ以テ及逡信置候次第モ有之ニカ容認ノ趣旨ハ電氣事業者ヨリノ配電困難ナル場合ニ於テ電氣利用ノ便益ヲ享受セシムヘキ格段ナル事由ニ基クモノニシテ電氣事業者ト對立シテ廣ク其ノ經營ヲ認メタルモノニ非ラス右ハ今日ト雖何等變ル所無之義ニ付其ノ邊御合ノ上御處理相成様被致度依命及逡信候

●電氣測定法(抄録)

明治四十三年三月二十六日 法律第二十六號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル電氣測定法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

電氣測定法

第一條 電氣ノ測定ニ於テハ電氣抵抗「オーム」、電流「アンペア」、電壓「ヴォルト」、電力「ワット」ヲ以テ單位トス

第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

ルモノニ關シテハ電氣事業法施行規則第三十二條乃至第四十八條、第九十九條乃至第四百條及明治四十四年九月逡信省令第二十九號ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
大正四年四月逡信省令第二十三號電氣事業法準用ニ關スル規則ハ之ヲ廢止ス

本令ニ依リ認可若ハ承認ヲ受ケ又ハ届出若ハ報告ヲ爲スベキ事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ認可若ハ承認ヲ受ケ又ハ届出若ハ報告ヲ爲シタルモノト看做ス

本令施行前ニ於テ認可又ハ承認ヲ受ケル爲提出シタル關係ノ書類圖面ニシテ本令施行ノ際迄ニ處分ヲ受ケザルモノハ之ヲ本令ニ依リ提出シタルモノト看做ス但シ本令ノ規定ニ依リ提出ヲ要スル書類圖面ハ更ニ之ヲ補充セシムルコトアルベシ  
(様式及表省略)

●電池風呂施設ノ件

大正十五年二月 監第六〇一號電氣局長通牒

廣島逡信局長宛

(前略) 本施設ハ別段家用電氣工作物トシテ手續スルヲ要セス尙申請ノ如キ裝置竝小容量ノ電池ヲ電源トスルモノニ於テハ別段危險無之モノト被認候條右ニ御了知ノ上可然御處理相成度  
〔備考〕 稟伺要領

本件ハ電源トシテ「ハ・八」ヴォルト「電池」ヲ使用シ相當電壓ニ昇壓スル趣

第七條 電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ハ檢定ヲ受ケヘシ

電氣計器ノ公差及檢定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル電氣計器ヲ電氣ノ取引ニ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 檢定ヲ受ケサルモノ
- 二 檢定ニ合格セサルモノ
- 三 檢定ノ效力ヲ失ヒタルモノ

第九條 電氣ノ取引ニ於テ其ノ計量ヲ詐ルノ目的ヲ以テ不正ニ電氣計器ヲ使用シタル者ハ罰則條ニ同シ

第十條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ第七條及第八條ヲ除クノ外明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第七條及第八條ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十四年勅令第二百九十五號ヲ以テ同十五年一月一日ヨリ施行)  
第七條及第八條施行前ヨリ引續キ電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ニ付テハ別ニ勅令ヲ以テ定ムル期間第八條ノ規定ヲ適用セシム  
第七條及第八條施行前ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ主務官廳ノ試験ニ合格シタル電氣計器ハ本法ノ檢定ニ合格シタルモノト看做ス

●電氣計器ノ公差檢定及檢定手數料ニ關スル件(抄録)

明治四十四年十二月二十八日 勅令第二百九十六號



第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

改正 大正五年一月勅令第九號、一年五月第二九八號

- 第一條 電氣計器ノ公差ハ百分ノ四トス
- 第二條 檢定ヲ行ヒタル電氣計器左ノ各號ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス
  - 一 公差ヲ超エサルモノ
  - 二 主務大臣ノ承認シタル型式ニ適合スルモノ
  - 三 主務大臣ノ定ムル装置及動作ニ關スル規定ニ適合スルモノ
- 特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項第二號ニ適合セサル電氣計器ト雖特殊ノ試験ヲ行ヒ之ヲ合格ト爲スコトヲ得
- 第三條 主務大臣電氣計器ノ型式ヲ承認シタルトキハ之ヲ告示ス
- 第四條 檢定ニ合格シタル電氣計器ニハ封印ヲ爲シ其ノ檢定申請者ニ檢定合格證書ヲ交付ス
- 第四條ノ二 檢定ノ申請ト同時ニ申請アルトキハ主務大臣ハ檢査ニ合格シタル電氣計器ノ端子面又ハ之ニ相當スル箇所ニ假封印ヲ爲ス
- 前項ノ假封印ハ之ヲ解除ヲ申請スルコトヲ得
- 第五條 檢定ノ有効期間ハ假封印ヲ爲ササルモノ又ハ假封印ヲ除却シ若ハ破損シタルモノニ在リテハ檢定合格證書ノ日附ヨリ、申請ニ因リ主務大臣ニ於テ假封印ヲ解除シタルモノニ在リテハ解除ノ日ヨリ五年トス
- 第六條 電氣計器左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ檢定ハ其ノ效力ヲ失フ
  - 一 封印ノ破損シタルトキ
  - 二 第二條第一號又ハ第三號ニ該當セサルニ至リタルトキ
- 第八條 主務大臣ノ指定シタル公共團體又ハ公益法人ニ於テ主務大臣ノ定ムル試験規則ニ依リ行ヒタル試験ニ合格シタル電氣計器ノ檢定ニ付テハ試験ヲ省略スルコトヲ得
- 前項ノ電氣計器ノ檢定申請手数料ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

〔山梨警〕

附則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前主務大臣ノ告示シタル電氣計器ノ型式ノ承認ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

●電氣計器檢定規則(抄録)

明治四十四年十二月二十八日  
逕信省令第五十號

- 改正 大正三年三月逕信省令第六號、四年二月第一號、五年一月第三號、七年六月第三號、八年四月第二〇號、九年一月第一號、一年六月第四三號、一三年五月第二二號、昭和一年一月第一號、一二年二月第三號
- 第一條 電氣計器型式ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ申請書第一號ニ同一ノ型式及容量ノ計器附屬器五箇並其ノ説明書及圖面ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スヘシ
- 第七條 電氣計器ニハ其ノ外面其ノ他適當ノ箇所ニ製造者名、番號、型ノ記號、電氣方式、電壓及容量(又ハ電流)並交流ノ場合ニ在リテハ周波數ヲ表示スヘシ
- 第八條 電氣計器ハ鉛ヲ以テ封印シ得ル構造ヲ有シ且封印ヲ剝離セスシテ電路ニ接続シ得ル機装置シタルモノタルヘシ假封印ヲ爲スヘキ電氣計器ハ其ノ端子面又ハ之ニ相當スル箇所ニ鉛ヲ以テ封印シ得ル構造ヲ有スルモノタルヘシ
- 運搬ニ際シ可動部分ノ緊束ヲ必要トスル計器ニ在リテハ封印ヲ剝離セスシテ外部ヨリ之ヲ緊束シ得ル機装置シタルモノタルヘシ
- 第九條 檢定ニ合格セル電氣計器ニ施スヘキ封印、假封印及附屬ノ屬片ノ雛形ハ左ノ如シ

〔山梨警〕

表面



裏面



直徑約三分四厘

一 封印、假封印

二 附屬金屬片

長サ 約八分七厘

表面

幅 約三分五厘

15372

(輪廓内ノ數字ハ各計器ノ檢定番號ヲ表ス但シ電氣試驗所大阪出張所、同福岡出張所、同福島出張所、同名古屋出張所又ハ同廣島出張所ニ於テ檢定セル電氣計器ニ施スヘキ附屬金屬片ノ表面ニハ檢定番號ニ「大」「福岡」、「福島」、「名」又ハ「廣」ヲ冠ス)

裏面

45.3

(輪廓内ノ數字ハ左方ハ年、右方ハ月ヲ表ハス)

第四條第四項ニ依リ提出セル電氣計器ニハ前項ノ封印及金屬片ノ外附屬變成器ヲ添ヘ提出シタル最近檢定ノ金屬片ヲモ附ス  
檢定合格證書ハ第五號書式ニ依リ調整ス

第四編 保安 第十一章 電氣、瓦斯

- 電氣計器ノ假封印ヲ爲シ若ハ之ヲ解除シ又ハ檢定ノ有効期間内ニ於テ再封印ヲ爲シタルトキハ逕信省ニ於テ其ノ檢定合格證書ノ裏面ニ其ノ旨ヲ記載ス
- 第四條第七項ニ依リ提出セル測定器ニハ第一項雛形ノ金屬片ヲ附シ檢定合格證書ノ裏面ニ第五號ノ二書式ニ依リ該測定器ノ種類製造者名及番號ヲ記載ス
- 第十條 檢定合格證書ヲ亡失又ハ毀損シタル者ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得
- 前項ノ申請ヲ爲ス者ハ手数料トシテ證書一通ニ付金二十五錢ヲ收入印紙ヲ以テ納ムヘシ
- 第十一條 電氣ヲ供給スル者ハ現ニ電氣ノ取引ニ使用スル計器ノ檢定番號、檢定年月日、製造者名、番號及其ノ種類、格定並使用場所ヲ記載セル帳簿ヲ備フヘシ
- 第十二條 電氣ヲ供給スル者ハ毎年三月三十一日現在ニ於テ其ノ供給セル電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ノ箇數ヲ第六號書式ニ依リ四月三十日迄ニ逕信大臣ニ届出ツヘシ
- 第十四條 第十一條又ハ第十二條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ明治四十四年勅令第二百九十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(様式、書式ハ省略)

●電氣用品試驗規則(抄録)

大正五年九月十六日  
逕信省令第五十號

改正 大正七年六月逕信省令第三九號、一一年八月第五〇號、一二年二月第一〇〇號、



昭和二年九月第三八號、四年七月第二八號、一二年二月第六號

第一條 本令ニ依リ試驗ヲ爲スヘキ物品ノ種類試驗ノ種別試驗事項及拔検査試驗ノ拔取率ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但別表所定以外ノ電氣用品ノ試驗ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之ヲ依頼ニ應スルコトアルヘシ

第二條 電氣用品ノ試驗ヲ依頼セムトスル者ハ依頼書(第一號書式)ニ試驗品ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スヘシ

型式試驗、品位試驗、追加型式試驗又ハ追加品位試驗ノ依頼ヲ爲ストキ其ノ他依頼者ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項ノ試驗品ニ説明書ヲ添付スヘシ

電氣試驗所ニ於テ必要ト認メタルトキハ試驗品ヲ追加提出セシムルコトアルヘシ

第四條 型式又ハ品位試驗ノ依頼アリタル場合ニ於テ試驗ノ成績別ニ定ムル標準ニ適合スルトキハ依頼者ニ證明書第二號書式ヲ交付ス

前項ノ證明ハ製品ノ實績ニ依リ之ヲ取消スコトアルヘシ

第五條 證明ヲ經タル型式又ハ品位ノ一部分ヲ變更スル場合ト雖其ノ變更カ型式又ハ品位ノ主要部分ニ非スト認ムルモノニ限リ依頼ニ依リ追加證明書(第三號書式)ヲ交付ス

第六條 型式又ハ品位ノ證明ヲ經タル物品ニ付普通試驗又ハ拔検査試驗ノ依頼アリタル場合ニ於テ試驗ノ成績別ニ定ムル標準ニ適合スルトキハ依頼者ニ合格證明書(第四號書式)ヲ交付シ其ノ物品ニ左記雜形ニ依ル紙製ノ合格票ヲ貼附ス電氣標準器、測定器其ノ他容易ニ封印ヲ爲シ得ル物品ニ在リテハ合格票ヲ貼附スルノ外左記雜形ニ依ル封蠟若ハ鉛封印ヲ施ス

- 一、拔検査試驗ノ場合ニ於テハ「拔試合格」ト記載ス
- 二、合格票ノ寸法ハ貼附スヘキ物品ノ大小ニ依リ左記ノ四種トス

〔山梨管〕



- 第一種 直徑 一・五糎
- 第二種 直徑 三・〇糎
- 第三種 直徑 四・五糎
- 第四種 直徑 六・〇糎



- 第一種 一・五糎平方
- 第二種 三・〇糎平方
- 第三種 四・五糎平方
- 第四種 六・〇糎平方

〔山梨管〕

(書式及別表略ス)

### ●私設電信規則(抄録)

明治三十三年九月一日 逓信省令第四十八號

改正 明治三十四年一月逓信省令第四十八號、三十五年九月第四〇號、四三年三月第七號、四四年九月第三三號、四五年四月第二四號、大正二年六月第三三號、九月第七九號、四年二月第一七號、六年一〇月第三四號、八年二月第四號、五月第三二號、八月第七二號、九年一月第一一三號、一〇年五月第二七號、一四年七月第四四號、昭和三年三月第二〇號、九月第五〇號、四年一月第二四號、七年一月第九九號、八年一月第六四號

私設電信規則左ノ通之ヲ定ム

第一條 此ノ規則中私設電信ト稱スルハ電信法第二條ニ掲ケル電信又ハ電話ヲ謂フ

第二條 電信法第二條第二號ニ依ル私設電信ハ左ニ列記スル事業ノ専用ニ供スルモノニ限ル

一 地方鐵道法ニ依ル鐵道、軌道條例又ハ特別ノ法令ニ依リ一般運輸ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道及一個人又ハ一會社ニ於テ個人ノ専用ニ供スル爲敷設スル鐵道又ハ軌道ノ事業

- 二 運河、水利、水防、火防、水道、水難救護及氣象觀測ノ事業
  - 三 高壓及特別高壓ノ電氣ヲ使用スル電氣事業
  - 四 前各號ノ外特ニ私設電信ノ施設ヲ必要トスル事業
- 第三條 電信法第二條第五號ニ依ル私設電信中一營業ノ爲ニスルモノハ營業所相互間又ハ營業所ト之ヲ管理スル者ノ居宅間ニ施設スルモノニ限ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔山梨管〕

前項ノ物品ノ普通試驗若ハ拔検査試驗ノ成績所定ノ標準ニ適合セザルトキ又ハ普通試驗若ハ拔検査試驗以外ノ試驗依頼アリタルトキハ依頼者ニ試驗成績書(第五號ノ二書式)ヲ交付ス

第八條 拔検査試驗ヲ行ヒ其ノ成績所定ノ標準ニ適合セザルトキト雖不適合ノ程度著シカラスト認メタルモノニ限リ依頼ニ依リ更ニ所定數量ヲ拔取り試驗ヲ行フコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ依頼書(第六號書式)ヲ提出シ更ニ規定ノ試驗手続ヲ納付スヘシ

第十三條 型式若ハ品位證明書、型式若ハ品位追加證明書、合格證明書又ハ第七條第一項ニ依ル試驗成績書ノ交付ヲ受ケタル物品ノ外凡ソ物品ノ廣告、揭示又ハ其ノ現品、容器、包紙等ニ電氣試驗所ノ試驗済又ハ之ニ類似スル文字ヲ記入スルコトヲ得ス

本令ニ依ル試驗ヲ經タルコトヲ表示スルトキハ試驗ノ種別ヲ明瞭ニ記載スヘシ

本令ニ依ル試驗ヲ經タル物品ノ試驗成績ヲ表示スルトキハ型式若ハ品位證明書、型式若ハ品位追加證明書、合格證明書又ハ試驗成績書ノ全文ヲ記載スヘシ

第十四條 前條ノ規定ニ違背シタル者又ハ電氣試驗所ノ試驗ヲ詐稱シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 本令ニ依ル試驗ハ別表ニ定ムルモノニ限リ電氣試驗所大阪出張所、同福岡出張所、同福島出張所及同名古屋出張所ニ於テ之ヲ受ケルコトヲ得

前項ニヨリ試驗ヲ受ケムトスル者ハ試驗依頼ニ關スル書類ヲ當該電氣試驗所出張所ニ提出スヘシ

附則



第四條 私設電信ヲ施設セムトスル者ハ逡信大臣ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ但シ地方鐵道法ニ依ル鐵道事業ノ專用ニ供スル爲鐵道線路ニ沿ヒ停車場、聯絡所又ハ信號所相互間ニ施設スルモノ及電氣工作物規程本則第九十一條ニ依リ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 第四條又ハ第六條ニ依リ許可ヲ得タル私設電信ノ工事落成シタルトキハ七日以内ニ左ノ事項ヲ逡信大臣ニ届出ヘシ

一 工事落成月日  
二 工事設計ノ種類及箇數、線路ノ互長、架空線、地下線、水底線前項第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ更ニ前項ノ例ニ依リ届出ヘシ

第八條 第四條但書ノ私設電信ヲ施設シタル者ハ工事落成後七日以内ニ第五條第一項第二號第三號及第七條第一項各號ノ事項ヲ逡信大臣ニ届出ヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ公衆通信ノ用ニ供スルモノハ第五條第一項第二號ニ限り逡信大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ電氣工作物規程本則第九十一條ニ依リ施設スルモノニハ之ヲ適用セス

第九條 私設電信ヲ讓渡セムトスルトキハ第四條但書ノモノヲ鐵道相互間又ハ電氣事業者相互間ニ讓渡スル場合ヲ除クノ外當事者雙方連署ノ上逡信大臣ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ

前項ノ許可ヲ受ケタル私設電信ノ引渡ヲ爲シタルトキ又ハ第四條但書ノ私設電信ヲ鐵道相互間又ハ電氣事業者相互間ニ讓渡シタルトキハ七日以内ニ當事者雙方連署ノ上逡信大臣ニ届出ツヘシ

第十條 公衆通信ノ用ニ供スル私設電信ハ逡信大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サ

〔山梨警〕

第十五條

私設電信ノ電線ヲ架空強電流電線ト交叉又ハ接近シテ架設スルトキハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一 架空強電流電線ト交叉スルトキハ其ノ電線ノ下部ニ架設スヘシ但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ於テハ低壓又ハ高壓電線ト交叉スル場合ニ限り其ノ上部ニ架設スルコトヲ得

二 低壓又ハ高壓電線ト交叉若ハ接近スルトキハ其ノ相互ノ間隔一メートル以上ヲ離隔スヘシ但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ距離ヲ六十センチメートル迄ニ短縮スルコトヲ得

三 特別高壓電線ト交叉スルトキハ特別高壓電線ノ最大電壓ニ從ヒ左ノ區別ニ依リ特別高壓電線ト私設電信ノ電線トヲ離隔スヘシ但シ特別高壓電線管理者ノ承諾ヲ得且特別高壓電線ト私設電信ノ電線トノ間ニ施設スル保護金屬線ヨリ六十センチメートル以上ヲ離隔スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(イ) 特別高壓電線ノ最大電壓六萬「ヴォルト」以下ノ場合ハ其ノ間隔二メートル以上

(ロ) 特別高壓電線ノ最大電壓六萬「ヴォルト」ヲ超過スル場合ハ一萬「ヴォルト」又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ二十センチメートル以上ヲ加フ

四 特別高壓電線ト接近スルトキハ其ノ相互間ノ水平距離ハ特別高壓電線ノ支持物地表上ノ高サノ一倍以上タルヘシ但シ特別高壓電線管埋者ノ承諾ヲ得テ此ノ距離ヲ三メートル迄ニ短縮スルコトヲ得

第十七條 屋内ニ布設スル私設電信ノ電線ハ強電流電線ト充分離隔シ且電氣的混觸ヲ豫防スヘシ

第十八條 私設電信線路ノ支持物ニハ施設者名及支持物ノ番號ヲ表記スヘシ

レハ之ヲ廢止シ又ハ中止スルコトヲ得ス

前項以外ノ私設電信ヲ廢止シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ逡信大臣ニ届出ツヘシ

第十一條 電信法第二條第四號ニ依ル私設電信ノ通報ヲ開始シ廢止シ又ハ中止セムトスルトキハ其ノ施設者ヨリ十五日以前ニ逡信大臣又ハ電信局ニ届出ツヘシ

第十二條 私設電信ヲ廢止シタルトキハ特ニ期間ノ指定ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ線路及機器ヲ撤去スヘシ其ノ許可ノ效力ヲ失ヒ又ハ之ヲ取消サレタルトキ亦同シ

私設電信ノ使用ヲ中止シ一箇年以上ニ及ヒタルトキハ廢止シタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第十三條 市街地ニ限リ道路ニ架設スル私設電信ノ線路ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ所轄逡信局長ノ認可ヲ得テ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一 道路ノ兩側ニ跨カラスシテ其ノ一側ニノミ架設スヘシ

二 道路ノ一側ニ電信線、電話線其ノ他電氣信號線ノ架設シアルトキハ其ノ同側ニ架設スヘシ若キハ一側ニ架空強電流電線ノ架設シアルトキハ他ノ一側ニ架設スヘシ

第十三條ノ二 私設電信ノ電線ハ特ニ逡信大臣ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ外架空強電流電線ノ支持物ニ添架スルコトヲ得ス但電氣工作物規程本則第九十一條ニ依ルモノニシテ市街地以外ニ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ノ三 第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル私設電信ヲ施設セムトスル者ハ逡信大臣ノ認可ヲ得テ架空強電流電線ヲ其ノ私設電信ノ電線ニ共用スルコトヲ得

第十九條 私設電信ノ電線ヲ他ノ電線ト其ノ上部ニ於テ交叉シ又ハ二メートル以内ニ他ノ電線力強電流電線ナルノ距離ニ接近シテ架設スルトキハ工事著手前ニ其ノ電線ノ所有者又ハ管理者ヘ通知スヘシ其ノ既ニ架設シタルモノヲ修理シ若ハ撤去スルトキ亦同シ

第二十條 電信法第二條第四號ニ依リ逡信大臣又ハ電信局ニ施設スル私設電信ノ引込及裝置工事並其ノ維持ハ逡信省之ヲ執行ス

前項ノ私設電信施設者ハ逡信省ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ設備ニ要スル物件ヲ供給シ其ノ工事費ヲ支拂ヒ且其ノ維持ニ要スル料金ヲ納付スヘシ但シ維持料ノ金額及其ノ納付手續ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 逡信大臣ハ隨時吏員ヲ派遣シ私設電信ノ裝置方法又ハ通信ノ狀況等ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第二十三條 私設電信施設者此ノ規則ノ條項ニ違背シ又ハ此ノ規則ニ依リ發スル命令ヲ遵守セザルトキハ逡信大臣ハ私設電信ノ使用ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スルコトアルヘシ

第二十五條 第六條、第八條但書、第九條第一項若ハ第十條第一項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第七條、第八條、第九條第二項及第三項若ハ第十條第二項ノ届出ヲ爲ササル者又ハ第十九條ノ通知ヲ爲ササル者又ハ正當ノ事由ナクシテ第二十二條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ十錢以上一圓九十五錢以下ノ料料ニ處ス

附則

第二十九條 電信法施行前電信條例ニ依リ電信又ハ電話私設ノ許可ヲ得タル者ハ電信法第二條第一號ニ該當スルモノヲ除クノ外第四條及第五條ノ規定ニ準シ此ノ規則施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ逡信大臣ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ但シ第四條但書ニ該當スルモノハ同一期間内ニ於テ第八條ノ規

〔山梨警〕



定ニ準シ届出ヘシ  
 前項ノ許可ヲ得タルモノハ第七條ノ規定ニ準シ届出ヘシ  
 第一項ノ期間内ニ於テ出願ヲ爲ササルモノ若ハ其ノ出願ヲ爲スモ許可ヲ得サルモノニ關シテハ第十二條ノ規定ヲ準用ス  
 第一項及第二項ノ届出ヲ爲ササルモノニ關シテハ第二十六條ノ規定ヲ適用ス  
 第三十條 前條ニ依リ許可ヲ得又ハ届出ヲ爲シタル私設電信ニシテ其ノ既設工事カ此ノ規則ノ規定ニ適合セサルモノアルトキハ此ノ規則施行ノ日ヨリ三箇年以内ニ之ヲ改造スヘシ但シ其ノ期間内ト雖第二十一條ニ依ル命令ノ效力ヲ妨ケス  
 電鈴其ノ他線路ヲ施設シテ信號ヲ爲スモノノ既設工事ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス  
 第三十一條 此ノ規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス

### 電氣事業法並同法施行規則等ニ

#### 依ル犯罪ニ關スル件

昭和七年十二月八日  
 保收第一六〇八七號ノ一  
 右ニ關シ告發又ハ處罰セラレタルモノアルトキハ其ノ都度其ノ年月日事由適用條項及違反者ノ身分氏名ヲ具シ報告セラルベシ

### 電氣用品取締規則(抄録)

昭和十年九月三十日  
 逓信省令第三十號

電氣用品取締規則左ノ通定ム

〔山梨警〕

#### 電氣用品取締規則

##### 第一章 總則

- 第一條 本令ハ左ニ掲グル電氣用品ニ之ヲ適用ス
  - 一 絶緣電線
  - 二 可携電線
  - 三 金屬管及金屬線種
  - 四 可熔器
  - 五 閉閉器
  - 六 點滅器
  - 七 接續器
  - 八 電熱器
  - 九 小型電動機
  - 十 小型變壓器
  - 十一 電流制限器
- 前項各號ノ電氣用品ノ範圍及細目ハ別表ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 電氣用品ヲ製造セントスル者ハ前條第一項各號毎ニ第二章ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ免許ヲ受クベシ
- 第三條 電氣用品ノ製造者ハ免許ヲ受ケタル電氣用品ニ付別表ニ定ムル型式ノ別毎ニ第三章ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ型式承認ヲ受クベシ但シ逓信大臣ニ於テ特ニ其ノ必要ナシト認メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 電氣用品ノ輸入者又ハ移入者ハ前條ノ規定ニ準ジ逓信大臣ノ型式承認ヲ受クベシ
- 第五條 電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ハ逓信大臣ノ型式承認ヲ經ザル電氣用品ヲ販賣シ又ハ使用スルコトヲ得ズ

##### 第二章 製造免許

〔山梨警〕

第七條 逓信大臣製造ノ免許ヲ爲シタルトキハ電氣用品製造免許證書(第二號書式)ヲ申請者ニ交付ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ但シ第二號又ハ第三號ノ事項ニ關シテハ關係ノ書類圖面ニ通テ、第五號ノ事項ニ關シテハ履歴書ヲ添付スベシ

- 一 製造所ノ名稱又ハ所在地
- 二 製造所設備
- 三 製品ノ試験方法又ハ試験設備
- 四 事業資金額
- 五 技術主任者

第九條 電氣用品製造免許證書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク其ノ再交付ヲ逓信大臣ニ申請スベシ

毀損ニ因リ電氣用品製造免許證書ノ再交付ヲ受クルトキハ之ト引換ニ舊證書ヲ逓信大臣ニ返還スベシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ電氣用品製造免許證書ノ書換ヲ逓信大臣ニ申請スベシ

- 一 氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ
- 二 主タル營業所ノ名稱又ハ所在地ヲ變更シタルトキ
- 三 相續、營業ノ讓渡又ハ會社ノ合併ニ因リ電氣用品ノ製造者ノ業務ヲ承繼シタル者ハ相續、讓渡又ハ合併ヲ證明スル書類ヲ添へ遲滞ナク電氣用品製造免許證書ノ書換ヲ逓信大臣ニ申請スベシ

第十一條 電氣用品ノ製造者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ旨ヲ具シ遲滞ナク電氣用品製造免許證書ヲ逓信大臣ニ返還スベシ

- 一 電氣用品ノ製造ヲ廢止シタルトキ
- 二 免許ヲ取消サレタルトキ

第十二條 逓信大臣電氣用品製造ノ免許ヲ爲シ又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

##### 第三章 型式承認

第十四條 逓信大臣型式承認ヲ爲シタルトキハ電氣用品型式承認書(第五號書式)ヲ申請者ニ交付ス

逓信大臣型式承認ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第十五條 型式承認ヲ經タル電氣用品ニハ型式承認番號及製造者ノ氏名又ハ名稱輸入品又ハ移入品ニ付テハ輸入 其ノ他逓信大臣ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ標示スベシ

前項ノ氏名又ハ名稱ハ商標法ニ依リ登錄ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ豫メ當該商標ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ

第十六條 電氣用品ノ輸入者又ハ移入者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ

- 一 氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキ
- 二 主タル營業所ノ名稱又ハ所在地ヲ變更シタルトキ
- 三 電氣用品ノ輸入又ハ移入ヲ廢止シタルトキ
- 四 相續、營業ノ讓渡又ハ會社ノ合併ニ因リ電氣用品ノ輸入者又ハ移入者ノ業務ヲ承繼シタル者ハ相續、讓渡又ハ合併ヲ證明スル書類ヲ添へ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ

第十七條 逓信大臣ハ電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ニ對シ製造設備、試験設備及電氣用品ニ關シ報告ヲ爲サシメ、試験ノ爲電氣用品ヲ提出セシメ又ハ検査吏員ヲ派遣シテ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

逓信大臣ハ電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ニ對シ製造設備又ハ



試驗設備ノ改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ  
第十三條 第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ電氣用品ノ試驗ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 逓信大臣ハ左ノ場合ニ於テハ電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ニ對シ電氣用品ノ製造、販賣若ハ使用ノ停止ヲ命ジ又ハ免許若ハ型式承認ヲ取消スコトアルベシ  
一 本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ  
二 電氣用品ニ關シ不正ノ所爲アリタルトキ

第二十條 逓信大臣ハ電氣用品ノ實績ニ因リ必要アリト認メタルトキハ型式承認ヲ取消スコトアルベシ  
第五章 手数料  
第二十一條 製造ノ免許ヲ申請セントスル者ハ手数料七十五圓ヲ納付スベシ

電氣用品製造免許證書ノ再交付又ハ書換ヲ申請セントスル者ハ證書一通ニ付手数料二十錢ヲ納付スベシ  
第六章 罰則  
第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
一 第二條又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者  
二 第十五條ノ規定ニ違反シ又ハ同條ノ標示ニ關シ不正ノ所爲アリタル者  
三 正當ノ事由ナクシテ第十七條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ、其ノ他逓信大臣ノ命ジタル事項ヲ爲サザル者  
四 第十九條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者  
第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

### ●電氣工事人取締規則

昭和十年九月三十日  
逓信省令第三十一號

電氣工事人取締規則左ノ通定ム

#### 電氣工事人取締規則

第一條 屋内及家屋ノ外面ニ於ケル電氣工事（看板、廣告塔等ノ電氣工事ヲ含ム）ニ從事セントスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ逓信局長ノ免許ヲ受ケベシ  
第二條 免許ノ有効期間ハ十年トス  
免許ハ甲種及乙種ノ區別ニ從ヒ試驗ニ依リ之ヲ爲ス  
免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者其ノ他逓信局長ニ於テ不適當ト認メタル者ニ付テハ免許ヲ爲サザルコトアルベシ

第三條 試驗ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ但シ必要アリト認メタルトキハ簡單ナル實地作業ニ付テモ試驗ヲ行フコトアルベシ  
一 配電一般（電氣工作物規程ヲ含ム）  
二 電氣工事材料及機械器具一般  
三 電氣工事施行方法及電氣工作物試驗  
四 配線圖

第四條 甲種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ試驗ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得  
一 甲種免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタル者  
二 電氣事業主任技術者ノ資格ヲ有スル者及第二種自家用電氣工作物主任技術者ノ經歷ヲ有スル者  
三 修業年限二年以上ノ學校ニ於テ電氣工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

一 本令ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リタル者  
二 電氣用品製造免許證書換ノ申請ヲ怠リタル者  
三 正當ノ事由ナクシテ電氣用品製造免許證書ノ返還ヲ怠リタル者  
四 第十八條ノ規定ニ違反シタル者  
第二十六條 電氣用品ノ製造者又ハ輸入者若ハ移入者ハ其ノ代理人、店主、家族、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ  
第二十七條 本章ノ規定ニ依リ處罰セラルベキ者法人ナルトキハ其ノ者ニ適用スベキ罰則ハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

#### 附則

第二十八條 本令ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二十九條 本令施行ノ際現ニ電氣用品ノ製造又ハ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ一年ノ限リ本令ノ規定ニ拘ラズ仍其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得  
前項ノ期間經過後ニ於テ引續キ業務ヲ繼續セントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ本令ノ規定ニ依ル免許又ハ型式承認ヲ申請スベシ  
逓信大臣ハ前項ノ申請ニ對スル免許又ハ型式承認ニ有効期間ヲ附スルコトヲ得  
第三十條 第二十一條第一項又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル手数料ハ前條第三項ノ規定ニ依リ附セラレタル有効期間ノ滿了ニ因リ免許又ハ型式承認ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ徵收セズ  
（書式省略）

〔山梨警〕

〔山梨警〕

乙種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同ジ  
一 免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタル者  
二 前項第二號及第三號ニ掲グル者  
三 講習其ノ他ノ方法ニ依リ電氣及電氣工事ニ關スル知識ヲ修得シタル者

第五條 免許ヲ受ケントスル者ハ履歷書（第二號書式）履歷ニ關スル證明、戸籍ノ抄本及寫眞、申請前六月以内ニ撮影シタル名刺版、脱帽正面半身、ルモノ二葉以テ添ヘ申請書（第一號書式）ヲ其ノ主ナル營業地若ハ勤務地又ハ住所ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ  
第六條 免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ  
甲種  
乙種  
三 圓  
四 圓

第七條 逓信局長免許ヲ爲シタルトキハ免許證（第三號書式）ヲ申請者ニ附與ス  
第八條 不正ノ方法ニ依リ免許ヲ受ケタルコト判明シタルトキハ其ノ免許ハ無効トス  
第九條 免許ヲ受ケタル者（以下電氣工事人ト稱ス）其ノ業務ニ從事スルニ至リタルトキハ十日以内ニ届書（第四號書式）ヲ其ノ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ營業地、勤務地又ハ勤務先ヲ變更シタルトキ亦同ジ  
前項ノ届書ニハ免許證ノ寫ヲ添付スベシ但シ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ届出ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ







内 面

表側

一 免許ノ種類 甲種  
二 免許ノ有効期限 年月日

氏 名  
年月日生

逓信局長印

折目

裏側

寫 眞

逓信局長印

(第四號書式)

就業(變更)届

何種免許電氣工事人

氏 名

年月日生

- 一 免許ノ年月日及番號
  - 二 營業地又ハ勤務地及勤務先  
(變更ノ場合ニ於テハ新舊ノ營業地又ハ勤務地若ハ勤務先)
  - 三 就業(變更)年月日
- 右電氣工事人取締規則第九條ノ規定ニ依リ届出候也
- 年月日

住所

氏

名印

逓信局長宛

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

(第五號書式) 省略

(第六號書式) 省略

(第七號書式) 省略

發電用汽機汽罐取締規則(抄録)

昭和十年五月一日  
逓信省令第十四號

發電用汽機汽罐取締規則左ノ通定ム  
發電用汽機汽罐取締規則

(山梨警)

(山梨警)

第一條 發電ノ用ニ供スル汽機及汽罐ニ關シテハ電氣事業法施行規則及自家用電氣工作物施設規則ニ定ムルモノノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 汽機又ハ汽罐ヲ設置セントスル場合ニ於テ其ノ構造設計ヲ完了シタルトキハ直ニ左ノ書類圖面ヲ具シ電氣事業法施行規則第十二條、自家用電氣工作物施設規則第三條及同規則第四條ノ區別ニ依リ逓信大臣又ハ所轄逓信局長ニ提出スベシ

第三條 構造明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ圖面ニ表示シタルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 汽機又ハ汽罐ノ設置工事ニ著手シタル後「タービン」ニ在リテハ車室ノ下半部ノ据附ヲ終リタルトキ、往復機關ニ在リテハ其ノ大部分ノ組立ヲ終リタルトキ又汽罐ニ在リテハ罐本體ノ組立ヲ終リタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該官廳ニ届出テ検査ヲ受クベシ

第五條 前項ノ検査ノ爲派遣セラレタル検査吏員ニ於テ支障ナシト認メタルトキハ汽機及汽罐ニ検査済ノ記號第一號ヲ刻印ス

第六條 逓信大臣又ハ逓信局長ハ毎年一回検査吏員ヲ派遣シ汽機及汽罐ヲ検査セシム但シ汽機及汽罐ノ構造、保守ノ狀況等ニ依リ検査回数ヲ増減スルコトアルベシ

第七條 汽機又ハ汽罐ノ使用ヲ一年以上休止セントスルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該官廳ニ届出ヅベシ

第八條 逓信大臣又ハ逓信局長ハ汽機又ハ汽罐ノ工事又ハ使用ニ關シ危險若ハ障害ヲ生ジ又ハ之ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ危險若ハ障害ノ除却又ハ豫防ノ爲必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 汽力發電所ニハ汽機汽罐主任者ヲ置キ汽機及汽罐ノ工事、運轉及

保守ニ關シ保安其ノ他ニ必要ナル事項ヲ擔任セシムベシ

第十條 電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ハ汽機汽罐主任者ヲ選任セントスルトキハ豫メ其ノ者ニ就キ逓信大臣ノ技能認定ヲ受クルコトヲ要ス之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十一條 汽機汽罐主任者ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十二條 逓信大臣又ハ逓信局長ハ汽機汽罐主任者カ其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條 汽機汽罐主任者ハ毎日少クトモ一回汽機及汽罐ノ要部ヲ點檢スベシ

第十四條 汽機汽罐主任者ハ汽機又ハ汽罐ニ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スベシ

第十五條 汽機汽罐主任者ハ汽機汽罐保安日誌ヲ作製シ運轉狀況、故障及修理ノ内容、危害豫防ニ付爲シタル措置其ノ他重要ナル事項ヲ記録スベシ

第十六條 汽機汽罐主任者ハ検査吏員ノ検査ニ立會ヒ其ノ指揮ニ從フベシ

第十七條 電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ハ汽機汽罐主任者ヲシテ毎年少クトモ一回左ノ検査ヲ行ハシムベシ

一 「タービン」ノ車室ノ上半部ヲ取外シ各部ヲ細密ニ検査シ組立ヲ終リタル後非常調速機試驗(「タービン」ヲ停止セル儘油壓等ニ依リ非常調速機ノ機能ヲ試驗シ得ルモノニ在リテハ其ノ試驗方法ニ依ルコトヲ得)ヲ爲シ且試運轉ヲ爲スコト

二 汽機汽罐開放掃除シ各部ヲ細密ニ検査シ且安全瓣ノ動作試驗ヲ爲スコト

前項ノ規定ニ依リ検査ノ成績及實施月日ハ其ノ都度之ヲ當該官廳ニ届出ヅベシ

第十八條 運轉休止二十四時間以上ニ互ル汽機又ハ汽罐ノ故障ニ關シテハ第二號様式ニ依リ一月分ヲ取據メ翌月十日限リ當該官廳ニ届出ヅベシ



第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
 一 本令ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者  
 二 正當ノ事由ナシテ本令ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者  
 三 第十五條ノ規定ニ依ル検査ヲ怠リタル者  
 第十九條 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ書類圖面ノ提出ヲ怠リタル者ハ科料ニ處ス

附則

第二十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第二十一條 本令施行ノ際現ニ存スル汽機及汽罐ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ第二條ノ書類圖面ヲ調製シ之ヲ當該官廳ニ提出スベシ  
 第二十二條 電氣事業者又ハ家用電氣工作物施設者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ汽機汽罐主任者ヲ選任スベシ  
 本令施行ノ際現ニ汽機汽罐主任者ノ職務ニ從事スル者ハ第十條ノ規定ニ拘ラズ本令施行後三年ヲ限リ本令ノ規定ニ依ル汽機汽罐主任者タルコトヲ得  
 前項ノ汽機汽罐主任者ヲ選任シタルトキハ其ノ届書ニ履歷書ヲ添附スベシ

(第一號様式)

省 (局)  
 1 2 3  
 東 (大、廣、) (名、大、廣、)  
 千 (熊、仙、札)  
 昭 10. 1. 1.

(山梨管)

●發電用高堰堤規則(抄録)

昭和十年六月十五日 逓信省令第十八號

發電用高堰堤規則左ノ通定ム

發電用高堰堤規則

第一條 本令ハ發電用堰堤ニシテ基礎地盤ヨリ堤頂迄ノ高サ十五米以上ノモノニ關シ之ヲ適用ス  
 第四條 堰堤工事施行中ニ於テハ翌月ノ工事豫定表ヲ添ヘ工事進捗狀況ヲ毎月逓信大臣ニ報告スベシ  
 第五條 湛水ヲ開始セントストキハ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出テ堰堤ノ検査ヲ受ケベシ  
 第七條 逓信大臣ハ検査吏員ヲ派遣シ堰堤若ハ其ノ工事ノ検査ヲ爲サシメ又ハ堰堤ノ工事若ハ保守ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ  
 第八條 堰堤ニハ堰堤主任者ヲ置キ堰堤ノ工事、操作及保守ニ關スル事項ヲ擔任セシムベシ  
 堰堤設置者堰堤主任者ヲ選任セントストキハ豫メ其ノ者ニ就キ逓信大臣ノ技能認定ヲ受クルコトヲ要ス之ヲ變更セントストキ亦同シ  
 第九條 堰堤主任者ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ  
 第十一條 逓信大臣ハ堰堤主任者ガ其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ  
 第十二條 堰堤主任者ハ常ニ堰堤ヲ監視シ異常ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スベシ  
 前項ノ場合ニ於テ異常著シキモノニ付テハ堰堤設置者ニ於テ電信、電話

(第二號様式)

汽機汽罐事故届

( 年 月分)

(一) 發電所名	
(二) 事故發生工作物ノ名稱及番號	
(三) 事故發生ノ日時	
(四) 事故ノ狀況	
(五) 事故ノ原因	
(六) 事故ニ對スル應急處理	
(七) 修理ノ概要及修理費用ノ概算高	
(八) 修理ノ爲休止セル時間數	
(九) 他ニ及ボシタル災害又ハ障害	

注意

- 1、事故發生工作物ノ名稱及番號欄ニハ汽機、汽罐、節炭器、燃料燃燒設備、蒸汽管、給水管、給水設備、復水器等ノ別及其ノ施設番號ヲ記載スベシ
- 2、説明上必要アル場合ハ圖面等ヲ添附スベシ

(山梨管)

其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ狀況ヲ速ニ逓信大臣ニ届出ヅベシ  
 第十三條 堰堤主任者ハ検査吏員ノ検査ニ立會ヒ其ノ指揮ニ從フベシ  
 第十四條 堰堤設置者ハ堤體若ハ之ト基礎地盤トノ接觸面又ハ附近ノ土地ヨリ滲出スル水ノ量及溫度ヲ貯水池水位ト共ニ毎日調査シ一月分ヲ取據メ逓信大臣ニ報告スベシ但シ逓信大臣ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十六條 逓信大臣必要アリト認メタルトキハ堰堤設置者ニ對シ量水所ノ設置ヲ命ズルコトアルベシ  
 第十八條 本令ノ規定ニ依リ逓信大臣ニ提出スル届書又ハ報告書ハ堰堤主任者之ニ署名捺印スベシ但シ第九條ノ規定ニ依ル届書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十九條 第二條又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
 一 第七條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者  
 二 正當ノ事由ナクシテ本令ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者  
 第二十一條 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ報告ヲ怠リタル者ハ科料ニ處ス  
 第二十二條 堰堤設置者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前條三條ニ該當スル行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ  
 本令ニ依リ堰堤設置者ニ適用スベキ罰則ハ堰堤設置者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ



附則

第二十三條 本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第二十四條 本令施行ノ際現ニ存スル堰堤ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ堰堤主任者ヲ選任スベシ  
 本令施行ノ際工事中ニ保ル堰堤ニ付現ニ堰堤主任者ノ職務ニ從事スル者ハ之ヲ本令ニ依ル堰堤主任者ト看做ス  
 前項ノ堰堤主任者ニ付テハ本令施行後三月内ニ其ノ者ノ履歷書ヲ選信大臣ニ提出スベシ

●堰堤主任者技能認定ニ關スル件

昭和十年六月十五日  
 選信省告示第六百二十一號

發電用高堰堤規則第八條ノ規定ニ依リ堰堤主任者技能認定ニ關スル件左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ施行ス

堰堤主任者技能認定ニ關スル件

第一條 堰堤ノ工事、操作及保守ニ關スル事項ヲ擔任スル堰堤主任者ノ技能認定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ之ヲ行フ  
 一 専門學校令ニ依ル實業專門學校若ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ土木工學ヲ專修シ之ヲ修得シタル者ニシテ高サ十五米以上ノ堰堤工事ニ關スル實務經驗ヲ有スル者  
 二 第二條ニ該當スル者ニシテ三回以上高サ十五米以上ノ堰堤工事ノ實務ニ從事シタル者  
 第二條 專ラ堰堤ノ操作及保守ニ關スル事項ヲ擔任スル堰堤主任者ノ技能認定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ之ヲ行フ

〔山梨管〕

一 實業學校令ニ依ル實業學校若ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ土木工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者ニシテ堰堤工事ニ關スル實務經驗ヲ有スル者  
 二 土木技術ニ關シ相當ノ學識經驗ヲ有スル者  
 第三條 發電用高堰堤規則第八條ノ規定ニ依ル技能認定ヲ受ケントスルトキハ履歷書(第二號様式)、修得シタル學科ニ關スル證明書ハ必要アルトキ添付ス、堰堤工事ノ實務ニ從事シタルコトヲ證スルニ足ル書面及戶籍ノ抄本ヲ添ヘ申請書(第一號様式)ヲ選信大臣ニ提出スベシ  
 様式(略ス)

●發電用水利使用規則(抄録)

大正十一年四月二十日  
 山梨縣令第四十一號

發電用水利使用規則左ノ通定ム

發電用水利使用規則

第一條 發電ノ原動力ニ供スル目的ヲ以テ河川其他公有水面ノ水ヲ使用セムトスル者ハ本規則ニ定ムル處ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケヘシ  
 第二條 許可申請書ニハ左ノ事項ヲ具備シタル書類及圖面ヲ添附シ直接ニ之ヲ知事ニ提出スヘシ但シ發電水力百馬力以上ノモノニ在リテハ副本二通百馬力未満ノモノニ在リテハ添附圖書中水路一覽圖ニ限リ二通ヲ要スルモノトス  
 一 起業ノ概要  
 (一) 起業者ノ住所職業及氏名(法人ナルトキハ其ノ法人名)  
 (二) 起業ノ目的(電燈電力ノ一般供給又ハ何々用動力等)

〔山梨管〕

(三) 供給區域又ハ使用地名、鐵道又ハ軌道經過地名並ニ其ノ圖面(電燈電力ノ一般供給ノ場合ニハ既許可未許可ニ供給區域ヲ區別シ市町村名ヲ列舉スルコト、動力供給ノ場合ニハ工場所在地又ハ鐵道若クハ軌道經過地名ヲ記載スルコト、圖面ハ陸地測量部發行五萬分一地形圖又ハ二十萬分一帝國圖ヲ使用スルコト)  
 (四) 取水河川(他ノ公有水面ヲ含ム以下同シ)名並取水口及放水口ノ位置  
 (五) 使用水量(毎秒時何立方尺)  
 (六) 有效落差(曲尺ニテ示スコト)  
 (七) 理論馬力數(使用水量ト有效落差ノ積ニ「〇、一一」ヲ乘シタルモノトシ理論馬力「二〇」以下ノモノヲ除キ總テ小數位以下ヲ四捨五入シタルモノトス)  
 (八) 發電力(キロワット數及水車並發電氣能率ヲ附記スルコト、但發電力ハ理論馬力「二〇」以下ノモノヲ除キ總テ小數位以下ヲ四捨五入シタルモノトス)  
 (九) 水ノ使用期間(許可ノ日ヨリ起算シ三十箇年以内トス)  
 二 水路工事  
 (一) 水路一覽圖(省略)  
 (二) 水路豫測圖(省略)  
 (三) 堰堤及水路ノ定規圖(省略)  
 (四) 計畫說明大要(省略)  
 三 取水河川ノ水量測定(省略)  
 四 起業ト治水其ノ他ノ公益事業等トノ關係(省略)  
 五 工事費概算書(別紙様式ニ據ル)  
 六 事業計畫說明書及收支概算書  
 第三條 削除  
 第四條 水利使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ知事ノ指定スル期間内ニ左記ノ事項ヲ具備シタル書類及圖面ヲ添附シ第二條ニ準シテ工事施行ノ認可ヲ申請スヘシ但シ第一號乃至第四號ノ事項ハ第二條第一號ニ準シテ記載スルヲ要ス

一 起業者ノ住所職業及氏名  
 二 起業ノ目的  
 三 供給區域又ハ使用地名、鐵道又ハ軌道經過地名  
 四 實施設計ノ概用(省略)  
 五 水路工事(省略)  
 六 工事說明書(省略)  
 七 工事費概算書(省略)  
 第五條 水利使用ノ許可又ハ工事施行ノ認可ヲ受ケタル者其ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ許可又ハ認可ヲ受ケヘシ申請書ニ添付スヘキ書類及圖面ハ第二條又ハ第四條ノ規定ニ準ス  
 第六條 本規則ノ許可又ハ認可ヲ受ケタル者ハ其ノ事項ヲ施行シ若ハ變更シタル者命令書ニ違反スル行爲ヲ爲シタル者又ハ不實ノ申立ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタル者ハ五十圓以内ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ河川法施行ノ河川又ハ同法準用ノ河川ニ付テハ其ノ規定ニ依ル  
 第六條ノ二 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本規則ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス  
 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス  
 附則  
 第七條 本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第八條 明治三十九年山梨縣令第二十三號水力使用出願手續ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
 第九條 本規則施行前ニ於テ許可又ハ認可ヲ受ケタル者ハ本規則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス  
 第十條 本規則施行前ノ申請ニシテ未タ處分ヲ爲サ、ルモノハ本規則ニ依リ申請シタルモノト看做ス但シ本規則ニ依リ提出ヲ要スル書類及圖面ハ之ヲ補充セシムルコトアルヘシ  
 附則 (大正十四年十一月縣令第三十五號)  
 從前ノ規定ニ依リ納付シタル保證金ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス但シ大正十一年四月一日以後ニ納付シタルモノハ大正十四年十二月一日ヨリ之ヲ還付ス



●瓦斯事業法

大正十二年四月十日(總、内、農、)  
法律第四十六號 (大臣副署)

昭和六年法律第二號

院帝國議會ノ協贊ヲ經タル瓦斯事業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

瓦斯事業法

- 第一條 本法ニ於テ瓦斯事業ト稱スルハ一般ノ需用ニ應ジ導管ニ依リテ瓦斯ヲ供給スル事業ヲ謂フ
- 第二條 本法ニ於テ瓦斯工作物ト稱スルハ瓦斯發生裝置、瓦斯精製裝置、瓦斯溜、導管其ノ他瓦斯供給ノ爲施設スル工作物ニシテ瓦斯事業ノ用ニ供スルモノヲ謂フ
- 第三條 瓦斯事業ヲ營ムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 瓦斯事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ許可ヲ申請シ且其ノ事業ヲ開始スヘシ  
主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得
- 第五條 瓦斯事業者前二項ノ期間内ニ工事施行ノ許可ヲ申請セズ又ハ事業ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
- 第六條 瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ工事ヲ施行シ又ハ瓦斯工作物ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第七條 瓦斯事業者ハ河川、溝渠、道路、橋梁、堤防其ノ他公共ノ用ニ供セラルル土地ニ導管ヲ施設スル必要アルトキハ其ノ效用ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ管理者ノ許可ヲ受ケテ之ヲ使用スルコトヲ得
- 第八條 前項ノ管理者正當ノ事由ナクシテ前項ノ許可ヲ拒ミタルトキハ主務大臣

ハ瓦斯事業者ノ申請ニ依リ前項ニ規定スル使用ヲ許可スルコトヲ得  
前二項ノ場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムヘシ  
前三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其ノ附屬物並道路法第七條ノ規定ニ依リ同法ノ規定ヲ準用スル道路及其ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シテハ之ヲ適用セズ

第七條 瓦斯事業者ハ必要アルトキハ導管ノ施設ニ關スル調査、測量若ハ工業ノ爲他人ノ土地一立入り又ハ現在ノ使用方法ヲ妨ケサル限度ニ於テ他人ノ土地ニ導管ヲ施設スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ瓦斯事業者他人ノ土地ニ立入り又ハ導管ヲ施設セムトスル場合ニ於テ其ノ所有者及占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ使用ノ範圍ヲ定メ豫メ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 前條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ導管ヲ施設シタル場合ニ於テ其ノ土地ノ所有者又ハ占有者ハ其ノ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ瓦斯事業者ニ對シ導管ノ位置ノ變更其ノ他土地ノ使用ニ對スル障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ請求スルコトヲ得

第九條 前項ノ施設ニ要スル費用ハ瓦斯事業者ノ負擔トス但シ瓦斯事業者前項ノ施設ヲ爲シタル後前項ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル土地ノ所有者又ハ占有者力正當ノ事由ナクシテ其ノ土地ノ使用方法ノ豫定ノ變更ヲ爲ササルトキハ其ノ者ノ負擔トス

第十條 瓦斯事業者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ瓦斯ノ供給ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ得ス

第十二條 瓦斯事業者ノ讓渡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ瓦斯事業者ヲ營ム會社ノ合併又ハ解散亦同シ

第十三條 前項ノ規定ハ第十二條ノ四ノ會社カ瓦斯事業ヲ營ムザル會社ヲ合併セントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 市町村カ瓦斯事業ヲ營ムトスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ管轄區域内ノ瓦斯事業ヲ買收スルコトヲ得

第十五條 前項ノ規定ニ依リ買收ノ價格其ノ他買收ノ條件ニ關シ協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ主務大臣ノ裁定ス

第十六條 前項ノ規定ニ依リ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十七條 市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定ニ基キ市町村又ハ瓦斯事業者カ相手方ニ對シ要求ヲ爲シ又ハ承認ヲ求メタル場合ニ於テ協議調ハザルトキハ主務大臣ノ裁定ス

第十八條 前項ノ規定ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可又

ノ定ムル所ニ依リ其ノ工作物ヲ施設シタル他人ノ土地又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得但シ日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テハ占有者ノ意ニ反シテ邸宅又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得ス

第十九條 第七條及前條ノ場合ニ於テ現ニ生シタル損失ハ瓦斯事業者ノ補償スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ補償金額ニ付協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ行政官廳ノ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ瓦斯事業者ヲシテ損失ノ補償ヲ充ツヘキ金額ヲ供託セシムルコトヲ得

第二十一條 瓦斯工作物相互間及瓦斯工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障害ヲ防止スル爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 前項ノ規定ニ依リ爲ス工事ニ關スル費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ命令ヲ以テ定ムルモノノ外當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ主務大臣ノ裁定ス

第二十三條 瓦斯料金其ノ他命令ヲ以テ定ムル瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
前項ノ規定ニ依リ瓦斯料金ノ設定又ハ變更ノ認可申請アリタルトキハ主務大臣ハ關係市町村ノ意見ヲ徵スベシ

第二十四條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ瓦斯料金其ノ他瓦斯供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 瓦斯事業ヲ營ム會社其ノ資本ヲ增加セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條 瓦斯事業ヲ營ム會社瓦斯事業以外ノ事業ヲ營メントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ命令ノ定ムル限度



ハ認可ヲ受ケベキ事項ニ關シテハ之ヲ適用セズ  
第十八條 行政官廳ハ瓦斯事業者ニ對シ瓦斯工作物、業務及財産ノ狀況ニ  
關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得  
主務大臣ハ瓦斯事業者ニ對シ瓦斯工作物、業務又ハ利益金ノ處分、銷却  
其ノ他計理ニ關シ改築、改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ  
得

第十九條 第一條ニ掲クルモノヲ除ク外瓦斯ヲ供給シ又ハ使用スル事業  
ニ關シテハ第六條乃至第十條及第十七條ノ規定ヲ除ク外勅令ノ定ムル  
所ニ依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得  
第二十條 瓦斯事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ、行政官  
廳ノ命シタル事項ヲ執行セス又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタルトキハ  
主務大臣ハ第三條ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

第二十一條 本法中主務大臣ノ職權ハ命令ヲ以テ之ヲ地方長官(東京府ニ  
在リテハ警視總監)ニ委任スルコトヲ得  
第二十二條 瓦斯工作物ノ損壞其ノ他ノ方法ヲ以テ瓦斯ノ供給ヲ妨害シタ  
ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十三條 瓦斯事業者ノ承諾ヲ得シテ置ニ瓦斯工作物ノ施設ヲ變更シ  
タル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケ  
ヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ爲シタル者又ハ第十二條ノ命令若  
ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 瓦斯事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金  
ニ處ス  
一 第十四條ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 正當ノ事由ナクシテ第十八條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌  
避シ又ハ報告ヲ爲サス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ其ノ他行政官廳ノ命シ  
タル事項ヲ爲ササルトキ  
第二十六條 瓦斯事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者  
カ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス  
處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免  
ルルコトヲ得ス

第二十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ瓦斯事業者ニ適用ス  
ヘキ罰則ハ瓦斯事業者法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務  
ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ  
之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テ  
ハ此ノ限ニ在ラス  
附則 (昭和六年法律第二號)  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年九月勅令第二百八十九號ヲ以テ同  
年十月一日ヨリ施行)

本法ニ依リ認可ヲ受ケベキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法  
ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

### ●瓦斯事業法施行令

大正十四年九月二十九日(總、内、商)  
勅令第二百九十號 (大臣副署)

改正 昭和六年勅令第一七九號  
朕瓦斯事業法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

瓦斯事業法施行令

第一條 瓦斯事業法第六條第二項ノ主務大臣ハ内務大臣及商工大臣トス

第二條 瓦斯事業法第六條第三項ノ規定ニ依リ瓦斯事業者ノ納付スヘキ使  
用料ハ同條第一項ノ管理者ノ之ヲ定ム

前項ノ管理者ノ相當ナル使用料ヲ定メタルトキハ内務大臣及商工大臣ハ  
瓦斯事業者ノ申請ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第三條 瓦斯事業法第十七條第一項ノ規定ニ依リ瓦斯事業ノ買收ノ認可又  
ハ同條第二項ノ規定ニ依リ裁定ハ内務大臣及商工大臣ニ之ヲ申請スヘ  
シ

市町村カ前項ノ買收ヲ爲ス場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ當該市町村ノ管轄  
區域外ニ互ル瓦斯事業ニシテ引續キ經營スルコト能ハサルモノ又ハ瓦斯  
事業ニ附帶スル設備ヲ併セ買收スヘキコトヲ當該市町村ニ對シ請求スル  
コトヲ得

第四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ商工大臣ハ内務大臣ニ協議スヘシ

一 瓦斯事業法第三條、第十六條、第二十條又ハ第二十條ノ二ノ規定ニ  
依リ處分ヲ爲サルトスルトキ

二 命令ノ定ムル所ニ依リ供給區域ノ變更ノ許可ヲ爲サルトスルトキ

三 市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定ニ關係アル  
コトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年九月勅令第二百八十九號ヲ以テ同  
年十月一日ヨリ施行)

本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケベキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモ  
ノハ之ヲ本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買  
收ニ關シ期間ノ定アルトキハ其ノ期間之ヲ適用セズ

附則 (昭和六年法律第二號)  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和六年七月勅令第七十八號ヲ以テ同年七  
月十五日ヨリ施行)

事項ニ付瓦斯事業法第十二條ノ規定ニ依リ命令ヲ發シ若ハ認可其ノ  
他ノ處分ヲ爲シ、第十二條ノ二ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シ又ハ第十七  
條ノ二ノ規定ニ依リ裁定ヲ爲サントスルトキ  
四 市町村ノ經營スル瓦斯事業ニ付瓦斯事業法第十二條ノ規定ニ依リ命  
令ヲ發シ又ハ認可其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキ  
五 災害ノ豫防又ハ除却ノ爲瓦斯工作物ニ關シ瓦斯事業法第十三條ノ規  
定ニ基キ命令ヲ發シ又ハ之ニ基キ處分ヲ爲サントスルトキ  
六 命令ノ定ムル所ニ依リ瓦斯事業法第十五條ノ規定ニ依リ廢止又ハ休  
止ノ許可ヲ爲サントスルトキ

第五條 瓦斯事業法第十二條ノ二ノ規定ニ依リ認可申請アリタル場合ニ於  
テ市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ資本ノ增加ニ付市町村ノ承認ヲ要スル旨  
ノ定アルトキハ商工大臣ハ當該市町村ノ意見ヲ徵スベシ

附則  
本令ハ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
瓦斯事業者カ瓦斯事業法施行ノ際現ニ河川、溝渠、道路、橋梁、堤防其ノ  
他公共ノ用ニ供セラルル土地ノ使用ニ關シ其ノ管理者ニ納付スル金錢ハ第  
二條ノ規定ニ依リ使用料ト看做ス

### ●瓦斯事業法施行規則

大正十四年十月一日  
商工、内務省令

改正 昭和三年七月、六年七月商工、内務省令  
瓦斯事業法施行規則左ノ通定ム

瓦斯事業法施行規則

第一條 瓦斯事業經營ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 起業目論見書



- 二 工事設計書
- 三 工事費概算書(第一號様式)
- 四 收支概算書(第二號様式) 瓦斯事業經營ノ許可申請ト同時ニ瓦斯料金省略スルコトヲ得
- 五 他ヨリ瓦斯ノ供給ヲ受ケ瓦斯事業ヲ營ムトスル者ニ在リテハ其ノ供給者トノ契約書ノ謄本
- 六 會社發起人ニ在リテハ定款
- 七 會社ニ在リテハ其ノ會社ノ登記簿ノ謄本、定款及瓦斯事業經營ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ總社員ノ同意書ノ謄本並ニ財産目録、貸借對照表及損益計算書ニ以上ノ事業ヲ營ム者ニ在リテハ財産目録、組合ニ在リテハ其ノ契約書及損益計算書ハ事業毎ニ之ヲ區分スベシ
- 八 書ノ謄本並ニ財産目録、貸借對照表及損益計算書
- 九 公共團體ニ在リテハ瓦斯事業經營ニ關スル其ノ議會ノ議決書ノ謄本
- 第二條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 商號又ハ名稱及主タル事務所ノ所在地
  - 二 瓦斯ノ製造及供給ノ方法
  - 三 一日ノ製造能力ヲ記載スヘシ
  - 四 瓦斯事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ調達ノ方法
  - 五 供給區域
    - 平面圖 供給區域ノ境界、都市區町村大字界及其ノ名稱、主要ナル市街、村落、道路、橋梁、鐵道、軌道、山川、港灣、要塞地等ヲ記載シ口徑ヲ表示シタル主要ヲ添付スベシ
    - 導管ノ施設豫定線ヲ記入スベシ
  - 六 需用見込高算定ノ基礎ヲ
- 第三條 工事設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 瓦斯製造所及瓦斯供給所ノ位置
- 二 瓦斯ノ發生、精製、計量、貯藏及供給ノ用ニ供スル主要ナル裝置
- 三 工事ノ著手及完了期日 工事ヲ區分シテ施行スル場合ニ於テ
- 第四條 瓦斯事業法第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキ工事ノ如シ
  - 一 瓦斯ノ發生、精製、計量若ハ供給ノ用ニ供スル主要ナル裝置(需用者用瓦斯「メートル」及導管ヲ除ク)又ハ瓦斯溜ノ施設
  - 二 高壓導管ノ施設
- 第五條 前條ノ工事施行ノ許可ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ事項ヲ具シ之ヲ商工大臣ニ申請スヘシ
  - 一 瓦斯製造所及瓦斯供給所ノ位置
  - 二 瓦斯ノ發生、精製、計量若ハ供給ノ用ニ供スル裝置(需用者用瓦斯「メートル」及導管ヲ除ク)又ハ瓦斯溜ノ配置並其ノ型式、構造及能力
  - 三 高壓導管ノ内徑、材質及配置並高壓導管ヲ通スル瓦斯ノ壓力
- 第六條 前條ノ工事施行ノ許可申請書ニハ工事ノ種類ニ從ヒ左ノ書類及圖面ヲ添付スヘシ
  - 一 瓦斯製造所及瓦斯供給所ノ周圍百メートル以内ノ平面圖
  - 二 瓦斯製造所及瓦斯供給所ノ設計圖ノ構内ノ主要ナル導管ノ配置並其ノ型式、構造、能力及主要寸法ニ關スル「メートル」及導管ヲ除クノ型式、構造、能力及主要寸法ニ關スル說明書
  - 三 高壓導管ノ仕様書 瓦斯溜壓力ヲ及構造圖
  - 四 瓦斯溜ノ仕様書 記載スベシ
  - 五 高壓導管ノ施設仕様書及其ノ配置圖 並壓力裝置ノ位置ヲ明示スベシ

- 六 工事費豫算書
- 七 工事ノ著手及完了期日ヲ記載シタル書面
- 第七條 許可ヲ受ケテ工事ヲ施行シタル瓦斯工作物使用ノ許可ハ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ
- 第八條 瓦斯事業者其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ
- 第九條 瓦斯事業法第六條第二項ノ規定ニ依ル導管施設ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ
  - 一 管理者ニ提出シタル導管施設許可申請書及管理者ノ指令書ノ謄本
  - 二 管理者ノ拒否處分ヲ不當トスル理由書
- 第十條 瓦斯事業法施行令第二條第二項ノ規定ニ依ル使用料變更ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ
  - 一 管理者ノ指令書ノ謄本
  - 二 管理者ノ定メタル使用料ヲ不相當トスル理由書
- 第十一條 瓦斯事業法第七條第二項ノ規定ニ依ル土地立入ノ許可ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ
  - 一 立入ノ目的
  - 二 立入ルヘキ土地ノ區域
  - 三 立入ルヘキ時期及期間
  - 四 所有者若ハ占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル事由
  - 五 土地所有者及占有者ノ氏名及住所
- 第十二條 瓦斯事業法第七條第三項ノ規定ニ依ル土地立入ノ通知書ニハ前條第一號乃至第三號ノ事項ヲ記載シ且許可書ノ謄本ヲ添付スヘシ
- 第十三條 瓦斯事業法第七條第二項ノ規定ニ依ル導管施設ノ許可ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ

- 一 導管ノ形狀、内徑及其ノ施設方法
- 二 導管施設ノ爲當該地域ノ選定ヲ必要トスル理由
- 三 導管施設ノ爲立入ルヘキ土地ノ區域
- 四 導管施設工事ノ著手時期及期間
- 五 土地ノ現在ノ使用方法
- 六 損失補償ノ見積金額及其ノ内譯
- 七 所有者若ハ占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル事由
- 八 土地所有者及占有者ノ氏名及住所
- 前項ノ申請書ニハ導管ノ配置圖ヲ添付スヘシ
- 第十四條 瓦斯事業法第七條第三項ノ規定ニ依ル導管施設ノ通知書ニハ前條第一號乃至第四號ノ事項ヲ記載シ且許可書ノ謄本ヲ添付スヘシ
- 第十五條 瓦斯事業法第七條又ハ第九條ノ規定ニ依リ他人ノ土地若ハ建造物ニ立入り又ハ他人ノ土地ニ導管ヲ施設セムトスル者ハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ
- 前項ノ證票ハ土地又ハ建造物ノ管理者ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スヘシ
- 第十六條 瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依ル導管ノ位置ノ變更其ノ他土地使用ニ對スル障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル施設ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 請求ノ目的及理由
  - 二 土地ノ現在ノ使用方法及變更スヘキ使用方法並使用方法變更ノ時期
- 第十七條 瓦斯事業法第八條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ニ應スルヤ否ヤヲ遲滞ナク請求者ニ通知スヘシ
- 瓦斯事業者請求ニ應スル場合ニ於テハ瓦斯事業法第八條第二項ノ規定ニ



依り請求者ノ負擔スヘキ費用ノ擔保トシテ施設費見積額ニ相當スル金額ヲ其ノ施設者手前ニ供託スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十八條 瓦斯事業者瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依リ請求セラレタル施設ニ著手シタルトキ及之ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ請求者ニ通知スヘシ

瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者其ノ土地ノ使用方法ノ變更ニ著手シタルトキ及之ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ瓦斯事業者ニ通知スヘシ

第十九條 瓦斯事業法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所

二 申請ノ目的及理由

地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムヘシ

第二十條 裁定書ニハ理由ヲ附シ地方長官ノ之ヲ當事者雙方ニ送付スヘシ

第二十一條 瓦斯事業法第十七條第二項及第十七條ノ二第一項ノ規定ニ依リ裁定ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 瓦斯事業法第十二條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケヘキ瓦斯供給條件左ノ如シ

一 瓦斯引用ノ工事費ノ全部又ハ一部ヲ需用者ニ負擔セシムル場合ニ於テハ其ノ金額

二 瓦斯「メートル」其ノ他瓦斯ノ使用ニ必要ナル器具ノ賃貸料

第二十三條 瓦斯料金又ハ前條ノ瓦斯供給條件ノ設定又ハ變更ノ認可申請書ニハ其ノ設定又ハ變更ノ計算ノ基礎ヲ明ニスヘキ書類ヲ添付スヘシ

第二十四條 左ノ事項ハ商工大臣ノ之ヲ告示ス

一 成分試験ノ方法及装置ノ型式

二 壓力測定ノ方法及装置ノ型式

三 熱量測定ノ方法及装置ノ型式

四 瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値算出ノ方法

第三十條 水性瓦斯其ノ他間歇的瓦斯製造装置ニハ「レリーフホールダー」其ノ他適當ナル緩衝装置ヲ施設スヘシ

第三十一條 各瓦斯製造所ノ發生精製装置ヨリ直接瓦斯ヲ送入スル瓦斯溜(「レリーフホールダー」ヲ除ク)ノ總容量ハ其ノ一日ノ製造能力ノ二分ノ一以上タルヘシ

第三十二條 瓦斯溜ニハ瓦斯放出装置ヲ施設スヘシ

第三十三條 瓦斯發生爐又ハ瓦斯溜ヲ施設セムトスルトキハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ有セシムヘシ

一 宮城、離宮、御用邸又ハ神宮ハ四百メートル以上

二 依リ請求者ノ負擔スヘキ費用ノ擔保トシテ施設費見積額ニ相當スル金額ヲ其ノ施設者手前ニ供託スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十八條 瓦斯事業者瓦斯事業法第八條第一項ノ規定ニ依リ請求セラレタル施設ニ著手シタルトキ及之ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ請求者ニ通知スヘシ

第十九條 瓦斯事業法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所

二 申請ノ目的及理由

地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムヘシ

第二十條 裁定書ニハ理由ヲ附シ地方長官ノ之ヲ當事者雙方ニ送付スヘシ

第二十一條 瓦斯事業法第十七條第二項及第十七條ノ二第一項ノ規定ニ依リ裁定ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 瓦斯事業法第十二條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケヘキ瓦斯供給條件左ノ如シ

豫知シ得ルトキハ瓦斯事業者ハ豫メ之ヲ關係需用者ニ周知セシムヘシ

第二十八條 瓦斯事業者ハ毎週一回以上成分ノ試験ヲ、毎日一回以上壓力ノ測定ヲ行フベシ

一日二千立方メートル以上ノ製造能力ヲ有スル瓦斯事業者ニ在リテハ毎日午前及午後各一回以上、一日二千立方メートル未満ノ製造能力ヲ有スル瓦斯事業者ニ在リテハ毎日一回以上熱量ノ測定ヲ行フベシ

第一項ノ成分ノ試験及壓力ノ測定並ニ前項ノ熱量ノ測定ヲ行フベキ場所ハ商工大臣ノ之ヲ定ム

第二十九條 左ノ事項ハ商工大臣ノ之ヲ告示ス

一 成分試験ノ方法及装置ノ型式

二 壓力測定ノ方法及装置ノ型式

三 熱量測定ノ方法及装置ノ型式

四 瓦斯ノ熱量ノ一月間ノ平均値算出ノ方法

第三十條 水性瓦斯其ノ他間歇的瓦斯製造装置ニハ「レリーフホールダー」其ノ他適當ナル緩衝装置ヲ施設スヘシ

第三十一條 各瓦斯製造所ノ發生精製装置ヨリ直接瓦斯ヲ送入スル瓦斯溜(「レリーフホールダー」ヲ除ク)ノ總容量ハ其ノ一日ノ製造能力ノ二分ノ一以上タルヘシ

第三十二條 瓦斯溜ニハ瓦斯放出装置ヲ施設スヘシ

第三十三條 瓦斯發生爐又ハ瓦斯溜ヲ施設セムトスルトキハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ有セシムヘシ

一 宮城、離宮、御用邸又ハ神宮ハ四百メートル以上



二 皇陵、社寺、公園、學校、病院、劇場其ノ他多量ヲ收容スヘキ建造物ハ百メートル以上

瓦斯發生爐又ハ瓦斯溜ハ其ノ外側ヨリ前項ニ掲クル工作物及人家ヘ十メートル以上ノ距離ヲ保有スヘシ

商工大臣ハ所在地又ハ設備ノ狀況ニ依リ危險ノ虞ナシト認ムルトキハ前二項ニ定ムル距離ノ短縮ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十四條 瓦斯製造所ニハ豫備排送装置ヲ施設スヘシ

第三十五條 導管ニハ適當ナル區劃ニ對シ瓦斯ノ供給ヲ遮斷スル爲必要ナル装置ヲ施設スヘシ

瓦斯事業者ハ瓦斯供給中火災其ノ他非常ノ場合ニ際シ危險アリト認ムルトキハ其ノ供給ヲ遮斷スヘシ

第三十六條 一日五萬立方メートル以上ノ製造能力ヲ有スル瓦斯製造所ニ依リ瓦斯ノ供給ヲ受クル區域内ニ在リテハ内徑百ミリメートル以上、其ノ他ノ場合ニ在リテハ内徑五十ミリメートル以上ノ低壓導管（建物内ニモノチ）ヲ施設シ又ハ之ヲ變更シタル場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ其ノ配置圖導管ノ内徑及遮斷裝置ヲ添ヘ六月毎ニ取極メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第三十七條 商工大臣ハ瓦斯ノ供給ニ支障ヲ來ササル爲又ハ災害ノ豫防若ハ除却ノ爲必要アリト認ムルトキハ瓦斯事業者ニ對シ瓦斯溜其ノ他瓦斯ノ工作物ニ關シ其ノ施設、變更其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ

地方長官ハ危險急迫ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス保安上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 瓦斯事業ノ廢止又ハ一月以上ノ休止ノ許可ハ其ノ事由、區域

及休止ノ期間ヲ具シ之ヲ商工大臣ニ申請スヘシ

瓦斯事業ノ一月未滿ノ休止ノ許可ハ其ノ事由、區域及期間ヲ具シ之ヲ地方長官ニ申請スヘシ

前二項ノ許可ヲ受ケタルトキハ瓦斯事業者ハ豫メ之ヲ關係需用者ニ周知セシムヘシ

天災、工事其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ瓦斯ヲ供給スルコト能ハサル場合ニ關シテハ第二十七條ノ規定ヲ準用ス

第三十九條 瓦斯事業法第十六條ノ規定ニ依リ瓦斯事業讓渡ノ許可ハ讓渡價格、讓渡ニ關シ讓受人ノ負擔スベキ費用、讓渡時期其ノ他讓渡ニ關スル重要ナル事項ヲ具シ當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ申請スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 讓渡契約書ノ謄本
- 二 讓渡人又ハ讓受人ガ會社ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ總社員ノ同意書ノ謄本、組合ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル總組合員ノ同意書ノ謄本
- 三 讓受人ガ會社發起人ナル場合ニ於テハ定款
- 四 讓受人ガ瓦斯事業者ニ非ザル會社ナル場合ニ於テハ第一條第七號ニ掲グル書類（瓦斯事業經營ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ除ク）
- 五 讓受人ガ組合ナル場合ニ於テハ第一條第八號ニ掲グル書類（瓦斯事業經營ニ關スル總組合員ノ同意書ノ謄本ヲ除ク）
- 六 讓渡人又ハ讓受人ガ公共團體ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル其ノ議會ノ議決書ノ謄本
- 七 讓渡價格算定ノ基礎ヲ明ニスル書類
- 八 讓渡ニ要スル資金調達ノ方法ヲ記載シタル書面

九 讓受後ニ於ケル瓦斯事業ノ收支概算書

第四十條 瓦斯事業ノ讓渡終了シタルトキハ遲滞ナク當事者連署ノ上之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第四十一條 瓦斯事業者ヲ營ム會社ノ合併ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條 瓦斯事業者ヲ營ム會社ノ解散ノ許可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且解散ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第四十三條 瓦斯事業法第十七條第一項ノ規定ニ依リ瓦斯事業買收ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 買收目的ノ範圍ニ關スル調書
- 二 買收價格ノ算出及買收代金ノ支拂ニ關スル説明書
- 三 買收ニ關スル市町村會ノ議決書ノ謄本
- 四 買收後ニ於ケル事業計畫書及收支豫算書

第四十四條 瓦斯製造所ニハ其ノ製造能力一日五千立方メートル以上ノモノニ在リテハ甲種免狀ヲ有スル者ヲ、五千立方メートル未滿ノモノ及瓦斯供給所ニ在リテハ甲種免狀又ハ乙種免狀ヲ有スル者ヲ主任技術者トシテ選任シ技術ニ關スル事項ヲ擔任セシムヘシ

第四十五條 甲種免狀又ハ乙種免狀ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ就キ本人ノ申請ニ依リ商工大臣銓衡ノ上之ヲ交付ス

甲種免狀

- 一 高等工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業生ニシテ在學中瓦斯事業ノ技術ニ關スル學科ヲ修得シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者
- 二 瓦斯事業ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識ヲ有シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

乙種免狀

一 工業學校 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ限三年モ若ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年又ハ之ト同等以上ノ學校ノ卒業生ニシテ在學中瓦斯事業ノ技術ニ關スル學科ヲ修得シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

瓦斯事業ノ技術ニ關シ前號ニ掲クル者ト同等以上ノ學識ヲ有シ且一年以上其ノ實務ニ從事シタル者

第四十六條 瓦斯事業者主任技術者ヲ選任シタルトキハ履歷書ヲ添ヘ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第四十七條 主任技術者缺ケタルトキハ瓦斯事業者ハ遲滞ナク其ノ後任者ヲ選任スヘシ

第四十八條 商工大臣ハ主任技術者力其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ其ノ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第四十九條 瓦斯事業者供給區域又ハ高壓導管ヲ通スル瓦斯ノ壓力ヲ變更セムトスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

第五十條 瓦斯事業者（公共團體タル瓦斯事業者ヲ除ク）ハ毎事業年度經過後遲滞ナク財産目録、貸借對照表、營業報告書及損益計算書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

前項ノ財産目録及損益計算書ハ瓦斯事業法第十二條ノ三ノ規定ニ依リ事業經營ノ認可ヲ受ケタル會社ニ在リテハ事業毎ニ之ヲ區分スベシ

第五十一條 瓦斯事業者ハ瓦斯供給規程ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前項ノ供給規程中ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 瓦斯料金
- 二 瓦斯引用ノ工事費ノ全部又ハ一部ヲ需用者ニ負擔セシムル場合ニ在リテハ其ノ金額、瓦斯事業者ニ於テ工事費ノ全部ヲ負擔スル場合ニ



在リテハ其ノ旨

- 三 瓦斯「メートル」其ノ他瓦斯ノ使用ニ必要ナル器具ノ貨貨料
- 四 前三號ノ外需用者ニ負擔セシムルモノアルトキハ其ノ事項及金額
- 五 瓦斯器具ノ使用ニ關シ制限ヲ付スルトキハ其ノ事項
- 六 標準熱量、最低熱量及最低壓力
- 第五十二條 瓦斯事業者ハ業務ノ狀況ニ關シ報告書(第三號様式)ヲ作製シ之ヲ商工大臣ニ提出スヘシ
- 第五十三條 左ノ場合ニ於テハ瓦斯事業者ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ
  - 一 會社成立シタルトキ 會社ノ登記簿ノ謄本
  - 二 會社ノ取締役、監査役ヲ選任シ又ハ代表社員ヲ定メタルトキ
  - 三 會社ノ定款又ハ組合契約ヲ變更シタルトキ
  - 四 商號、名稱若ハ主タル事務所ヲ變更シ又ハ主タル事務所以外ノ事務所若ハ營業所ヲ設置シ若ハ變更シタルトキ
  - 五 瓦斯ノ製造若ハ供給ノ方法又ハ各製造所ノ一日ノ製造能力ヲ變更シタルトキ
  - 六 他ヨリ瓦斯ノ供給ヲ受クル契約ヲ爲シタルトキ又ハ之ヲ變更若ハ解除シタルトキ
  - 七 瓦斯事業以外ノ事業ノ兼營ヲ廢止シタルトキ
  - 八 公共團體ト事業經營ニ關スル決定ヲ爲シタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキ
  - 九 株金ノ拂込アリタルトキ 使途ノ大要ヲ知リ得ベキ書類ヲ添附スベシ
  - 十 許可ヲ受ケテ工事ヲ施行シタル瓦斯工作物ノ使用ヲ廢止シタルトキ
  - 十一 瓦斯ノ發生、精製、計量若ハ供給ノ用ニ供スル主要ナル裝置(需用者用瓦斯「メートル」及導管ヲ除ク)又ハ瓦斯溜ノ大修繕ヲ爲シタルトキ

- 第五十四條 瓦斯事業者前項ノ公債又ハ社債ノ全部又ハ一部ヲ償還シタルトキハ償還ノ金額及時期ヲ遲滞ナク商工大臣ニ届出ツベシ
- 第五十三條ノ三 瓦斯工作物ニ關シ災害事故發生シタルトキハ瓦斯事業者ハ直ニ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第五十四條 瓦斯事業法、瓦斯事業法施行令又ハ本則ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ内務大臣及商工大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ但シ二府縣以上ニ關スル事項ニ付テハ主トシテ關係ヲ有スル地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ別ニ其ノ副本ヲ關係地方長官ニ提出スヘシ
- 第五十五條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ第十一條、第十三條、第十九條及第二十條ヲ除クノ外警視總監トス但シ第五十四條ニ在リテハ瓦斯事業法第六條第二項、第十七條及第十七條ノ二第一項並ニ瓦斯事業法施行令第二條第二項ノ規定ニ依ル許可、認可、裁定其ノ他ノ處分ノ申請ニ關シテハ東京府知事、瓦斯事業法第三條、第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ關シテハ東京府知事及警視總監トス
- 第五十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
  - 一 第二十四條、第二十五條、第二十六條第二項、第二十八條第一項、第三十五條第二項又ハ第五十一條ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 第三十七條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

- 第五十七條 本則ハ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則 (昭和六年七月商工、内務省令)
  - 一 第二條第五號、第六條第二號乃至第五號及第三十六條ニ掲グル書類及圖面ヲ同法施行後遲滞ナク商工大臣ニ提出スヘシ
  - 二 本令ハ昭和六年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
  - 三 本令施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ第二十六條ノ認可ヲ申請スベシ
  - 四 本令施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ三月間ハ第五十一條第二項ノ規定ヲ適用セズ
  - 五 本令施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ第二十三條ノ六ノ會社ヲ除クノ外本令施行ノ際現ニ瓦斯事業以外ノ事業ヲ營ム瓦斯事業者ハ第二十三條ノ六ノ會社ヲ除クノ外本令施行ノ日ヨリ一月内ニ其ノ兼營事業ニ要スル資金ノ總額ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
  - 六 本令施行ノ際現ニ第二十三條ノ四ニ規定スル限度ヲ超エ株券若ハ債券ヲ所有シ又ハ資金ノ貸付ヲ爲ス瓦斯事業者ハ第二十三條ノ六ノ會社ヲ除クノ外本令施行ノ日ヨリ一月内ニ第二十三條ノ五第一項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ツベシ
  - 七 本令施行ノ際現ニ瓦斯事業ノ爲ニ公債又ハ社債ヲ發行スル瓦斯事業者ハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ第五十三條ノ二第一項ニ規定スル事項ヲ届出ツベシ

(山梨警)

- 第五十八條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ許可ヲ受ケ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ第二十四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 第五十九條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ瓦斯事業法施行ノ日ヨリ六月以内ニ第二十六條ノ認可ヲ申請スヘシ
- 第六十條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ六月間ハ第二十五條及第二十八條ノ規定ヲ適用セズ
- 第六十一條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯工作物ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ五年内ニ於テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル期間ハ第三十條、第三十一條及第三十三條第二項ノ規定ヲ、同法施行ノ日ヨリ六月間ハ第三十二條、第三十四條及第三十五條第一項ノ規定ヲ適用セズ
- 第六十二條 第五十八條及前條ノ規定ニ依ル許可申請書ハ瓦斯事業法施行後一月内ニ之ヲ商工大臣ニ提出スヘシ
- 第六十三條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ二年間第四十四條ノ規定ヲ適用セズ
- 第六十四條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ瓦斯事業法施行後遲滞ナク左ノ事項ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ
  - 一 第二條第一號乃至第四號及第七號ニ掲グル事項
  - 二 第五條ニ掲グル事項
  - 三 瓦斯料金及第二十二條ノ瓦斯供給條件
  - 四 會社ノ取締役及監査役ノ氏名
  - 五 會社ノ定款ノ謄本
  - 六 主タル事務所以外ノ營業所又ハ事務所ノ所在地
  - 七 公共團體トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定
  - 八 瓦斯供給規程
- 第六十五條 瓦斯事業法施行ノ際現ニ存スル瓦斯事業者ハ第一條第五號、

- 瓦斯ノ成分試験、壓力及熱量ヲ測定スベキ場所
- 昭和六年七月十四日 商工省告示第三十五號



瓦斯事業法施行規則第二十八條第三項ノ規定ニ依ル瓦斯ノ成分ノ試験並ニ瓦斯ノ壓力及熱量測定ノ場所ハ各瓦斯事業者ニ就キ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外壓力ノ測定ニ付テハ營業所出張所及派出所成分ノ試験及熱量ノ測定ニ付テハ瓦斯製造所トス  
大正十四年十月商工省告示第二十號ハ之ヲ廢止ス

### ●瓦斯工作物ニ因ル災害報告ニ關スル件

昭和四年二月二十日  
工部省第三一號内務省警保、商工省工務兩局長通牒

瓦斯事業ノ發達ニ伴ヒ之ニ關スル危害豫防ニ付テハ特ニ注意ヲ要スルモノ有之爾今瓦斯工作物ニ關スル災害事故ヲ發生シタル場合ニ於テハ其ノ都度左記事項ヲ具シ同文ヲ以テ御通報相成度此段及通牒候也

追テ事故ヲ發生スルノ虞アル状態ヲ呈シタル場合ニ於テモ右ニ準シ通報又ハ電話其ノ他ノ方法ヲ以テ別ニ其ノ大要ヲ報告相成度

- 一 工場名、工場所在地
- 二 事故發生日時
- 三 事故發生場所
- 四 事故ノ原因
- 五 事故ノ狀況
- 六 被害ノ狀況(死傷及損害ノ程度)
- 七 事故ニ對スル措置

〔山梨警〕

八 復舊ノ日時又ハ其ノ見込

(注意) 説明上必要アル場合ニ於テハ寫眞又ハ圖面ヲ添付スルコト

### ●瓦斯盜用取締ニ關スル件

昭和六年五月五日  
六工第二二〇八號

瓦斯盜用取締ニ關シ帝國瓦斯協會會長ヨリ別紙寫ノ通牒情有之候處本件ニ關シテハ豫テ御留意中ノコトトハ存セラレモ瓦斯盜用ハ瓦斯事業經營上支障ヲ來スノミナラズ瓦斯盜用ノ爲ニスル瓦斯工作物ノ施設變更等ハ往々災害事故發生ノ原因トナリ其ノ影響スル所大ナルベキヲ以テ保安上ヨリ謂フモ忽ニスベカラザル義ニ有之候ニ付テハ之ガ取締ニ關シ遺憾ナキヲ期セラレ度爲念此段及通牒候也(別紙略)

## 第十二章 精神病患者及行旅病人同死

### 亡人取扱

#### ●精神病患者監護法

明治三十三年三月十日  
法律第三十八號

於帝國議會ノ協贊ヲ經タル精神病患者監護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 精神病患者監護法

- 第一條 精神病患者ハ其ノ後見人配偶者四親等内ノ親族又ハ戶主ニ於テ之ヲ監護スルノ義務ヲ負フ但シ民法第九百八條ニ依リ後見人タルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 監護義務者數人アル場合ニ於テ其ノ義務ヲ履行スヘキ者ノ順位ハ左ノ如シ
- 但シ監護義務者相互ノ同意ヲ以テ順位ヲ變更スルコトヲ得
- 第一 後見人
- 第二 配偶者
- 第三 親權ヲ行フ父又ハ母
- 第四 戶主
- 第五 前各號ニ掲ケタル者ニ非サル四親等内ノ親族中ヨリ親族會ノ選任シタル者
- 第二條 監護義務者ニ非サレハ精神病患者ヲ監置スルコトヲ得ス
- 第三條 精神病患者ヲ監置セムトスルトキハ行政廳ノ許可ヲ受ケヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ假リニ之ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ二十四時間内ニ行政廳ニ届出ヘシ
- 前項監置ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ス

第四編 保安 第十二章 精神病患者及行旅病人同死 亡人取扱

〔山梨警〕

行政廳ノ許可ヲ受ケテ監置シタル精神病患者ノ監置ヲ廢止シタル後三箇年内ニ更ニ之ヲ監置セムトスルトキ又ハ民法第九百二十二條ニ依リ禁治產者ヲ監置セムトスルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第四條 精神病患者ノ監置ノ方法又ハ場所ヲ變更シタルトキハ二十四時間内ニ行政廳ニ届出ヘシ

第五條 監置シタル精神病患者治癒シ死亡シ若ハ行方不明ト爲リタルトキ又ハ其ノ監置ヲ廢止シタルトキハ七日内ニ行政廳ニ届出ヘシ

第六條 精神病患者ヲ監置スルノ必要アルモ監護義務者ナキ場合又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病患者ノ住所地、住所所ナキトキ又ハ不明ナルトキハ其ノ所在地市區町村長ハ勸令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ監置スヘシ

第七條 行政廳ハ精神病患者ノ監置ニ關シ必要ト認ムルトキハ監置ノ許可ヲ取消シ監置ノ廢止ヲ命シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ命スルコトヲ得

監置ノ許可ヲ取消サレ又ハ其ノ廢止ヲ命セラレタル者監置ヲ廢止セサルトキハ行政廳ハ直接ニ監置ヲ廢止スルコトヲ得

第八條 精神病患者監置ノ必要アルトキ又ハ監置不適當ト認ムルトキハ行政廳ハ第一條第二項ノ順位ニ拘ラス監護義務者ヲ指定シ之ヲ監置ヲ命スルコトヲ得但シ急迫ノ事情アルトキハ行政廳ハ假リニ其ノ精神病患者ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三條第二項ノ規定ヲ準用ス

市區町村長ニ於テ監置スル精神病患者ノ監護義務者ヲ發見シ又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行シ得ルニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

本條ニ依リ精神病患者ノ監置ヲ命セラレタル監護義務者其ノ命ヲ履行セザルトキハ第六條ノ例ニ依リ市區町村長ニ於テ之ヲ監置スヘシ

本條ニ依リ監護義務者ノ監置シタル精神病患者ニ關シテハ行政廳ノ許可ヲ



受クルニ非サレハ其ノ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 私立監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 監置ニ要シタル費用ハ被監置者ノ負擔トシ被監置者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第十一條 行政廳ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ精神病患者ノ檢診ヲ爲サシメ又ハ官吏若ハ醫師ヲシテ精神病患者ニ關シ必要ナル尋問ヲ爲サシメ又ハ精神病患者在ル家宅病院其ノ他ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十二條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十三條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ執行ニ關スル行政廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ醫師本法ノ執行ニ關シ不正ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ「重禁錮」ニ處シ「百圓以下ノ罰金」ヲ附加ス

第十五條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ醫師本法ノ執行ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法「第二百八十六條」ノ例ニ照ラシテ處斷ス

〔山梨警〕

第十六條 左ニ掲グル者ハ一年以下ノ「重禁錮」ニ處シ「百圓以下ノ罰金」ヲ附加ス

- 一 詐僞ノ行爲ヲ以テ行政廳ノ許可ヲ受ケ若ハ虛僞ノ届出ヲ爲シ精神病患者ヲ監置シ又ハ拘束ノ程度ヲ加重シタル者
- 二 醫師精神病患者ノ診斷書ニ虛僞ノ事實ヲ記載シ又ハ自ら診斷セスシテ診斷書ヲ授與シタル者

前項第一號ノ場合ニ於テハ監置又ハ拘束ノ日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

第十七條 左ニ掲グル者ハ二月以下ノ「重禁錮」ニ處シ「二十圓以下ノ罰金」ヲ附加シ又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ監置又ハ拘束ノ日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

- 一 許可ヲ受ケス又ハ届出ヲ爲サス若ハ命ヲ受ケスシテ精神病患者トシテ之ヲ監置シタル者
- 二 禁治産ノ宣告又ハ監置ノ許可ヲ取消サレ又ハ監置ノ廢止ヲ命セラレ若ハ假監置ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廢止セサル者
- 三 許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シ若ハ命ヲ受ケタル程度ヲ超エテ精神病患者ヲ拘束シタル者

第十八條 左ニ掲グル者ハ一月以下ノ「重禁錮」ニ處シ「十圓以下ノ罰金」ヲ附加シ又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 精神病患者ノ監置ニ關シ虛僞ノ事實ヲ記載シタル願届其ノ他ノ書類ヲ行政廳ニ提出シタル者
- 二 監置義務ヲ履行スヘキ順位ニ在ラサル者ニシテ許可ヲ受ケス又ハ命ニ依ルニ非スシテ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更シタル者
- 三 官吏又ハ行政廳ノ指定シタル醫師ノ臨檢若ハ檢診ヲ拒ミ又ハ其ノ尋

〔山梨警〕

問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ答辯ヲ爲シタル者

〔山梨警〕

第十九條 左ニ掲グル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 監置ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ命セラレ其ノ命ヲ履行セサル者
- 二 監置義務者精神病患者ノ監置ヲ命セラレ其ノ命ヲ履行セサル者
- 三 第八條第四項及第九條第一項ニ違背シタル者

第二十條 第四條及第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第二十一條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ精神病患者ヲ監置シタル者ニシテ仍之ヲ繼續セムトスルトキハ本法施行ノ日ヨリ二箇月内ニ第三條ノ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スヘシ

第三條ノ許可ヲ受ケス又ハ届出ヲ爲サスシテ前項ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廢止セサル者ハ第十七條ノ例ニ照シテ處斷ス

本法中市區町村長ニ屬スル職務ハ市制區制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市區町村長ニ準スヘキ者之ヲ行フ

第二十二條 外國人タル精神病患者ノ監置ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 人事訴訟手續法第五十條又ハ第六十條ニ依リ裁判所ニ於テ精神病患者ノ監置ニ付必要ナル處分ヲ命シタル場合ニ關シテハ本法ノ規定ヲ適用セス



### 精神病患者監護法施行規則

明治三十三年六月二十八日  
内務省令第三十五號

精神病患者監護法施行規則ノ通定ム

- 第一條 精神病患者監護法第一條第二項但書ニ依リ監護義務者ノ順位ヲ變更シタルトキハ關係者ハ七日内ニ連署ヲ以テ警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出ヘシ
- 第二條 精神病患者監護法第一條第五號ニ依リ監護義務者ヲ選任シタルトキハ親族會ハ七日内ニ警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出ヘシ
- 第三條 精神病患者監護法第三條ニ依リ精神病患者ヲ私宅病院其ノ他ノ場所ニ監置セムトスルトキハ監護義務者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出又ハ届出ヘシ
- 第三條第一項但書ニ依リ精神病患者ヲ監置シタルトキハ監護義務者ハ警察官署ニ届出ヘシ此ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書ヲ添フルコトヲ要セス
- 第四條 精神病患者ヲ監置セムトスル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケルノ限ナシト認ムルトキハ監護義務者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ警察官署ニ届出ヘシ
- 前項ノ場合ニ於テハ監護義務者ハ三十日内ニ前條ニ依リ更ニ地方長官ニ届出ヘシ
- 第五條 前二條ノ届出又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ監置ノ方法及場所ヲ記シ若シ私宅監置室ヲ設ケルトキハ其ノ構造設備ヲ記シタル書類ヲ添附スヘシ
- 第六條 本則第四條第一項ニ依リ監置シタル精神病患者ニ關シ三十日内ニ地方長官ニ監置ノ届出ヲ爲ササルトキ又ハ地方長官ニ於テ届出ニ對シ不許

### 精神病患者監護法第六條及第八條 第三項ニ依レル監護ニ關スル件

明治三十三年六月三十日  
勅令第二百八十二號

- 第一條 精神病患者監護法第六條ニ依リ市區町村長ニ於テ精神病患者ヲ監置スヘキ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ
- 前項地方長官ノ認可ヲ受ケル限ナキトキハ市區町村長ハ警察官署ノ同意ヲ經テ三十日内精神病患者ヲ監置スルコトヲ得但シ急迫ノ事情アルトキハ警察官署ノ同意ヲ經サルモ七日内假ニ之ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ警察官署ニ通知スヘシ
- 第二條 精神病患者監護法第六條及第八條第三項ニ該當スル精神病患者アルトキハ地方長官ハ警察官署ヲシテ之ヲ市區町村長ニ引渡サシムヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ警察官署ハ假ニ之ヲ市區町村長ニ引渡シ直ニ地方長官ノ指揮ヲ請フヘシ
- 第三條 市區町村長ニ於テ監置シタル精神病患者治癒シ死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキハ第一條第一項及第二條ニ依リテ監置シタル者ニ付テハ地方長官ニ報告シ第一條第二項ニ依リテ監置シタル者及第二條但書ニ依リテ假ニ監置シタル者ニ付テハ警察官署ニ通知スヘシ
- 市區町村長ニ於テ監置シタル精神病患者ノ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更セムトスルトキハ第一條第一項ニ依リテ監置シタル者ニ付テハ地方長官ニ報告シ第一條第二項ニ依リテ監置シタル者ニ付テハ警察官署ニ通知シ第二條ニ依リテ監置シタル者ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受

可ノ處分ヲ爲シタルトキハ警察官署ノ與ヘタル許可ハ取消サレタルモノトス

- 第七條 精神病患者監護法第四條又ハ第五條ノ届出ハ監護義務者ニ於テ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添ヘ警察官署ヲ經テ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ但シ行方不明ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添フルコトヲ要セス
- 本則第四條第一項ニ依リ監置シタル精神病患者ニ關シテハ前項ノ届出ハ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ
- 第八條 私宅監置室ハ精神病患者ノ資産又ハ扶養義務者扶養ノ程度ニ應シ相當ノ構造設備ヲ爲シ及之ヲ管理スルコトヲ要ス
- 第九條 府縣立ヲ除ク外公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ヲ設置セムトスルトキハ其ノ構造設備及管理ニ關スル事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第十條 精神病患者監護法第七條及第八條行政廳ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ但シ急迫ノ事情アルトキハ警察官署ニ於テ之ヲ行ヒ直ニ地方長官ノ指揮ヲ請フヘシ
- 第十一條 精神病患者監護法第九條第一項行政廳ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ但シ私宅監置室ニ關シテハ警察官署之ヲ行フ
- 第十二條 精神病患者監護法第十一條行政廳ノ職權ハ内務大臣地方長官又ハ警察官署之ヲ行フ
- 第十三條 本則第九條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十四條 本則第一條及第二條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 第十五條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

(山梨縣)

### 精神病患者監護法施行手續

大正十年六月  
山梨縣訓令甲第二十八號

- 第一條 本手續ニ於テ法ト稱スルハ精神病患者監護法、勅令ト稱スルハ明治三十三年六月勅令第二百八十二號、規則ト稱スルハ精神病患者監護法施行規則ヲ謂フ
- 第二條 規則第三條第四條ノ届出ニハ同則第五條ニ規定スルモノ、外左ノ事項ヲ具備セシムヘシ但法第三條第一項但書及規則第四條第一項ノ届出ニ付テハ第四條乃至第七條ノ事項ヲ省略セシムルコトヲ得
- 一 精神病患者ノ族籍、住所、身分、職業、氏名、生年月日
- 二 發病ノ原因及其年月日
- 三 監置ヲ要スル事由
- 四 監護義務者ト精神病患者トノ續柄ヲ知ルニ足ルヘキ戶籍謄本若ハ抄本
- 五 法第三條第三項前段ノ規定ニ依ル再監置ニ付テハ前監置ノ際ニ於ケ



第四編 保安 第十二章 精神病患者及行旅病人同死亡人取扱

- ル許可官廳名及其年月日並監置廢止ノ年月日
- 六 法第三條第三項末段ノ規定ニ依ル禁治産者ノ監置ニ付テハ親族會ノ同意ヲ得タルコトヲ知ルニ足ルヘキ書類
- 七 法第一條第二項但書ノ規定ニ依リ順位ヲ變更シ又ハ同項第五號ノ規定ニ依リ親族會ノ選任シタル監護義務者ヨリ出願若ハ届出ツルトキハ其順位變更又ハ選任ノ事實ヲ知ルニ足ルヘキ書類
- 第三條 自宅監置室ノ構造設備ハ左ノ各號ノ制限ニ據リ精神病患者ノ資産及扶養義務者扶養ノ程度ニ應シ適當ナラシムヘシ
  - 一 監置室ノ面積ハ一坪半以上トシ換氣採光ヲ良好ナラシムルコト
  - 二 天井ノ高サハ床上ヨリ六尺以上トスルコト
  - 三 床ノ高サハ地上一尺五寸以上トシ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ張詰メ床上ニハ疊其ノ他ノ敷物ヲ布グコト
  - 四 出入口ハ幅二尺四寸以上トシ外開キ戸又ハ引戸トナシ堅牢ナル鎖鑰ヲ付スルコト
  - 五 監置室内ニ便所ヲ設ケルトキハ排便ノ都度除去シ得ル裝置トスルコト
- 第四條 精神病患者ノ監置願届ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査ノ上警察官署ノ職權ニ屬スルモノハ相當處理シ其ノ他ハ意見ヲ附シ進達スヘシ
  - 一 願届人ハ適法ノ監護義務者ナリヤ否ヤ
  - 二 精神病患者ノ病狀及監置ノ要否
  - 三 監置室ノ構造設備及監置方法ノ適否
  - 四 精神病患者及其扶養義務者ノ資産額
  - 五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第五條 法第九條第一項ノ規定ニ依リ自宅監置室使用ノ出願アリタルトキハ實地調査ノ上處理スヘシ

〔山梨警〕

- 依リ命令ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキハ知事ニ詳報スヘシ
  - 第十二條 勅令及本手續ノ規定ニ依リ市町村長ヨリ知事ニ差出スヘキ書類ハ所在地管轄警察官署ヲ經由スヘシ
  - 第十三條 警察官署ニ於テハ管内ノ監置精神病患者ヲ別紙様式ノ名簿ニ登載シ受持巡查ヲシテ毎月一回以上精神病患者ノ所在ニ就キ左ノ事項ヲ監置セシムヘシ
    - 一 監護ノ方法適當ナリヤ
    - 二 精神病患者ノ容態
    - 三 監置室ノ構造ニ異狀ナキヤ否ヤ
    - 四 其ノ他ノ必要ト認ムル事項
  - 第十四條 規則第三條及本手續第九條ノ規定ニ依リ添附スヘキ醫師ノ診斷書ニハ左ノ事項ヲ具備セシムヘシ
    - 一 血族關係
    - 二 既往症
    - 三 現症
    - 四 經過
    - 五 診斷
    - 六 豫後
- 本手續ニ抵觸スル從前ノ訓令通牒ノ類ハ之ヲ廢止ス

〔山梨警〕

監置室使用 許可年月日	大正 年 月 日	原籍住 所身住 職業氏 名生年 月日並 戶主ヨ リ指ス
監置許可 令番號	大正 年 月 日	
監置許可 指年月日		

第四編 保安 第十二章 精神病患者及行旅病人同死亡人取扱

- 第六條 左ノ場合ニ於テハ調査ヲ遂ケ進達スヘシ
  - 一 法第四條第五條規則第一條第二條ノ規定ニ依リ届出ヲ受理シタルトキ
  - 二 法第八條第四項ノ規定ニ依リ出願ヲ受理シタルトキ
- 第七條 左ノ場合ニ於テハ警察官署ヨリ知事ニ報告スヘシ
  - 一 法第七條第一項第八條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキ
  - 二 法第七條第二項勅令第二條ノ規定ニ依リ措置ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキ
  - 三 勅令第一條第二項第三條第二項ノ規定ニ依リ市町村長ニ同意ヲ與ヘ若ハ通知ヲ受ケタルトキ
- 第八條 勅令第二條但書及規則第十條但書ノ規定ニ依リ警察官署ニ於テ處分ヲ爲シタル指揮ヲ請フトキハ急迫ナリシ事情ヲ具シ且關係書類ヲ添附スヘシ
- 第九條 勅令第一條第一項ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ具シ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ
  - 一 精神病患者ノ族籍、住所、身分、職業、氏名、生年月日
  - 二 發病ノ原因及其年月日
  - 三 監置ヲ要スル事由
  - 四 監護ノ方法及場所
  - 五 精神病患者及其扶養義務者ノ資産額
- 第十條 市町村長ニ於テ勅令第二條ノ規定ニ依リ警察官署ヨリ精神病患者ノ引渡ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ監置シ其ノ監護方法及場所ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第十一條 市町村長ハ其監護スル精神病患者ニ關シ法第八條第二項ノ規定ニ

監置室使用 許可年月日	家族關 係	監護義務者 氏名住所	監置場所及 構造	被監置者 姓名	精神病患者 治療死亡 行方不明ノ 年月日

● 行旅病人及行旅死亡人取扱法

明治三十二年三月二十八日  
法律第九十三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

行旅病人及行旅死亡人取扱法

第一條 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト稱スルハ步行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人



ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト稱スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

住所、居所若ハ氏名知レズ且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 行旅病人ハ其ノ所在地市町村長之ヲ救護スヘシ

必要ノ場合ニ於テハ市町村長ハ行旅病人ノ同伴者ニ對シテ亦相當ノ救護ヲ爲スヘシ

第三條 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村長ハ速ニ扶養義務者若ハ家族又ハ第五條ニ掲ケタル公共團體ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ通知及引取ノ手續並期間ノ指定其ノ他之ニ關スル必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第五條 行旅病人若ハ其ノ同伴者ヲ引取ヲ爲ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ辨償ヲ爲スヘキ公共團體ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六條 扶養義務者ニ對スル被救護者引取ノ請求及救護費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ請求スルコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シテ請求ヲ爲スヲ妨ケス

第七條 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村長ハ其ノ狀況相續遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シ其ノ屍體ヲ假土葬スヘシ但シ法令ニ別段ノ規定アル場合ニ於テ之ヲ火葬スルコトヲ妨ケス

墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本條ノ假土葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

〔山梨警〕

第八條 必要ノ場合ニ於テハ市町村長ハ行旅死亡人ノ同伴者ニ對シテ亦相當ノ救護ヲ爲スヘシ

行旅病人ニ關スル規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第九條 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村長ハ其ノ狀況相續遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十條 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レタルトキハ市町村長ハ速ニ相續人ニ通知シ相續人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ家族ニ通知シ又ハ第十三條ニ掲ケタル公共團體ニ通知スヘシ

前項ノ手續其ノ他之ニ關スル必要ナル事項ニ付テハ第三條第二項ヲ準用ス

第十一條 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金錢若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相續人ノ負擔トシ相續人ヨリ辨償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負擔トス

第十二條 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村長之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ相當ノ費用若ハ手數ヲ要スルトキハ之ヲ賣却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三條 市町村長ハ第九條ノ公告後六十日ヲ經過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ辨償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ辨償ヲ爲スヘキ公共團體ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

市町村長ハ行旅死亡人取扱費用ニ付遺留物件ノ上ニ他ノ債權者ノ先取特權ニ對シ優先權ヲ有ス

第十四條 市町村長ハ行旅死亡人取扱費用ノ辨償ヲ得タルトキハ相續人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相續人ナキトキハ正當ナル請求者ト

〔山梨警〕

認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

第十五條 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ關スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

前項費用ノ辨償金徴收ニ付テハ市町村稅徴收ニ關スル例ニ依ル

第十六條 行旅病人行旅死亡人ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第十七條 外國人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 船車内ニ於ケル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 此ノ法律ニ於テ市町村長トアルハ東京市京都市大阪市其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル市ニ於テハ區長ニ、市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ、市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ準用ス

第二十條 北海道〔沖繩縣〕其ノ他市制町村制ヲ施行セサル地ニハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第二十一條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

第二十二條 明治十五年第四十九號布告行旅死亡人取扱規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

### ●行旅病人行旅死亡人及同伴者取扱規則

#### 扱規則

明治三十五年十一月 山梨縣訓令第七十九號

第一條 行旅病人、行旅死亡人、同伴者並行旅病人ニ準スヘキ者ハ行旅病人

第四編 保安 第十二章 精神病者及行旅病人同死亡人取扱

人及行旅死亡人取扱法、明治三十二年内務省令第二十三號、同第二十四號及本則ニ據リ親切ニ救護シ又ハ取扱ヲ爲スヘシ

第二條 行旅病人及行旅死亡人取扱法第九條ニ依ル公告ハ一新聞紙ニ二回之ヲ爲スヘシ

第三條 行旅病人及行旅死亡人取扱法第十二條但書ニ依リ保管物件ヲ賣却シ又ハ棄却セムトスルトキハ其ノ物件ノ種類品質數量及事由ヲ詳具シ知事ノ認可ヲ受ケヘシ但シ賣却ノ場合ニ於テハ賣却地ニ於ケル時價ニ依リ賣却代價ヲ定メ之ヲ附記スヘシ

第四條 明治三十二年内務省令第二十三號第二條ニ依ル被救護者ノ引取ヲ爲ストキ通知又ハ同第十條ニ依ル行旅死亡人ニ關スル通知ニハ左ノ事項ヲ詳具スヘシ

#### 行旅病人ニ關スル事項

- 一 本籍住所又ハ居所、族籍、氏名（改氏名シタルコトアラハ其舊氏名共）年齢職業
- 二 發病又ハ行倒ノ狀況及其場所
- 三 本籍、住所又ハ居所ノ近隣ニ居住スル者ノ氏名
- 四 本籍、住所又ハ居所出發ノ年月日經過シタル宿泊並ニ滞在地名及其年月日
- 五 扶養義務者、家族等ノ住所、氏名、職業及其ノ被救護者ニ對スル續柄
- 六 所持ノ金錢、有價證券其ノ他ノ物件
- 七 被救護者ニ於テ費用ヲ辨償シ得ヘキ資力ノ有無
- 八 醫師診斷書
- 九 相貌書
- 十 救護場所及救護ノ狀況



第四編 保安 第十二章 精神病者及行旅病人同死亡人取扱

六二〇

- 十一 其他ノ本人ノ認識ニ必要ナル事項
- 行旅死亡人ニ關スル事項
  - 一行旅死亡人所在地名及現狀
  - 二 假土葬又ハ火葬ノ別及其ノ年月日、場所
  - 三 相續人、扶養義務者、家族等ノ住所、氏名職業及其行旅死亡人ニ對スル續柄
- 四 死體檢案書
- 五 遺留ノ金錢、有價證券其ノ他ノ物件ノ有無
- 六 其ノ他行旅病人ニ關スル事項中第一號乃至第四號第九號及第十一號ニ掲ケル事項
  - 同行者ニ關スル事項
  - 一行旅病人又ハ行旅死亡人ト同伴者トナリタル事由及其ノ地名、年月日
  - 二 行旅病人又ハ行旅死亡人ニ對スル續柄
  - 三 其ノ他行旅病人ニ關スル事項中第一號第三號乃至第七號、第九號及第十一號ニ掲ケル事項
- 第五條 市町村長ニ於テ行旅病人ヲ救護シ又ハ行旅死亡人ノ取扱ヲ爲ストキハ直ニ所持又ハ遺留ノ金錢有價證券其ノ他ノ物件ヲ調査シ之ヲ別紙第一號様式ノ金員物件簿ニ登記保管シ其ノ金錢物件等ヲ引渡シ若クハ被救護者ニ於テ使用シ又ハ費用ニ充當シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ市町村長ノ認印ヲ捺捺證明スヘシ
- 第六條 被救護者ノ引取ヲ爲スヘキ通知ノ囑托ヲ受ケタル市町村長ニ於テ扶養義務者若クハ家族ニ通知ヲ爲ストキハ明治三十二年內務省令第二十號第三條ノ取扱手續ヲ示シ其ノ履行ヲ誤ラサル様注意スヘシ
- 第七條 明治三十二年內務省令第二十三號第四條ニ依リ被救護者ヲ送還ス

〔山梨省〕

- ルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ扶養義務者若クハ家族ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ護送人ヲ付スコトヲ得
- 第八條 明治三十二年內務省令第二十三號第五條ニ依リ被救護者ノ引取方ヲ公共團體ニ通知スルトキハ其ノ引取ヲ要スル事由、本則第四條行旅病人ニ關スル事項ノ調査及被救護者ノ本籍、住所又ハ居所所在地ノ市町村長ト照復シタル書類ヲ添付スヘシ
- 第九條 明治三十二年內務省令第二十三號第六條ノ救護ニ要スル資料及費用ハ本則第十二條ノ規定額ヲ限度トス
- 第十條 明治三十二年內務省令第二十三號第七條第八條第十一條ニ依リ被救護者、扶養義務者、家族、相續人若クハ公共團體ニ費用ノ辨償ヲ請求スルトキハ別紙第二號様式ノ計算書ヲ添付スヘシ
- 明治三十二年內務省令第二十三號第十二條ニ依リ公共團體ニ費用ノ辨償ヲ請求スルトキハ別紙第二號様式ノ計算書、本則第四條行旅死亡人ニ關スル事項ノ調査及行旅死亡人ノ本籍、住所又ハ居所所在地ノ市町村長ト照復シタル書類ヲ添付スヘシ
- 第十一條 明治三十二年內務省令第二十三號第十三條第二項ニ定ムル有價證券及見積價格拾圓未滿ノ物件ハ隨意契約ニ依リ賣却處分ヲ爲スヘシ
- 第十二條 明治三十二年內務省令第二十三號第十四條ニ依リ市町村費ヲ以テ操持フヘキ費用ノ限度左ノ如シ但止ムコトヲ得サル場合ニ於テ限度超過ノ支出ヲ要スルトキハ其ノ事由金額數量等ヲ詳具シ知事ノ認可ヲ受ケヘシ
- 一 醫師診斷料 初診ハ金參拾錢以内 次診以後ハ金貳拾錢以内
- 一 醫師手術料 實費
- 一 產婆手術料 一回金參拾錢以内

〔山梨省〕

- 一 醫師旅費日當
  - 車馬船賃 一里ニ付金十四錢以内
  - 但十八町迄ハ金七錢以内
  - 汽車賃 一哩ニ付金四錢以内
  - 日當 一日ニ付金四十錢以内
  - 但六時間迄ハ金二十錢以内
  - 宿泊料 一泊ニ付金八十錢以内
  - 但宿泊ヲ要スルモノト認メタルトキニ限ル
- 一 產婆旅費日當
  - 車馬船賃 一里ニ付金十二錢以内
  - 但十八町迄ハ金六錢以内
  - 汽車賃 一哩ニ付金三錢以内
  - 日當 一日ニ付金三十錢以内
  - 但六時間迄ハ金十五錢以内
  - 宿泊料 一泊ニ付金七十錢以内
  - 但宿泊ヲ要スルモノト認メタルトキニ限ル
- 一 醫師診斷書料
  - 一枚ニ付金二十五錢以内
- 一 藥
  - 内用藥 一日分金十錢以内
  - 但十二歳以下ハ金五錢以内
  - 外用藥 一日分金八錢以内
  - 但十二歳以下ハ金四錢以内
  - 療用品 一品ニ付金八錢以内
  - 但十二歳以下ハ金四錢以内
- 一 療養ニ關スル必要用品 一日分一品實費
- 但醫師產婆等ニ必要ト認メ市町村長ニ於テ同意シタルトキニ限ル

第四編 保安 第十二章 精神病者及行旅病人同死亡人取扱

六二一

- 一 食料 一賄金金五錢以内
- 但十二歳以下ハ金三錢以内
- 一看護人費 一晝夜金三十錢以内
- 但看護人ヲ要スルモノト認メタルトキ一人ニ限ル晝夜共六時間迄毎ニ金七錢五厘以内
- 一 死體番人費 一晝夜金四十錢以内
- 但番人ヲ要スルモノト認メタルトキ一人ニ限ル晝夜共六時間迄毎ニ金十錢以内又止ムヲ得サル場合ニ限リ二人ヲ付スコトヲ得
- 一 被服料其他雜品費 冬期金一圓其他ノ期節ハ金五十錢以内
- 但借入ノ品ナク止ムヲ得サル場合ニ限ル又借入ノ品ニテ用辨シタルトキハ借入料一日金三錢以内
- 一 寢具料 一具金二圓以内
- 但借家又ハ小屋掛ヲ爲シタルトキハ借入ノ品ナク止ムヲ得サル場合ニ限ル又借入ノ品ニテ用辨シタルトキハ借入料一日金三錢以内
- 一 病人死亡人ノ爲メ特ニ要スル薪炭油費 一晝夜分金七錢以内
- 一 入院料 下等實費
- 但入院治療ヲ要スルトキニ限ル
- 一 借家料 一日金二錢以内
- 但旅宿店ナキカ又ハ病症ニ依リ宿泊賄ヲ引受ル者ナク止ムヲ得サル場合ニ限ル
- 一 小屋掛料 一式金一圓五十錢以内
- 但借家ナク止ムヲ得サル場合ニ限ル
- 一 晝食料 (病人及護送人共以下同シ) 一度ニ付金八錢以内



- 一 送還料
  - 宿泊料 一泊ニ付金二十五錢以内
  - 車馬賃 一里ニ付金十四錢以内
  - 汽車賃 下等賃費
  - 汽船賃 下等賃費
  - 病人途中必要品料 實費
  - 護送人日當 一日一人金貳拾錢以内但病狀ニ依リ護送人ヲ要スレトキニ限ル止ムヲ得サル
  - 送人ヲ要スレトキニ限ル止ムヲ得サル
  - 場合ニ限リ二人ヲ付スルコトヲ得

- 一 運搬費 一里ニ付人夫一人金十錢以内
- 但發病地ヨリ救護地迄運搬ヲ要スル場合ニ限ル人夫二人ヲ超ユルコトヲ得ス十八町迄金五錢以内
- 一 死體檢案料 一回ニ付金三十錢以内
- 一 檢案書料 一枚ニ付金二十五錢以内
- 一 假土葬費 金一圓七十錢以内 十二歳以下ハ金八十五錢以内
- 但棺桶、繩、藁、擔棒其他一式並埋葬穴鑿人夫賃共
- 一 火葬費 金三圓五十錢以内 十二歳以下ハ金一圓七十五錢以内
- 但棺桶、繩、擔棒、薪、炭、油其他一式並人夫賃及遺骨埋葬費共
- 一 墓標費 金十錢以内
- 一 公費 實費
- 一 飲食其他必要器具一式新調費 實費
- 但借家又ハ小屋掛ヲ爲シタルトキニシテ借入ノ品ナキ場合ニ限ル
- 一 借入ノ品ニテ用辨シタルトキハ其借入料ハ實費
- 一 蚊帳料 金七十錢以内
- 但借家又ハ小屋掛ヲ爲シタルトキ借入ノ品ナク止ムヲ得サル
- 場合ニ限ル又借入品ニテ用辨シタルトキハ借入料一日金二錢以内

〔山梨縣〕

〔山梨縣〕

第十三條 行旅病人救護並行旅死亡人取扱費用ハ別紙第三號様式ノ繰替簿ニ登記シ救護用品ハ使用後被救護者又ハ扶養義務者又ハ家族若クハ公共團體ノ承諾ヲ得テ燒棄スルカ又ハ賣却シテ繰替費用ニ充當スヘシ

前項ノ費用ヲ繰替ヘ又ハ救護用品ヲ引渡シ若クハ燒棄シ又ハ賣却ノ處分ヲ爲シタルトキハ別紙第三號様式ノ繰替簿ニ其ノ事由及年月日ヲ記入シ市町村長ノ認印ヲ捺捺證明スヘシ

第十四條 本縣ニ於テ被救護者引取ニ要スル費用ノ限度ハ本則第十二條ヲ準用ス

第十五條 本縣ニ於テ引取ルヘキ被救護者アルトキハ左ノ區別ニ依リ市町村長ニ委託シテ其ノ事務ヲ執行セシム

- 一 住所ノ分明ナル者ハ其ノ地ノ市町村長
- 二 住所ナキカ又ハ不明ニシテ居所ノ分明ナル者ハ其ノ地ノ市町村長
- 三 住所及居所ナキカ又ハ不明ニシテ本縣内ニ本籍ヲ有スル者ハ其ノ地ノ市町村長
- 四 住所及居所ナキカ又ハ不明ニシテ本縣内ニ本籍ヲ有スル出生地ノ分明ナル者ハ其ノ地ノ市町村長
- 五 前各號ニ該當セサル者ハ救護地ノ市町村長

前項ノ委託ヲ受ケタル市町村長ハ直ニ引取救護ヲ爲シ其ノ引取費用ハ引取後直ニ救護費用ハ毎月分ヲ翌月五日迄ニ別紙第二號様式ノ計算書ヲ添ヘ請求スヘシ

第十六條 明治三十二年內務省令第二十四號第一條ニ依ル報告ニハ左記事項ヲ詳記シ行旅病人ニ在リテハ醫師ノ診斷書行旅死亡人ニ在テハ醫師ノ檢案書ヲ添附スヘシ

- 一 行旅病人、行旅死亡人及同伴者等ノ國籍、住所、居所、氏名、年齢、相貌其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項

- 二 前號ノ國籍、住所及居所不明ナルトキハ其事由
- 三 被救護者、行旅死亡人ノ所持又ハ遺留ノ金錢、有價證券其ノ他ノ物件
- 四 被救護者ニ於テ費用ヲ辨償シ得ヘキ資力ノ有無
- 五 費用ヲ充足シ得ヘキ遺留金錢、有價證券其ノ他ノ物件ノ有無
- 六 帝國ニ住所又ハ居所ヲ有スル扶養義務者、親族、相續人ノ住所又ハ居所、氏名及其ノ被救護者、行旅死亡人ニ對スル續柄
- 七 帝國ニ住所又ハ居所ヲ有スル扶養義務者、親族、相續人ナキカ又ハ不明ナルトキハ其事由
- 第十七條 外國人タル行旅病人、行旅死亡人及同伴者取扱ニ關シ別段ノ規定ナキモハ本則第二條乃至第十四條ヲ適用ス

第十八條 行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ本籍、住所居所等分明ニシテ扶養義務者又ハ家族若クハ相續人ノ不明ナルトキハ被救護者又ハ行旅死亡人ノ住所、居所又ハ本籍所在地ノ市町村長ニ縁故者ノ取調方ヲ囑托スヘシ

第十九條 明治十六年本縣達乙第二十八號同十九年同乙第六十二號同二十三年同甲第八號ハ本規則施行ノ日ヨリ廢止ス

(様式略ス)

### ●行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件

明治三十二年六月十七日  
勅令第二百七十七號

第四編 保安 第十二章 精神病者及行旅病人同死亡人取扱

行旅病人死亡人等ノ引取及費用辨償ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 行旅病人及行旅死亡人取扱法第五條及第十三條ノ公共團體ハ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ爲シタル地ノ道府縣トス

第二條 第一條ノ地ニシテ樟太(又ハ沖繩縣)ニ屬スルトキハ當分ノ内費用ハ國庫ノ負擔トシ引取ハ地方長官之ヲ掌ルヘシ臺灣ニ屬スルトキハ其ノ費用及引取ニ關シテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依ル

第三條 本令ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

### ●行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件

明治三十二年六月十九日  
內務省令第二十三號

昭和元年一月內務省令第三號

行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ依ル行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 飢餓凍餒ニ迫リ歩行ニ堪ヘサル行旅者歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ妊婦產婦ニシテ手當ヲ要スルモ其ノ途ヲ有セサルモノ及行旅者又ハ住所居所ナク若ハ不明ナル者ニシテ引取者ナク警察官署ニ於テ救護ノ必要アリト認メ引渡シタルモノハ行旅病人ニ準ス

引取者ナキ死胎ハ行旅死亡人ニ準ス

第二條 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村長ハ遲滞ナク



引取ヲ爲スヘキ期間ヲ指定シ且被救護者ノ狀況ヲ具ヘ扶養義務者若ハ家族ニ之ヲ通知スヘシ其ノ引取ヲ爲スヘキ必要ナキニ至リタル場合ニ於テハ前ニ通知ヲ爲シタル扶養義務者若ハ家族ニ對シ直ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ハ扶養義務者若ハ家族ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ囑托スルコトヲ得

第三條 被救護者ノ引取ヲ爲スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ハ其ノ指定ノ期間内ニ之ヲ引取ルヘシ

疾病ノ狀況其ノ他特別ノ事故ニ依リ指定ノ期間内ニ被救護者ヲ引取ルコトヲ得サル事情アルトキハ被救護者又ハ其ノ引取ヲ爲スヘキ者ノ請求ニ依リ市町村長ニ於テ相當ノ期間ヲ指定シ留置救護ヲ爲スコトヲ得其ノ請求ナキ場合ト雖市町村長ニ於テ必要ト認ムルトキ亦同シ

第四條 被救護者ノ引取ヲ爲スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ニシテ指定ノ期間内ニ引取ヲ爲ササルトキ又ハ留置救護ノ請求ヲ爲スモ相當ノ事故アリト認メ難キトキ又ハ市町村長ニ於テ留置救護ヲ爲スノ必要ナシト認メタルトキハ引取ヲ爲スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ニ之ヲ送還スルコトヲ得

第五條 被救護者ノ扶養義務者若ハ家族ナキトキ又ハ分明ナラサルトキ其ノ他被救護者ノ引取ヲ爲ス者ナキトキハ市町村長ハ被救護者ノ狀況ヲ具ヘ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五條ノ公共團體ニ其ノ引取ヲ爲スヘキコトヲ通知スヘシ

第六條 行旅病人及其ノ同伴者ノ救護ハ之ヲ救護スルニ適當ナル公私ノ施設又ハ私人ニ委託スルコトヲ得但シ救護ノ資料及費用ヲ要スルモノニ在テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ資料及費用ヲ支辨スルコトヲ要ス

〔山梨警〕

第七條 救護ニ要シタル費用ノ辨償ヲ被救護者若ハ扶養義務者ニ請求スルトキハ計算書ヲ添ヘ且辨償ヲ爲スヘキ期間ヲ指定スヘシ

前項ノ請求ヲ受ケタル者ハ指定ノ期間内ニ其ノ費用ヲ辨償スヘシ

第八條 被救護者ヨリ救護費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ扶養義務者ナキトキ若ハ分明ナラサルトキハ市町村長ハ其ノ計算書ヲ添ヘ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五條ノ公共團體ニ費用ノ辨償ヲ請求スヘシ

第九條 行旅病人及行旅死亡人取扱法第九條ニ依リ公署ノ揭示場ニ告示スルトキハ三十日以上之ヲ揭示スヘシ

第十條 行旅死亡人ニ關シ相續人又ハ扶養義務者若ハ家族ニ通知スルトキハ死亡人ノ狀況相續人及本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ通知スヘシ

第十一條 行旅死亡人ノ相續人及其ノ扶養義務者ニ對シ行旅死亡人取扱費用ノ辨償ヲ請求スルトキハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 行旅死亡人取扱費用ニ付其ノ遺留ノ金錢若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルモ仍足ラサル場合ニ於テ相續人及扶養義務者ナキトキ若ハ分明ナラサルトキハ最初ニ公告ヲ爲シタル日ヨリ起算シ六十日ヲ經過シタル後行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却シテ其ノ費用ニ充ツヘシ仍足ラサルトキハ行旅病人及行旅死亡人取扱法第十三條ノ公共團體ニ對シ計算書ヲ添ヘ之ヲ請求スヘシ

第八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
行旅病人及行旅死亡人取扱法第九條ノ公告ヲ爲ササリシモノ及公告後相續人若ハ扶養義務者ノ知レタルモノニ付テハ費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ直ニ前項遺留物品ヲ賣却スルコトヲ得

〔山梨警〕

### ● 行旅死亡人ヲ火葬スルノ件

大正元年十月十八日  
勅令第三十四號

行旅死亡人ヲ火葬スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

土地ノ狀況ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ市區町村長ハ地方長官ノ許可ヲ得テ行旅死亡人ノ死體ヲ火葬スルコトヲ得

第十三條 行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却スルトキハ費用ノ辨償額ニ達スルマテヲ限度トシ其ノ價格アル物品ヲ競賣スヘシ

有價證券及見積價格十圓未満ノ物品ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ之ヲ競賣ニ付セシメテ處分スルコトヲ得

第十四條 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ關シ市町村費ヲ以テ練習フヘキ費用ハ左ノ種目トス

一 醫師診察料手術料旅費日當及診斷書料  
二 藥價及療養ニ關スル必要品費  
三 食料

四 看護人及番人費  
五 被服寢具料

六 病人死亡人ノ爲テ必要スル薪炭油費  
七 入院料借家料小屋掛料

八 護送及運搬ニ關スル諸費  
九 死體檢案料及檢案書料

十 假土葬及火葬ニ關スル諸費  
十一 墓標費

十二 公告料

前項ノ外特ニ要スル費用及費用ノ限度並之ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十五條 船舶又ハ汽車内ノ行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外最初ノ著船地又ハ停車地ノ市町村長之ヲ掌ル但シ取扱上不適當ト認ムル場合ニ於テハ船長又ハ車掌長他ノ著船地又ハ停車地ヲ指定スルコトヲ得

第十六條 本令ニ於テ市町村長トアルハ東京市京都市大阪市ニ於テハ區長

第四編 保安 第十二章 精神病者及行旅病人同死亡人取扱



### 第十三章 未成年者喫煙及飲酒禁止

〔山梨管〕

#### ●未成年者喫煙禁止法

明治三十三年三月七日  
法律第三十三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル未成年者喫煙禁止法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

##### 未成年者喫煙禁止法

- 第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
- 第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス
- 第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セザルトキハ一圓以下ノ科料ニ處ス
- 親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス
- 第四條 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

##### 附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### ●未成年者喫煙禁止法取扱規程

明治三十三年四月  
示令第二十五號

- 第一條 犯則者アルノ推測ニ基キ直ニ居室其ノ他ノ場所ニ立入ルヘカラス
  - 第二條 巡查ニシテ犯則者ヲ認メ煙草又ハ器具ヲ取上タルトキハ其ノ物品
- 第四編 保安 第十三章 未成年者喫煙及飲酒禁止

ヲ添ヘ速ニ所轄警察署長ニ申報スヘシ

第三條 警察署長分署長前條ニ依リ申報ヲ受ケタルトキハ事實ヲ審査シ左記書式ニ依リ命令書ヲ交付シテ物品ヲ沒收スヘシ

第四條 親權ヲ行ヒ若クハ監督スル者他部内ニ住居スルトキハ處分ヲ爲シタル警察官署ヨリ其所轄警察官署ニ對シ直ニ通報ヲ爲スヘシ

第五條 犯則者處分ニ際シ年齡ニ付疑義アルトキハ戶籍吏ニ照會スヘシ

(書式) (用紙常用半界紙)

命令書

住所身分	氏名
年 月 日 生	年 月 日 生
一 煙草又ハ器具 員數	氏名
右未成年者喫煙禁止法第二條ニ依リ沒收ス	警察官署長又ハ其代理官
年 月 日	氏名
官署印	名印

#### ●未成年者喫煙取締上斟酌ノ件

明治三十三年四月  
内示第九號

未成年者喫煙禁止法ノ施行ニ就テハ風俗ノ改良ヲ主旨トシ漸次法律ノ目的ヲ達スル様注意相成度尤モ此際急激ニ之ヲ取締リ勵行スルハ苛酷ニ過ケルノ嫌ナキニアラサルヲ以テ寬嚴其度ヲ斟酌シ執行上ノ宜シキヲ得ルコトヲ期セラルヘシ例ヘハ一見シテ未成年者タルト成年者タルヲ區別シ難キ場合ノ如キハ強テ法律ヲ適用スルノ必要之ナカルヘシ又煙草及器具ハ再ヒ之ヲ



使用スルノ虞ナキモノニ對シテハ必スシモ沒收處分ヲ要セス且少犯則者ニ對シ親權ヲ行ヒ若クハ監督スル者ニ至テハ之ヲ處罰スル場合タルト否トヲ問ハス懇篤ニ調諭シ將來ヲ注意セシムル様取計ルヘシ

### 未成年者喫煙禁止法執行ニ關スル件

明治三十三年五月 內示第一一號

未成年者喫煙禁止法執行ニ關シ明治三十三年四月內示第九號ノ外尙左記事項之通り心得ヘシ

- 一 煙草ニ他ノ物質ヲ混合シ之ヲ喫スル者アルトキハ喫煙禁止法ニ依リ之ヲ取締リ爲スヘシ
- 二 茶ノ葉蓮ノ葉又ハ櫻ノ葉及菊花等ニテ製シタルモノヲ喫スルハ喫煙禁止法ヲ適用スヘキモノニ非サルモ外見上煙草ノ喫煙ニ紛ハシキヲ以テ是等ノ者ニ就テハ懇篤説諭ヲ加ヘ可成之ヲ差止ムヘシ
- 三 警察官吏ニ於テ犯則者ヲ認メタルトキハ本人ノ住所氏名年齢及親權ヲ行ヒ若ハ監督スル者ノ住所氏名ヲ取調ヘ犯則ノ用ニ供セシ煙草及器具ヲ取上クヘシ但シ取上クヘキ器具内ニ他ノ物件(金錢又ハ書類等ノ類)アルトキハ其物件ハ取上クルノ限ニ在ラス
- 四 犯則者ニ對シ親權ヲ行ヒ若クハ監督スル者ニ説諭ヲ爲ストキハ之ヲ召喚スルカ又ハ警察官吏ヲ派遣シテ爲サシムヘシ
- 五 喫煙ノ爲ニ所持スル器具ノ沒收ニ關シテハ煙草入煙管及煙管入パイプ及パイプ入等ヲ限度トシテ其以外ノ器具ニ就テハ可成苛罰ニ陥ラサル様注意スヘシ
- 六 吸懸ケノ卷煙草等ハ可成之ヲ沒收セスシテ毀棄セシムヘシ

〔山梨警〕

七 物件沒收ノ命令書ハ本人出頭ノ場合ハ本人ニ交付シ其他ノ場合ニ在リテハ便宜之ヲ居宅ニ送達スヘシ

### 未成年者喫煙器具沒收公賣ニ關スル件

明治三十三年四月 示令第二七號

未成年者喫煙禁止法第二條ニ依リ行政ノ處分ヲ以テ沒收シタル煙草及器具ハ更ニ公賣ノ手續ヲ要スヘキ儀ニ候モ或ハ警察處分ニ對シ訴願アル者アルモ計リ難ク候ニ付處分後六十日ヲ經過スル迄若又訴願ノ提起アリタルトキハ其終局ニ至ル迄公賣ノ手續ヲ爲サ、ル様取計フ可シ

### 未成年者喫煙禁止法狀況報告表ニ説諭ノ區別記入方ノ件

明治三十七年十一月 保發第一九〇號

三十四年三月保發第一七五號通牒未成年者喫煙禁止法施行ニ關スル狀況報告表ノ内煙草又ハ器具販賣者説諭ハ犯法行爲アルモノヲ特ニ行政處分ニ止メ説諭シタルモノナルヲ將タ亦既ニ犯罪ニ陥ラントスル行爲ヲ認メ説諭シタルモノナルヲ判明セサルニ付爾今其區別ヲ備考欄ニ摘記報告有之度依命此段及通牒候也

### 未成年者喫煙禁止報告方ノ件

明治四十二年十二月 梨警發第三五六號

〔山梨警〕

明治三十四年三月保發第一七五號未成年者喫煙禁止報告表ハ前月分ヲ翌月五日迄ニ報告スヘキ旨達シ置キタル處右ハ毎年一月五日迄ニ報告スヘシ

### 未成年者飲酒禁止法

大正十一年三月三十日 法律第二十號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル未成年者飲酒禁止法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 未成年者飲酒禁止法

- 第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
- 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ
- 營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス
- 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第一條第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第四編 保安 第十三章 未成年者喫煙及飲酒禁止

附則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス



明治二十七年二月十日  
勅令第十五號

改正 明治三〇年一月勅令第四〇八號、四三年三月第一二八號、大正二年一〇月第二九六號、八年七月第三五五號、一〇年六月第二五三號

朕消防組規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

消防組規則

第一條 府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ設置スルコトヲ得

第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得

第三條 消防組ハ組頭一人小頭若干人及消防手若干人ヲ以テ之ヲ組織ス組頭及小頭ハ警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第四條 組頭ハ警察官ノ命ヲ承ケ部下ノ指揮取締ニ任シ庶務ニ従事ス小頭ハ組頭ヲ助ケ組頭差支アルトキハ之ニ代ルモノトス

第五條 府縣知事ハ市町村會ニ諮問シ消防組ノ數部ニ分ツコトヲ得

第六條 消防組ハ府縣知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮監督ス

第七條 消防組ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ進退スヘシ但シ火災ニ際シ警察官ノ臨場スル迄町村長又ハ組頭若クハ小頭之ヲ指揮ヲ爲スコトヲ得

第七條 消防組ハ其ノ區域外ノ火災ト雖警察署長ノ指揮ニ從ヒ其ノ警戒ニ應授スヘシ

危急ノ場合ニ於テ警察署長前項ノ指揮ヲ爲スノ暇ナキトキハ他ノ警察官警察署長ニ代テ其ノ指揮ヲ爲スコトヲ得

### 第十四章 消防、水防

〔山梨警〕

#### ●消防組規則

明治二十七年二月十日  
勅令第十五號

改正 明治三〇年一月勅令第四〇八號、四三年三月第一二八號、大正二年一〇月第二九六號、八年七月第三五五號、一〇年六月第二五三號

朕消防組規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 消防組規則

第一條 府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ設置スルコトヲ得

第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得

第三條 消防組ハ組頭一人小頭若干人及消防手若干人ヲ以テ之ヲ組織ス組頭及小頭ハ警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第四條 組頭ハ警察官ノ命ヲ承ケ部下ノ指揮取締ニ任シ庶務ニ従事ス小頭ハ組頭ヲ助ケ組頭差支アルトキハ之ニ代ルモノトス

第五條 府縣知事ハ市町村會ニ諮問シ消防組ノ數部ニ分ツコトヲ得

第六條 消防組ハ府縣知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮監督ス

第七條 消防組ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ進退スヘシ但シ火災ニ際シ警察官ノ臨場スル迄町村長又ハ組頭若クハ小頭之ヲ指揮ヲ爲スコトヲ得

第七條 消防組ハ其ノ區域外ノ火災ト雖警察署長ノ指揮ニ從ヒ其ノ警戒ニ應授スヘシ

危急ノ場合ニ於テ警察署長前項ノ指揮ヲ爲スノ暇ナキトキハ他ノ警察官警察署長ニ代テ其ノ指揮ヲ爲スコトヲ得

#### 第八條 警察部長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケテ其ノ地方全體ノ消防組ヲ指揮監督ス

消防組ハ火災警戒ノ爲メニアラサレハ集合若クハ運動スルコトヲ得ス但警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長ニ於テ儀式訓練及他ノ災害ノ爲メニ集合運動ヲ命シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第九條 消防組ノ服務規律及懲戒ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第十條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之ヲ解クコトヲ得

第十一條 消防組員ノ手當並ニ被服等ハ市町村會ニ諮問シ府縣知事之ヲ定ム

第十二條 消防組ニ必要ナル器具及建物ハ府縣知事市町村會ニ諮問シ之ヲ定ム

第十三條 前項ノ器具及建物ハ市町村ニ於テ之ヲ設備スヘシ

第十四條 消防組ニ關スル費用ハ其ノ市町村ノ負擔トス

第十五條 削除

第十六條 此ノ規則ヲ施行スル爲メニ必要ナル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

第十七條 府縣知事ハ地方ノ狀況ニ依リ此ノ規則ノ全部若クハ一部ヲ準用シ水災ノ警戒防禦ノ爲メ水防組ヲ設ケ又ハ消防組ヲシテ水災警戒ノ事務ヲ兼シムルコトヲ得

第十八條 北海道ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ北海道廳長官之ヲ行フ

第十九條 東京府郡部ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ警視總監之ヲ行ヒ警察部長ノ職務ハ消防部長之ヲ行フ

第十九條 此ノ規則中市ニ關スル規定ハ市町村組合並北海道及沖繩縣ノ〔區〕ニ、町村ニ關スル規定ハ町村組合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第七條ヲ除クノ外此ノ規則ハ警視廳官制又ハ特設消防署規程ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニハ之ヲ適用セス



### ●消防組規則施行細則

大正四年八月  
山梨縣令第三十五號

改正 大正九年八月縣令第三八號、一〇年二月第五六號、昭和四年七月第二四號、六年  
二月第四六號、九年三月第一一號、一一年一月第四六號

#### 第一章 通則

第一條 市町村ニ於テ消防組ノ設置ヲ申請セムトスルトキハ市町村會ノ決議ノ際本及別記第十號様式ニ依ル定員表ヲ添ヘ左ノ事項ヲ具シ申請スベシ

其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 設置スベキ市町村名其ノ區域及戶數

二 消防組ノ名稱

三 部ヲ設ケルトキハ其ノ部名及區域戶數

四 機械器具建物ノ名稱及其ノ員數並ニ建物ノ位置

五 給與スベキ諸手當金額及被服ノ種類員數

第二條 知事ハ消防組ノ設置變更又ハ解散ヲ命ジタルトキハ之ヲ告示ス

第三條 消防組ノ名稱ハ其ノ所在ノ市町村名ヲ冠スベシ但シ部ニ分チタルトキハ何消防組第何部ト稱ス

第三條ノ二 消防組ノ事務所ハ市町村役場ニ之ヲ置ク市町村役場以外ノ場所ニ之ヲ置カムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クベシ

第四條 消防組ノ組織ハ左ノ如シ

一 組頭 一名

二 小頭 消防手十五名乃至二十五名毎ニ一名ヲ置ク但シ特別ノ事情アルトキハ十名ニ付一名迄下スコトヲ得

三 消防手 三十五名以上

〔山梨警〕

第五條 消防組ニ副組頭一人ヲ置クコトヲ得副組頭ハ小頭ヲ以テ之ニ充ツ

組ヲ數部ニ分チタルトキハ各部ニ部長ヲ置キ小頭ヲ以テ之ニ充ツ

副組頭及部長タル小頭ハ前條第二號ニ規定スル定員ノ外トス

第六條 消防組ニ左ノ係員ヲ置キ所轄警察署長之ヲ命ス

一 信號係

二 嚮導係

三 標識係

四 嚮筒係

五 給水係

六 消防線係

七 管鉗係

八 梯子係

九 破壞係

一〇 喇叭係

一一 傳令係

一二 救助係

一三 給與係

第七條 消防組ニハ救護班ヲ設ケルコトヲ得

救護班ハ警員及若干ノ組員ヲ以テ之ヲ組織シ現場ニ於ケル病傷者ノ應急救護ニ從事ス警員ハ小頭ニ準ズ

第八條 組頭ハ二名以下ノ消防手ヲ傳令トシテ専用スルコトヲ得

第九條 消防組員ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ヨリ之ヲ任命ス但第六號後段ノ規定ハ組頭及小頭ニハ之ヲ適用セズ

一 消防組設置區域内ノ住民ニ在ラザル者

〔山梨警〕

〔山梨警〕

一 唐 鐵

一 喇 叭

一 鐵 製 鉗 手

一 鉋 助 袋

一 擔 架

一 建 物

一 機械器具置場

一 詰 所

一 警鐘付火ノ見

消防組ヲ部ニ分チタルトキハ前項ニ準ジ各部ニ機械器具及建物ヲ設備スベシ

第十一條 消防機械器具及建物ハ組頭ニ於テ之ヲ管理スベシ

第十二條 被服機械器具建物等ノ修理引替又ハ補給ヲ要スルトキハ組頭ニ於テ所轄警察署長ノ承認ヲ得テ市町村長ニ申出ヅベシ

第十三條 消防組ニハ左ノ簿冊ヲ備ヘ組頭ニ於テ之ヲ整理スベシ

一 組員名簿 (別紙第一號様式)

二 機械器具及建物臺帳 (別紙第二號様式)

三 手當受拂簿 (別紙第三號様式)

四 貸與品臺帳 (別紙第四號様式)

五 水利調査簿及其ノ圖面 (別紙第五號様式)

六 日 誌

七 消防組沿革誌、消防組組織以來ノ沿革ヲ記ス

第十四條 所轄警察署長ハ消防組設置區域ノ狀況ニ依リ一個又ハ數個ノ參集地ヲ指定スベシ但シ參集地ハ火ノ見設置ノ場所又ハ器具置場ヲ以テ之

- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ改悛ノ情ナキ者
  - 三 懲戒處分ニ依リ其ノ職ヲ免セラレタル者
  - 四 禁治産又ハ準禁治産者
  - 五 公費ヲ以テ救助中ノ者
  - 六 十八歳未満ノ者又ハ滿三十五歳ヲ超エタル者
  - 七 身體羸弱ノ者
  - 八 粗暴過激ノ言動アル者
- 第十條 消防組ニハ凡ソ左ノ機械器具及建物ヲ設備スベシ但シ特別ノ機械器具其ノ他ノ設備ヲ爲スノ必要アル場合ハ此ノ標準ニ據ラザルコトヲ得

- 一 嚮 筒
- 一 消防栓用水管車
- 一 器 具
- 一 鐵 錘
- 一 梯 子
- 一 鷹 口
- 一 水 桶
- 一 刺 叉
- 一 引 綱
- 一 斧
- 一 シヤアル
- 一 旗
- 一 提 燈 (別紙第六號様式)
- 一 掛 矢 槌 (別紙第七號様式)
- 一 鎌



ニ充ツルコトヲ得

第十五條 消防組ハ所轄警察署長ノ指揮監督ニ屬シ警察部長之ヲ總監ス但シ其ノ區域二以上ノ警察署ノ管轄ニ跨ルトキハ上席ノ警察署長指揮監督ス

應援ノ場合ニ在リテハ應援ヲ受ケタル地ノ所轄警察署長之ヲ指揮ス

第十六條 消防組又ハ組員ハ其ノ職務ニ關シ何等ノ名義ヲ以テスルモ所轄警察署長ノ承認ナクシテ集合運動シ又ハ金錢等ノ寄贈ヲ受ケ若ハ寄附金ヲ募集シ又ハ義務ヲ負擔スルコトヲ得ズ

第十七條 削除

第十八條 機械器具及被服等ハ消防組トシテ行動スル場合ノ外使用スルコトヲ得ズ

第十九條 消防組ノ演習ヲ定期及臨時ノ二種トシ所轄警察署長之ヲ行フ定期演習ハ毎年二回臨時演習ハ必要ニ應ジ之ヲ施行スルコトヲ得

第二十條 警察署長ハ毎年一月消防組ノ出初式ヲ行フコトヲ得

第二十一條 削除

第二十二條 火災場ニ於テ警察官吏臨場セザルトキハ市町村長又ハ組頭小頭ニ於テ點檢シ其ノ人員ヲ所轄警察署長ニ報告スベシ

第二十三條 警察官署長ハ市町村長ト協議シ應援區域ヲ定メ豫メ之ヲ組員ニ示達スベシ

警察署長ハ應援區域外ト雖モ災害ノ狀況ニ依リ出場ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 所轄警察署長ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼シムルコトヲ得此ノ場合ハ消防組規則及本則ヲ準用ス

前項ノ場合ハ巡視係ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 市町村長又ハ消防組頭ニ於テ消防事務ニ關シ知事又ハ警察部長ニ差出スベキ書類ハ所轄警察署ヲ經由シ所轄警察署ニ差出スベキ書類

〔山梨警〕

ハ巡查駐在所ヲ經由スベシ

第二章 命免及服務

第二十六條 消防組頭ハ警察部長小頭消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第二十七條 組員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ但シ消防組ノ人員定數ヲ欠クトキ其ノ他特別ノ事情アル場合ハ第五號規定ニ依ラザルコトヲ得

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 陸海軍ノ現役ニ服シ又ハ充員招集ニ應ジタルトキ

三 所在不明トナリタルトキ

四 消防組設置區域外ニ轉任シタルトキ

五 消防手滿五十歳ニ達シタルトキ

六 第九條第四號又ハ第五號ニ該當スルニ至リタルトキ

第二十八條 組頭ハ所轄警察署長ノ命ヲ承ケ組員ヲ指揮監督ス副組頭ハ組頭ヲ補佐シ組頭事故アルトキハ之ニ代ル組頭副組頭共ニ事故アルトキハ所轄警察署長ノ指令シタル小頭之ニ代ル

小頭ハ組頭又ハ副組頭ノ命ヲ承ケ組員ヲ指揮監督ス

第二十九條 組頭ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル組員アルトキハ速ニ所轄警察署長ニ報告スベシ

一 職務上拔群ノ功勞アル者又ハ組員ノ模範ト爲ルベキ行爲アル者

二 死亡又ハ職務ノ爲メ負傷セル者

三 疾病ニ依リ引籠一箇月以上ニ互リ又ハ重患ニ罹リ職務ニ堪ヘザル者

四 正當ノ事由ナクシテ火災警防訓練演習等ニ出場セザル者又ハ懲戒ニ附スベキ者

五 第二十七條ニ依リ失職シタル者

第三十條 組員勤務中ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

〔山梨警〕

〔山梨警〕

一 規定ノ服装ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ指揮者ニ申出ヅベシ

二 指揮ナクシテ濫リニ建築物ヲ破壊シ又ハ竹木ヲ伐採シ若ハ消火栓ヲ抜ケベカラズ

三 他組又ハ他部ト持場ヲ争ヒ又ハ互ニ妨害スベカラズ

四 喧噪其ノ他粗暴ニ渉ル所爲アルベカラズ

五 濫リニ飲食ヲ爲スベカラズ

六 指揮ナクシテ濫リニ消口標ヲ掲ゲベカラズ

七 點檢後ニ非ラザレバ退場スベカラズ

八 使用シタル機械器具ハ即時丁寧ニ掃除シ檢査ヲ受ケベシ

九 其ノ他指揮者ニ於テ命令シタル事項

第三十一條 組員ハ火災ノ警鐘アリタルトキハ迅速ニ規定ノ服装ヲナシ分擔ノ機械器具ヲ携ヘ現場ニ駆付クベシ但シ組頭ハ便宜輕裝シテ出場スルコトヲ得

應援ノ爲メ出場スルトキハ參集地ニ集合シ警察官吏市町村長又ハ組頭小頭ノ指揮ヲ待ツベシ

第三十二條 唧筒水管車等ヲ運搬スルトキハ適當ナル警音器ヲ用ヒ夜間ニ在リテハ燈火ヲ點ズベシ

第三十三條 組頭更迭シタルトキハ五日以内ニ後任者ニ事務ノ引繼ヲ爲シ雙方連署ヲ以テ所轄警察署長ニ報告スベシ但シ組頭死亡シタルトキハ其ノ代理者ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スベシ

第三十四條 組頭ニシテ二十日以上服務シ能ハザルトキハ組頭小頭ハ警察署長ニ消防手ハ組頭又ハ小頭ニ届出ヅベシ

第三章 信號

第三十五條 水災ノ信號ハ左ノ如シ

一、打鐘信號

(一) 近火信號(望樓ヨリ約三丁以内ノトキ) (連點)

(二) 區域内火災信號(消防組區域内火災ノトキ) (三點)

(三) 區域外火災應援出動信號(消防組區域外火災應援出動ノトキ) (二點)

(四) 報知信號(他區域ノ火災ヲ認知シタルトキ) (一點)

(五) 鎮火信號 (一點ト二點班打)

(六) 演習召集信號 (一點ト三點班打)

(七) 林野火災信號 (一點ト三點班打)

(八) 水災信號 (五點)

(九) 餘韻防止裝置付「モーターサイレン」信號 (六點)

(一〇) 近火信號(望樓ヨリ約三丁以内ノトキ) 短聲三秒 短聲三秒 短聲三秒 短聲三秒

(一一) 火災出動信號(近火ヲ除キ消防組區域ノ内外ヲ問ハス出動ヲ要スル火災ノトキ) 中聲六秒

(一二) 演習召集信號 中聲 (中聲一點)



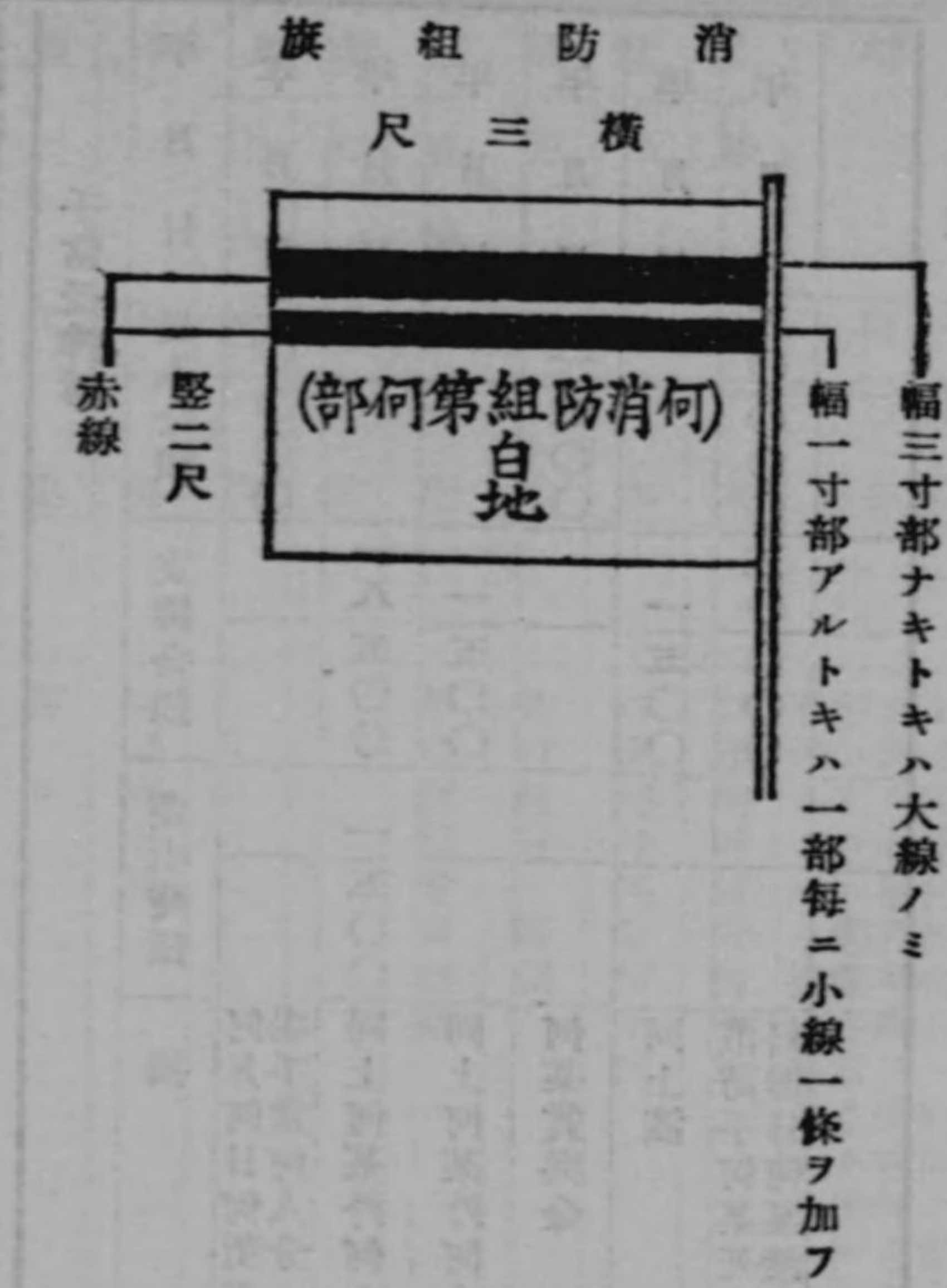






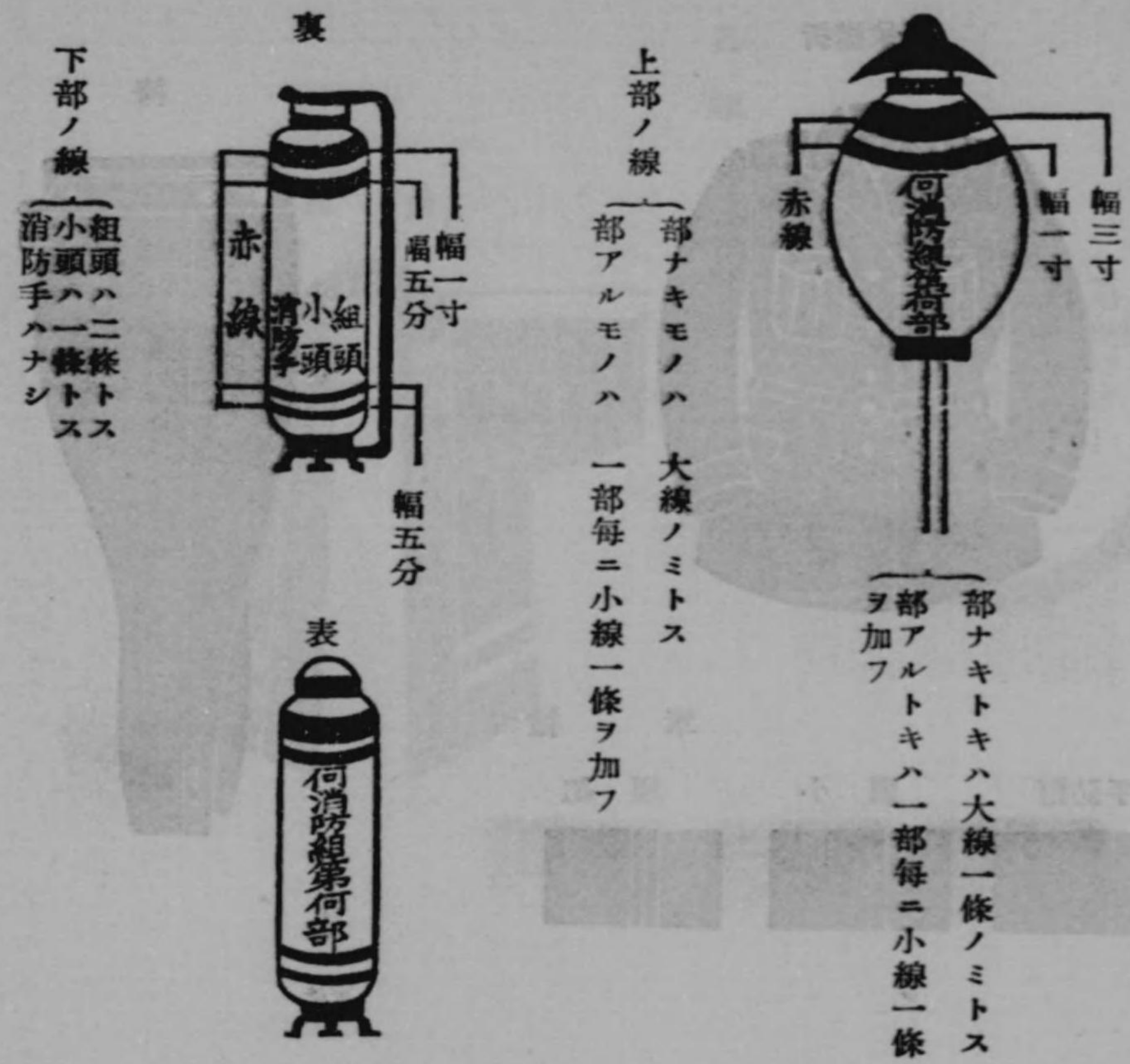


(第六號樣式)



〔山梨警〕

(第七號樣式)



〔山梨警〕

(第八號樣式)







乙種 法被



〔山梨警〕

引股



面後



用兼襟折

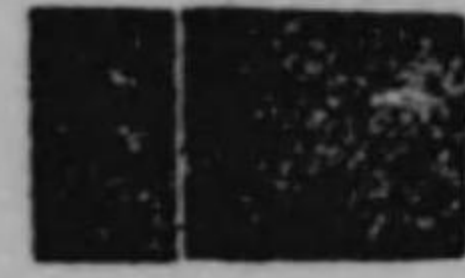


袴

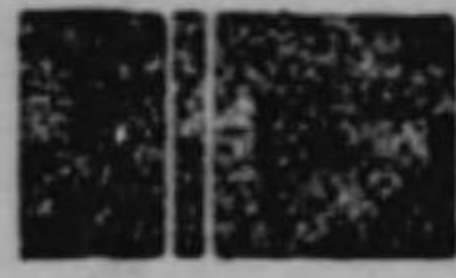


章 袖

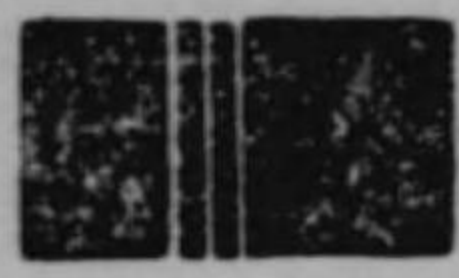
手防消



頭小



頭組



〔山梨警〕

章 徽 帽

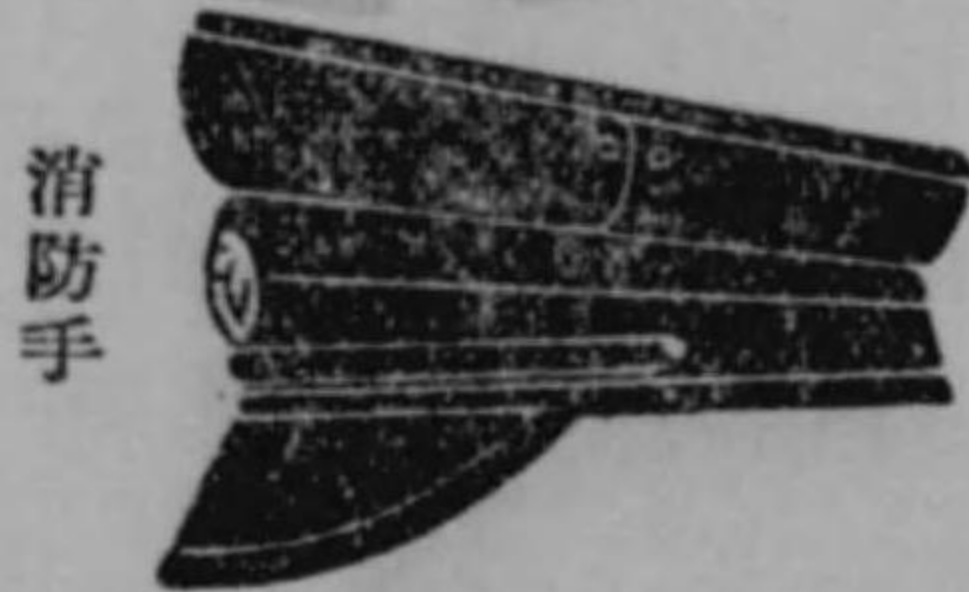
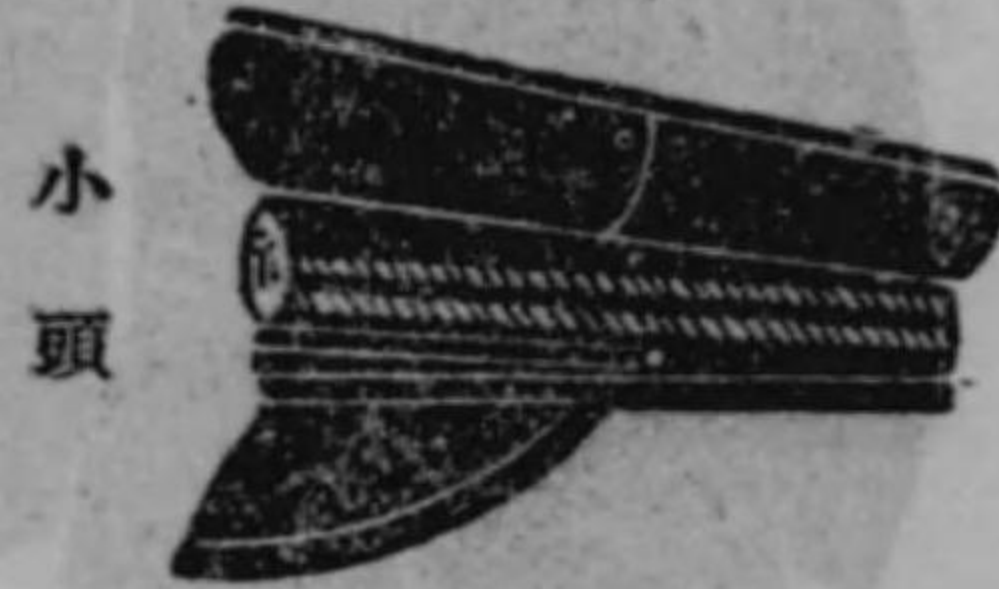


頭小及頭組



手防消

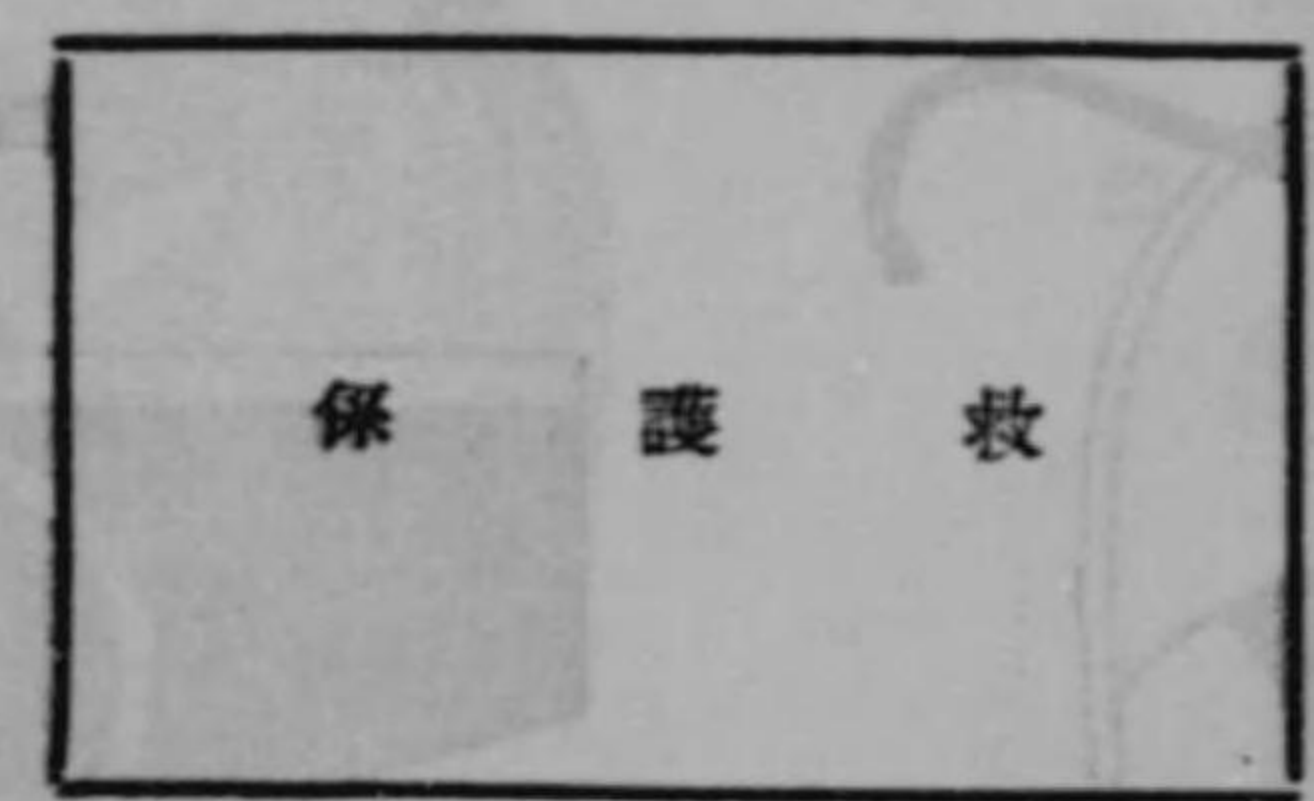
帽







(別紙第九號樣式)



製式地質赤絨ニ白絨ヲ以テ方一寸三分大ノ文字ヲ表ハス

(別紙第十號樣式)

消防組員服制圖例

衣	帽			品種
	製式	地質	地質	
襟ハ立折襟(折襟兼用)前面鈕ハ金色及 腰ト各一列五箇ヲ附シ胸ハ裝物入右胸 内物ニテ何レモ蓋付トシ胸部蓋ハ鈕 留トスニテ何レモ蓋付トシ胸部蓋ハ鈕 袖ハ袖口ヨリ約一〇耗上方ニ 袖章ハ袖口ヨリ約一〇耗上方ニ 附ス各幅ノ稍濃キ間隔ハ五耗ト 背縫式トシ其ノ末部ヲ割ル	同	同	黒又ハ濃紺セル地若ハ同色雲膏	組頭
約半〇袖口ヨリ約一〇耗上方ニ スルノ外同	同	同	黒又ハ濃紺セル地若ハ同色雲膏	小頭
約半〇袖口ヨリ約一〇耗上方ニ スルノ外同	同	同	黒又ハ濃紺セル地若ハ同色雲膏	消防手
如圖	如圖	如圖	如圖	形狀













第 號

表彰狀

其ノ功勞拔群ニシテ  
一般消防組員ノ模範  
タリ仍テ功勞章ヲ授  
與シ其ノ名譽ヲ表彰  
ス

昭和年月日

山梨縣知事位勳氏名

〔山梨警〕

(第十三號樣式)



第 號

何消防組

職氏名

何年ヨリ消防組員トナリ茲ニ

(二十年  
三十年) 以上勤績シ職務勉勵其ノ

功勞尠カラス仍テ之ヲ表彰ス

昭和年月日

警察部長 園

〔山梨警〕



第 號

表彰狀

其ノ功勞顯著ナリ仍  
テ功勞章ヲ授與シ其  
ノ名譽ヲ表彰ス

昭和年月日

山梨縣知事位勳氏名

第 號

何消防組

職氏名

何年ヨリ消防組員トナリ茲ニ五年以上

勤績シ紀律嚴肅職務精勵消防技術ニ熟

達ス仍テ之ヲ表彰ス

昭和年月日

警察部長 園





感 狀  
消 防 組  
組 頭

消防組ニ在職 年常ニ折道ノ改善發  
達ニ盡シタル功勞顯著ナリ仍テ感狀ヲ  
授與ス

昭 和 年 月 日

警 察 部 長 團

### ●消防組規則施行手續

大正四年九月 山梨縣訓令乙第一二五號

- 改正 昭和六年一〇月訓令乙第一六五號
- 第一條 警察官署長ニ於テ消防組ノ設置ヲ必要ト認ムル町村アルトキハ意見ヲ具申スベシ
  - 第二條 細則第一條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ相當調査ヲ遂ゲ意見ヲ具シ進達スベシ
  - 第三條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ其ノ原因及狀況ヲ報告スベシ
  - 第四條 消防機械器具及建物ノ管理ノ方法又ハ細則第十三條ノ簿冊ノ整否ハ警察官署長ニ於テ隨時監査スベシ
  - 第五條 細則第十六條ニ依リ承認ヲ與ヘムトスルトキハ警察部長ニ稟申指揮ヲ受クベシ
  - 第六條 警察官署長ハ內勤特務其他署所在地勤務ノ巡査ニ豫メ左ノ區別ニ依リ受持ヲ命ジ置クベシ
    - 一 傳 令
    - 二 唧筒係
    - 三 消防線係
    - 四 救護係
    - 五 給水係
  - 第七條 警察官署長ハ別紙第二號様式乃至第五號様式ニ依ル左記臺帳及圖書ヲ備フヘシ但シ巡査駐在所同派出所ニ於テモ其受持内地理水利ノ圖面ヲ備フヘシ
- 一 消防組臺帳

〔山梨警〕

〔山梨警〕

- 二 組員名簿
  - 三 機械器具及建物臺帳
  - 四 水利調査簿
  - 五 地理水利ノ圖面
- 第八條 水利調査ハ凡ソ毎年四月十月ニ於テ區域内井戸池沼河川其ノ他水利ノ地點ヲ精査シ水利調査簿及圖面ノ整理ヲ爲スヘシ
  - 第九條 警察官署長ハ冬季又ハ春夏季節中組又ハ部ノ全員若クハ其ノ幾部ヲ召集シ巡邏又ハ夜番ヲ爲サシムヘシ
  - 第十條 細則第二十三條ニ依リ應授區域ヲ定メタルトキハ之ヲ警察部長ニ報告スヘシ
  - 第十一條 應授區域所轄外ナルトキハ其ノ所轄警察官署長ニ通報スヘシ
  - 第十二條 消防組ノ演習ヲ行ヒタルトキハ別紙第一號様式ニ依リ警察部長ニ報告スヘシ
  - 第十三條 二以上ノ消防組ヲ聯合シテ演習ヲ行フトキハ施行期日三日前ニ其ノ日時場所方法ヲ具シ警察部長ニ報告スヘシ
  - 第十四條 定期演習ハ出初式ノ際之ヲ兼行スルコトヲ得
  - 第十五條 定期又ハ臨時演習ノ内少クトモ其ノ一回ハ唧筒其ノ他機械ニシテ組立アルモノハ必ラス之ヲ分解セシメ内部ノ檢査ヲ行フヘシ
  - 第十六條 出火アルトキハ警察官署長ハ直ニ出場シ適當ノ位置ニ司令部ヲ設ク消防組相互ノ連絡ヲ保持シ諸般ノ指揮ヲ爲スヘシ
  - 第十七條 火災ノ方位及場所ハ可成速ニ警察官署巡査部長派出所巡査駐在所同派出所又ハ林野警察巡査出張所ニ揭示スヘシ
  - 第十八條 電燈電力線又ハ瓦斯管ノ布設シアル地ニ出火アリタルトキハ其ノ事業者ニ對シテ迅速危險除去ノ方法ヲ講セシムルト共ニ適當員數ノ巡査ヲ派シ其ノ警戒ニ任セシムヘシ

- 第十七條 消防組ノ設置アリタルトキハ組頭ト爲ルヘキ者ヲ選定シ左ノ事項ヲ具シ報告スヘシ其ノ缺員ヲ生シタルトキ亦同シ
  - 一 住所氏名年齢
  - 二 資産及信用ノ程度
  - 三 性質素行
  - 四 消防事務ノ經歷
  - 五 細則第九條抵觸ノ有無
- 第十八條 組頭以下ノ組員ハ成ルヘク在郷軍人ヨリ細則第九條抵觸ノ有無ヲ調査シ適任ト認ムル者ニ限リ採用スヘシ
- 第十九條 組員ヲ辭セムトスル者アルトキハ警察官署長ニ於テ正當ノ事由アリヤ否調査シ組員ニ在リテハ意見ヲ附シ警察部長ニ具申シ小頭消防手ニ在リテハ警察官署長ニ於テ許否スヘシ
- 第二十條 細則第十二條ニ依リ被服機械器具建物等ノ修理引替又ハ補給ノ必要ヲ認メ組員ヨリ申出アリタルトキハ事實ヲ調査シ承認ヲ與フヘシ
- 第二十一條 細則第二十九條ノ報告ヲ受ケタルトキ及火災場ニ出場シタル人員ハ速ニ市町村長ニ通知スヘシ
- 第二十二條 細則第四十一條ノ諸手當ハ成ルヘク給與セシムルコトニ努ムヘシ
- 第二十三條 信號係ハ警鐘ノ近傍ニ居住スル消防手ニ指命シ置クヘシ
- 第二十四條 組員ニシテ警察賞與規則ニ依リ賞與スヘキモノアルトキハ具申スヘシ
- 第二十五條 細則第四十六條乃至第五十條ノ各號ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ自ら處分スヘキモノハ外警察部長ニ報告スヘシ
- 第二十六條 小頭ノ辭令ハ別紙第六號様式消防手ノ辭令ハ第七號様式ニ依















場引上ノ際ニ在テハ動作及機械器具携帶品ノ操法、分解構成、保存ノ檢査ヲ省略スルモノトス但シ現場引上ノ際ニハ機械器具、被服其ノ他携帶品破損ノ有無ヲ特ニ嚴重檢査スヘシ

請願ニ依ル消防手及消防員配置

二關スル件

大正三年八月六日 勅令第五百五十七號

第一條 判任官ノ待遇ヲ受ケル消防手ハ請願者ノ申請ニ因リ警視總監又ハ大阪府京都府神奈川縣兵庫縣愛知縣知事ニ於テ必要アリト認ムル場所ニ之ヲ配置スルコトヲ得

〔山梨管〕

- 一 水利調査ニ關スル件
一 消防協會ニ關スル件
一 應援區域ニ關スル件
一 消火方法
一 火災警防ニ關スル件
一 傷病者急救ニ關スル件
一 水防事務兼務ニ關スル件
一 其他消防研究ノ一般

水防兼務ニ關スル件

大正七年七月 保發第五八號

消防組規則施行細則第二十四條ノ規定ニ依リ消防組ニ對シ水災警防ノ事務ヲ命スル場合ハ同則第一條ノ規定ニ準シ豫メ當該市町村會ノ決議ヲ得セシメ且ツ水防ニ必要ナル器具ヲ設備セシメタル上命令スル様取計フヘシ

非常出水ノ節處理及出張心得方ノ件

明治三十五年六月 保收第二二五號ノ一

非常出水ノ節處理及出張心得方ノ件ニ關シ別寫ノ通り長官ヨリ内務部ニ訓令相成候趣ヲ以テ内務部長ヨリ通牒有之候條爲御心得依命此段及通牒候也

消火器設備ノ件

明治三十七年三月 訓示第三三號

火災警防上必要ト認メ候ニ付勸誘ノ上左記ノ場處へ消火器ヲ備付セシムヘシ
一 諸工場
一 劇場
一 宿屋
一 寄席
一 料理店
一 其他警察官署ニ於テ必要ト認メタル場所消火器備付箇數ハ警察官署ニ於テ指示スヘシ

消防組頭會議ノ件

大正七年六月 保發第五二號

爾今各警察官署ノ管轄區域ニ從ヒ左記ニ依リ毎年春秋二期ニ於テ消防組頭ヲ適當ノ場所ニ召集シ會議考究セシメ以テ消防ノ改善發達ヲ期セラレヘシ
左記
一 會同ハ地方ノ狀況ニ依リ可成閑散ノ時期ヲ見計ヒ召集スルコト
二 會議ハ署長又ハ分署長司會者ト爲リ議事ヲ整理スルコト
三 附議スヘキ事項ハ凡ソ別記各號ニ依リ諮問指示注意協議ニ區別選定スルコト
四 次會々同ノ際ハ可成各組頭ヨリ協議事項ヲ提出スル様注意シ置クコト
五 會議期日決定シタルトキハ豫メ日時場所ヲ報告スルコト
六 會議終了シタルトキハ附議事項ヲ添へ會議ノ狀況ヲ報告スルコト
別記
一 組員ノ訓練監督ニ關スル方法
一 火災現場ニ於ケル活動ニ關スル方法
一 機械器具ノ保管使用及改良ニ關スル件

〔山梨管〕

一 釜無川笛吹川其他諸川出水ニ際シ左ノ水量ニ至リ尙降雨不止トキハ直ニ土木官吏ヲ派遣スルモノトス
釜無川 龍王量水八尺ニ至リシトキ
笛吹川 甲運量水八尺ニ至リシトキ
以上ノ水量以內ト雖モ危險ノ報知アルカ若ハ危險ナリト思慮スルトキハ特ニ土木官吏ヲ派遣セシムヘシ
水害豫防ノ爲メ土木官吏ヲ派遣スルニ際シ其ノ分擔部署及派遣人員ハ水量ノ程度危險ノ模様ニ依ルヘシト雖モ大略左ノ如シ
釜無川

Table with columns for river names (釜無川, 笛吹川), directions (右岸, 左岸), and specific locations (e.g., 自中巨摩郡御影村, 自同 郡今諏訪村).



破壊等非常ノ場合ニ於テハ其事實ヲ内務大臣ニ報告シ兼テ第一區土木監督署ニ通知スヘシ其水災ノ模様ニ依リテハ土木局長ニ通知スルヲ要ス

### ●出水防禦準備ニ關スル件

明治三十五年六月  
保發第一六號

出水防禦準備ニ關シテハ本月五日訓令甲第四八號ヲ以テ長官ヨリ郡市町村役場ニ對シ夫々訓令相成候ニ付必要ノ設備完成可致管ニ候得共警察官署ニ在テモ一朝出水ニ際シ保護其宜シキヲ失ハサル様平素ニ於テ經營ノ要有之義ニ付別紙ノ通警部長ヨリ訓示相成候次第ニ有之面シテ水防手配ニ就テハ河川ノ大小水勢ノ緩急堤防ノ強弱防備材料ノ完否ニ依ルハ勿論ナルモ沿岸住民ノ協力ニ待ツコト多大ナル者アルヲ以テ常ニ住民ヲシテ己レノ資産ノ防禦ニ急ニシテ堤防ノ防衛ニ急ルカ如キコト莫カラントト警告シ事アルニ當リテハ區長又ハ村長ノ召集ニ應ジ警察官吏ノ指揮ヲ受ケシムル風習ヲ馴致候様注意相成度而シテ住民尙ホ防水ニ集合セサル場合ハ消防組ヲ以テ防水ニ當ラシムル様臨機ノ處置ヲ爲シ又降雨出水ノ兆アルトキハ受持巡查ヲシテ水量水標ノ觀察ヲ怠ラサシメサル等其防禦材料ニ關シテモ差當リ別記品目ノ材料ヲ充分用意シ在ルヤ否ヤニ付市町村長ニ注意協議シ可成設備ヲ完成セシメ若シ應セサルモノハ所轄郡長ニ通知シテ完成セシムルカ又ハ狀ヲ具シ申スル等ノ手段ヲ採リ其ノ狀況報告相成度一朝出水ニ際シテハ關係官署ハ機ヲ失ヘス通報シ官民共ニ周密ナル警戒防禦ニ從候様致度依命此段及通候也

(別記)

水防用具概目

〔山梨警〕

- 一 繩 二子繩三子繩、其他大繩又ハ棕桐繩等モ可ナラン、石俵、土俵、拵ヒ又ハ「ネコタ」用若クハ「御繫」(所ニ依リテ「流レ込」又ハ「メタ」トモ云フ)等ヲ緊束スルニ用ウ
- 一 明俵、土俵、石俵ニ用ウ
- 一 杭 木 一長短大小一定シ難シ要スルニ其川ノ模様其時ノ模様ニ依ル然レトモ大概ハ二三間末口三四寸ノモノ尤多用ナルヘシ
- 一 眞 竹 目廻リ五六寸廻リ位ノモノヲ可トス土堤ノ中央龜裂ヲ生シタル場合等ニ於テ双方ヘ杭ヲ打込潰シ竹ヲ以テ繋キ爲ルナリ此方法頗ル效アリ但山梨縣ニハ未嘗テ用ヒサルカ如シ
- 一 木 廣狹適宜缺所等ノ局部ニ重リ石ヲ付ケテ沈ムルニ用ウ
- 一 藁 同上
- 一 蓆 同上
- 一 躰 同上
- 一 大小適宜杭打等ニ用ウ
- 一 木 槌 同上
- 一 鋸 出水ノ節近傍ノ樹木ヲ伐採シ「御繫」ヲ造ル等ニ用フ
- 一 鉞斧ノ類 同上
- 一 蛇 籠 長九尺ヨリ二間位ノモノ
- 一 石 蛇籠詰石又ハ石俵詰用トシテ堤上適宜ノ地ニ蓄積ス

- 一 脂 松 但水防ノ節夜中篝火ニ用ユ
- 一 火 籠 但脂松ヲ焚グ器
- 一 石 油 但脂松ナクシテ普通ノ薪木ヲ雨夜ニ燃ス場合ニ用ユ

### ●火災ノ調査取締ニ關スル件

明治四十年四月  
梨保發第五六號

火災消防其他火災場ノ調査取締等ニ付テハ夫々企畫相成居リ候事トハ信セラル、モ實際ノ狀況ヲ觀察スレハ出張警察官吏ニ於テ消火ニ奔走スルアルモ交通ノ制限原因ノ調査ノ如キハ災後數時ニシテ漸ク著手スルモノアルヲ以テ最初ニ調査センカ一言ニシテ克ク真相ヲ判明ナラシムヘキ事件モ已ニ時機ヲ失シ其間親戚知己等ト共ニ事實ヲ虛構シ火元ニ利益アルヘキ陳述ヲナシ原因ヲ曖昧ノ間ニ葬ラントスル感有之候ニ付テハ爾今豫メ火防掛調査掛交通掛等分擔ヲ定メ非常ノ場合ニ方リ支梧ナカラシムル様御注意相成度依命此段及通候也

### ●消防組員手當ニ關スル件

大正三年三月  
梨警發第一一號

消防組ニ關スル費用ハ設置市町村ノ負擔ニ屬シ消防組員ニ給與スヘキ場合ノ手當種目ハ消防組規則施行細則第四十二條ニ規定セラレアルモ實際ニ於ケル市町村經濟ノ事情ハ未タ相當ノ手當ヲ支給スルニ至ラズ其指揮監督上

第四編 保安 第十四章 消防、水防

〔山梨警〕

### ●屋上制限規則

明治四十年五月  
山梨縣令第三十六號

- 改正 明治四十二年二月縣令第二一號
- 第一條 火災豫防上必要アリト認ムル地區内ニ於ケル建物ノ屋上構造ハ本則ニ依ルヘシ
- 第二條 前條ノ地區内ニ於ケル建物(廊下ヲ含ム)ノ屋根及庇ハ瓦、石、金屬等ノ不燃質物ヲ以テ覆葺スヘシ
- 第三條 屋上ノ覆葺ニ古例アル社寺ノ建物ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得テ前項ノ制限ニ據ラサルコトヲ得
- 第四條 制限區域内ニ在ル在來ノ建物ニシテ第二條ノ制限ニ適合セサルモノハ指定ノ期限内ニ改革スヘシ
- 第五條 前項ノ期限内ト雖モ建物ノ新築改革ヲ爲サントスルトキハ第二條ノ制限ニ據ルヘシ
- 第六條 制限區域内ニ於テ新築改革ノ爲メ假家普請小屋拵等ヲ設ケントスルトキハ取拂期限ヲ定メ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
- 第七條 第二條第二項ノ建物及第三條ノ建物ニシテ未タ屋根ノ改革ヲ終ヘ



サルモノ及第四條ノ建物ニハ所轄警察官署ノ指示ニ從ヒ防火用ノ梯子、水桶其他必要ナル防火具ヲ人目ニ觸レ易キ場所ニ備ヘ置クヘシ  
第六條 第二條第三條ニ違背シ又ハ第四條ノ許可ヲ受クス若クハ期限内ニ取拂ハサルモノ又ハ第五條ノ指示ニ背キタルモノハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第七條 削除

附則

第八條 第一條ノ制限區域及第三條ノ改葺期間ハ別ニ之ヲ告示ス

●屋上制限區域及改葺期間ノ件

明治四十年五月 山梨縣告示第百二十九號

改正 明治四十二年二月告示第百六號 屋上制限區域及改葺期間左ノ通り定ム

第一區 制限區域

- 一 甲府市
- 錦町 紅梅町 常盤町 春日町
  - 櫻町 八日町 山田町 三日町
  - 魚町 柳町 榎町 若松町
  - 東青沼町 太田町 湯田町 三吉町
  - 伊勢町ノ内遠光寺以北 代官町 佐渡町
  - 相生町 泉町 廿人町 壽町
  - 百石町 穴切町 西青沼町 新青沼町
  - 橋町 相川町 横澤町 工町

〔山梨警〕

第二區

- 一 甲府市
- 水門町 彌生町 元城屋町 元紺屋町
  - 元連雀町 細工町 新紺屋町 堅町
  - 壘町 元穴山町 元綠町 大工町
  - 廣庭町 元柳町 久保町 増山町
  - 花園町 新柳町 横田町 元三日町
  - 袋町 御崎町 白木町 朝日町
  - 富士見町 日向町 伊勢町ノ内遠光寺以南
  - 愛宕町
- 二 西山梨郡相川村字御納戸小路  
西山梨郡千塚村字鹽部
- 改葺期間  
第一區ハ明治四十四年十二月三十一日迄  
第二區ハ明治四十六年十二月三十一日迄
- 大正二年五月 山梨縣告示第八十六號  
明治四十年五月縣令第三十六號屋上制限規則第八條ニ依リ制限區域及改葺期間左ノ通り定ム
- 制限區域

〔山梨警〕

第一區

一 南都留郡谷村町ノ内字上町、早馬町、上天神町、下天神町、新町、中町、横町、田町、高尾町、豎町、辨天町

第二區

一 南都留郡谷村町ノ内字姥澤 上町新道、新井  
南都留郡禾生村字四日市場ノ内小字田代辻第三番地乃至第五番地、第七番地、第七番地ノ一、第二十五番地、第二十六番地及第二十六番地ノ一

改葺期間

第一區ハ大正六年十二月三十一日迄  
第二區ハ大正八年十二月三十一日迄

昭和五年七月二十八日 山梨縣告示第百六十六號

明治三十六年十一月訓示第一〇四號火災事件報告様式ノ件左ノ通り改正ス

●火災事件報告様式ノ件

大正十五年五月 警訓第五三號

發第	號	大正	年	月	日	警	察	(分)	署	長
火災事件報告										
火元ノ住所氏名										
災害日時	發	大正	年	月	日	午	時	分	頃	火
發火ノ原因	火	大正	年	月	日	午	時	分	頃	火



















同	同	同	同	同	早川	同	大和川	同	同	同	同	同	濃澤川	同	蘆川	同
同	同	同	同	同	南巨摩	同	中巨摩	同	同	同	同	同	中巨摩	同	西八代	同
下山	五箇	本建	碓嶋	都川	三里	明穂	神	五明	大井	明穂	南湖	三恵	上野	市川大門	二川	
丁丙	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丙	丙	丙	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
エ区域河川但小法準用ハ区	同	同	同	同	水防督勵區域	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	鬘櫛川	六反川	同	桐木川	同	同	甘利澤川	同	小武川	同	同	大武川	同	同	笹子川
同	同	東山梨	北巨摩	同	北巨摩	同	同	北巨摩	同	北巨摩	同	同	北巨摩	同	同	北都留
小佐手	山	奥野田	鹽崎	中田	穴山	大草	旭	神山	圓野	武里	武里	新富	駒木	廣里	初狩	笹子
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	水防督勵區域	同	同	同

〔山梨警〕

金川	同	同	同	同	同	日川	同	同	同	同	同	同	同	同	同	重川	同	同
東八代	同	同	東八代	同	同	東山梨	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東山梨	同	同
黒駒	一宮	相興	祝	日川	等々力	勝沼	加納岩	後屋敷	奥野田	七里	日川	綿塚	休息	山	韭崎	下條		
丙	丁	丁	丁	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	丙	乙	乙		
---	---	---	---	二	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	荒川	同	同	同	同
同	同	同	同	同	中巨摩	同	西山梨	甲府市	同	同	同	同	西山梨	同	同	同	同
大鎌田	國母	貫川	池田	松嶋	福岡	朝井	山城	千塚	大宮	吉澤	千代田	一宮	御代咲	英	錦		
丙	丙	丙	丙	丙	丁	丁	丁	丙	丙	丙	丁	丙	丙	丙	丙		
---	---	---	---	---	---	---	---	二	---	---	---	---	---	---	---	---	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	水防督勵區域	同	同	同	同

〔山梨警〕







# 第十五章 産業

## ● 度量衡法

明治四十二年三月八日  
法律第四號

改正 大正八年四月法律第五〇號、一〇年四月第七一號、昭和八年四月第五一號  
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル度量衡法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 度量衡法

第一條 度量ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス

メートルハ融解シツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際メートル原器ノ示ス所ノ長トス

キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス

第二條 メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ依リ、キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス

第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

ミクロン	メートルノ百萬分ノ一
ミリメートル	メートルノ千分ノ一
センチメートル	メートルノ百分ノ一
デシメートル	メートルノ十分ノ一
メートル	メートル
キロメートル	千メートル
面積	
平方ミリメートル	平方メートルノ百萬分ノ一
平方センチメートル	平方メートルノ一萬分ノ一
平方デシメートル	平方メートルノ百分ノ一

〔山梨管〕

平方メートル  
平方キロメートル

百萬平方メートル

立方センチメートル

立方メートルノ百萬分ノ一

立方デシメートル

立方メートルノ千分ノ一

立方メートル

立方メートルノ千分ノ一

ミリグラム

キログラムノ百萬分ノ一

グラム

キログラムノ千分ノ一

キログラム

千キログラム

前項ニ規定スル度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ニシテ土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウルモノノ名稱命位ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡及度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第二條ニ掲グル度量衡ノ原器ハ農商務大臣之ヲ保管ス  
農商務大臣ハ前項ノ原器ニ依リ製作シタル副原器二組ヲ以テ前項ノ原器ニ代用ス

副原器ノ一組ハ農商務大臣之ヲ保管シ他ノ一組ハ文部大臣之ヲ保管ス  
第五條ノ二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ之ヲ用ウルコトヲ得ス

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定



ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受ケヘシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修復シタル者ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外其ノ檢定ヲ受ケヘシ

檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ檢定證印ヲ附ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲メ所持スルコトヲ得ス

一 檢定證印ナキモノ  
二 修復ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セザルモノ  
三 變造シタルモノ  
四 勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ  
五 勅令ノ定ムル構造ヲ具備セザルモノニ至リタルモノ

第八條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲メ所持スルコトヲ得ス

第九條 度量衡器ノ製作、修復、取締及其ノ使用ノ制限並度量衡ノ計量ノ取締ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 當該官吏度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

〔山梨警〕

證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十七條 度量衡器ノ製作、修復若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附則 (大正十年法律第七十一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十二年六月勅令第百六十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十三年五月勅令第百十六號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)  
從來慣用ノ度量衡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍之ヲ用ウルコトヲ

當該官吏臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

第十一條 當該官吏ハ第八條第二號乃至第五號ニ該當スル度量衡器ノ證印ヲ除去シ若ハ消印ヲ附シ又ハ其ノ度量衡器ヲ破毀シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量力實量ヲ超過スルモノノ表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 度量衡器ノ製作、修復又ハ販賣ノ業ヲ營ム者本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ又ハ當該官吏ノ命ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スコトヲ得

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以上ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項ニ違反シタル者  
二 度量衡ノ計量ヲ偽ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五條ノ二ニ違反シタル者  
二 當該官吏ノ訊問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者

第十六條 度量衡器ノ製作、修復若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若ハ

得

本法施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第三條第一項ノ規定又ハ同條第二項若ハ第四條ニ基キテ發スル勅令ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ラサルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ檢定ノ效力ヲ失ハシムルコトヲ得

●度量衡法施行令(抄録)

明治四十二年六月二十五日 勅令第百六十九號

改正 大正五年五月勅令第一二七號、九年六月第一九二號、一〇年四月第一七六號、二二年三月第一〇〇號、一三年五月第一一七號、昭和三年九月第二二九號、七年六月第一八二號、八年一月第三二一號、第三三八號、九年二月第一六號

度量衡法施行令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウル度量衡ニ付テハ度量衡法第三條第一項ノ規定ニ依ルノ外尙其ノ名稱位ヲ定ムルコト左ノ如シ

土地又ハ水面ノ面積	百平方メートル
アール	百アール
ヘクタール	百アール
海面ニ於ケル長	千八百五十二メートル
海里	
液體、瓦斯體、粒狀物又ハ粉狀物ノ量	リットルノ千分ノ一
ミリリットル	



デシリットル 立方デシメートル  
 リットル 立方メートル  
 ヘクトリットル 百リットル  
 キロリットル 千リットル  
 船舶ノ積量 三百五十三分ノ千立方メートル

衡

寶石ノ重量 二百ミリグラム  
 カラット

第一條ノ二 度量衡法第三條第一項及前條ニ規定スル度量衡中其ノ名稱ノ略字ヲ定ムルコト左ノ如シ

ミクロン	μ	又ハ耗
ミリメートル	mm	又ハ耗
センチメートル	cm	又ハ耗
デシメートル	dm	又ハ耗
メートル	m	又ハ耗
キロメートル	km	又ハ耗
アール	a	又ハ耗
ヘクタール	ha	又ハ耗
海里	海	又ハ耗
立方センチメートル	cc	又ハ耗
ミリリットル	ml	又ハ耗
デシリットル	dl	又ハ耗

〔山梨警〕

リットル 立  
 ヘクトリットル 又ハ耗  
 キロリットル 又ハ耗  
 噸 又ハ耗  
 ミリグラム 又ハ耗  
 グラム 又ハ耗  
 キログラム 又ハ耗  
 トン 又ハ耗  
 カラット

第一條ノ三 度量衡法第四條ノ規定ニ依リ計量ノ單位ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 力ノ單位ハメガダイントス  
 メガダインハ一キログラムノ質量ノ物體ニ働クトキ一秒ニ付毎秒十メートルノ速度ノ増加ヲ與フル力ヲ謂フ  
 力ノ單位ニハ重量キログラムヲ用ウルコトヲ得一重量キログラムハ之ヲ〇、九八メガダイントス  
 二 壓力ノ單位ハバールトス  
 バールハ一メガダインノ力ヲ一平方センチメートルノ面積ニ受クル壓力ヲ謂フ  
 壓力ノ單位ニハ平方センチメートルニ付重量キログラムヲ用ウルコトヲ得平方センチメートルニ付一重量キログラムハ之ヲ〇、九八バールトス  
 三 仕事ノ單位ハジュールトス  
 バールハ之ヲ氣壓ト稱スルコトヲ得

ジュールハ一メガダインノ力ニ抵抗シテ十センチメートルノ長タケ物體ヲ動カストキ爲サル仕事ヲ謂フ  
 仕事ノ單位ニハキログラムメートルヲ用ウルコトヲ得一キログラムメートルハ之ヲ九、八ジュールトス

- 四 工率ノ單位ハキロワットトス  
 キロワットハ一秒ニ付ジュールノ工率ヲ謂フ
- 五 密度ノ單位ハ一氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有スル純粹ノ水ノ密度トス  
 溫度ノ單位ハ度トス
- 六 度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ヨリ一、〇一三三氣壓ニ於テ沸騰スル純粹ノ水ノ蒸氣ノ溫度迄變セシムル間ニ於テ生スル壓力ノ増加ノ百分ノ一ノ壓力ヲ其ノ完全瓦斯ニ生スル溫度ヲ謂フ  
 融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ハ之ヲ零度トス  
 度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得
- 前項第一號及第四號ニ於テ秒トハ平均太陽日ノ八萬六千四百百分ノ一ヲ謂フ
- 第一條ノ四 前條ニ規定スル單位ハ倍數若ハ分數ノ名稱又ハ前條ニ規定スル單位ニ依リテ定ムル他ノ計量ノ單位ハ商工大臣之ヲ定ム
- 第一條ノ五 度量衡法第二十條ノ規定ニ依リ計量器ヲ定ムルコト左ノ如シ
  - 一 晴雨計以外ノ計量器
  - 二 浮秤
  - 三 物體ノ影取ニ依ル溫度計
  - 四 生絲織度檢定器
  - 五 乳脂計
- 第一條ノ七 輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ第一條、第一條ノ三若ハ



第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號及第四號ノ場合ニ於テハ豫メ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第一 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者輸出若ハ移出スヘキ度量衡器、取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器又ハ特ニ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

第二 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ニ非スシテ取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

第三 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ノ爲シタル桿秤ノ修覆ニシテ其ノ取緒、皿紐、鈎紐又ハ錘絲ノ金屬ニ保ラサルトキ

第四 水道事業者水量「メートル」ニシテ檢定ノ有効期間内ニ在ルモノヲ修覆シタルトキ

第五 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

第十四條 度量衡器及度量衡ノ計量ノ取締ハ地方長官之ヲ行フ  
地方長官ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ取締ノ執行ヲ補助セシメ又ハ第二種取締若ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得  
商工大臣必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行セシムルコトヲ得

第十五條 第一種取締ニ於テハ度量衡法第八條各號ニ該當セサル度量衡器ニ檢査済印ヲ附ス

附則 (大正十三年勅令第十七號)  
改正 昭和八年勅令第三二二號、第三三八號

第二條 左ニ掲グル從來慣用ノ度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ハ第七表ニ掲グル事務又ハ事業ニ付同表ニ掲グル事務又ハ事業ヲ行フ者ハ雙方ノ當事者トスル場合ニ於テハ本令施行後十五年ヲ限り、其ノ他ノ場合ニ於テハ本令施行後二十年ヲ限り仍之ヲ用ウルコトヲ得

メートル法  
度  
テカメートル 十メートル  
ヘクトメートル 百メートル  
地積  
センチメートル  
メートルノ百分ノ一  
量  
センチリットル  
リットルノ百分ノ一  
テカリットル  
リットルノ百分ノ一  
衡  
センチグラム  
キログラムノ十萬分ノ一  
デシグラム  
キログラムノ一萬分ノ一  
テカグラム  
キログラムノ百分ノ一  
ヘクトグラム  
キログラムノ十分ノ一  
尺貫法  
度  
尺ノ一萬分ノ一  
毛

〔山梨警〕

〔山梨警〕

第九條 左ノ場合ニ於テハ度量衡器ノ檢定ヲ受クルコトヲ要セス但シ第一號及第四號ノ場合ニ於テハ豫メ商工大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第一 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者輸出若ハ移出スヘキ度量衡器、取引若ハ證明以外ノ用ニ供スヘキ度量衡器又ハ特ニ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スヘキ度量衡器ヲ製作、輸入、移入又ハ修覆シタルトキ



分 貫ノ一萬分ノ一  
 匁 貫ノ千分ノ一  
 斤 キログラムノ四分ノ十五  
 百六十匁  
 釐尺 釐尺ノ百分ノ一  
 釐尺分 釐尺ノ十分ノ一  
 釐尺 釐尺ノ六十六分ノ二十五  
 十釐尺 釐尺ノ十分ノ一  
 ヤード、ポンド法

度  
 インチ ヤードノ三十六分ノ一  
 フット ヤードノ三分ノ一  
 ヤード メートルノ千二百五十分ノ千四百四十三  
 チューン 二十二ヤード  
 マイル 千七百六十ヤード  
 量  
 ガロン リットルノ六千六百五十五萬分ノ二億  
 五千万九十二萬百二十三  
 衡  
 グレーン ポンドノ七千分ノ一  
 オンス ポンドノ十六分ノ一  
 ポンド キログラムノ千二百五十分ノ五百六十  
 七  
 トシ(英トント稱スヘシ) 二千二百四十ポンド

〔山梨管〕

附則 (昭和八年勅令第三百二十一號)  
 本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 大正十三年勅令第十七號附則第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ  
 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタルガソリン量器ハ檢定證印ナキモノト  
 雖モ昭和九年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十  
 四年十二月三十一日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用  
 シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

● 度量衡法施行細則(抄録)

明治四十二年六月二十六日 農商務省令第二十八號

改正 大正五年五月農商務省令第七號、七年四月第一四號、九年六月第八號、一〇年四月  
 第一〇號、一二年三月第六號、一三年六月第一〇號、一五年七月商工省令第七號、  
 昭和三年九月第一一號、四年七月第四號、八年一月第一一號、一二月第一五號、  
 九年二月第三號

度量衡法施行細則左ノ通改正ス  
 第十條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ營業所  
 ヲ新設セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ  
 第十一條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ工場若ハ主タル營業所以外ノ  
 營業所ヲ廢止シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ運滯  
 ナク免許ヲ受ケタル行政官廳ニ之ヲ届出ツヘシ  
 第十二條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ相續人ニシテ度量衡法施行令第三  
 條第一項ニ該當セサル者ハ被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得  
 第十三條 前項ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ願書ニ免許狀、相續人タルコトヲ證明  
 スヘキ戸籍謄本及度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書  
 ヲ添ヘ相續ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

〔山梨管〕

第十二條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ相續人相續人ノ營業ヲ承繼セス  
 若ハ承繼スルコトヲ得サルトキハ六十日以内ニ其旨ヲ行政官廳ニ届出テ  
 免許狀ヲ返納スヘシ但シ隱居ニ因ル相續ノ場合ニ於テ被相續人カ其ノ營  
 業ヲ留保シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第十三條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ運滯ナク其ノ再下付ヲ行政  
 官廳ニ出願スヘシ  
 第十四條 氏名又ハ名稱ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添ヘ運滯ナク免許  
 狀ノ更正ヲ行政官廳ニ出願スヘシ  
 第十五條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ法定代理人ニ變更アリタルトキハ  
 新法定代理人ヨリ之ヲ證スル書面及度量衡法施行令第三條第二項ニ關ス  
 ル證明書ヲ添ヘ運滯ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ  
 第十六條 法定代理人其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添ヘ運滯ナ  
 ク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ  
 第十七條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消  
 滅シタルトキハ運滯ナク之ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ  
 第十八條 製作者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ヲ消滅シ若ハ第  
 十二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ營業上所持シタル度量衡器  
 又ハ計量器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ  
 認可ヲ受クヘシ  
 第十九條 製作者又ハ修覆者其ノ工場外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製  
 作又ハ修覆ヲ爲スコトヲ得ス但シ土地又ハ建物等ニ取付ケテ使用スルモ  
 ノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十條 前項但書ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修覆ヲ爲サントスルトキハ其ノ製  
 作又ハ修覆ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ  
 第二十一條 製作者又ハ販賣者其ノ營業所外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ

販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ販賣ヲ爲サントスル場所ヲ管轄スル地方  
 長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十二條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修覆ノ業ヲ營マム  
 トスルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ  
 第二十三條 前項ニ依リ修覆ノ業ヲ營ム者ハ秤架及十ミリグラム乃至二十キログラム  
 ノ分銅ヲ備付クヘシ  
 第二十四條 製作者、修覆者又ハ販賣者秤秤ノ取柄、皿紐、鈎紐又ハ錘絲  
 ニシテ金屬ニ係ラサルモノノ修覆ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ  
 秤秤力第四十九條ノ構造ニ適合セス又ハ其ノ器差度量衡法施行令第十六  
 條ニ規定スル公差ヲ超ユルモノナルトキハ其ノ修覆ヲ爲スコトヲ得ス  
 第二十五條 特殊販賣者其ノ開設スル藥局外ニ於テ目盛アル玻璃製  
 秤又ハ體溫計ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ  
 第二十六條 度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル  
 玻璃製秤又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營マントスル者ハ其ノ營業所ノ所在地  
 ヲ管轄スル地方長官ニ申請シ特殊販賣者名簿ニ登錄ヲ受クベシ  
 第二十七條 前項ノ登錄ハ營業所毎ニ之ヲ受クルモノトス  
 第二十八條 前項ノ登錄ヲ申請スル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スベシ  
 第二十九條 前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スベシ  
 第三十條 特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ特殊販賣者タル資格  
 ヲ具ヘザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ業務上所持シタル目盛アル玻璃製  
 秤又ハ體溫計ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官  
 ノ認可ヲ受クベシ  
 第三十一條 度量衡器又ハ計量器ヲ所有又ハ所持スル者ハ度量衡法第七條  
 第一項ノ規定又ハ其ノ準用ノ規定ニ該當セサル場合ト雖モ其ノ檢定ヲ請求  
 スルコトヲ得



第三十六條ノ二 瓦斯「メートル」、水量「メートル」及ガソリン量器ノ檢定ノ有効期限ハ檢定證印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ瓦斯「メートル」ニ在リテハ五年ノ末日、水量「メートル」及ガソリン量器ニ在リテハ六年ノ末日トス

第三十七條 檢定ニ合格シタル度量衡器ニハ左ノ部分ニ檢定證印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

一 度量器 目盛ノ各段ノ一端(帶狀麻製ノモノハ麻ノ部分)及分離シ得ル構造ノモノニ在リテハ其ノ各部分ノ中央部

二 秤及化學用量器 全量ヲ表記シタル傍及金屬製秤若ハ木製秤ニシテ注口ヲ附シタルモノニ在リテハ其ノ注口

三 斗概 切口

四 瓦斯「メートル」 乾式ノモノニ在リテハ上板ノ連接部濕式ノモノニ在リテハ前板尙前金「メートル」ニ在リテハ前金拂裝置ノ連接部

四ノ二 水量「メートル」 外面ノ上部、副管ヲ設ケタルモノニ在リテハ各「メートル」ノ外面ノ上部

四ノ三 ガソリン量器 計量筒、規制子、計量室及表示器(檢定ノ有効期限ヲ表示スル檢定證印ハ計量筒又ハ表示器(計量筒及表示器ヲ有スルモノニ在リテハ計量筒))

五 天秤、上皿天秤及十分秤 桿ノ中央部又ハ其ノ附近

六 臺秤 桿ノ末端、秤量ヲ表記シタル傍、休ミノ把手ノ中央部、比例螺旋ノ緊著部及増錘臺ノ上面

七 上皿秤 桿ノ末端及増錘臺ノ上面

〔山梨管〕

八 桿秤 直點ノ傍又ハ桿ノ末端

九 自働秤 目盛盤又ハ其ノ緣及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテハ其ノ桿

十 分銅 上面、側面又ハ底面

十一 錘又ハ増錘 上面又ハ側面

第三十七條ノ二 檢定ニ合格シタル計量器ニハ左ノ部分ニ檢定證印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

一 計壓器 「アルド」管又ハ波狀板ヲ用井タルモノニ在リテハ其ノ上部又ハ側面ノ金屬片ノ部分、連通管ノモノ及浮秤ヲ用井タルモノニ在リテハ目盛面ノ上部

二 浮秤 板附又ハ目盛面ノ上部

三 溫度計 板附ノモノニ在リテハ目盛板及管ノ上部、板附以外ノモノニ在リテハ目盛面ノ上部

四 生絲織度檢定器 檢尺器ニ在リテハ絲桿ノ絲受ノ部分及回轉器ノ目盛盤、檢位衡ニ在リテハ目盛面、織度分銅ニ在リテハ上面

五 乳脂計 目盛面ノ上部

第三十八條 甲種檢定ニ合格シタル度量衡器又ハ計量器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印、烙印、押印及腐蝕印 摺附印

イ 六ミリメートル平方

イ 二十四ミリメートル平方

ロ 三、六ミリメートル平方

ロ 十二ミリメートル平方

ハ 一、八ミリメートル平方

ハ 六ミリメートル平方

ニ 一、二ミリメートル平方

ニ 三ミリメートル平方

第三十九條 乙種檢定ニ合格シタル度量衡器ニ附スル檢定證印ノ雛形及種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印又ハ烙印

大長徑六ミリメートル

短徑三、九ミリメートル

小長徑一、八ミリメートル

短徑一、二ミリメートル

第四十三條 木製秤ハ穀類用秤ニ非サレハ之ヲ穀類ノ計量ニ液用秤ニ非サレハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十四條 二十リットル以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニハ全量二十リットル未滿ノ秤ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十五條 秤ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓錐狀斗概ヲ使用スルコトヲ要ス

第四十七條 水平ヲ定ムル裝置ヲ有スル度量衡器又ハ計量器ハ其ノ水平ヲ正スニ非サレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四十七條ノ二 直點又ハ標點ヲ調整スル裝置アル秤又ハ檢位衡ハ其ノ直點又ハ標點ヲ調整スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ天秤ハ此ノ限ニ在ラス

第六章 取締 第四十八條 地方長官官吏ヲシテ第一種取締ヲ執行セシムル場合ニ於テハ

類ヲ定ムルコト左ノ如シ

打込印、押印及腐蝕印

烙印及摺附印

イ 三、六ミリメートル平方

イ 十二ミリメートル平方

ロ 一、八ミリメートル平方

ロ 六ミリメートル平方

ハ 一、二ミリメートル平方

ハ 三ミリメートル平方

第三十九條ノ二 檢定ノ有効期限ヲ表示スル檢定證印ハ左ノ雛形ニ依ル

一 瓦斯「メートル」

二 水量「メートル」

三 ガソリン量器

裏面 表面

裏面 表面

裏面 表面

裏面 表面







第二十二條ノ規定ハ前項ノ分銅ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同條ニ度量衡法施行令第三表トアルハ大正十三年勅令第十七號附則第六表トス

第四條 第二十三條ノ規定ハ大正十三年勅令第十七號附則第二條ノ度量衡ノ目盛アル秤秤ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十三條ニ第四十九條トアルハ附則第十一條、度量衡法施行令第十六條トアルハ大正十三年勅令第十七號附則第八條トス

第五條 度量衡法第三條第一項又ハ度量衡法施行令第一條ニ規定スル度量衡ニ依ル全量五リツトル未滿ノ液用枰及秤秤ニハ大正十四年六月三十日迄檢定ヲ請求スルモノニ限リ木材ヲ用ウルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ構造ハ仍從前ノ例ニ依ル

第九條 餘尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 一斗以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ全量一斗未滿ノ枰ヲ使用スルコトヲ得ス

第十二條 第五十四條ノ規定ハ附則第十條ニ違反シタル者ニ付之ヲ準用ス

第十三條 第五十五條ノ規定ハ附則第九條ニ違反シタル者ニ付之ヲ準用ス

●度量衡取締規則

昭和十一年七月一日 山梨縣令第二十四號

第一條 本令ニ於テ營業者ト稱スルハ營業免許ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ノ製作者、修置者、販賣者及度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製枰又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ム特殊販賣者ヲ謂ヒ使用者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル者ヲ謂フ

第二條 度量衡器又ハ計量器ノ製作、修置又ハ販賣ノ營業ニ關シ知事ニ差出スベキ願届書ハ所轄市町村長ヲ經由スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル書類ハ直接知事ニ提出スベシ

一、度量衡器又ハ計量器ノ製作免許身元保證金ニ關スル書類

〔山梨縣〕

〔山梨縣〕

十三條ノ十ノ規定ニ依リ登錄抹消ノ通知ヲ受ケタルトキハ前項届出後ニ於ケル營業高ヲ遲滞ナク知事ニ届出ヅベシ但シ免許期間滿了ノ爲引續キ營業免許ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

製作者、修置者又ハ販賣者ノ相續人相續人ノ營業ヲ承繼セズ若ハ承繼スルコトヲ得ザルトキ又ハ特殊販賣者死亡シタルトキハ其ノ相續人ニ於テ前項ニ準ジ其ノ手續ヲ爲スベシ

第八條 營業者其ノ營業所外ニ於テ度量衡法施行令第六條第二項ノ規定ニ依リ修置ノ業ヲ爲サントスルトキハ修置開始ノ十日前ニ於テ修置ヲ爲スベキ場所及期日從業員ノ氏名ヲ記載セル届書ヲ知事ニ提出スベシ

前項修置ニ關シ必要アリト認ムル場合ハ修置ヲ爲スベキ場所及期日又ハ從業員ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 度量衡法施行細則第十八條第二項及第十九條但書ノ規定ニ依ル許可願書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、工場外ニ於テ製作修置ヲ爲シ又ハ營業所外ニ於テ販賣ヲ爲サントスル事由

二、製作、修置又ハ販賣ヲ爲サントスル場所及期間

三、製作、修置又ハ販賣ヲ爲サントスル度量衡器及計量器ノ種類及箇數

第十條 度量衡法施行細則第二十一條第一項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、備付タル秤架及分銅ノ種類及箇數

二、營業開始ノ年月日

前項修置ノ業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第十一條 營業者其ノ免許ヲ受ケ又ハ特殊販賣者名簿ニ登錄ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ開業セズ又ハ六十日以上休業セントスルトキハ期限ヲ定メ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

二、度量衡法施行令第九條第一項第一號ニ依ル許可願書

三、工場外ニ於テ爲ス製作修置ノ許可願書

四、營業所外ニ於テ爲ス販賣ノ許可願書

五、度量衡器及計量器ノ出張檢定ニ關スル許可願書

六、度量衡器及計量器ノ檢定請求書

七、第八條ノ規定ニ依ル届書

八、記號届及營業高届

第三條 營業者ハ營業所毎ニ様式第一號ニ依ル標札ヲ店頭見易キ場所ニ掲ゲ其ノ營業ノ種別及營業所タルコトヲ明示スベシ

第四條 營業者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許消滅シ若ハ度量衡法施行令第二十三條ノ十ノ規定ニ依リ登錄抹消ノ通知ヲ受ケタルトキハ前條ニ依リ掲出セル標札ハ直ニ之ヲ撤去スベシ

特殊販賣者死亡セル場合ハ其ノ相續人ニ於テ前項ノ處置ヲ爲スベシ

第五條 營業者ハ其ノ販賣スル主ナル度量衡器又ハ計量器ノ小賣價格ヲ營業所ノ見易キ場所ニ揭示スベシ

第六條 營業者ハ其ノ營業ノ種別ニ從ヒ營業所毎ニ様式第二號ノ一乃至五ノ營業帳簿ヲ備ヘ事實發生ノ都度所定ノ事項ヲ記載スベシ

前項ノ帳簿ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一年間ノ記載ヲ終リタル後ト雖三年間之ヲ保存スベシ

當該官吏及警察官吏ハ必要アリト認ムルトキハ營業帳簿ノ檢閲ヲ爲シ又ハ日時場所ヲ指定シテ之ヲ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 營業者ハ其ノ營業所毎ニ様式第三號乃至第七號ニ依リ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日ニ至ル一年間ノ營業高ヲ毎年四月十五日限リ知事ニ届出ヅベシ

營業者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許消滅シ若ハ度量衡法施行細則第二

前項届出ヲ爲シタル者其ノ營業ヲ開始シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第十二條 營業者其ノ營業所在地ノ地名又ハ番地ニ變更アリタルトキハ二十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第十三條 特殊販賣者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第十四條 度量衡器及計量器ノ第一種取締ハ當該官吏第二種取締及度量衡ノ計量取締ハ當該官吏、警察官吏又ハ專任取締吏員ヲ設置セル市町村ノ當該市町村長ヲシテ執行セシム

第十五條 當該官吏、警察官吏又ハ專任取締吏員ヲ設置セル市町村ノ當該市町村長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ營業者又ハ使用者ニ對シ度量衡器計量器ノ販賣使用ヲ停止セシメ又ハ修置補充ヲ命ジ若ハ日時場所ヲ指定シテ度量衡器計量器ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 前條ノ官公吏度量衡ノ計量ノ取締上必要アリト認ムルトキハ商品所持者ニ對シ日時場所ヲ指定シテ商品、商品ノ容器又ハ包装ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 使用者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器又ハ計量器ヲ店舗、工場其ノ他取引證明ヲ爲ス場所ニ置キ又ハ行商ノ際携帶スルコトヲ得ズ但シ度量衡法施行令第九條第一號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル用ニ供スベキモノ及同條第三號第四號ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、檢定證印ナキモノ

二、修置ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケザルモノ

三、變造シタルモノ

四、度量衡法施行令第十六條ニ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生ジタルモノ

五、構造方度量衡法施行細則第四十九條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル



六、計量ノ値ニ差狂ヲ生ズベキ附著物アルモノ  
 第十八條 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ之ヲ店舖倉庫其ノ他取引證明ヲ爲ス場所ニ置キ又ハ行商ノ際携帶スルコトヲ得ズ但度量衡法施行細則第五十條ノ二ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十九條 使用者水平ヲ定ムル装置ヲ有スル度量衡器又ハ計量器及直點ヲ調整スル装置ヲ有スル秤又ハ檢位衡ヲ取引若ハ證明ヲ爲ス場所ニ存置スル場合ニ於テハ常時其ノ水平若ハ直點ヲ正シ置クベシ  
 第二十條 使用者ハ特殊ノ場合ヲ除クノ外秤ト共ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル風袋ニハ見易キ部分ニ其ノ實量ヲ正確ニ表示スベシ  
 第二十一條 商品ヲ度量衡ニ依リ販賣スル者ハ必要ナル種類ノ度量衡器ヲ備付ベシ  
 第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器又ハ計量器ハ度量衡法施行細則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ指定ノ日時場所ニ提出スルコトヲ要ス  
 一、玻璃製ノ度量衡器  
 二、陶磁器製樹、珪瑯樹、石炭酸樹脂製樹  
 三、秤量ニ於テ一萬分ノ一以下又ハ「一ミリグラム」未滿ノ重量ヲ感ズル天秤  
 四、秤量「一トン」以上ノ秤  
 五、土地又ハ建物ニ取付ケタルモノニシテ分解スルニ非ザレバ運搬シ難キモノ  
 六、生絲織度檢定器以外ノ計量器  
 第二十三條 瓦斯事業者ハ様式第八號ニ依リ前年十二月三十一日現在使用中

〔山梨管〕

中ニ係ル瓦斯「メートル」ノ筒數及前年中引換ノ爲取外シヲ爲シタル瓦斯「メートル」ノ筒數ヲ毎年二月十日限り知事ニ報告スベシ  
 第二十四條 水道事業者ハ様式第九號ニ依リ毎年三月三十一日現在使用中ニ係ル水量「メートル」ノ筒數及前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日ニ至ル一年間ニ於テ引換ノ爲取外シヲ爲シタル水量「メートル」ノ筒數ヲ四月十五日限り知事ニ報告スベシ  
 水道事業者ニシテ度量衡法施行令第九條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケ檢定ノ有効期間内ニ在ル水量「メートル」ノ修覆ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ修覆ヲ爲シタル場合ノ檢査成績ヲ統計シ様式第十號ニ依リ前項ニ準ジ報告スベシ  
 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス  
 一、第十五條第十六條ニ依リ指定シタル日時及場所ニ度量衡器又ハ計量器、商品若ハ其ノ容器ノ提出ヲ怠リタル者  
 二、第六條第三項ニ依リ當該官吏及警察官吏ノ爲ス營業帳簿ノ檢閲ヲ拒ミ又ハ指定シタル日時及場所ニ其ノ提出ヲ怠リタル者  
 三、第六條第一項ノ營業帳簿第七條ノ届書第二十三條第二十四條ノ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者  
 四、第三條第四條第六條第一項第七條第八條第十一條第十三條第十七條乃至第二十一條又ハ第二十三條第二十四條ノ規定ニ違反シタル者  
 五、警察官吏ノ第二種取締又ハ度量衡ノ計量取締ニ關スル職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者  
 六、度量衡取締ニ關シ虚偽又ハ誤認ノ虞アル事項ヲ記載セル標札等ヲ掲シタル者  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條ノ規定ハ昭和三年勅令第二百二十九號附則第二項ノ規定ニ該當スル水量「メートル」ニ付テハ昭和十三年六月三十日迄昭和八年勅令第三百二十一號附則第二項ノ規定ニ該當スルカソリシ計量器ニ付テハ昭和十四年十二月三十一日迄之ヲ適用セズ  
 大正十年四月山梨縣令第二十二號ハ之ヲ廢止ス  
 様式第一號  
 材料 木、金屬又ハ珪瑯鐵器  
 縱 七〇種以上、横 二〇種以上

〔山梨管〕

一	免許 度量衡器(計量器)(製作)(修覆)(販賣)所	
二	登録 體溫計、目盛付玻璃製樹販賣所 特殊販賣者 氏名	
三	桿秤ノ取結 錘 絲 修覆所	

注意  
 一、二種以上ノ業ヲ營ム場合ハ之ヲ併記スルコトヲ得  
 二、文字ハ容易ニ磨滅又ハ腐蝕セザル方法ニ依リ之ヲ明瞭ニ記載スベシ

様式第二號ノ一  
 度量衡器(計量器)製作簿

様式第二號ノ二  
 度量衡器(計量器)修覆簿

製作年月日	種類 (形状物質番 ハ番號)	全長、全 量秤量、全 ハ重量	筒數	檢定 請求 年月日 筒數	摘要

様式第二號ノ三  
 桿秤ノ緒紐修覆簿

依託ヲ受ケ タル年月日	檢定請求 年月日	種類 (形状物質 番號)	全長、全 重量	筒數	修覆料 依託者 及氏名	摘要

様式第二號ノ三  
 桿秤ノ緒紐修覆簿



引渡年月日	秤量物質	記號	筒數	修復	修復料	正否	依託者住所	摘要
年月日	及	番號	筒所	修復	別	氏	氏	名

様式第二號ノ四

度量衡器(計量器)(目盛アル玻璃製掛及體溫計)仕入簿

仕入年月日	種類	全長	筒數	價格	仕入先住所	摘要
年月日	物形狀	重量	圓	氏	氏	名

様式第二號ノ五

度量衡器(計量器)(目盛アル玻璃製掛及體溫計)販賣簿

販賣年月日	種類	全長	筒數	價格	摘要
年月日	物形狀	重量	圓	氏	氏

注意

一、前掲帳簿ハ之ヲ洋式トナスコトヲ得尙其ノ記載ハ左記ニ依ルベシ

〔山梨管〕

- 二、度量衡器、衡器、計量器ノ各別ニ口座ヲ設クルカ又ハ別冊ト爲スベシ
- 三、「全長、全量、秤量、重量」ノ欄ニハ計量器ニ在リテハ壓力ノ單位浮秤ノ用途又ハ目盛ノ種別溫度ノ單位、檢尺器ノ回轉數、檢位衡ノ秤量及之ニ表記セル回轉數ガソリノ量器ニ在リテハ計量筒ノ全量又ハ表示器ノ最大指示量ヲ記載スベシ
- 四、記載事項ハ各年度(自毎年四月一日)毎ニ別口又ハ別冊ト爲スベシ
- 五、月計及累計ヲ記載スベシ
- 六、種別欄ニハ度量衡器及計量器ヲ左記ニ依リ區別シテ記載スベシ  
直尺、曲尺、疊尺、卷尺、縮尺、鏈尺特殊ノ種類又ハ構造ノ度量器  
木製圓形掛、木製方形掛、金屬製掛、珐瑯塗掛、玻璃製掛、陶磁器製掛、石炭酸樹脂製掛、斗瓶、メスフラスコ、ピベット、ピュレット、メスシリンドル、瓦斯「メートル」水量「メートル」ガソリン量器、特殊ノ種類又ハ構造ノ量器
- 七、第二號ノ一及二ノ帳簿ニ關スル事項  
計量器  
天秤、上皿天秤、雜貨用天秤、臺秤、上皿桿秤、自動秤、桿秤、分銅、定量錘、定量增錘、特殊ノ種類又ハ構造ノ衡器  
壓力計、真空計、聯成計、寒暖計、乾濕計、體溫計其ノ他ノ溫度計、浮秤、檢尺器(絲桿附屬ノ有無)絲桿、檢位衡絲目掛、織度分銅、乳脂計、特殊ノ種類又ハ構造ノ計量器

様式第三號

度量衡法第九條第一號ノ規定ニ依リ檢定ヲ受クルコトヲ要セザル度量衡器及計量器ヲ製作修復シタルトキハ其ノ旨摘要欄ニ記載スベシガソリノ量器ニ付テハ可搬式又ハ埋込式別ノ種別欄ニ修復ノ要點ヲ摘要ニ記載スベシ

八、第二號ノ三ノ帳簿ニ關スル事項  
桿秤ノ結紐修復筒數欄ニハ「取結、皿紐、鈎紐、錘絲」ノ別ヲ記載シ

自 年 月 日 至 年 月 日  
度量衡器(計量器)製作 修復 營業高届

〔山梨管〕

- 九、修復セザルモノニ在リテハ其ノ不正事由ヲ摘要欄ニ記載スベシ
- 第二號ノ五ノ帳簿ニ關スル事項  
卸賣ト小賣トヲ分子別口又ハ冊別トナスカ若ハ卸賣先別ニ口座ヲ設クベシ  
需用者ノ住所氏名ハ之ヲ摘要欄ニ記載スベシ但シ小賣ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

種別	營業高		製作		修復		摘要
	筒數	價	筒數	格	筒數	料	
計							

右之通ニ候也

年 月 日

營業所 氏 名印

注意

一、度量衡器、計量器ノ種別ハ様式第二號「注意」ノ區別ニ依ルベシ

第四編 保安 第十五章 産業















年月日

營業所  
營業者別氏  
名印

注意 摘要欄ニハ修覆ヲ爲サリシモノ、主ナル不正事由ヲ記載スベシ

様式第八號

瓦斯「メートル」ニ關スル報告  
一 使用中ニ保ル瓦斯「メートル」ノ數

區分	何燈何燈何燈何燈何燈何燈						合計	需用者數
	用	用	用	用	用	用		
三十一日現在								
前年同期現在								
増減								

二 自 年 月 日 引換ノ爲取外シヲ爲シタル瓦斯「メートル」ノ數

計	其他	引換ノ爲メ取外シヲ爲シタル事 由	取外シヲ爲シタル箇數	同上中取外シ後ノ處置 更ニ檢定ヲ受ケ檢定ヲ受ケザル タルモノ、箇數 モ、箇數	有効期間ノ經過 セル爲メ	其他

〔山梨警〕

年月日

營業所又ハ事務所所在地  
事業者 氏  
名印

様式第十號

自 年 月 日 檢定ノ有効期間内ニ在ル水量「メートル」  
至 年 月 日 檢定ノ有効期間内ニ在ル水量「メートル」  
ノ修覆檢査成績報告

種別	檢査箇數	不合格箇數	修覆ノ範圍別内譯箇數	摘要

右及報告候也

年月日

營業所又ハ事務所所在地  
事業者 氏  
名印

知事宛

注意

- 一 種別欄ニハ度量衡法施行細則第四十七條ノ四ニ規定セル種別ヲ記載スベシ
- 二 摘要欄ニハ右檢査ニ於テ不合格トナリタルモノ、主ナル事由ヲ記載スベシ

第四編 保安 第十五章 産業

右及報告候也

年月日

營業所又ハ事務所所在地  
事業者 氏  
名印

知事宛

様式第九號

水量「メートル」ニ關スル報告  
一 使用中ニ保ル水量「メートル」ノ數

區分	何耗何耗何耗何耗何耗何耗						計	需用者數
	口徑別	何耗	何耗	何耗	何耗	何耗		
三十一日現在								
前年同期現在								
増減								

二 自 年 月 日 引換ノ爲取外シヲ爲シタル水量「メートル」ノ數

計	其他	引換ノ爲メ取外シヲ爲シタル事 由	取外シヲ爲シタル箇數	同上中取外シ後ノ處置 更ニ檢定ヲ受ケ檢定ヲ受ケザル タルモノ、箇數 モ、箇數	有効期間ノ經過 セル爲メ	其他

右及報告候也

〔山梨警〕

●度量衡取締規則施行手續

昭和十一年七月一日  
山梨縣訓令甲第十七號

經濟部 警察署 市役所 町村役場

度量衡取締規則施行手續左ノ通定ム

度量衡取締規則施行手續

- 第一條 警察署長ハ毎年一回以上管内ニ於ケル度量衡器及計量器ノ第二種取締及度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行シ其ノ成績ヲ様式第一號及第三號ニ依リ毎年四月十五日迄ニ前一年分ヲ知事ニ報告スベシ
- 第二條 警察署長又ハ專任取締吏員ヲ設置セル市町村ノ當該市町村長ハ度量衡法違反ニ關シ告發ヲナシ處分確定シタルトキハ様式第四號ニ依リ其ノ都度知事ニ報告スベシ
- 警察署長即決處分ヲナシ其ノ確定シタルトキ亦同シ
- 第三條 警察署長ハ第二種取締又ハ度量衡ノ計量取締ヲ執行シ犯罪アリト認メタル者ノ處置ニ關シ必要アル場合ハ度量衡器及計量器又ハ度量衡ニ依リ販賣スル商品ヲ山梨縣度量衡檢定所ニ差出シ之ガ檢査並ニ其ノ成績書ヲ當該官吏ニ要求スベシ
- 第四條 警察署長ハ其ノ管内ニ於テ第一種取締ノ執行アル場合ハ警察官吏ヲシテ之ニ立會セシメ取締執行上ノ補助ヲ爲サシムベシ
- 第五條 警察署長ハ其ノ管内ノ使用者ニシテ第一種取締檢査ニ其ノ所持スル度量衡器及計量器ノ提出受檢ヲ怠リタル者アル場合ハ檢査終了後三十日以内ニ於テ之ガ取締ヲ爲シ其ノ成績ヲ様式第五號ニ依リ知事ニ報告スベシ
- 第六條 市町村長ハ其ノ部内ニ於ケル營業者使用者並ニ度量衡ニ依ル商品ノ供給者ニ對シ度量衡器及計量器ノ使用保管又ハ計量上ノ弊害矯正ニ關



スル指導ヲ爲シ度量衡ノ犯罪豫防ニ努ムベシ  
市町村長ハ前項ノ指導上特ニ施設セル事項ヲ其ノ都度知事ニ報告スベシ  
第七條 專任取締吏員ヲ設置セル市町村ノ當該市町村長ハ常ニ部内ニ於ケル度量衡器及計量器ノ第二種取締及度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行シ其ノ成績ヲ様式第二號及第三號ニ依リ毎年四月十五日迄ニ前一ケ年分ヲ知事ニ報告スベシ  
第八條 市町村長ハ其ノ部内ニ於ケル第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ニ從事セシムル爲專任取締吏員ヲ設置シタルトキハ其ノ職氏名任命年月日俸給額及本人ノ履歴ヲ遲滞ナク知事ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ  
第九條 市町村長ハ其ノ部内ニ於ケル度量衡器及計量器ノ第一種取締執行ノ告示アリタルトキハ左ノ各號ノ手續ヲ爲スベシ  
一、検査執行期日以前ニ於テ使用者ノ毎戸ニ就キ受檢スベキ度量衡器及計量器ノ種類箇數ヲ調査シ之ヲ様式第六號ノ調査書及通知書ニ記載シ通知書ハ之ヲ使用者ニ交付シ且受檢上必要ナル事項ヲ告知スベシ  
二、市町村長ハ前號ニ依リ調査シタル受檢者及受檢器物數ヲ前回受檢シタルモノト對照シ上様式第七號ノ報告書ヲ作製シ検査執行當日検査開始前ニ於テ之ヲ出張セル當該官吏ニ提出スベシ  
三、検査執行期日二日以上ニ互ル市町村ニ在リテハ其ノ日數ニ應ジ使用者ヲ適當ニ區分シテ其ノ日割ヲ定メ第一號ノ手續ヲ爲スベシ  
四、適當ナル検査場所ヲ探定シ検査執行前日迄ニ検査ニ必要ナル物品ノ設備其ノ他検査上必要ナル準備ヲ完整スベシ  
五、検査當日ハ受檢者ヨリ差出シタル器物ノ受付又ハ引渡ヲ爲シ其ノ他検査執行上ノ補助ヲナスベシ  
六、検査用具ノ運搬其ノ他検査執行上必要ナル人夫ヲ供給スベシ

〔山梨警〕  
本施行手續ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十年四月山梨縣訓令甲第十四號ハ之ヲ廢止ス  
様式第一號  
自 年 四月 一日 度量衡器及計量器第二種取締成績報告  
至 年 三月 三十一 日  
何警察署

附則

本施行手續ハ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十年四月山梨縣訓令甲第十四號ハ之ヲ廢止ス  
様式第一號

自 年 四月 一日 度量衡器及計量器第二種取締成績報告  
至 年 三月 三十一 日  
何警察署

市町村名	取締ヲ執行シタル戸數	告發シタル犯罪件數		即決處分件數
		營業者	使用者	

右及報告候也  
年 月 日  
何警察署長 官 氏  
名 氏  
注意  
一、同一市町村ニ於ケル同一人ニ就キ二回以上取締ヲ執行シタル場合ニ在リテハ取締ヲ執行シタル戸數ハ一戸トシテ計算スベシ  
二、告發シタル犯罪件數中度量衡器又ハ計量器ノ製作修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ニシテ其ノ業務上ニ關スル犯罪件數ハ之ヲ營業者ノ欄

七、検査終了後調査書及通知書ヲ整理編綴シ通知書ハ之ヲ七日以内ニ知事ニ提出スベシ  
八、其ノ他検査執行上特ニ指示シタル事項  
市町村長ハ前項第七號ニ依リ整理編綴シタル調査書ヲ次回ノ第一種取締執行終了迄之ヲ保管スベシ  
第十條 市町村長ハ第一種取締検査當日受檢スベキ器物ノ提出ヲ怠リタル者アル場合ハ其ノ者ノ住所職業氏名並ニ提出ヲ怠リタル度量衡器及計量器ノ種類箇數ヲ出張セル當該官吏ニ報告スベシ  
市町村長ハ前項ノ不提出者ニシテ特殊ノ事由ニ因リ提出ヲ怠リタル者アル場合ハ遲滞ナク其ノ器物ヲ次ノ第一種取締検査場又ハ山梨縣度量衡檢定所ニ提出セシムベシ  
第十一條 警察官吏及市町村長ハ第二種取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行スル當該官吏ヨリ要求アリタル場合ハ其ノ取締ニ立會シ若ハ之ガ補助ヲ爲スベシ  
第十二條 市町村長ハ其ノ部内ニ於ケル度量衡器及計量器ノ營業者又ハ其ノ法定代理人若ハ特殊販賣者ノ業務ヲ管理スベキ藥劑師ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アリタルトキハ遲滞ナク知事ニ報告スベシ  
一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ  
二、度量衡法第十四條ノ刑ニ處セラレタルトキ  
三、破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
警察署長ハ其ノ管内ニ於ケル特殊販賣者ニシテ其ノ藥局ヲ廢止シ又ハ藥劑師免許ノ取消處分ヲ受ケタル者アルトキハ前項ニ準ジ報告スベシ  
特殊販賣者ノ業務ヲ管理スル藥劑師ニシテ藥劑師免許ノ取消處分ヲ受ケタルモノアルトキ亦同シ

〔山梨警〕  
自 年 四月 一日 度量衡器及計量器第二種取締成績報告  
至 年 三月 三十一 日  
何市(町)(村)

ニ度量衡器又ハ計量器ヲ取引上又ハ證明上ニ使用スル者ニシテ度量衡器又ハ計量器ニ關スル犯罪件數ハ之ヲ使用者ノ欄ニ度量衡法第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器又ハ計量器ノ製作修覆又ハ販賣營業ヲ爲シタルモノ、件數ハ之ヲ其ノ他ノ欄ニ記入スベシ  
三、左ノ事項ハ備考トシテ記載スベシ  
(イ) 前年度ニ比シ著シク増減アルモノニ付テハ其ノ事由  
(ロ) 最も多數ナル犯罪事實  
(ハ) 度量衡器又ハ計量器ニ關スル犯罪豫防ニ關シ本年度ニ於テ新ニ施設シタル事項ニ付テハ其ノ要領  
四、様式第五號ニ依リ其ノ都度報告セル事項中本表ニ記載シ得ベキ事項ハ夫々相當欄ニ合算スベシ

様式第二號

其ノ一 總括成績

市町村名	取締ヲ執行シタル戸數	検査箇數	同上中違法ト認メタルモノノ數		告發シタル犯罪件數
			度量衡器	計量器	

其ノ二 度量衡器検査成績















二、受檢スベキ器物ノ豫定箇數調

區分	器量		器		衡		計		量		器
	木製	金屬	斗	瓶	上天皿秤	天皿秤	臺秤	秤上皿	桿秤	秤自動	
今同調査											
前同調査											
檢査箇數											
増減											

三、前回受檢セル者ニシテ今回受檢セザル豫定ニアル者及其ノ事由  
(本事項ハ別表トナスコトヲ得)

前同調査	器量	器衡	器計	量器	業務	氏名	受檢セザル事由

四、今回新ニ受檢スベキ者ノ業務及氏名  
右及報告候也  
年 月 日

市町村長 氏

名印

注意 知事宛

- 一、一項及二項中ノ減ハ赤字トスベシ
- 二、受檢セザル事由欄ニハ度量衡器及計量器ヲ業務上取引若ハ證明ノ爲メ使用シ又ハ使用ニ供スル爲メ所持セザルニ至リタル具體的事由及他町村ニ轉居等ノ爲メ當該市町村ニ於テ受檢スルコトヲ得ザルニ至リタル特殊事由等ヲ記載スベシ

〔山梨縣〕

● 害蟲驅除豫防法

明治二十九年三月二十五日 法律第十七號

〔山梨縣〕

改正 明治三十五年二月法律第九號  
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル害蟲驅除豫防法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

害蟲驅除豫防法

- 第一條 此ノ法律ニ於テ害蟲ト稱スルハ農作物ヲ害スル各種ノ蟲類ヲ謂フ
- 第二條 驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除豫防ノ方法ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
- 第三條 認可ヲ經タル種類以外ノ害蟲發生シ急遽ノ處分ヲ要スルトキハ地方長官ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ農商務大臣ニ具申スヘシ
- 第四條 害蟲田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ地方長官ハ豫メ期限ヲ定メ該田畑ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ
- 第五條 前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ之ヲ行ヒ市町村ヲシテ該作人ヨリ其ノ費用ヲ徵收セシムルコトヲ得其ノ費用ノ徵收ニ關シテハ市制第百二條及町村制第百二條ヲ適用ス
- 第六條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若ハ害蟲田畑以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ地方長官ハ市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行フコトヲ得
- 第七條 地方長官ハ前條ノ驅除豫防ノ爲ニ市町村ニ命シテ夫役ヲ市町村全部又ハ一部ノ田畑ノ作人及所有者ニ賦課セシムルコトヲ得
- 第八條 夫役ハ害蟲ノ種類ニ依リテ田又ハ畑ニ區別シテ賦課スルコトヲ得
- 第九條 夫役ノ賦課ハ段別又ハ地價ヲ以テ準率ト爲スヘシ
- 第十條 夫役ハ各別ノ率ニ據リ小作人、自作人及地主ニ賦課スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ市制〔第百二十三條〕及町村制〔第百二十七條〕ヲ適用セズ

第六條 地方長官ハ驅除豫防ノ爲メ必要アルトキハ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物、藥料、刈株、雜草ヲ拔棄若ハ燒棄スルコトヲ得

本條ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定ヲ適用ス

第七條 驅除豫防ノ必要ヨリ生シタル損害ニ對シ被害者ハ賠償ヲ要求スルコトヲ得

第八條 土地所有者、管理者又ハ使用者ハ官吏及其ノ指揮ヲ承クル者ノ其ノ地ニ入り驅除豫防ニ從事スルヲ拒ムコトヲ得

第九條 地方長官又ハ郡長ハ必要ナル場合ニ於テハ北海道地方費府縣稅(地方稅)又ハ郡費ヲ以テ第三條、第四條、第六條ノ費用ヲ補助シ若ハ驅除豫防ニ必要ナル器具ヲ給與シ又ハ貸與スルコトヲ得

第十條 蟲類以外ノ動物又ハ細菌ト雖農作物ヲ害スルトキ又ハ害スルノ虞アルトキハ地方長官ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ此ノ法律ヲ適用スルコトヲ得

第十一條 第三條ノ場合ニ於テ地方長官ノ命令ニ從ハサル者ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第十二條 第六條及第八條ニ依レル官吏若ハ其ノ指揮ヲ承クル者ノ行爲ヲ妨害スル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金又ハ十一日以上二十日以下ノ〔重禁錮〕ニ處ス

第十三條 本法中市町村ニ關スル規定ハ北海道ノ區町村、沖繩縣ノ區〔間切島〕及市制、町村制ヲ施行セザル地方ニ於ケル市町村ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

第十四條 此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス



### ● 害蟲驅除ノ件

明治二十九年三月  
農商務省訓令第五號

害蟲ノ驅除ハ其ノ發生ノ初期ニ於テ之ヲ行フヲ最モ效アリトス故ニ苟モ農作物ヲ害スル蟲類ノ發生シタル場合ニ於テハ農家ヲシテ其ノ機ヲ失フコトナク務メテ之ヲ驅除ニ從事セシムヘシ

### ● 害蟲驅除豫防法取扱手續

明治二十九年三月二十八日  
農商務省訓令第六號

改正 明治三十二年二月農商務省訓令第八號、大正元年九月第四號

害蟲驅除豫防法取扱手續左ノ通相定ム

#### ● 害蟲驅除豫防法取扱手續

- 第一條 害蟲驅除豫防法第二條第一項ニ依リ驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除豫防ノ方法ニ付キ本大臣ノ認可ヲ請フトキハ各害蟲ニ付キ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 名稱、方言
  - 二 主ナル被害農作物ノ種類
  - 三 驅除豫防ノ方法

害蟲驅除豫防報告様式 (各害蟲ニ付區分スヘシ)

郡市名	被害町村ノ數	同上農作物ノ種類	同上見積段別此平年收穫高	被害ニ付見積驅除豫防ニ係ル市町村費ノ數	同上夫役補助額	同上府縣稅(地方補助額)
何市						
何郡						
計						

〔山梨警〕

〔山梨警〕

### ● 害蟲驅除豫防ノ件

明治三十四年四月二十九日  
農商務省訓令第十號

害蟲ノ驅除ニ關シテハ概ニ訓令スル所アリ當局者亦施設ヲ怠ラズト雖尙每歲害蟲發生シ農作物ノ被害尠ナカラズ本年モ亦發生ノ兆ヲ認メタルモノ既ニ數縣ニ及ヒ昨冬及春來ノ氣候ニ徴スルトキハ漸次發生蔓延ノ虞ナシトセス抑々害蟲ハ發生以前ニ於テ之ヲ豫防スルノ必要ナルハ勿論既ニ發生シタル後ト雖其初期ニ於テ驅除ヲ行フハ容易ニシテ且ツ其效果著シキモノナルヲ以テ苗代期ニ於テ之ヲ行フハ極メテ緊要ナリト當局者宜シク茲ニ鑑ミ驅除豫防ニ關シテニ周密ノ注意ヲ加フルヲ要ス

### ● 病蟲害豫防獎勵規則

明治四十四年四月四日  
農商務省令第十三號

改正 大正五年八月農商務省令第二六號

第一條 本則ニ於テ病蟲害ト稱スルハ農作物又ハ農産物ニ對スル菌類又ハ蟲類ノ害ヲ謂フ

第二條 農商務大臣ハ病蟲害ノ豫防ヲ獎勵スル爲本則ノ定ムル所ニ依リ毎年度ノ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

- 第三條 獎勵金ハ左ノ場合ニ於テ府縣ニ之ヲ交付ス
  - 一 府縣ノ費用ヲ以テ病蟲害ノ豫防ヲ督勵スルトキ
  - 二 農商務大臣ニ於テ菌類又ハ蟲類ノ種類又ハ豫防方法ヲ指定シ府縣ヲシテ豫防ヲ督勵セシメ又ハ豫防方法ニ關シ研究セシムルトキ
- 第四條 農商務大臣必要アリト認ムルトキハ病蟲害豫防ノ研究ヲ目的トスル公益法人ニ獎勵金ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第五條 第三條第一號ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル府縣ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ前年度ノ二月末日迄ニ農商務大臣ニ差出スヘシ
  - 一 主ナル菌類又ハ蟲類ノ種類並豫防方法
  - 二 豫防ノ督勵ニ關スル計畫並費用ノ豫算
- 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル公益法人ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ差出スヘシ
  - 一 組織ニ關スル規程
  - 二 設備
  - 三 業務ノ計畫並費用ノ豫算
  - 四 職員ノ氏名並各其ノ履歷ノ大要
- 第七條 農商務大臣ハ獎勵金ヲ交付シタル府縣又ハ公益法人ニ對シ調査ヲ命ジ、報告ヲ徴シ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ



第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣第五條第一項第一號及第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ農商務大臣ニ届出ツヘシ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル公益法人ニ於テ第六條第一號乃至第四號ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣又ハ公益法人ハ八月末日迄ニ前年度ノ成績及費用ノ決算ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣又ハ公益法人ニ於テ負擔ヲ減少シタルトキ、第七條ノ命令ニ從ハサルトキ又ハ第八條若ハ第九條ニ違反シタルトキハ農商務大臣ハ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ農商務大臣ニ於テ其ノ成績不良ナリト認ムルトキ亦同シ

第十一條 農商務大臣必要アリト認ムルトキハ第一條ニ規定シタル以外農作物ニ對スル動植物ノ害ニ付本則ノ規定ヲ適用スルコトアルヘシ

第十二條 本則中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ適用ス

附則

第十三條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 明治四十四年度ニ限リ第五條中前年度ノ二月末日トアルヲ四月末日トス

● 害蟲驅除豫防規則

昭和二年一月 山梨縣令第二號

改正 昭和八年七月縣令第四七號

第一條 害蟲驅除豫防法第二條ニ依リ驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類左ノ如シ

一	名	稱	方	言	被	害	作	物
一	螟	蟲	ズイムシ		稻			

〔山梨縣令〕

二	浮塵子	ウンカ、コムカムシ	稻
三	苞蟲	ツトムシ、ハマキムシ、ホウネンムシ	稻
四	葉蟲	ドロハムシ、クワハムシ、ウリバイ、キンキス	稻、桑、蔬菜、葡萄
五	螟	マホームシ	稻、蔬菜
六	稻蠶	イナゴ	稻
七	天牛	クワカミキリ、ホシカミキリ、トラカミキリ、ダイギリ	桑、果樹
八	尺蠖	エダシヤクトリ、トゲシヤクトリ	桑
九	夜盜	ヨトウムシ	穀、桑、蔬菜
一〇	蚜蟲	アブラムシ	穀、桑、果樹
一一	介殼蟲	カイガラムシ、カザラミ	桑、果樹
一二	桑姬象蟲	ヒメゾウムシ	桑
一三	金龜子	コガネムシ、アンプン	桑、果樹、造林用苗木
一四	ふるろきせら	フキロキセラ	葡萄
一五	桑蠶	スキムシ	桑
一六	椿象	クロガメムシ、マルガメムシ	稻、菘
一七	二十八星瓢蟲	オカタムシ、カウヤノパンバア	馬鈴薯、蔬菜
一八	稻熱病	イモチ	稻
一九	麥黑穗病	クロホ	麥
二〇	麥斑葉病	イサハ、サ、シマス	麥
二一	桑赤澁病	アカシブ	桑

〔山梨縣令〕

二二 紫紋羽病 ムラサキモンバ 桑、果樹

二三 白紋羽病 シロモンバ 桑、果樹

二四 葡萄白澁病 シブ 葡萄

二五 葡萄露菌病 ツユカビ 葡萄

二六 梨赤星病 アカホシ 梨

二七 梨黑星病 クロホシ 梨

二八 胡瓜露菌病 ベト、ツユカビ 瓜類

二九 杉赤枯病 スギアカガレ 杉苗木

三〇 蛭 ンメクサ 桑、菘、蔬菜、果樹、造林用苗木

三一 野鼠 ノネズミ 百合

三二 百合立枯病 タチガレ 百合

三三 百合モザイク病 百合

第二條 前條ノ害蟲ヲ驅除豫防スヘキ方法ハ別ニ之レヲ告示ス

第三條 第一條ノ害蟲田畑ニ發生シタルトキハ作人ハ直ニ市町村長ニ届出テ驅除豫防上ノ指揮ヲ受ケヘシ

第四條 市町村長ハ前條ノ届出アリタルトキ又ハ害蟲田畑ニ發生シ若ハ發生ノ虞アリト認メタルトキハ直ニ作人ヲシテ驅除豫防ニ著手セシメ左記事項ヲ具シ知事ニ報告シ同時ニ警察官吏ニ通知スヘシ

一 害蟲ノ名稱

二 被害作物ノ名稱

三 發見ノ月日

四 發生ノ區域

五 驅除豫防方法

六 被害見積段別及被害狀況

第五條 市町村長ハ害蟲蔓延ノ虞アリト認メタルトキハ直ニ隣接市町村長

● 害蟲驅除豫防規則施行細則

大正十五年七月 山梨縣訓令甲第八十四號

改正 昭和七年四月訓令甲第五號、八年八月第二四號、一〇年一月第一二號

第一條 害蟲驅除豫防規則實施督勵ノ爲メ左ノ害蟲驅除豫防委員ヲ設置ス

害蟲名	郡市町村名	被害作物種類	被害見積段別	此平年收穫高	被害見積ニ係ル市町村費	同上下夫ノ數	同補助額
-----	-------	--------	--------	--------	-------------	--------	------

及警察官吏ニ通知スヘシ

第六條 市町村長ハ第一條ニ掲グル以外ノ害蟲田畑ニ發生シ驅除豫防ノ必要アリト認メタルトキハ直ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 市町村長害蟲驅除豫防法第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ爲シ又ハ夫役ヲ賦課スルノ必要アリト認メタルトキハ第四條ノ事項ヲ具シ知事ニ報告シ指揮ヲ受ケヘシ

第八條 第四條ノ場合ニ於テ作人驅除ヲ行ハサルトキハ二十圓未滿ノ科料又ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

第九條 市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ施行シタルトキハ市町村長ハ左ノ様式ニ依リ翌年度四月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第十條 明治四十三年一月山梨縣令第三號害蟲驅除豫防規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス



同 副委員長 一名  
 同 縣委員 若干名  
 同 市町村委員長 各市町村一名  
 同 市町村副委員長 各市町村三名  
 同 市町村委員 若干名

第二條 委員長ハ經濟部長副委員長ハ警察部長ヲ以テ充テ縣委員ハ地方事務官、地方警視、地方技師、地方農林主事、農林技師、屬、警部、警部補、技手、農林主事補、農林技手中ヨリ知事之ヲ命免ス市町村委員長ハ其ノ市町村長市町村副委員長ハ其ノ市町村助役其ノ市町村駐在警察官吏及市町村農會長ヲ以テ之ニ充テ市町村委員ハ市町村吏員市町村農會役員並篤農者中ヨリ市町村長之ヲ命免又ハ委解囑シ其ノ都度知事ニ報告スヘシ

市町村委員ノ任期ハ四年トス但シ補缺ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三條 知事ハ必要アリト認ムルトキハ縣農會並郡農會役員中ヨリ縣委員ヲ委解囑スル事ヲ得

第四條 委員長ハ知事ノ命ヲ承ケ害蟲驅除豫防事務ヲ總轄ス副委員長ハ委員長ヲ輔佐シ委員長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス縣委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ其ノ事務ニ從事ス市町村委員ハ委員長ノ命ニ依リ其ノ市町村ニ於ケル害蟲驅除豫防事務ヲ掌理ス

市町村副委員長ハ市町村委員長ヲ輔佐シ其ノ事故アルトキハ之ヲ代理ス市町村委員ハ市町村委員長ノ命ヲ承ケ其ノ市町村内ニ於ケル害蟲驅除豫防事務ニ從事ス

第五條 害蟲驅除豫防上必要ナル事項ハ協議會ヲ開催シテ驅除豫防ノ周到ヲ圖ルモノトス

〔山梨警〕

第六條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶室及蠶具ノ消毒ヲ行フヘシ

第七條 蠶種製造者ハ原蠶種ヨリ産出シタル繭ヲ用ウルニ非サレハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

第九條 蠶種製造者ハ現ニ普通蠶種ノ蠶兒ノ掃立又ハ其ノ飼育ヲ爲ス建物内ニ於テ蠶種製造用蠶兒ノ掃立ヨリ蠶種ノ製造ヲ終ル迄ノ作業ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 蠶種製造者原蠶種ヲ製造セントストキハ一級別ニ産卵セシムベシ

第十一條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種ノ製造ニ用フル繭ノ検査ヲ受クベシ

蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ母蛾ニ付蠶種ノ検査ヲ受クベシ

前項ノ検査ハ普通蠶種ニ在リテハ掃立口毎ノ歩合検査トス

蠶種製造者ハ歩合検査ニ合格セザル普通蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再検査ヲ受クルコトヲ得

第十一條ノ二 蠶種業組合、同業組合、同業組合聯合會又ハ蠶種製造者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前條ノ検査ニ代ヘ組合員、所屬組合ノ組合員又ハ自己ノ製造スル蠶種ニ關シ検査ヲ行フコトヲ得

前項ノ検査ニ關スル方法ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 検査合格ノ證印ナキ蠶種及其ノ蠶兒ハ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スルコトヲ得ス但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル蠶種及其ノ蠶兒ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス

學術研究ノ爲ニスル場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ第十四條及前項ノ規定ニ拘ラス蠶種ノ製造又ハ蠶兒ノ飼育ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一

〔山梨警〕

第六條 市町村委員長ハ市町村委員ニ各受持區域ヲ指定シ常ニ害蟲發生ノ有無ヲ調査セシメ驅除豫防ヲ勵行セシムヘシ

第七條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ於テ害蟲驅除豫防ヲ執行シタルトキハ其ノ結果ヲ十日以内ニ知事ニ報告スヘシ

附則

第八條 本則ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 本則施行ノ際現ニ縣及市町村委員タル者ハ本則ニ依リ命囑セラレタルモノト看做ス

第十條 大正十二年八月二十七日山梨縣訓令甲第三十八號害蟲驅除豫防規則施行細則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十一條 現ニ市町村委員タル者ハ本則改正公布ノ日任期滿了シタルモノト見做ス

蠶絲業法(抄録)

明治四十四年三月二十九日 法律第四十七號

改正 大正六年七月法律第一六號、昭和四年三月第一八號、六年三月第二五號、九年三月第二五號、一二年五月第一二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル蠶絲業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

蠶絲業法

第四條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病蠶及蠶ノ病原微生物並蠶蛆及其ノ蛹、蠶ヲ滅殺シ其ノ他蠶病豫防ノ爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

主務大臣ハ學術研究ノ爲蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ前項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

部ヲ準用スルコトヲ得

第十七條 本法ヲ施行セサル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ヲ移入又ハ輸入シタル者ハ其ノ蠶種ニ對シ母蛾又ハ卵ニ付検査ヲ受クヘシ但シ前條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

移入又ハ輸入前官署公署ノ證明ヲ得タル蠶種ニ對シテハ前項ノ検査ニ代ヘ其ノ證明ニ付検査ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 當該官吏員ハ蠶病若ハ桑ノ病蟲害ノ豫防、繭ノ乾燥又ハ蠶絲類ノ検査若ハ賣買ニ關シ蠶種、繭、桑苗又ハ蠶絲類ノ取扱ヲ爲ス者ノ店舗、倉庫、製造場、飼育場、検査場、乾燥場、團場等ニ臨檢シ物品及帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ必要ナル分量ニ限り無償ニテ物品ヲ收去スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方官本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリト認ムルトキハ當該官吏員ヲシテ前項ニ掲ケタル場所ニ臨檢シ被疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類ヲ搜索シ若ハ之ヲ力差押ヲ爲サシムルコトヲ得

臨檢、尋問、搜索又ハ差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第三十五條ノ二 行政官廳ハ蠶種業組合、同業組合、同業組合聯合會又ハ蠶種製造者ガ第十一條ノ二ノ規定ニ依リ行フ検査ニ關シ検査ノ補正ヲ爲サシメ合格ノ決定ヲ取消シ證印ノ抹消ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 當該官吏員又ハ蠶種業組合、同業組合若ハ同業組合聯合會ノ検査員ハ自己、親族又ハ同居者ニ對シ第十一條、第十一條ノ二及第十七條ノ検査ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條 蠶絲業者ノ所爲ニシテ本法若ハ原蠶種管理法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官



ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得其ノ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十七條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル方法ニ違反シテ検査ヲ行ヒタル者

二 第十三條第二項ノ規定ニ違反シテ蠶種ヲ燒棄セザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐欺ノ所爲ヲ以テ第十一條、第十一條ノ二又ハ第十七條ノ検査ヲ受ケタル者

二 第十四條ノ規定ニ違反シタル者

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケシテ他人ニ讓渡スル目的ヲ以テ蠶種ヲ製造シタル者

二 第四條第一項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者

三 第七條ノ規定ニ違反シタル者

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第九條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第四十一條 第三十七條ノ二、第三十八條、第三十九條第一號第三號又ハ前條第二號ノ犯罪ニ係ル蠶種、蠶兒又ハ繭ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徵ス

前項ノ蠶種又ハ蠶兒犯人以外ノ者ニ屬スルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收スルコトヲ得

第四十二條 第三十五條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ臨檢ノ際當該官吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ二百圓以下ノ

〔山梨管〕

罰金又ハ科料ニ處ス

第四十三條 蠶絲業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基

キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條 蠶絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

蠶絲業法施行規則(抄録)

昭和四年十二月十八日 農林省令第二十九號

改正 昭和六年七月農林省令第一八號、八年五月第七號、一〇年八月第三號、一一年八月第一九號、一二年四月第九號

蠶絲業法施行規則左ノ通改正ス

第六條 生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ生繭取扱場所所在地ヲ管轄スル地方長官ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

一 氏名又ハ名稱、住所及蠶絲業ニ關スル業種

二 生繭取扱場所

三 生繭取扱豫定期間

四 生繭取扱豫定數量

生繭ノ取扱ヲ爲ス者自ら生繭取扱場所ヲ管理セザルトキハ自己ニ代ルベ

〔山梨管〕

第十四條 地方長官ハ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ノ虞ナキ季節又ハ土地ニ付テハ第六條、第十二條又ハ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一、第六條第一項、第二項ノ規定ニ違反シタル者

蠶絲業法施行心得(抄録)

昭和五年二月十七日 農林省告示第六十七號

蠶絲業法施行心得左ノ通改正ス

第一條 蠶絲業法施行規則第九條ノ規定ニ依リ蠶蛆又ハ其ノ蛹若ハ蠶ヲ熱殺シ又ハ水殺スル方法左ノ如シ

一 熱殺ハ熱湯中ニ浸漬シ、攝氏百度以上ノ蒸汽ニ接觸セシメ、攝氏七十二度以上ノ乾熱ニ十分間以上接觸セシメ又ハ燒棄スルコト

二 水殺ハ水中ニ蠶蛆ハ七十時間以上、其ノ蛹ハ百二十時間以上浸漬スルコト

第二條 蠶絲業法施行規則第十條ノ規定ニ依リ蠶兒、蠶蛹、蠶蛾、其ノ屍體、死籠繭又ハ薄皮繭ヲ處理スル方法左ノ如シ

一 熱湯ヲ用フル場合ニ於テハ其ノ中ニ一時間以上浸漬シ又ハ五分間以上煮沸スルコト

二 「フォルマリン」ヲ用フル場合ニ於テハ百分中一分以上ノ蟻酸「アルデヒド」ヲ含有スル攝氏二十四度以上ノ液ニ投入シ六十時間以上之ヲ放置スルコト

三 石灰水ヲ用フル場合ニ於テハ百分中十分ノ生石灰ヲ含有スル液ニ投入シ百十五時間以上之ヲ放置スルコト

四 乾燥ヲ行フ場合ニ於テハ攝氏七十二度以上ノ火熱又ハ蒸汽熱ヲ用ヒ

キ管理者ヲ置キ其ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出ヅベシ  
前二項ノ規定ハ養蠶者、蠶種製造者及自家用ノ眞綿、生絲等ヲ製造スル爲生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ付テハ之ヲ適用セズ  
第九條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者蠶蛆又ハ其ノ蛹若ハ蠶ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ壓殺シ、熱殺シ又ハ水殺スベシ  
第十條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者病患アリト認ムル蠶兒、蠶蛹、蠶蛾又ハ其ノ屍體ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ燒棄シ又ハ熱湯、「フォルマリン」若ハ石灰水中ニ投入シ、死籠繭又ハ薄皮繭ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ乾燥シ又ハ熱湯中ニ投入シテ其ノ病原體ヲ滅殺スベシ  
第十二條 生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ生繭ヲ集散シ又ハ保存スル場所ノ床又ハ其ノ場所ノ底部ニ蠶蛆及其ノ蛹又ハ蠶ノ散逸ヲ防グニ足ル設備ヲ爲シ且其ノ場所ノ周圍ニ高サ六センチメートル以上ノ障板ヲ設クベシ但シ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル構造ノ場所ニ於テ生繭ヲ集散シ若ハ保存シ又ハ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル構造ノ容器ニ生繭ヲ保存スル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ障板ト生繭トガ接觸スル場合ニ於テハ障板ノ高サハ接觸部ノ上端ヨリ測リテ六センチメートル以上アルコトヲ要ス  
地方長官必要ト認ムルトキハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ生繭ヲ集散シ又ハ保存スル室ノ床下ニ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル設備ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得  
生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ生繭ヲ集散シ又ハ保存スル室ノ床下ニ蠶蛆蛹ノ潛伏ノ虞アル場合ニ於テハ床下掃除ヲ行ヒ之ガ驅除ヲ爲スベシ但シ床下ニ蠶蛆蛹ノ飛散ヲ防グニ足ル設備アル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第十三條 生繭ノ取扱ヲ爲ス者生繭ヲ運搬シ又ハ之ヲ運搬セシムルトキハ蠶蛆又ハ其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル容器ニ之ヲ納ムベシ



生繭重量百ニ對シ四十以內ニ至ラシムルコト  
第三條 蠶絲業法施行規則第十二條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス蠶組及其ノ  
蠶ノ散逸ヲ防グニ足ル設備トシテハ少クトモ目張ヲ爲シ又ハ澁紙其ノ他  
緻密ナル目ノ敷物ヲ敷クベシ

蠶絲業法施行手續(抄録)

昭和四年十二月二十七日  
山梨縣令第四十八號

改正 略ス

第四條ノ二 左ノ地域ニ於テ蠶兒ノ飼育生繭ノ取扱ヲ爲ス者及蠶種製造者  
ハ蠶室、生繭ヲ集散シ若ハ保存スル場所又ハ蠶種製造場所ノ床下ニ毎年  
三月末日迄ニ蠶組及其ノ蠶ノ散逸ヲ防グニ足ル設備又ハ捕殺スル設備ヲ  
爲スベシ但シ特別ノ事由ニ依リ設備スルコト能ハザル場合ハ床板ニ亞鉛  
板ノ類ヲ以テ目張ヲ爲シ之ニ代フルコトヲ得  
南都留郡、北都留郡、北巨摩郡、東山梨郡、西山梨郡、東八代郡、西  
八代郡、南巨摩郡  
中巨摩郡、清川村、宮本村、陸澤村、吉澤村、源村、禰村、野々瀬村  
甲府市

第四條ノ三 前條ノ設備ハ毎年七月一日以後ハ之ヲ撤去スルコトヲ得

第五條 蠶絲業法施行規則第六條第十二條及第十三條ノ規定ハ毎年八月十  
一日以後ニ之ヲ適用セズ

山梨縣養蠶教師規程

大正十二年四月二十三日  
山梨縣令第二十五號

〔山梨縣〕

ニ關スル學校ニ於テ學科及實習ヲ修メ卒業シタル者

三 公立ノ講習所、製造所、試験場又ハ講習所ニ於テ蠶業ニ關スル學科  
ヲ主タル學科トシ一年以上ノ期間ニ依リ其ノ學科及實習ヲ修メ卒業  
シタル者

四 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上又ハ高  
等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ農業ニ  
關スル學校ニ於テ蠶業ニ關スル學科及實習ヲ修メ卒業シタル者ニシ  
テ卒業後二年以上養蠶ニ關スル實地ノ經驗ヲ有スル者

五 管理者ヲ置カスシテ蠶種製造ノ資格ヲ有スル者

六 養蠶指導ニ關スル他府縣ノ認定證又ハ免許證ヲ有スル者  
第六條 第四條ノ出願者ニシテ前條ノ規定以外ノ者ニ對シテハ第七條ノ試  
験ヲ行ヒ合格シタル者ニ様式第二號ノ認定證ヲ下付ス但シ左ノ各號ノ一  
ニ該當スル者ニ對シテハ試験科目ニ至テ免除ス

一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル年限五年以上又ハ高等小  
學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ農業ニ關ス  
ル學校ニ於テ蠶業ニ關スル學科及實習ヲ修メ卒業シタル者ニシテ卒  
業後養蠶ニ關スル實地ノ經驗二年ニ滿タサル者

二 三年以上養蠶教師ノ業務ヲ行ヒ特ニ其ノ成績優秀ナル者  
第七條 試験ハ左ノ科目ニツキ毎年二月之ヲ行フ但シ時宜ニ依リ臨時ニ之  
ヲ行フコトアルヘシ

- 一 養蠶法
- 二 桑樹栽培法
- 三 蠶體生理
- 四 蠶體病理
- 五 蠶種製造法

改正 大正十三年九月縣令第三〇號、一四年四月第一九號、昭和二年二月第一號、四年  
四月第一三號、七年三月第七號

第一條 本規定ニ於テ養蠶教師ト稱スルハ報酬若ハ利益ヲ得又ハ得ル目的  
ヲ以テ養蠶業者ニ對シ養蠶ニ關スル指導ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條 前條ノ養蠶教師タラムトスル者ハ認定證ヲ下付ヲ受クヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ下付ヲ受クルコトヲ得ス  
一 蠶絲業法又ハ同法ニ基キテ發シタル命令ニ違反シ處罰ヲ受ケタル後  
一年ヲ經過セサル者

二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ若ハ刑ノ執行ヲ受ケルコト  
ナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者

三 禁治産者及準禁治産者

四 刑法第七十四條ノ罪ヲ犯シ科料ニ處セラレ又ハ同法第七十五條  
ノ罪ヲ犯シ罰金又ハ科料ニ處セラレタル後二年ヲ經過セサル者

五 本規定ニ違反シ處罰ヲ受ケタル後一年ヲ經過セサル者

第四條 第二條ノ認定證ヲ下付ヲ受ケムトスル者ハ様式第一號ノ願書ニ自  
筆ノ履歷書、前條第一號乃至第四號ニ該當セサルコトヲ證スヘキ本籍地  
市町村長ノ證明書、戸籍抄本ヲ添付シ知事ニ願出ツヘシ但シ蠶業ニ關ス  
ル學校若ハ其ノ他ノ機關ニ於テ學科及實習ヲ修メ卒業シタル者ハ當該  
學校若ハ其ノ機關ノ證明書ヲ添付スヘシ

第六條 依リ試驗ヲ受ケル者ハ前項ノ外最近撮影シタル脱帽半身手札形  
寫眞一枚ヲ添附シ毎年一月末日迄ニ提出スヘシ

第五條 第四條ノ出願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ證衛  
ノ上様式第二號ノ認定證ヲ下付ス

一 蠶業ニ關スル官立ノ學校又ハ講習所ニ於テ學科及實習ヲ修メ卒業シ  
タル者

二 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ蠶業

六 口述試験

前項ノ試験ノ日時場所ハ其ノ都度之レヲ告示ス

第八條 認定證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキ若ハ記載事項ニ變更ヲ生シタ  
ルトキハ遲滞ナク再下付又ハ書換ヲ請求スヘシ但シ毀損シタル認定證ハ  
之レヲ返納スヘシ

第九條 認定證ヲ下付ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ認定證ヲ返納ヲ  
命セラレタルトキハ本人ヨリ死亡シタル時ハ其ノ相続人又ハ戸主若ハ家  
族ヨリ遲滞ナク認定證ヲ返納スヘシ

第十條 養蠶教師其ノ業務ヲ行フ際認定證ヲ携帯シ當該官吏員又ハ警察官  
吏ノ請求ニ依リ之レヲ提示スヘシ

第十一條 養蠶教師指導スヘキ契約ヲナシタルトキハ指導契約屆ヲ様式第  
三號ニ依リ遲滞ナク知事ニ差出スヘシ之レヲ變更シタルトキ亦同シ

第十二條 養蠶教師左ノ行爲ヲ爲サムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受ク  
ヘシ

一 同一養蠶期ニ於テ二町村以上ノ區域ニ互リ養蠶業者ヲ指導セムトス  
ルトキ

二 養蠶教師ヲ指揮シ養蠶業者ヲ指導セシメムトスルトキ

第十一條ノ三 知事必要ト認メタルトキハ當該官吏員ヲシテ業務ノ執行  
其ノ他ニ關シ指示セシムルコトアルヘシ

第十二條 養蠶教師左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ  
認定證ヲ返納ヲ命スルコトアルヘシ

一 第三條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

二 指導上誇張ノ言辭ヲ弄シ或ハ其ノ他ノ方法ニ依リ指導ヲ受クヘキ者  
ヲ惑ハスカ如キ行爲ヲ爲シタルトキ

三 指導スヘキ養蠶業者ニ對シ契約シタル報酬若ハ利益以外ニ蠶種ノ幹



旋其ノ他ノ方法ニ依リ利得ヲ圖ルカ如キ行爲ヲ爲シタルトキ  
四 限リニ服務ノ地ヲ離レ其ノ業務ヲ盡サ、ルトキ  
五 第十一條ノ届出ヲ爲サ、リシトキ  
六 第十一條ノ二ノ認可ヲ受ケサルトキ  
七 本縣内ニ於テ二年以上其ノ業務ヲ爲サ、ルトキ  
八 業行不良其ノ他ニ依リ養蠶教師トシテ不適當ト認メタル行爲ヲ爲シ  
タルトキ  
九 第十一條ノ三ノ指示ニ從ハサルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス  
一 認定證ノ下付ヲ受ケスシテ養蠶教師ノ行爲ヲ爲シタル者又ハ認定證  
ノ下付ヲ受ケサル者ヲシテ養蠶教師ノ行爲ヲ爲サシメタル者  
二 前條ニ依リ業務ヲ停止セラレ其ノ停止中養蠶教師ノ行爲ヲ爲シタル  
者  
三 第九條又ハ第十條ニ違反シタル者

第十四條 本規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄山梨縣蠶業取締所支  
所又ハ同出張所ヲ經由スヘシ但本縣内ニ住所ヲ有セサル者ハ直接山梨縣  
蠶業取締所ニ差出スヘシ  
附則 (昭和二年縣令第十一號)

大正十二年四月山梨縣令第二十五號ニ依リ認定證ノ下付ヲ受ケタル者ハ本  
規程ニ依リ認定證ノ下付ヲ受ケタルモノト看做ス  
昭和二年ニ限リ第四條第二項ノ願書提出期日ハ三月十日迄トシ第七條ノ試  
驗期日ハ別ニ之ヲ告示ス  
本令ハ昭和二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス  
様式第一號

養蠶教師認定證下付願

〔山梨縣〕

本籍地 縣府 市郡 村町 字 番地  
現住所 縣府 市郡 村町 字 番地

年月日生

私儀養蠶教師志望ニ付認定證下付相成度此段相願候也  
年月日 右 氏 名

知事宛

二寸五分

様式第二號

三寸五分

認定證  
住所 氏名 年月日生  
右者山梨縣養蠶教師規程  
ニ依リ養蠶教師タルコト  
ヲ認定ス  
年月日 山梨縣團

様式第三號

〔山梨縣〕

指導契約届

縣府 市郡 村町 番地  
養蠶教師 氏名

一、指導團體及其ノ代表者氏名  
二、同上所在地  
三、指導スヘキ養蠶戸數  
四、指導契約期間自 月 日 至 月 日  
五、報酬利益及食費其ノ他手當額  
六、指導期間中ノ居所  
右及届出候也  
年月日 右 氏 名

知事宛

指導スヘキ相手方ニシテ團體ニアラサル場合ハ相手方ノ住所氏名  
ヲ別紙ニ記載添付スヘシ

家畜市場法

明治四十三年三月十八日  
法律第一號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル家畜市場法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

家畜市場法

第一條 本法ニ於テ家畜ト稱スルハ牛馬羊豚ヲ謂フ  
第二條 家畜市場ヲ開設セムトスル者ハ市場業務規程ヲ定メ地方長官ノ許  
可ヲ受ケヘシ

前項ノ市場業務規程ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ  
第三條 家畜市場ノ開設許可ノ期間ハ二十年以内ニ於テ地方長官ノ定ム  
但シ期間更新ノ出願ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノ又ハ産牛馬組合法ニ依リ設  
置シタル組合ノ市場ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニ於テ常設家畜市場ヲ開設スルト  
キハ地方長官ハ其ノ申請ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ經テ必要ト認ムル地區  
内ニ於ケル私設家畜市場ノ廢止ヲ命スルコトヲ得但シ産牛馬組合法ニ依  
リ設置シタル組合ノ市場ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 前條ノ場合ニ於テハ市町村其他之ニ準スヘキモノハ廢場ヲ命セラ  
レタル私設家畜市場ノ開設者ニ對シ損失ヲ補償スヘシ  
前項ノ規程ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルト  
キハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ送付ヲ  
受ケタル日ヨリ九十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第六條 家畜市場ニ於テハ其場内又ハ其ノ附屬ノ場所ニ在ル家畜ニ非ラサ  
レハ之ヲ賣買交換スルコトヲ得ス

第七條 家畜ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ業トスル者若ハ屠肉販賣ノ目的ヲ  
以テ家畜ノ買入ヲ爲ス者ハ家畜市場附近ノ區域内ニ於テハ市場開催日及  
其ノ開催日前後ノ期間中其ノ市場ノ取扱ヲ家畜ノ賣買交換スルコトヲ得  
ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ  
在ラス

第八條 常設家畜市場ニ付主務大臣ノ認可ヲ得テ地方長官ノ指定シタル區  
域ニ於テハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其市場ノ取扱ヲ家畜ニ  
付市場ヲ開設スルコトヲ得ス

前項ノ區域及期間ハ地方長官之ヲ指定ス

第八條 常設家畜市場ニ付主務大臣ノ認可ヲ得テ地方長官ノ指定シタル區  
域ニ於テハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其市場ノ取扱ヲ家畜ニ  
付市場ヲ開設スルコトヲ得ス



第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ常設家畜市場ニ付其ノ市場ノ取扱フ家畜ニ關シ指定シタル區域内ノ牛馬宿ニ於ケル賣買交換ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十條 前三條ノ區域及期間ノ指定變更又ハ取消ハ地方長官之ヲ告示スヘシ

第十一條 家畜市場開設者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ市場ノ取扱フ家畜ノ賣買交換ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 家畜市場ニ於テ家畜ノ賣買交換ニ關スル行爲ヲ爲ス者ハ其ノ市場ノ業務規程ヲ知ラサルノ故ヲ以テ其責ヲ免ル、コトヲ得ス

第十三條 家畜市場開設者ハ其市場業務規程中ニ五拾圓以下ノ過怠金ニ關スル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十四條 家畜市場及其附屬建設物ノ構造、設備市場ノ取引方法、仲立業者ノ資格其ノ他市場ノ監督及衛生上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ官吏又ハ吏員ヲシテ家畜市場若ハ其附屬ノ場所ニ臨檢シ市場開設者若ハ仲立業者ノ帳簿書類其他物品ヲ檢査シ又ハ市場若クハ其ノ附屬ノ場所ニ在ル家畜ヲ診斷シ又ハ其移動ヲ停止セシムルコトヲ得

第十六條 家畜市場開設許可ノ際指定シタル期間内ニ開場セサルトキハ之ヲ休場ト看做ス

第十七條 家畜市場開設者カ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ主務大臣若ハ地方長官公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ家畜市場ノ開設許可ヲ取消シ又ハ業務ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

第十八條 主務大臣又ハ地方長官公益上必要アリト認ムルトキハ家畜市場及其附屬建設物ノ位置構造設備又ハ市場業務規程ノ變更ヲ命シ其他監督上必要ナルル處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 第一項ノ處分ニ不服アルモノハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタルトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十條 許可ヲ受ケスシテ家畜市場ヲ開設シ又ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル停止若ハ制限ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第六條第七條第一項第十一條第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者第九條ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者又ハ第十四條ノ規定ニ依ル停止ノ處分ニ違反シタル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第十四條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ臨檢々查ノ際當該官吏員ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條 家畜市場開設者又ハ家畜ニ關スル營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ決定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第二十四條 家畜市場開設者又ハ家畜ニ關スル營業者其代理人戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十五條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十六條 本法ハ帝室、政府、北海道地方費又ハ府縣ノ行フ家畜賣買交換ニ之ヲ適用セス

附則  
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十三年十二月勅令第四百四十六號ヲ以テ同十四年二月一日ヨリ施行)

〔山梨縣〕

〔山梨縣〕

本法施行前地方長官ノ許可又ハ認可ヲ得タル家畜市場ハ本法施行後三年ヲ限リ本法ニ依リ許可セラレタルモノト看做ス但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ許可又ハ認可ノ期間三年以内ナルトキハ其ノ期間ニ依ル

### ●家畜市場法施行規則

明治四十三年十二月一日 農商務省令第二十六號

修正 大正元年二月農商務省令第三號 家畜市場法施行規則左ノ通相定ム

#### 家畜市場法施行規則

第一條 家畜市場ヲ分テ常設家畜市場、定期家畜市場及臨時家畜市場トス

第二條 常設家畜市場トハ毎年百日以上開催スルモノヲ謂ヒ定期家畜市場トハ毎年定期ニ開催シ其開催ノ日數百日ニ達セサルモノヲ謂ヒ臨時家畜市場トハ常設家畜市場及定期家畜市場ニ該當セサルモノヲ謂フ

第三條 常設家畜市場又ハ定期家畜市場ヲ開設セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ家畜市場開設者ノ履歷書用地ノ面積建物ノ名稱、構造設備、坪數ヲ記入シタル圖面及市場附近ノ見取圖ヲ添付シ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第四條 家畜市場ノ名稱及位置

第五條 入場家畜見込頭數

第六條 資本金額及收支計算

第七條 開設期間

第八條 家畜市場開設者カ法人ナルトキハ前項書類ノ外尙其ノ定款及事業報告書ヲ差出スヘシ

第九條 臨時家畜市場ヲ開設セントスル者ハ前條第一項第一號第二號及第三號

第十條 家畜市場開設者ノ履歷書及市場附近ノ見取圖ヲ添付シ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第十一條 家畜市場開設者ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ開設者及新ニ開設者タラムトスル者ノ連署シタル願書ニ新ニ開設者タラムトスル者ノ履歷書(法人ニ在リテハ其ノ定款及事業報告書)ヲ添ヘ其ノ事由ヲ具シテ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第十二條 市場業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 事務所ノ位置

二 家畜ノ種類

三 開場ノ日時

四 市場ニ於テ徵收スル料金及其ノ種類並徵收方法

五 仲立業者ノ手數料

六 取引ノ方法手續

七 違約者處分ノ方法

八 其他業務執行上必要ナル事項

第十三條 家畜市場ノ名稱中ニハ其ノ種別ヲ示スヘキ文字ヲ用ユヘシ、家畜市場ニ非シテ其ノ名稱中ニ家畜市場タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ユルコトヲ得ス

第十四條 家畜市場開設者市場管理者ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十五條 家畜市場開設者ハ臺帳ヲ調製シ入場シタル家畜ヲ一頭毎ニ其ノ種類、産地、飼養地、性、毛色高サ(羊豚ニ在リテハ重量)年齢及用途ヲ記入スヘシ賣買交換シタル家畜ニ在リテハ尙賣買若クハ交換當事者ノ氏名又ハ名稱及住所並其ノ家畜ノ價格ヲ記入スヘシ

第十六條 常設家畜市場ニ於テ賣買交換シタル家畜及其ノ代金ハ市場業務規

ル處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 第一項ノ處分ニ不服アルモノハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタルトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十八條 許可ヲ受ケスシテ家畜市場ヲ開設シ又ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル停止若ハ制限ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第六條第七條第一項第十一條第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者第九條ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者又ハ第十四條ノ規定ニ依ル停止ノ處分ニ違反シタル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第十四條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ臨檢々查ノ際當該官吏員ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十一條 家畜市場開設者又ハ家畜ニ關スル營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ決定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第二十二條 家畜市場開設者又ハ家畜ニ關スル營業者其代理人戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十三條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十四條 本法ハ帝室、政府、北海道地方費又ハ府縣ノ行フ家畜賣買交換ニ之ヲ適用セス

附則  
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十三年十二月勅令第四百四十六號ヲ以テ同十四年二月一日ヨリ施行)

四號ヲ記載シタル願書ニ家畜市場開設者ノ履歷書及市場附近ノ見取圖ヲ添付シ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第五條 家畜市場開設者ノ名稱ヲ變更セムトスルトキハ開設者及新ニ開設者タラムトスル者ノ連署シタル願書ニ新ニ開設者タラムトスル者ノ履歷書(法人ニ在リテハ其ノ定款及事業報告書)ヲ添ヘ其ノ事由ヲ具シテ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第六條 市場業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 事務所ノ位置

二 家畜ノ種類

三 開場ノ日時

四 市場ニ於テ徵收スル料金及其ノ種類並徵收方法

五 仲立業者ノ手數料

六 取引ノ方法手續

七 違約者處分ノ方法

八 其他業務執行上必要ナル事項

第七條 家畜市場ノ名稱中ニハ其ノ種別ヲ示スヘキ文字ヲ用ユヘシ、家畜市場ニ非シテ其ノ名稱中ニ家畜市場タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ユルコトヲ得ス

第八條 家畜市場開設者市場管理者ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第九條 家畜市場開設者ハ臺帳ヲ調製シ入場シタル家畜ヲ一頭毎ニ其ノ種類、産地、飼養地、性、毛色高サ(羊豚ニ在リテハ重量)年齢及用途ヲ記入スヘシ賣買交換シタル家畜ニ在リテハ尙賣買若クハ交換當事者ノ氏名又ハ名稱及住所並其ノ家畜ノ價格ヲ記入スヘシ

第十條 常設家畜市場ニ於テ賣買交換シタル家畜及其ノ代金ハ市場業務規



程ノ定メタル日ニ於テ家畜市場開設者ヲ經テ之ヲ授受スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ家畜市場開設者ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前項但書ノ場合ニ於テ賣買若クハ交換當事者其ノ義務ヲ履行セザルトキハ家畜市場開設者其ノ責ニ任スヘシ

第九條 家畜市場ニ於テハ獸醫ヲシテ市場若ハ其ノ附屬地ニ牽入ル、家畜ノ健康検査ヲ行ハシムヘシ  
常設家畜市場ニ於テハ家畜ノ衛生事務ニ從事セシムル爲メ獸醫ヲ置クヘシ

第十條 家畜市場法第七條第一項但書ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其事由ヲ具シ地方長官ノ定メタル行政廳ニ願出ツヘシ

第十一條 家畜市場法第八條ノ規定ニ依リ常設家畜市場ノ區域内ニ於テ開設スルコトヲ得ル市場左ノ如シ

一 品評會、共進會、博覽會又ハ競馬會ノ開設スル臨時家畜市場  
二 產牛馬組合又ハ産業組合法ニ依リ設置シタル組合ノ家畜市場  
三 家畜市場法施行前ニ開設ノ許可若ハ認可ヲ得タル家畜市場

第十二條 家畜市場及其ノ附屬建設物ノ位置ハ公衆及家畜衛生上妨ケナキ場所ナルコトヲ要ス  
常設家畜市場ニ於テハ検査所、賣場、繫場、畜舎、隔離所及汚物溜ヲ設ケ其ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

一 検査所ハ家畜ノ健康検査及治療ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ  
二 賣場ハ屋根ヲ設ケ石材、煉瓦、厚板又ハ不滲透質ノ材料(コンクリート、アスファルト漆喰等)ヲ以テ地盤ヲ造リ六十分ノ一ノ勾配ヲ附シ汚水溜ヲ設ケヘシ但シ繫場若ハ畜舎ニ於テ賣買交換スル場合ハ賣場ヲ設ケサルコトヲ得

〔山梨縣〕

〔山梨縣〕

第十五條 仲立業者ハ其ノ業務ヲ行フ家畜市場ニ於テハ自己ノ計算ヲ以テ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ス

第十六條 家畜市場ニ於テハ市場ノ名稱、家畜市場開設者及市場管理者ノ氏名ヲ榜示シ市場業務規程ヲ場内ニ備付ケ且其ノ摘要ヲ場内ニ掲示スヘシ

第十七條 常設家畜市場開設者ハ其ノ市場ニ於テ賣買交換セル家畜ノ頭數、價格及其ノ平均、最高、最低ノ價格ヲ種類、牝牡、幼壯別ニ分チ其當日又ハ翌日場内ニ掲示スヘシ

第十八條 地方長官常設家畜市場ノ開設ヲ許可シタルトキハ其ノ許可年月日、許可期間、市場ノ名稱及位置、開設者ノ氏名ヲ記載シタル書面ニ市場業務規程ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ報告スヘシ其ノ事項及市場業務規程ニ變更アリタルトキ亦同シ

地方長官定期家畜市場ノ開設ヲ許可シタルトキハ其ノ許可年月日、許可期間、市場ノ名稱及位置、開設者ノ氏名、開場ノ日時、取扱フ家畜ノ種類、料金ノ種類及其ノ金額ヲ、臨時家畜市場ノ開設ヲ許可シタルトキハ其ノ市場ノ名稱及位置、取扱フ家畜ノ種類ヲ各一箇年分取攝メ翌年一月三十一日限り之ヲ主務大臣ニ報告スヘシ其ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

地方長官常設及定期家畜市場ノ開設許可ヲ取消シ、廢止ヲ認可シ又ハ業務ノ停止若ハ制限ヲ爲シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ報告スヘシ

第十九條 第六條ノ届出ヲ爲サ、ル者ハ科料ニ處ス

第二十條 第七條、第八條第一項、第九條、第十四條、第十五條、第十六條又ハ第十七條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條第一項ニ依リ認可ヲ受ケスシテ家畜市場ノ仲立業者ヲ爲シタル者又ハ第十七條ニ掲ケル事項ニ付虚偽ノ掲示ヲ爲シタル者ハ罰前項ニ同シ

三 繫場ハ石材、煉瓦、厚板又ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ地盤ヲ造リ六十分ノ一ノ勾配ヲ附シ汚水溜ヲ設ケヘシ  
四 畜舎及隔離所ハ石材煉瓦厚板又ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ地盤ヲ作り六十分ノ一ノ勾配ヲ附シ其ノ内壁ハ石材煉瓦金屬板其他不滲透質ノ材料若ハ厚板ヲ以テ四尺以上ノ腰張ヲ爲シ適當ノ窓ヲ設ケ欄房ノ前後ニ各三尺以上ノ通路ヲ附シ欄房ハ牛馬一頭毎ニ積駒羊豚ハ適宜ニ之ヲ區別シ尿溜ヲ設ケヘシ但シ家畜ヲ宿泊セシメサル市場ニ於テハ畜舎ヲ設ケサルコトヲ得  
五 汚物溜及尿溜ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ覆蓋ヲ設ケ雨水ノ浸入ヲ防クヘシ  
定期家畜市場及臨時家畜市場並其ノ附屬建設物ノ構造設備ハ土地ノ狀況ニ依リ前項各號ノ規定ヲ斟酌シ地方長官之ヲ定ム  
第十三條 家畜市場ノ仲立業者タラムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ家畜市場ノ仲立業者タルコトヲ得ス  
一 未成年者  
二 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免ノ後滿三箇年ヲ經サル者但シ特ニ改悛ノ狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス  
三 家畜市場法、本則又ハ牛馬商取締規則ノ規定ニ違背シテ處罰ヲ受ケ其情狀重キ者  
四 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者又ハ家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復讐セザル者  
五 三箇年以上畜産業又ハ牛馬商ニ從事シタル經驗ナキ者  
六 素行不良ニシテ公益ヲ害スル虞アル者  
第十四條 仲立業者ハ家畜市場開設者ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ市場ニ於テ仲立スルコトヲ得ス

附則

本則ハ家畜市場法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (明治四十四年二月一日ヨリ施行)

●牛馬商取締規則

明治四十三年十二月一日 農商務省令第二十七號

改正 昭和七年一月農林省令第三一號

第一條 牛又ハ馬ノ賣買交換又ハ其周旋ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ住所所在地ノ地方長官ニ願出テ牛馬商ノ免許ヲ受ケヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ牛馬商ノ免許ヲ受ケルコトヲ得ス  
一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免ノ後滿三箇年ヲ經サル者但シ特ニ改悛ノ情アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス  
二 免許ヲ取消サレタル後滿一箇年ヲ經サル者  
三 破産者ニシテ復讐ヲ得サル者  
四 家畜市場法又ハ同法ニ基キ發スル命令ニ違背シテ處罰ヲ受ケタル後滿一箇年ヲ經サル者  
五 素行不良ニシテ公益ヲ害スル虞アル者

第三條 牛馬商ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許ノ效力ヲ失フ  
一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ  
二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第四條 牛馬商ハ免許證札ヲ携帯スヘシ

第五條 牛馬商ハ畜産組合法ニ依リ設置シタル組合ノ定款ノ規定ニ依リ組











出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ豚商ヲナス者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ本則第二條ノ免許ヲ受クベシ

(一〇センチメートル)

表 (七センチメートル)

第 號	住所(又ハ居所)
氏 名	生年月日
警察署印	昭和 年 月 日 下附

豚商免許鑑札

〔山梨警〕

(一〇センチメートル)

表 (七センチメートル)

第 號	豚商	住所 氏 名
從業者	(居所)	住所 氏 名
豚商從業者證	(居所)	生年月日
警察署印	昭和 年 月 日 下附	本籍 住所 氏 名

豚商免許願

〔山梨警〕

私儀今般豚商ノ業ヲ營ミ度候間御免許被成下度履歴書相添ヘ此段及御願候也

昭和 年 月 日

右

氏 名

〔山梨警〕

(第二號様式)  
警察署長宛

豚商臺帳

賣買交換周旋年月日	種類	産地	性	年齢	毛色並特徴	賣買交換周旋ハ別料	價格又ハ周旋者住所氏名	備考

●豚商取締規則施行手續

昭和十二年三月十五日  
山梨縣訓令甲第五號

警察署

豚商取締規則施行手續左ノ通定ム

豚商取締規則施行手續

- 第一條 豚商取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ左記事項ヲ調査シ許否ヲ決スベシ
- 一、規則第三條各號該當ノ有無
  - 二、豚商トシテ適當ナリト否
- 第二條 前條ニ依リ不許可處分ヲ爲サントスルトキハ理由ヲ具シ稟議スベシ

第四編 保安 第十五章 産業

- 第三條 規則第五條ニ依リ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消サントスルトキハ意見ヲ具シ稟議スベシ
- 第四條 規則第九條第二項ノ願出ニ對シテハ前住地ノ警察署ニ通報ノ上處理スベシ
- 第五條 規則第十一條第五號第六號ノ届出アリタルトキハ簿冊ニ夫々記載統計シ置クベシ
- 第六條 規則第十二條ニ依リ從業者雇入ノ届出アリタルトキハ履歴並ニ素行ヲ調査シ從業者トシテ不適當ト認メタルトキハ同條第三項ニ依リ處置スベシ
- 第七條 營業ヲ免許シタルトキハ諸營業者名簿ニ登載シ從業者雇入届ヲ受理シ從業者證ヲ交付シタルトキハ諸營業者雇人名簿ニ登載シ異動ノ都度加除訂正スベシ



昭和九年法律第四十六號  
 市街地建築物法  
 大正八年四月五日  
 法律第三十七號

第一條	主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得
第二條	建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
第三條	建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
第四條	工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サルハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
第五條	主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得
第六條	前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條	前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
第八條	道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
第九條	建築物ハ其ノ敷地ガ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十條	建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條	行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得
第十二條	建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
第十三條	主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
第十四條	主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
第十五條	防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得
第十六條	主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
第十七條	主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
第十八條	主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

## 第十六章 市街地建築物

### 市街地建築物法

大正八年四月五日  
 法律第三十七號

昭和九年法律第四十六號  
 市街地建築物法

- 第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得
- 第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サルハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第五條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得
- 第六條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
- 第八條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
- 第九條 建築物ハ其ノ敷地ガ命令ノ定ムル所ニ依リ道路敷地ニ接スルニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十條 建築物ハ建築線ヨリ突出シテ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ地盤面下ニ在ル部分ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十一條 行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得
- 第十二條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十三條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十四條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十五條 防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得
- 第十六條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十七條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十八條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得



第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

- 一 保安上危険ト認ムルトキ
- 二 衛生上有害ト認ムルトキ
- 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體チシテ損失ヲ補償セシム

第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

第二十條 前條ノ規定ハ前條ニ掲グル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則 (昭和九年法律第四十六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和九年十二月勅令第三百三十九號ヲ以テ同十年二月一日ヨリ施行)

従前ノ第二十三條ノ規定ニ基キ指定セラレタル區域ハ同條ノ改正規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

〔山梨縣〕

前條ニ掲グル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得

第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 本法適用ノ區域ハ主務大臣ノ指定スル市街地トス

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正九年十一月勅令第五百三十九號ヲ以テ同十年十二月一日ヨリ施行)

●市街地建築物法施行令

大正九年九月三十日 勅令第四百三十八號

改正 大正一二年八月勅令第三九五號、一三年六月第一五二號、二月第三〇四號、昭和四年六月第二一三號、六年二月第二九四號、八年二月第三三七號、九年二月第三四〇號



設市街地建築物法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
市街地建築物法施行令

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スル  
コトヲ得ズ但シ第一號乃至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居  
ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場  
二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場  
イ 玩具用普通火工品ノ製造

ロ 「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作(單ニ修繕スルモノヲ除ク)  
ハ 「ドライクリーニング」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)又ハ「ドライダ  
イング」

ニ 「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工  
ホ 塗料ノ吹付

ト 亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白  
チ 骨炭其ノ他動物質炭ノ製造

リ 羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白  
ニ 襪、屑紙、屑紙、屑毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白  
ヌ 製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動  
機ヲ用フルモノ

ル 骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニ  
シテ原動機ヲ用フルモノ  
ヲ 礦物、岩石、土砂、硫黃、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝

〔山梨管〕

ト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ  
第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ  
建築スルコトヲ得ズ但シ第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル建築物ニ  
シテ行政官廳衛生上有害ノ若ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノ又ハ公  
益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

〔山梨管〕

一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ日刊新聞  
印刷所ヲ除ク  
二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場  
イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、金  
屬「カリウム」、金屬「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素  
水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭

素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸  
「エステル」類、「ニトロセルロース」、「ペンゾール」、「トルオール」、  
「キシロール」、「ヒクリン」酸、「ヒクリン」酸鹽類、「テレピン」油又  
ハ石油類ノ製造

ハ 燐寸ノ製造  
ニ 「セルロイド」ノ製造  
ホ 「ニトロセルロース」製品ノ製造

ヘ 「ビスコース」製品ノ製造  
ト 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料、塗料(漆ヲ除ク)、印刷用「イン  
キ」又ハ繪具ノ製造

チ 溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造

設ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ

カ 煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石又ハ坩堝ノ製造

コ 硝子ノ製造又ハ砂吹  
ク 動力槌ヲ用フル鍛冶

三 室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫  
四 劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場

五 待合又ハ貨座敷  
六 倉庫業ヲ營ム倉庫

七 火葬場又ハ產穢物處理場  
八 屠場又ハ死畜處理場

九 塵芥又ハ汚物ノ處理場  
十 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリ

ト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ  
第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スル  
コトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業  
ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞  
印刷所ヲ除ク  
二 前條第二號ニ該當スルモノ

三 前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ  
四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリ

リ 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造  
ヌ 溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付

シ 石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造  
ソ 壓縮「ガス」又ハ液體「ガス」ノ製造  
タ 鹽素、「アロム」、「ヨード」、硫黃、鹽化硫黃、弗化水素酸、鹽酸、  
硝酸、硫酸、磷酸、苛性「カリ」、苛性「ソーダ」、「アンモニア」水、  
炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソーダ」灰、晒粉、次硝酸蒼鉛、亞硫  
酸鹽類、「チオ」硫酸鹽類、砒素化合物、「バリウム」化合物、鉛化合  
物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、四  
鹽化炭素、「ホルマリン」、「ズルホナール」、「グリセリン」、「イヒチ  
オイルスルホン」酸「アンモン」、醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニ  
ン」酸、「アセトアニリド」、「アスヒリン」又ハ「グアヤコール」ノ製  
造

カ 蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造  
キ 油脂ノ採取又ハ加熱加工  
ク 石鹼、「フアクチス」又ハ「ペーグライト」ノ製造  
ケ 肥料ノ製造  
コ 製紙  
ク 製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製  
ケ 「アスファルト」ノ精製  
コ 「アスファルト」、「コールタール」、木「タール」、石油蒸留産物又  
ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造  
カ 「セメント」、石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイド」ノ製造



- ▲ 金屬ノ熔融又ハ精煉
- ウ 電氣用「カーボン」ノ製造
- キ 金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋸打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ
- ノ 鐵釘類又ハ鋼球ノ製造
- オ 伸線、伸管又ハ「ローレル」ヲ用フル金屬ノ壓延
- 三 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場
- 四 第二號イ、ロ、ハ、ニ及チノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第三條ノ二 前三條ノ規定又ハ市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依リ現住地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ屬スル建築物ハ現住地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル日ヨリ十五年間ヲ限リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
- 一 現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ敷地及之ト一團ヲ成ス土地ヲ超エテ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲サザルコト
- 二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト
- 三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト

- 四 工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セザルコト但シ行政官廳土地ノ狀況、事業ノ種類、作業方法又ハ建築物ノ構造設備ニ依リ特ニ支障ナシト認めルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セズ若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ營ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト
- 第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス
- 第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十メートルヲ、住居地域外ニ於テハ三十一メートルヲ超過スルコトヲ得ズ但シ建築物ノ周圍ニ廣闊ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認めルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高三十三メートル軒高九メートルヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高八メートル軒高五メートルヲ超過スルコトヲ得ズ
- 前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス
- 第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一 建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニハメートルヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサル二以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以内ニシテ且二十五メートル以内ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ノ前面道路ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其ノ幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

- 第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ノ前面道路ト看做ス
- 第九條 道路境界線カ建築線ト一致セザル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

- 第十條 建築物ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラズ行政官廳別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ
- 二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ
- 三 其ノ分盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ
- 四 高低ノ差著シキ二以上ノ道路ニ接スルトキ
- 五 道路ノ終端ニ位スルトキ
- 第十一條 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認めルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ高ノ最低限度又ハ最高限度ヲ定ムルコトヲ得
- 第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス
- 第十三條 裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セザルコトヲ得
- 第十四條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、扛重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ已ムテ得スト認め許シタルモノニ付テハ適用セズ
- 本令中高ニ關スル規定、社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ適用セズ
- 第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ對シ住居地域内ニ於テハ十分ノ六、商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十四條ノ二 行政官廳ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ必要ト認めルトキハ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル建築物ノ敷地内ニ存セシムベキ空地ノ最小



限度ヲ定ムルコトヲ得

第十四條ノ三 都市計畫區域内ニ於テ第十一條ノ規定ニ依リ建築物ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定ムル場合又ハ前條ノ規定ニ依リ建築物ノ敷地内ニ存セシムベキ空地ノ最小限度ヲ定ムル場合ニ於テハ行政官廳ハ之ヲ都市計畫委員會ノ議ニ付スベシ

第十五條 本令ニ於テ建築面積トハ建築物ノ水平斷面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上ニメートル以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サス

軒、庇、枯出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト一メートルヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ一メートルヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス

第十四條ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平斷面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

第十六條 本令ニ於テ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

第十六條ノ二 建築物ノ敷地ガ二以上ノ地域、地區又ハ第十四條ノ二ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ニ跨ル場合ニ於テ第一條乃至第三條、第十四條又ハ第十四條ノ二ノ規定ノ適用ニ關シテハ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

一 地域ノ又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

二 美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

三 建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

四 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ變更又ハ除却ヲ命ジタル場合

五 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關ル規定ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命ジタル場合

第十八條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

第十九條 前二條ノ規定ニ依リ損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セラレタル者之ヲ命セラレタル日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體トハ同法第二十三條ノ規定ニ依リ同法適用區域ノ屬スル市町村トス

第二十一條 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査會之ヲ裁定ス

第二十二條 補償審査會ハ第二十條ノ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體毎ニ之ヲ置ク

第二十三條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 關係各廳高等官 四人

二 前條第一項ノ公共團體ノ吏員 二人

三 前號ノ公共團體ノ議會ノ議員 四人

四 學識經驗アル者 二人

五 高架工作物内ニ設ケル倉庫、店舖ノ類

第二十九條 博覽會建築物、觀覽場ノ飾門、飾塔、足代、棧橋其ノ他ノ假設建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第二條乃至第六條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第二十九條ノ二 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官廳支障ナシト認ムルトキハ同法第八條、第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存續期限ヲ附シ假設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第三十條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政官廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

第三十一條 第四條乃至第十四條ノ三ノ規定ハ市街地建築物法適用區域ニシテ内務大臣ノ指定スルモノニ之ヲ適用セス

附則 本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年十二月一日ヨリ施行)

附則 (昭和九年勅令第三百四十號)

本令ハ昭和九年法律第四十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十年二月一日ヨリ施行)

大正九年勅令第五百四十號ハ之ヲ廢止ス

市街地建築物法施行規則

大正九年十一月九日 內務省令第三十七號

改正 大正十一年內務省令第二一號、一二年第二六號、一三年第一五號、第三〇號、一四年第一號、一五年第五三號、昭和七年第一號、九年第三八號

市街地建築物法施行規則左ノ通定ム

市街地建築物法施行規則

前項第一號、第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之ヲ命ジ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 補償審査會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至第三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ互ニ建築事務所ニ關シテハ關係補償審査會合同シテ會議ヲ開クヘシ

第二十五條 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第二十六條 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十六條ノ二 建築物ノ敷地ヲ造成スル爲ニスル擁壁ニ對シテハ市街地建築物法第九條、第十二條、第十五條乃至第二十二條及第二十五條ノ規定ヲ準用ス

第二十七條 市街地建築物法ハ國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用ヲ受ケル建築物ニ付テハ適用セス

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳支障ナシト認ムルモノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

一 鳥居、形像、紀念門、紀念塔ノ類

二 交通信號塔、公共便所ノ類

三 陸橋ノ類

四 地下停車場ノ類



第一章 通則

- 第一條 本則ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル
- 一 居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ
- 二 支關、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、暗室ノ類ハ居室ト看做サス
- 三 地階トハ其ノ床面地盤面下ニ在ル階ヲ謂フ但シ天井高ノ三分ノ二以上カ地盤面上ニ在ル階ハ之ヲ第一階ト看做ス
- 四 屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ但シ地方長官其ノ構造、用途、床面積其ノ他ノ狀況普通階ト大差ナシト認ムルモノヲ除ク
- 五 床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ
- 六 階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其ノ天井高ヲ謂フ
- 七 天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ
- 八 一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除キタルモノヲ謂フ
- 九 外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁體ヲ謂フ
- 十 間壁トハ建築物ノ内部ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ
- 十一 (削除)
- 十二 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、石棉盤、瓦、金屬、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰ノ類ヲ謂フ
- 十三 耐火材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類ヲ謂フ
- 十四 石造トハ石造、人造石造及「コンクリート」造ヲ謂フ
- 十五 壁體ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
- イ 厚一尺以上ノ煉瓦造又ハ石造

- ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造
- ハ 厚一尺以上ノ孔煉瓦造、厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、ホロアロツク」造、厚五寸以上ノ鐵筋「コンクリート」、アロツク」造ノ類ニシテ地方長官本號イ又ハロニ規定スル壁體ト同等以上ノ耐火の効力アリト認ムルモノ
- 十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
- イ 鐵筋「コンクリート」造
- ロ 鐵骨チ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
- ハ 煉瓦造又ハ石造
- ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類
- ホ 鐵骨チ有シ「メタルラス、コンクリート」、網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十五 柱ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
- イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造
- ロ 鐵筋「コンクリート」造
- ハ 鐵柱ニシテ耐火のニ有效ナル被覆チ爲シタルモノ
- ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ
- 十六 階段ノ耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
- イ 鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
- ロ 鐵骨チ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造
- ハ 鐵造
- 十七 防火戸ハ甲種防火戸及乙種防火戸ノ二種トス
- 甲種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
- イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一・五ミリメートル以上ノモノ
- ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三・五センチメートル以上ノモノ

- ハ 厚十五センチメートル以上ノ土藏扉
- ニ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ
- 乙種防火戸トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
- イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚一・五ミリメートル未滿ノモノ
- ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚三・五センチメートル未滿ノモノ
- ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分チ厚三センチメートル以上ノ「モルタル」、漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ
- ニ 其ノ他地方長官前各號ニ準ズト認ムルモノ
- 十八 (削除)
- 十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準ズル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ
- 二十 大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ
- 二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ
- 第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算方法、呼稱等ニ付疑義ヲ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス
- 第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常ニ有效ニ保持スヘシ
- 第二章 建築物ノ敷地及高
- 第四條 建築物ノ敷地ハ長二メートル以上道路敷地ニ接セシムベシ
- 地方長官ハ土地ノ情態、建築物ノ用途其ノ他ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定チ爲スコトヲ得
- 第五條 削除

- 第六條 裝飾塔、物見塔、屋簷、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第九條ノ適用ニ關シ其ノ部分ノ高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セズ但シ其ノ算入セザル部分ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ズ昇降機塔ニ付テハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ五分ノ一ヲ九メートル迄増加スルコトヲ得
- 第三章 建築物ノ構造設備
- 第一節 一般構造設備
- 第七條 建築物ノ敷地ハ其ノ接スル道路境界ニ於ケル路面ヨリ高カラシメ建築物ノ床下ノ地盤面ハ周圍ノ地盤面ヨリ高カラシムベシ但シ建築物ノ用途又ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官本條ノ規定ニ依リ難シト認メ又ハ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 建築物ノ敷地濕潤ナルトキ、出水汎溢ノ虞アルモノナルトキ又ハ塵芥ノ類ヲ以テ埋立テラレタルモノナルトキハ地方長官ハ地盤面ノ地揚高、建築物ノ床高又ハ地盤ノ改良等ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分チ爲スコトヲ得
- 第九條 建築物ノ敷地ニハ其ノ敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排泄又ハ處理スヘキ適當ナル設備チ爲スヘシ
- 第十條 下水溝、下水管、溜槽ノ類ハ防水材料又ハ當該官吏又ハ吏員ノ承認スル材料ヲ以テ構造スヘシ
- 第十一條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ニ對シ汚物溜チ設ケムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ
- 汚物溜ハ防水材料ヲ以テ構造シ適當ナル防水裝置チ施シ且覆蓋チ設ケヘシ
- 第十二條 便所、畜舎等ヨリ排出スル汚物ハ地方長官ノ指定スル下水道ニ



非サレハ之ヲ放流スヘカラス但シ地方長官ノ承認スル汚物處理槽ヲ設ケ  
ルトキハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ下水道ノ設備アル地區ニシテ地方長官特ニ指定スル區域内ニ在リ  
テハ便所ハ汲取便所ト爲スヘカラス

第十三條 汲取便所ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ  
一 糞尿溜、尿樋、糞尿壺及其ノ上口周圍ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ造ル  
コト

二 床下ニ於テハ耐水材料ヲ以テ他ノ部分ト遮斷スルコト  
三 汲取口ハ密閉シ得ル装置ヲ爲シ地盤面ヨリ十センチメートル以上高  
カラシメ且之ヲ直接道路ニ面セシメザルコト

第十四條 井戸ト汲取便所及汚物溜トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムヘシ但  
シ地方長官其ノ構造設備又ハ土地ノ狀況ニ依リ衛生上支障ナシト認メタ  
ルトキハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ井戸、汲取便所又ハ汚物溜ノ位置、構造、設備等ニ關シ前三  
條及前項ノ外必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命スルコトヲ得

第十五條 建築物ノ壁體ニシテ直接土壤ニ接觸スル部分ハ耐水材料ヲ以テ  
構造スヘシ但シ門、障扉其ノ他輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 居室ノ床地盤面下ニ在ル建築物ニ在リテハ最下階ノ居室ノ床又  
ハ其ノ床下ハ耐水材料ヲ以テ構成シ其ノ壁體及床下ニハ適當ナル防濕方  
法ヲ施スヘシ

第十七條 居室ノ床高ハ一尺五寸以上ト爲スヘシ但シ床又ハ床下ニ「コン  
クリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
居室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講スヘシ

第十八條 居室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ  
第十九條 居室ハ其ノ室面積ノ十分ノ一以上ノ有效面積ヲ有スル窓又ハ之

第二十條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當  
スル面積ヲ開放シ得ヘカラスムヘシ但シ之ニ代ルヘキ適當ノ換氣裝置ア  
ルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條第四項、第六項及第七項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス

第二十一條 特殊ノ用途ニ充ツル居室ニシテ已ムヲ得サルモノハ地方長官  
ノ許可ヲ受ケ第十七條第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十二條 浴室及便所ニハ採光換氣ノ爲直接外氣ニ面シ適當ナル窓ヲ設  
ケ又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 地方長官ハ建築物ニ對シ防疫上必要ナル防鼠其ノ他ノ設備ヲ  
命スルコトヲ得

第二十四條 出入口及窓ノ扉ハ路面上三メートル以上ニ在ルモノヲ除クノ  
外閉閉ノ際ト雖建築線ヨリ突出セザル構造ト爲スベシ

第二十五條 階段ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ但シ特殊ノ用途ニ供ス  
ルモノハ此ノ限ニ在ラス  
一 階段及踊場ノ幅ハ内法七十五センチメートル以上ト爲スコト  
二 蹴上二十三センチメートル以下踏面十五センチメートル以上ト爲ス  
コト但シ多人數ノ使用ニ供スルモノハ蹴上十八センチメートル以下踏  
面二十六センチメートル以上ト爲スコト  
三 高四・五メートルヲ超ユルモノニ在リテハ高四・五メートル以内毎  
ニ踊場ヲ設ケルコト

階段ノ用途又ハ構造ニ依リ危險ナリト認ムルトキハ地方長官ハ前項ノ規  
定ニ拘ラズ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 地方長官保安上必要ト認ムルトキハ階段ノ設置ヲ命シ又ハ其  
ノ配置若ハ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非サルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スヘシ但

ニ代ルヘキ採光面ヲ有スヘシ  
前項ノ採光面幅三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其採光面積ノ二分ノ一ヲ  
有效面積ト看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サス  
第一項ノ採光面積ハ左ノ各號ニ該當スル部分ニ限り有效ナルモノト看  
做ス但シ道路、公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在  
ラス

一 其ノ部分ヨリ直上屋根面(直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ)ニ  
至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ二  
倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍半ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ  
四倍半ヲ超過セザルコト

二 其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内  
ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍半ヲ、  
住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍半ヲ超過セザルコト但シ其ノ部分ヲ  
含ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ對  
向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍半ヲ、住居地域  
及商業地域外ニ於テハ四倍半ヲ超過セザルコトキハ此ノ限ニ在ラス

軒、庇其ノ他著シク採光ヲ妨ケルモノアリト認メ又ハ衛生上特別ノ必要  
アリト認ムルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ增加其ノ他適當  
ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第一項ノ適用ニ於テ天窓ハ地方長官ノ認定ニ依リ其ノ面積ヲ三倍迄ニ換  
算スルコトヲ得

第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ノ部分ハ其ノ上端ヲ  
床面上五尺七寸以上ト爲スヘシ

隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切りタル二室ハ本條ノ適用ニ關シ  
之ヲ一室ト看做ス

シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セムトスルトキハ地方長官ノ許  
可ヲ受ケルベシ

瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棧瓦ノ類ヲ使用シ又ハ瓦ヲ野地ニ緊結スヘシ  
神社建築物ノ屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ  
狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ區域ヲ指定シ第一  
項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第二十八條 地方長官ハ物干、物見臺等屋上工作物ニ關シ必要ナル規定ヲ  
設ケルコトヲ得

第二十九條 建築面積二百坪以上ノ建築物ニハ建築面積二百坪以内毎ニ防  
火壁ヲ設ケヘシ但シ外壁、床、屋根、柱及階段耐火構造ナルトキ若ハ壁  
體、床、屋根、天井、小屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラレタルモ  
ノナルトキ又ハ地方長官其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認ムルトキ若ハ土  
地ノ狀況ニ依リ特ニ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 地方長官ハ建築物ノ配置、構造又ハ用途ニ依リ危險ナリ  
ト認ムルトモノニ付防火壁ノ設置其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命スルコト  
ヲ得

第三十條 前二條防火壁ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ  
一 耐火構造ト爲スコト

二 兩端ハ外壁ニ達スルコト但シ木造建築物ニ在リテハ之ニ近接スル木  
部ヨリ一尺以上屋外ニ突出セシムルコト

三 上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ一尺五寸以上屋上ニ突出セシムルコト但  
シ耐火構造ノ屋根ニ在リテハ屋上ニ突出セシメサルコトヲ得

四 各開口ノ幅及高ハ九尺以下ニシテ甲種防火戸ノ設備ヲ有スルコト但  
シ特殊ノ用途ニ充ツル建築物ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ幅及高



- 第十二尺迄ト爲スコトヲ得
- 五 凹壁溝ヲ設クル場合ト雖モ其ノ部分ハ壁厚ハ煉瓦造及石造ニ在リテハ七寸以上、鐵筋「コンクリート」造ニ在リテハ三寸五分以上ト爲スコト
- 第三十一條 防火壁アル建築物ニ於テ屋窓、裝飾塔等ノ屋上突出部木造ニシテ延燒ノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ構造ニ對シ防火上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第三十二條 木造又ハ木骨造建築物ノ防火壁ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ
- 第三十三條 壁附煙爐ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ
  - 一 爐胸ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建築物ニ在リテハ上部ヲ積出シテ爲サ、ルコト
  - 二 薪炭ヲ使用スル壁附煙爐ニ在リテハ焚口下及其ノ前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其ノ他ノ壁附煙爐ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其ノ下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取付ケサルコト
  - 三 壁附煙爐ノ煙突ニシテ屋内ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」、石、煉瓦ノ類ヲ以テ構造シ外壁ノ厚ハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上、其ノ他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメント」、モルタル」ヲ以テ塗ルコト
  - 四 煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其ノ屈曲部ニ掃除口ヲ設クルコト
- 第三十四條 木造又ハ木骨造建築物ノ壁附煙爐ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ
- 第三十五條 煙爐、竈、風呂竈ノ類ノ煙突ノ屋上突出部ノ其ノ最短部ニ於

- テ二尺以上ト爲スヘシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲サ、ル限リ三尺以上ト爲スヘカラス
- 第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムヘシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同シ
- 第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セサル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スヘシ
- 第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スヘシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ボス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得
- 第四十條 汽罐、營業用風呂竈其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ附屬スル煙突ノ高及口徑ニ付テハ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ地方長官之ヲ定ム
- 第四十條ノ二 地方長官ハ汽罐其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ對シ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ煤煙ヲ發散セサル裝置ノ設備ヲ命スルコトヲ得
- 第四十一條 汽罐、風呂竈ノ類ノ焚場及灰捨場ニ對シ地方長官防火上必要ナル構造設備ヲ命スルコトヲ得
- 第四十一條ノ二 市街地建築物法施行令第三條第二號ロ又ハニノ物品ノ陳列場又ハ藏置場ニ對シテハ地方長官其ノ配置、構造及設備ニ付防火上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得
- 第四十二條 高六十五尺ヲ超過スル建築物ニハ適當ナル避雷設備ヲ爲スヘシ但シ地方長官土地ノ狀況又ハ建築物ノ種類ニ依リ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 第四十三條 高六十五尺又ハ軒高五十尺ヲ超過スル建物ハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部耐火構造ト爲スヘシ但シ壁體、床、屋根、天井、小屋、柱及階段不燃材料ヲ以テ構成セラレタルモノニシテ地方長官支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十三條ノ二 地方長官ハ建築物ノ一般構造設備ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第四十三條ノ三 市街地建築物法施行令第二十九條及第二十九條ノ二ノ建築物ニ付テハ地方長官支障ナシト認ムルトキハ本則第三章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得
- 第二節 構造強度
  - 第一 概則
  - 第四十四條 構造用「コンクリート」及「モルタル」ノ原料ト爲スヘキ「セメント」ハ商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ規定ニ依リ合格シタルモノナルコトヲ要ス
  - 構造用鋼材ハ商工省告示日本標準規格第二十號ノ規定ニ依ル品質以上ノモノナルコトヲ要ス
  - 第四十五條 建築物ノ基礎ニ使用スル木材ハ常水面下ニ在ルコトヲ要ス但シ規模小ナル建築物又ハ短期間使用ノ建築物ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
  - 第四十六條 主要ナル構造用木材ニシテ石、煉瓦、「コンクリート」、土ノ類ニ積込ム部分又ハ之ニ接スル部分ニハ防腐方法ヲ施スヘシ但シ木造建築物ノ眞壁ニ接スル木部ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
  - 第四十七條 地方長官ハ建築物ノ構造強度ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノ、外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二 木構造及木骨構造

- 第四十八條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナルモノハ「ホール」ト稱其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊著スヘシ
- 第四十九條 建物ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スヘカラス但シ適當ナル防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第五十條 掘立ニ非サル柱ノ下部ニハ土臺又ハ脚固ヲ使用スヘシ但シ柱ヲ其ノ基礎ニ緊著シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第五十一條 石、煉瓦其ノ他ノ腰積ヲ有スル建物ハ之ヲ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ腰積ニ緊結スヘシ
- 石、煉瓦、「コンクリート」ノ類ノ東ヲ以テ前項ノ腰積ニ代フルモノハ其ノ構造ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ
- 第五十二條 建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ燧材ヲ使用スヘシ
- 第五十三條 柱ノ小徑ハ土臺、脚固、脚差、梁、桁其ノ他ノ主要構材間ノ距離ニ對シ三階建ノ第三階、二階建ノ第二階又ハ平屋建ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ、三階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十二分ノ一ヲ下ルヘカラス但シ底ノ支柱其ノ他輕微ナル荷重ヲ承クルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 屋根ヲ金屬板、石盤又ハ石綿盤ノ類ヲ以テ覆葺スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ三十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ三十分ノ一、二十分ノ一ヲ二十五分ノ一ト爲スコトヲ得
- 木骨石造、木骨煉瓦造及土藏造ニ在リテハ第一項ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ二十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ二十二分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十分ノ一トス



- 第五十四條 柱ニシテ其ノ必要ナル断面積ノ三分ノ一以上ヲ缺取ル場合ニハ其ノ部分ヲ補強スヘシ
- 第五十五條 建物ニハ適當ニ筋違又ハ方杖ヲ設ケヘシ
- 第五十六條 (削除)
- 第五十七條 建築物ノ敷地ノ地盤堅牢ナルトキ又ハ規模小ナル建築物ハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第五十條及第五十二條ノ規定ニ依ラザレコトヲ得
- 第三 石構造、煉瓦構造及「コンクリート」構造
- 第五十八條 石、煉瓦其ノ他之ニ類スル材料ヲ以テ築造スル建築物ノ部分ハ「セメント」入「モルタル」ヲ用井テ組積スヘシ但シ高三尺以下ノ牆壁其ノ他構造ノ輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第五十九條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキ下階ノ壁厚ハ其ノ上階ノ壁厚ヨリ小ナルヘカラス
- 第六十條 石造又ハ煉瓦造壁體ノ壁厚ハ之チ一尺未滿ト爲スヘカラス
- 第六十一條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁長三十尺ヲ超過スヘカラス
- 壁厚特ニ大ナルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 壁長ハ其ノ壁體ニ接著スル對隣壁ノ接著部分ノ中心距離ヲ以テ之チ度ル
- 地方長官適當ト認ムル補強方法ヲ施シタル控壁ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ對隣壁ト看做ス
- 壁高ハ其ノ壁體ノ接著スル地盤面ヨリ之チ度ル
- 第六十二條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁頂ニ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ設ケヘシ

- 第六十三條 建物ノ外壁煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ左ノ規定ニ依ルヘシ
  - 一 長十八尺以下ノモノニ在リテハ一尺以上ト爲スコト
  - 二 長十八尺ヲ超過シ三十尺以下ノモノニ在リテハ一尺三寸以上ト爲スコト
- 第六十四條 煉瓦造間壁ノ厚ハ前條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得
- 第六十五條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ或ル階ニ於ケル出入口、窓其ノ他ノ開口ノ幅ノ總和ノ壁長ノ二分ノ一ヲ超過スルトキハ其ノ壁厚ハ前二條ノ厚ニ三寸ヲ加フヘシ但シ其ノ壁體ニ幅三尺以上ノ柱形(控壁ヲ含ム以下同シ)ヲ有スル場合ニ於テ其ノ柱形間及之ト對隣壁トノ中心距離十五尺以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六十六條 建物ノ壁體煉瓦造ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニハ各階ノ壁厚ハ第六十三條及第六十四條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得
  - 一 其ノ階ノ床及其ノ階ノ直上階ノ床又ハ屋根鐵筋「コンクリート」造ナルトキ
  - 二 地方長官適當ト認ムル控壁、鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁其ノ他ノ補強方法アルトキ
- 第六十七條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ第六十三條乃至第六十六條ノ規定ニ拘ラス其ノ階高ノ十五分ノ一未滿ト爲スヘカラス
- 第六十八條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ階高ノ四分ノ三以上ノ高ヲ通シテ壁體ニ整壁溝ヲ設ケル場合ニハ其ノ壁溝部ノ壁厚ハ第六十條、第六十三條乃至第六十七條ノ厚ノ三分ノ二未滿ト爲スヘカラス
- 橫壁溝ハ深三寸長九尺ヲ超過スヘカラス
- 第六十九條 煉瓦造壁體ニ於ケル出入口及窓相互間ノ直上垂直距離ハ二尺以上ト爲スヘシ但シ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スコトキハ此ノ限ニ在ラス

- 第七十條 煉瓦造二重壁ニ於テハ其ノ一方ノ壁ハ第五十九條乃至第六十九條ノ規定ニ依ルヘシ
- 第七十一條 建物ノ壁體「コンクリート」造ナルトキハ第六十三條乃至第七十條ノ適用ニ關シ之チ煉瓦造ト看做ス
- 第七十二條 建物ノ壁體「コンクリート」造以外ノ石造ナルトキ其ノ厚ハ第六十三條乃至第六十五條及第六十七條ノ厚ニ其ノ十分ノ二ヲ加フヘシ
- 第六十六條及第六十八條乃至第七十條ノ規定ハ之チ前項ノ壁體ニ準用ス
- 第七十三條 貼石、貼瓦ノ類ハ之チ壁厚ニ算入セス
- 第七十四條 鐵骨造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ於ケル石、煉瓦、「コンクリート」等ノ帳壁ニハ第五十九條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス
- 第七十五條 高十二尺未滿ノ間壁其ノ他構造上輕微ナル壁體ニ對シテハ第六十條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス
- 第七十六條 石造又ハ煉瓦造ノ牆壁ハ特殊ノ補強方法ヲ施シタル場合ノ外左ノ規定ニ依ルヘシ
  - 一 壁厚ハ其ノ部分ヨリ壁頂迄ノ垂直距離ノ十分ノ一以上ト爲スコト
  - 二 (削除)
  - 三 長二間未滿毎ニ適當ナル控壁ヲ設ケルコト但シ其ノ壁厚第一號ノ規定ノ最小限ノ一倍半以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第七十七條 同一建築物ノ壁體二種以上ノ構造ヨリ成ルトキハ其ノ壁長及壁厚ニ付テハ地方長官之チ定ム
- 第七十八條 切妻壁體又ハ高三尺ヲ超過スル扶欄若ハ扶壁ハ石造又ハ煉瓦造ト爲スヘカラス但シ切妻壁體ニシテ其ノ頂部ヲ鐵筋「コンクリート」造屋根ニ緊結シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 第七十九條 張間五尺以上ノ開口上ニ架スル石造又ハ煉瓦造ノ迫持ハ其ノ迫高ヲ張間ノ十分ノ一以上ト爲スヘシ但シ適當ナル補強ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第八十條 壁體ノ隅角、蛇腹、窓、出入口脇其ノ他之ニ類スル部分ニ使用スル石、人造石ノ類ハ適當ナル方法ヲ以テ之チ其ノ接スル壁體ノ部分ニ緊結スヘシ
- 第八十一條 石造又ハ煉瓦造ノ枯出窓、枯出縁等ニ在リテハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ
- 第四 鐵構造及鐵骨構造
- 第八十二條 (削除)
- 第八十三條 建物ノ構造ニ使用スル鋼又ハ鍊鐵ノ主要ナル構材ノ接合ニハ地方長官已ムテ得ズト認ムル場合又ハ支障ナシト認ムル場合ノ外「リベット」ヲ使用スヘシ
- 接合用「リベット」又ハ「ボルト」ノ中心距離ハ其ノ直徑ノ二倍半未滿ト、其ノ中心ト材端トノ距離ハ其ノ直徑ノ一倍半未滿ト爲スヘカラス
- 第八十四條 建物ノ構造ニ使用スル鐵柱ハ其ノ斷面ノ最小二次率半徑ヲ其ノ主要ナル支點間距離ニ對シ鋼又ハ鍊鐵ニ在リテハ百五十分ノ一以上ト、鐵柱ニ在リテハ七十五分ノ一以上ト爲スヘシ
- 柱以外ノ應壓鋼材又ハ應壓鍊鐵材ニ在リテハ前項ノ百五十分ノ一チ二百分ノ一トス
- 第八十五條 鋼柱又ハ鍊鐵柱ノ接合ニハ其ノ小ナル柱ト同等以上ノ強ヲ有スル添板ヲ用弁柱ノ全應力ヲ傳フルニ足ルヘキ數ノ「リベット」ヲ使用スヘシ
- 第八十六條 鐵骨造建物ニ於ケル主要ナル柱ハ之チ基礎ニ緊結スヘシ
- 第八十六條ノ二 鐵骨造建物ニ在リテハ梁其ノ他ノ橫架材ト柱トノ接合ニ



ハ適當ナル方杖、腰板ノ類ヲ使用シ之ヲ緊結スヘシ但シ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケタル部分ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第八十六條ノ三 鐵骨造建物ニハ適當ニ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケヘシ

第八十七條 鐵骨造建物ノ帳壁ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 鐵骨ニ緊結スルコト
- 二 「ホロタイル」ノ類ヲ使用セザルコト但シ間壁ニシテ適當ナル補強ヲ施シタル場合又ハ堅牢ナル壁體ノ表積若ハ裏積トシテ適當ニ之ニ連結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五 鐵筋「コンクリート」構造

第八十八條 鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル「コンクリート」ハ左ノ規定ニ依ルヘシ但シ其ノ用途ニ依リ已ムテ得且構造上支障ナキモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第三號ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

- 一 砂、砂利又ハ碎石ハ泥土、鹽分、有機物等ヲ含マザルモノナルコト
- 二 砂利又ハ碎石ハ硬質ニシテ二センチメートル二分ノ一目標ヲ通過シ且鐵筋相互間及鐵筋ト假構トノ間ヲ自由ニ通過スルモノナルコト
- 三 煉瓦屑、石炭燼ノ類ハ之ヲ使用セザルコト
- 四 軟度ハ均質ナル「コンクリート」ヲ得ルニ適當ナルモノナルコト

第八十九條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テハ鐵筋ノ兩端ヲ他ノ構造部ニ緊結スルカ又ハ之ヲ曲ケテ適當ニ「コンクリート」中ニ碇著スヘシ

第九十條ノ二 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル主筋ノ繼手ノ長ハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト爲スヘシ

第九十條ノ一 鐵筋「コンクリート」ノ主要ナル梁ニハ全張間ニ涉リ複筋及

鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ非サル煙突ニシテ高三十尺ヲ超過スルモノニ在リテハ鐵材ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ

第九十六條 削除

第九十七條 煙突ノ構造上必要ナル支線ト地盤トノ接著ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控抗若ハ適當ナル防腐方法ヲ施シタル木杭ニ緊著スヘシ

第九十八條 土管煙突ハ高三十尺ヲ超過スヘカラス但シ堅固ナル鐵製支柱

緊筋ヲ配置スヘシ

第九十一條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 主筋ハ四本以上タルコト
- 二 緊筋ノ中心距離ハ一尺以下トシ且主筋直徑ノ十五倍ヲ超過セザルコト
- 三 柱ノ小徑ハ其ノ主要支點間距離ノ十五分ノ一以上ナルコト
- 四 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有效斷面積ニ對シ八十分ノ一以上ナルコト但シ地方長官構造強度上支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十一條ノ二 第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ之ヲ鐵筋「コンクリート」造建物ニ準用ス

第九十二條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ主筋ニ對スル「コンクリート」ノ被覆厚ハ版ニ在リテハ二種未滿ト、梁及柱ニ在リテハ三種未滿ト、基礎ニ在リテハ五種未滿ト爲スヘカラス

第九十三條 鐵筋「コンクリート」ノ床、屋根其ノ他ノ橫架材ノ上ニ假構ヲ設ケルトキハ其ノ假構ヲ除去スルニ先チ其ノ下階ノ主要假構ヲ除去スヘカラス但シ「コンクリート」施工後二月ヲ經過セルモノ又ハ特ニ當該官吏

第九十四條 高十二尺未滿ノ塔壁其ノ他建築上輕微ナルモノニ在リテハ當該官吏又ハ吏員ノ承認ヲ受ケ第八十八條乃至第九十二條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第九十五條 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セザル構造ト爲スヘシ但シ假設ノ煙突ニシテ地方長官支障ナシト認メ存續期限ヲ附シ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六 獨立煙突

第九十五條 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セザル構造ト爲スヘシ但シ假設ノ煙突ニシテ地方長官支障ナシト認メ存續期限ヲ附シ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

ナ有スルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ高五十尺迄ト爲スコトヲ得

第九十九條 土管煙突ハ其ノ接合部ニ「モルタル」ヲ用井支枠ニ緊結スヘシ

第一百條 第九十五條及第九十八條ノ適用ニ關シテハ煙突ノ高ハ之ニ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第七 強度計算

第一百一條 強度計算ニ適用スル各種材料ノ重量ノ最小限左ノ如シ

材	料	重	量 (坩)
煉瓦積		一立方米ニ付	一九〇〇・〇
花崗岩及安山岩		一立方米ニ付	二五〇〇・〇
砂利又ハ碎石ヲ凝元體トセル「コンクリート」及鐵筋「コンクリート」		一立方米ニ付	二三〇〇・〇
松		一立方米ニ付	五七〇・〇
杉、檜、樺、「オレゴンパイン」、北海道松ノ類		一立方米ニ付	四六〇・〇
鋼		百立方糎ニ付	〇・七八五
瓦葺(葺土ヲ除ク)		一平方米ニ付	六〇・〇
葺土、壁土及漆喰		一立方米ニ付	一六〇〇・〇

第一百一條ノ二 強度計算ニ於ケル地震ノ水平震度ハ之ヲ〇・一以上ト爲スヘシ但シ地方長官建築物ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ増加ヲ命シ又ハ其ノ低下ヲ許可スルコトヲ得

第一百一條 強度計算ニ於テ建築物ノ各部分ニ生スヘキ應力度ハ各種材料ニ付左ノ限度ヲ超過スヘカラス

材	料	應力度
	(一) 平方糎ニ付坩	應力度
	(二) 平方糎ニ付坩	應力度
	(一) 平方糎ニ付坩	應力度
	(二) 平方糎ニ付坩	應力度



檜、 松	檜、 松	「オレゴンパイン」	七五〇	九〇〇	九〇〇
杉、 北海 道松 ノ類	杉、 北海 道松 ノ類	五〇〇	六五〇	七五〇	七五〇
花 崗 岩	花 崗 岩	一一〇〇	五〇〇	六五〇	五〇〇
硬 質 安 山 岩	硬 質 安 山 岩	八〇〇	五〇〇	六五〇	五〇〇
煉 瓦	煉 瓦	二二〇	五〇〇	六五〇	五〇〇
「コ ン グ リ ー ト」 セ メ ン ト	「コ ン グ リ ー ト」 セ メ ン ト	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
砂 利 又 ハ 碎 石	砂 利 又 ハ 碎 石	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
軟 鋼	軟 鋼	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
鍊 鐵	鍊 鐵	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
鑄 鐵	鑄 鐵	八五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

前表ニ於ケル「コンクリート」ノ割合割合ハ容積ヲ以テシ「セメント」ハ千五百キログラムヲ以テ一立方メートルス  
品質特ニ劣等ナリト認ムルモノニ對シテハ地方長官ハ第一項ノ限度ヲ低キ「コンクリート」ノ應力度ハ左ノ限度ヲ超過スベカラズ

應力度 (一平方寸ニ) 付託	應張力度 (一平方寸ニ) 付託	應剪力度 (一平方寸ニ) 付託
且 應力度ノ三分ノ一	且 應張力度ノ三分ノ一	且 應剪力度ノ三分ノ一
七〇〇	七〇〇	七〇〇

ニ付九十キログラム以上ノ應力度ヲ有スルモノタルベシ  
第一項ノ應力度ハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スベカラズ但シ適當ナル試験方法ニ依リ「コンクリート」ノ強度ヲ試験シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

$$F = \frac{2K}{20x}$$

F 「コンクリート」ノ應力度  
K 商工省告示日本標準規格第二十八號又ハ第二十九號ノ試験方法ニ依リ試験セル砂入「セメント」ノ四週間後ノ應力度  
x 水ト「セメント」ノ重量比

七前項ノ應力度ヲ減ズルモノトス  
地方長官ハ第三項ノ適用ニ關シ「コンクリート」ノ割合ニ付必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命ズルコトヲ得  
第二百二條ノ三 地方長官必要ト認ムルトキハ建築材料ノ提出又ハ強度試験ノ施行ヲ命ズルコトヲ得  
第二百三條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於テハ鐵ト「コンクリート」トノ彈率比ヲ十五ト爲スヘシ  
第二百四條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於ケル應力度ハ一平方寸ニ付七斤ヲ超過スヘカラス但シ異形鐵筋ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ形狀ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ十斤迄ト爲スコトヲ得  
第二百五條 強度計算ニ適用スル各種床動荷重ノ最小限左ノ如シ

床	種	類	動 荷 重 (一平方米ニ付託)
住 家			二五〇
事務室、病院ノ類			三七〇
學 校			四二〇
集會所、劇場、寄席ノ類			五〇〇
商品陳列室、陳列館ノ類			五五〇

倉庫、書庫、作業場等ニ付テハ其ノ實況ニ應スル適當ナル動荷重ニ依ルヘシ  
本條ノ動荷重ハ其ノ實況ニ應シ小梁ニ對シテハ其ノ十分ノ一以内チ、大梁ニ對シテハ其ノ十分ノ二以内チ、柱ニ對シテハ其ノ十分ノ三以内チ、震力計算ニ關シテハ其ノ十分ノ五以内チ減スルコトヲ得但シ倉庫、書庫、

集會室、劇場、陳列室等ニ對シテハ本項動荷重ノ輕減ヲ爲スコトヲ得ス  
第六條 杭打基礎ニ於ケル杭ニ對スル荷重ハ墜錘ヲ使用スル場合ニ在リテハ左式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス